

みんなで作る伝統、未来 水彩都市・江東

江東区長期計画の展開

2019



スポーツと人情が熱いまち

江東区

「江東区長期計画の展開2019」策定にあたって

本区は、基本構想に定める区の将来像「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」の実現に向け、平成22年3月にまちづくりと区政運営の具体的指針である長期計画を策定し、区民の皆さんとともに、全ての人が生き生きと暮らせるまちの実現に取り組んできました。

長期計画の折り返し地点を迎えた平成27年3月には、社会経済情勢の変化や多様化する区民ニーズに的確に対応するため、長期計画（後期）を策定いたしました。その長期計画（後期）もいよいよ最終年度を迎えます。

この「江東区長期計画の展開2019」は、長期計画（後期）を着実に実施するため、行政評価及び社会状況の変化等に基づく新たな事業展開や既存事業の見直し等についてお示しし、未来の江東区づくりに向けた区政の最新の方向性を明らかにするものです。

本区の区政運営やまちづくりに極めて大きな影響を及ぼす「築地市場の豊洲移転整備」及び「中央防波堤埋立地の帰属」の重要課題では、区民・区議会のご理解ご協力のもと、本区の揺るぎない強い姿勢を示しております。また、開催が近づく東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の準備のほか、南部地域のまちづくりや緑化の推進、保育待機児童の解消、高齢者・障害者福祉の推進など、本区を取り巻く諸課題は多岐にわたっています。

このため、「江東区長期計画の展開2019」では、長期計画（後期）で掲げた重点プロジェクトや主要事業を着実に推進するとともに、施策の日標を実現するための新たな取り組みについても意欲的に展開していくこととしています。一方で、外部評価を取り入れた行政評価システムの活用により、施策・事務事業の見直しを行うなど、効果的・効率的な行財政運営の実現にも努めてまいります。

また、今後も「SPORTS & SUPPORTS KOTO City in TOKYO スポーツと人情が熱いまち 江東区」のブランドコンセプトを踏まえ、本区の魅力を国内外に積極的・戦略的に発信してまいります。

平成から新たな時代が変わろうとしている今、長期計画の集大成として着実な目標達成を目指すべく、「意欲」「スピード」「思いやり」を持ち、「チーム江東」一丸となって50万都市・江東の発展に邁進してまいります。区民の皆様におかれましても、未来の江東区のまちづくりに向け、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成31年3月

江東区長
山崎孝明

目 次

第1章 はじめに	1
第2章 財政計画	3
第3章 重要課題・重点プロジェクト	7
I 重要課題	8
1. 築地市場の豊洲移転整備	8
2. 中央防波堤埋立地の帰属	9
II 重点プロジェクト	11
1. オリンピック・パラリンピック開催への準備	11
2. 南部地域における公共施設の整備	12
3. 緑化・温暖化対策の推進	13
4. 子育て・教育環境の整備	14
5. 高齢者・障害者関連施設の整備	15
6. 南北交通の利便性の向上	16
7. 災害に強いまちづくりの推進	17
第4章 主要事業	19
第5章 新たな取り組み等 （平成31年度当初予算）	73
第6章 平成30年度行政評価	81
1. 行政評価システムの概要	83
2. 大綱別総括評価（外部評価）	87
3. 施策評価	127
4. 事務事業評価	227
5. 事業の見直し（平成31年度当初予算）	251
6. 参考資料	255

第1章

はじめに

本区は、平成 22 年 3 月に今後 10 年間の区のまちづくりと区政運営の具体的な指針となる「江東区長期計画」を策定しました。

長期計画策定後、東日本大震災の発生や東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催決定、南部地域を中心とする人口の増加など、長期計画策定時には想定し得なかった社会経済情勢の変化や多様化する区民ニーズに的確に対応するため、平成 27 年 3 月には、「江東区長期計画（後期）」を策定しました。

この長期計画を推進するにあたっては、行政評価の結果や社会状況の変化等に基づき、特に重点的に取り組むべき事業として掲げている主要事業の見直しや新たな主要事業の選定、その他の事務事業の見直し等を毎年度行うこととしています。

「江東区長期計画の展開 2019」は、こうした見直しを踏まえた主要事業の平成 31 年度の事業量及び事業費を改めて示すとともに、主要事業以外の事務事業に関する新たな取り組み等についても公表し、今後の区政運営について、その具体的な取り組みを明らかにすることを目的として策定したものです。

また、併せて平成 30 年度における行政評価の結果を掲載することにより、評価と予算編成、事業の実施を一つのサイクルとして示し、長期計画を展開するにあたっての課題と、それを踏まえた今後の取り組みの方向性について、区民に分かりやすく説明することも目的としています。

平成 31 年度は、「江東区長期計画」の最終年度であり、10 年間の集大成の年になります。区は、この「江東区長期計画の展開 2019」に基づき、長期計画の着実な実施を図っていきます。

なお、今後の公共施設等の維持管理・更新にあたっては、平成 29 年 3 月に策定した「江東区公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的に実施していきます。

さらに、本区の地方版総合戦略である「地方創生における子育て支援策」については、引き続き関連施策に取り組んでいきます。

そして、今後の本区のまちづくりに極めて大きな影響を及ぼす「築地市場の豊洲移転整備」と「中央防波堤埋立地の帰属」の 2 つの重要課題についても、豊洲市場の開場など状況の変化を的確に捉え、区一丸となって適時適切な対応を行っていきます。

第2章

財政計画

1. 財政計画の考え方

わが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されています。しかし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動による影響に留意する必要があります。

本区の財政計画においては、納税義務者数の増や所得環境の改善など、歳入環境が引き続き好調であるものの、ふるさと納税や法人住民税の更なる国税化による減収影響などから、中長期的には楽観視できる状況ではありません。こうした中、長期計画の着実な推進、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を始めとした新たな行政需要に適切に対応するためには、その裏付けとなる財源を担保することが必要です。

このため、引き続き効率的かつ効果的な行財政運営に努めるとともに、後年度負担に十分配慮しながら、これまで培ってきた基金や起債などの財政力を活用し、31年度の財政計画を策定しました。

2. 財政収支推計の方法

平成31年度については、当初予算計上額とし、次のように推計しました。

【歳入】

① 国・都支出金

現行制度を前提に、歳出予算に連動させて推計しました。

② 繰入金

主要事業の計画に基づき、公共施設建設基金、学校施設改築等基金などを活用するとともに、年度間の財源調整として、財政調整基金を活用しました。

③ 特別区債

将来の財政負担を考慮し、活用を図りました。

④ その他の収入

人口増加や今後の事業計画、受益者負担等を踏まえて推計しました。

⑤ 一般財源

1 特別区税

ふるさと納税の影響額を反映するとともに、納税義務者数及び所得割額を考慮して推計しました。

2 特別区交付金

現行制度を前提に、交付額を推計しました。

3 譲与税等

現行制度を前提に、推計しました。

【歳 出】

① 義務的経費

1 人件費

行財政改革計画や退職者数などを踏まえ推計しました。

2 扶助費

現行制度を前提に、人口増加や福祉施設の運営費などにより、推計しました。

3 公債費

特別区債について、既発行分の元利償還金及び発行見込額の利子償還金を推計しました。

② 投資的経費

新規施設の整備及び既存施設の更新等、主要ハード事業に基づき推計しました。

③ その他の経費

人口増加や新規施設の整備等によるランニングコストなどを考慮して推計しました。

3. 長期計画財政内訳

① 一般会計財政収支見込 (単位：百万円、%)

区 分		平成31年度	
		金 額	構成比
歳 入	国・都支出金	52,458	25.5
	繰入金	11,831	5.8
	特別区債	676	0.3
	その他の収入	9,972	4.9
	一般財源	130,470	63.5
	計	205,407	100.0
歳 出	義務的経費	100,545	49.0
	投資的経費	30,426	14.8
	その他の経費	74,435	36.2
	計	205,407	100.0

② 長期計画事業費内訳 (単位：百万円、%)

区 分		平成31年度	
		金 額	構成比
主 要 事 業 費		25,061	100.0
	主要ハード事業	19,327	77.1
	主要ソフト事業	5,734	22.9

※表示単位未満で四捨五入を行っているため、合計が一致しない場合があります。

第3章

重要課題・重点プロジェクト

I 重要課題

江東区では、次に掲げる2つの課題について、まちづくりに大きな影響を与える重要課題として、状況の変化を的確に捉え、適時適切に対応します。

1. 築地市場の豊洲移転整備

平成23年7月、本区は、それまで東京都から協議を受けてきた築地市場の豊洲地区への移転整備について、新市場整備に伴う課題への対応を求めた上で、受入を了承しました。

都は、平成28年8月末、「安全性への懸念」等を理由として、豊洲市場への移転を延期しましたが、平成29年6月、都知事から「市場移転問題に関する基本方針」の中で、豊洲市場への移転等の方針が示された後、平成29年12月には開場日が決定され、平成30年10月11日に開場しました。

豊洲市場の整備にあたり、特に重要な課題となる土壌汚染対策、交通対策、にぎわいの場の創出、そして環境まちづくりへの配慮についてはこれまでも都に対して強く求めてきましたが、いまだ課題が残されています。今後もこれらの課題について、都に対し、本区との十分な協議・調整を経た上で進めるよう、引き続き求めてまいります。

(1) 土壌汚染対策の確実な実施

土壌汚染対策は、豊洲市場の整備にあたっての最重要課題です。

本区は、豊洲市場の主要施設下で盛り土がされていなかった問題により、「安全性への懸念」が明らかとなって以降、市場用地の安全性を確保するために、専門家会議における専門的見地からの検証を適切に行うとともに、速やかに追加対策工事を実施することを求めてきました。

都は、豊洲市場の開場にあたって、追加対策工事を着実に実施するとともに、知事による安全宣言を行いました。

本区は、今後も都に対して、豊洲地区の風評被害を払拭するためにも、地上部の大気及び地下水の水質に関する正確な情報や安全性に関する発信を継続的に行うよう求めていきます。

(2) 交通対策の実施

豊洲市場の開場に伴い、既に多くの区民・都民・観光客等が豊洲を訪れており、今後、地域全体がますます活気あふれる「まち」になっていくことが想定されます。

これまでも本区は、南北公共交通網の充実に向けて、国や都、鉄道事業者等と緊密に連携し、豊洲一住吉間における地下鉄8号線（有楽町線）延伸の一日も早い実現やバス路線の新設など、区民・区議会とともに取り組んできました。

また、交通渋滞及び路上駐車防止、さらに交通事故の防止等を含めた総合

的な交通対策についても、都に求めてきました。

豊洲市場の開場にあたって、都は、これまで以上に必要性を増す地下鉄8号線（有楽町線）の延伸について、「平成30年度中に事業スキームを構築していく」としており、本区は、整備実現に向けた検討状況について、適宜の協議・報告はもとより、早期整備に向けた具体的取組を都に求めていきます。

（3）市場と一体となったにぎわいの場の整備

豊洲市場の整備にあたっては、築地における場外市場のような、多くの区民や都民、観光客等が訪れるにぎわいの場を一体として整備することがまちづくりの観点から不可欠です。

本区は都に対し、豊洲市場を魅力あふれる東京の新たな観光名所として整備するとともに、にぎわいの継続性を重視し、地域・各種団体と連携のうえ、地域のまちづくりや活性化に貢献する取り組みを行うよう求めてきました。

千客万来施設事業は、2023年春の開業となりましたが、都から提示のあったスケジュール等に基づいた着実な実施を求めていきます。

また、都は、千客万来施設の開業までの間、都の責任において賑わい創出事業の実施や仮施設による場外マルシェを開設するとしていますが、本区は、多くの区民や都民、観光客が訪れる魅力的な事業を実施していくよう、都の継続的かつ積極的な取り組みを強く求めていきます。

（4）環境まちづくりへの配慮

豊洲市場を含む豊洲ふ頭では、本区が平成23年6月に「豊洲グリーン・エコアイランド構想」を策定し、環境先端拠点の形成を目指しています。本区は、豊洲市場整備にあたり同構想に定める環境まちづくりの方針に最大限配慮することを、都に求めてきました。

今後予定されている千客万来施設や仮施設についても、同様な整備を求めていきます。

2. 中央防波堤埋立地の帰属

本区から接続する中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地の帰属については、平成28年4月から行った大田区との協議では解決が図れなかったことから、平成29年7月18日、都に対して調停申請を行いました。その結果、地先の尊重という観点から等距離



東京都自治紛争処理委員による調停案

線方式が採用されるとともに、以下に掲げる本区の主張が概ね認められ、本区に約9割の面積が帰属する調停案が示されました。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催前までの早期解決を図るという両区の合意を尊重するとともに、調停案は中立的・合理的なものであることから、本区は区議会での全会派一致の議決を得て受諾しましたが、大田区はこれを拒否した上で、本区を相手に境界確定の訴えを提起し、現在係争中となっています。本区としては、司法的手続きにおいても本件の解決に向け、全力で取り組んでまいります。

(1) 歴史的沿革

本区の地先には、歴史的に次々のごみ埋立処分場が造成され、東京23区のごみの終末処理を全て負わされてきたことに伴い、長年に渡り区民には多大な負担が強いられてきました。中央防波堤埋立地についても区民の犠牲の上に造成されたという歴史的な事実が変わりはありません。また、中央防波堤の埋立にあたっては、区の将来像を見据え、都と協議を重ね、一体的に推進してきています。都の調停案でも示されたとおり、このような歴史的沿革が帰属を判断する上での重要なポイントであることは明らかであります。

(2) 行政上の便益

本区と中央防波堤埋立地は、第二航路海底トンネルや東京ゲートブリッジによって密接に繋がっており、平成32年4月には東京港臨港道路南北線（仮称）が開通予定であることから、今後一層、地理的接続性が高まります。

また、臨海地域の開発についても、その魅力・機能の向上を目指して、都と連携しながら取り組んでいます。

こうしたことから、中央防波堤埋立地が本区に帰属することは、行政権の行使・継続にあたって、利便性が高く、最大限の効果を発揮できるものであり、最も自然なことだと言えます。

(3) 区民・区議会・行政一丸となった取り組み

中央防波堤埋立地の帰属問題の解決に向けては、区民や区議会の理解と協力が何より重要です。区民・区議会・行政が一丸となり、毅然とした強い姿勢で、主張内容の実現に向け、取り組んでいきます。

II 重点プロジェクト

江東区では、次に掲げる7つの事業を、長期計画（後期）において特に重点的に取り組むべき「重点プロジェクト」と位置づけ、着実な実施を図ります。

1. オリンピック・パラリンピック開催への準備

- 平成32年に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、区内に数多くの競技会場が配置されることから、本区のまちづくりに大きな影響を与えることとなります。
- 本大会を一極性・一過性に終わらせることなく、新たなレガシーを創出し、大会終了後も江東区が持続的に発展していくため、平成27年度に、「江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画」を策定しました。
- オリンピック・パラリンピックに伴う事業の財源に充てるため、「東京オリンピック・パラリンピック基金」を設置し、会場周辺路線の無電柱化や道路の遮熱性舗装の整備を行うなど、開催に向けた環境整備を推進します。
- オリンピック・パラリンピック開催にあたっては、全庁体制で取り組んでいく必要があるため、平成28年3月に策定した「江東区オリンピック・パラリンピック開催準備プラン」の基本方針に基づき、計画的に事業を展開していきます。平成31年度は、区独自ボランティアの募集を行い、区主催イベントでの運営補助や、まちの清掃活動・緑化活動などを区内全域で実施していくことで、大会の「おもてなし」や「気運醸成」を推進していきます。
- オリンピック・パラリンピック開催を契機として、江東区の魅力を国内外に発信していくために「江東区ブランディング戦略」に基づき、様々な取り組みを展開していきます。
- 今後とも、東京都や大会組織委員会等の動向を注視しつつ、オリンピック・パラリンピックの大会成功と江東区のさらなる発展に向け、必要な施策に取り組めます。



2. 南部地域における公共施設の整備

- 南部地域では、大規模開発の進展により人口増が続いており、今後も子育て世帯を中心に、行政需要の一層の拡大が予想されます。
- 区では、長期計画（前期）において、南部地域における急激な人口増に対応するため、豊洲シビックセンターの整備のほか、江東湾岸サテライト保育所を含む認可保育所や豊洲西小学校の整備等に取り組んできました。
- 現在の社会経済状況等のもとで、大規模開発やそれに基づく人口増の長期的な見通しを立てることは困難な状況にありますが、人口増や多様な区民ニーズに対応した公共施設の整備は必要であると考えています。
- 人口動向を注視しながら、認可保育所や子育て支援施設、小中学校、保健・福祉施設等、必要な公共施設の選定や整備時期、民間活力の活用も含めた効率的、効果的な整備手法、さらには必要な用地の確保等についても検討を進めていきます。
- 大規模開発の進展により、子育て世帯の増加が続く有明地区では、有明西学園を平成 30 年 4 月に開校したほか、地区内の大規模な住宅建設に併せ、事業計画地内に子ども家庭支援センター、幼保連携型認定こども園の整備を進めていきます（平成 32 年 4 月開設予定）。

3. 緑化・温暖化対策の推進

- 江東区みどり・温暖化対策基金を活用し、緑化と温暖化対策を積極的に推進します。
- 小学校の校庭の芝生化や、新築・改築等の区立施設における屋上・壁面緑化、道路の隙間緑化及び河川の護岸緑化を推進します。また、街路樹の本数を長期計画期間中に倍増させ、緑の中の都市「CITY IN THE GREEN」の実現を目指します。
- 屋上緑化や生垣緑化を行う区民・事業者に対し、工事費の一部を助成するとともに、みどりのコミュニティ講座を開催し、区民・事業者・区が一体となって緑化を推進します。
- 太陽光発電や省エネルギー設備を導入する区民・事業者に対し、設置費用の一部を助成するとともに、新築・改築等の区立施設に再生可能エネルギー設備や雨水を有効利用するための設備を可能な限り設置し、二酸化炭素（CO₂）排出量の削減と地球温暖化の防止を図ります。
- 「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」に基づき、積極的な木材利用の推進を通じて温暖化対策の一層の推進を図ります。なお、具体的な取り組みとして、有明西学園の整備にあたり、建物の木質化に加え、本区初の試みとして一部を木構造としています。

区民一人一人が緑を育み、
環境に配慮する品格あるまちの実現



4. 子育て・教育環境の整備

- 認可保育所を積極的に整備し、定員の増を図ることにより待機児童の解消を目指します。また、認可外保育施設の認可保育施設への円滑な移行を推進します。
- 在宅で子育てをしている家庭に対しても、多様で柔軟かつきめ細かな在宅子育て支援サービスの充実を図ります。
- 「こうとう学びスタンダード」の確実な定着のために、小中学校に学びスタンダード強化講師を配置します。
- 既存の小中学校や幼稚園の改築・増築・大規模改修等を計画的に実施し、児童・生徒が安心して充実した学校生活を送ることができる教育環境の実現を図ります。
- 放課後子ども教室と学童クラブとの連携・一体化事業「放課後子どもプラン」（愛称：江東きっずクラブ）を全小学校で実施し、こどもたちが放課後等に安全で安心して、楽しく過ごすことができる居場所・生活の場を提供します。
- 有明北地区における幼児教育及び保育需要に対応するため、幼保連携型認定こども園の整備を進めていきます。
- 児童会館の敷地を活用し、こどもの健やかな成長を総合的に支援するため、子ども家庭支援センターとこどもとしょかんを併設した児童向け複合施設の整備を進めていきます。また、有明地区及び亀戸地区への子ども家庭支援センターの整備を計画化しました。

《事業計画》

		30年度 (参考)	31年度	摘要
保育所定員増数 ※	30計画	1,094	1,279	
	31計画		1,279	
放課後子どもプラン実施校	30計画	46	46	
	31計画		46	
認定こども園(新規整備数)	30計画		1	
	31計画		1	
児童向け複合施設	30計画	設計	設計・工事	H33 竣工
	31計画		設計・工事	H33 竣工
(仮称) 有明子ども家庭支援センター【新規】	30計画			
	31計画		設計・工事	H31 竣工
(仮称) 亀戸子ども家庭支援センター【新規】	30計画			
	31計画		設計	H33 竣工

※ 認可保育所（小規模保育事業実施施設を含む）の定員増数

○ 『長期計画の展開 2018』策定時に予定していたスケジュール・活動量等を「30計画」、今回予定しているスケジュール・活動量等を「31計画」と表記しています。

○ 別段記載する場合を除き、義務教育学校における前期課程（小学校段階に相当する6年間）は小学校に、後期課程（中学校段階に相当する3年間）は中学校に含んで記載をしています。

5. 高齢者・障害者関連施設の整備

- 高齢者が住みなれた地域で、必要な施設サービスを受けられる環境を整備するため、区内16か所目の特別養護老人ホームの整備を推進します。
- 比較的低額な料金で、すまいや食事、見守り等を提供する都市型軽費老人ホームの整備を推進します。
- 認知症高齢者グループホームの整備を推進し、東京都が定める整備目標をさらに上回る整備率を目指します。また、日常生活上の介護と機能訓練を行うとともに、希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供する小規模多機能型居宅介護施設を整備し、在宅支援サービスの拡充を図ります。
- 障害者が、日常生活支援を受けながら、地域生活へ移行することを支援するため、日中活動の場も併設した障害者多機能型入所施設の整備を推進します。
- 児童会館の敷地を活用し、施設の老朽化への対応や定員増を図るため、特別養護老人ホームの移転整備を進めます。また、深川二丁目への特別養護老人ホームの移転整備を計画化しました。

《事業計画》

		30年度 (参考)	31年度	摘要
特別養護老人ホーム (新規整備数)	30計画		※	
	31計画		※	
特別養護老人ホーム 住吉一丁目(改築)	30計画	設計		
	31計画		設計	H33竣工
特別養護老人ホーム 深川二丁目(改築) 【新規】	30計画			
	31計画		設計・工事	H32竣工
都市型軽費老人ホーム (新規整備数)	30計画	1	1	
	31計画		1	
認知症高齢者 グループホーム (新規整備数)	30計画	2	1	
	31計画		1	
小規模多機能型 居宅介護施設 (新規整備数)	30計画	1	1	
	31計画		1	
障害者多機能型 入所施設 (新規整備数)	30計画		※	
	31計画		※	

※ 特別養護老人ホーム(新規整備)及び障害者多機能型入所施設は平成31年度に設計に着手予定。

○特別養護老人ホーム住吉一丁目(改築)は、児童会館敷地に移転整備します。

○特別養護老人ホーム深川二丁目(改築)は、深川二丁目1付近に移転整備します。

○『長期計画の展開 2018』策定時に予定していたスケジュール・活動量等を「30計画」、今回予定しているスケジュール・活動量等を「31計画」と表記しています。

6. 南北交通の利便性の向上

- 区の南北を結ぶ交通網の利便性を高めるために、地下鉄8号線（有楽町線）の延伸は必要不可欠です。
- 東京都が平成27年7月に発表した「広域交通ネットワーク計画について《交通政策審議会答申に向けた検討のまとめ》」においては、「東京8号線延伸（豊洲～住吉）」は「整備について優先的に検討すべき路線」とされています。
- 国土交通省の交通政策審議会が平成28年4月に発表した「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について（答申）」においては、「東京8号線（有楽町線）の延伸（豊洲～住吉）」は「国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト」に位置づけられています。
- 地下鉄8号線の延伸によって、東京都東部や千葉県北西部から臨海部への移動にかかる所要時間が短縮されるとともに、地下鉄東西線などにおける混雑の緩和が期待されています。また、本区には鉄道駅から比較的離れている地域が点在していますが、これらの鉄道不便地域が一部解消されます。
- 豊洲市場の開場に伴い、多くの人々が豊洲を訪れており、交通対策が大きな課題となっています。この点からも、地下鉄8号線の延伸の必要性はますます高まっています。
- 区が、基金を設置して積み立てを行っている中で、都は、豊洲市場の開場にあって「平成30年度中に事業スキームを構築していく」としており、国や都、鉄道事業者等と緊密に連携し、豊洲～住吉間における地下鉄8号線延伸の一日も早い実現を目指します。



(出典：平成24年度 東京8号線(豊洲～住吉間)事業化検討委員会調査概要)

7. 災害に強いまちづくりの推進

- 区民の生命・安全を守る基礎自治体として、防災都市江東の推進を図るため、防災無線子局の設置等、区内防災施設の整備を推進します。
- 震災時の火災による延焼が懸念される木造住宅密集地域の不燃化を促進するため、不燃化推進特定整備地区（北砂三・四・五丁目地区）において、現地相談ステーションの運営や戸別訪問、老朽建築物除却助成、老朽建築物住替助成、不燃建替・不燃共同化建替（設計・監理）助成、小規模公園の整備、行き止まり道路の解消・道路の拡幅整備等に取り組むとともに、地区計画の策定等を進めていきます。
- 平成32年度までに、不燃化推進特定整備地区における不燃領域率70%の実現を目指すとともに、不燃化特区推進事業で得た知見を活用し、不燃領域率の低いその他の地区においても、不燃化に向けた取り組みの進め方等を検討します。
- 大規模水害時における広域避難を具体化するため、「江東5区広域避難推進協議会」において策定した「江東5区大規模水害ハザードマップ」や「江東5区大規模水害広域避難計画」に基づき、広域避難判断基準、広域避難対象者の絞り込み、移動困難者対策等の検討をさらに進めていきます。

第4章

主要事業

主要事業について

○ 主要事業とは

長期計画の分野別計画において施策ごとに定めた「施策が目指す江東区の姿」、「施策実現に関する指標」、「施策を実現するための取り組み」を実現・達成するために、特に重点的に取り組むべき事業を主要事業とします。

○ 主要事業の進行管理

「江東区長期計画の展開 2019」では、主要事業として 50 事業（主要ハード事業：31 事業、主要ソフト事業：19 事業）を選定・掲載しています。主要事業は、行政評価の結果や社会状況の変化等に伴う見直しを毎年行うこととし、事業量及び事業費の修正や、新たな主要事業を選定した結果については、毎年公表することとします。

【主要事業シートの見方】

※ 事業内容によって、シートの書式は異なります。

事業名		主要事業の名称	担当課名		
事業内容		実施する事業の内容を記載しています。			
活動量	施設名		30年度 (参考)	31年度	摘要
		30計画	実施対象となる施設・事業について、年度ごとの活動量や内容を記載しています。		
		31計画			
		30計画			
	31計画				
事業費(千円)		30計画	31年度	長期計画の展開2018で 予定していた事業費	
		31計画	31年度	長期計画の展開2019で 予定している事業費	
備考					

※ 「長期計画の展開 2018」策定時に予定していた活動量・事業費等を「30計画」、今回予定している活動量・事業費等を「31計画」と表記しています。

主要事業目次

- | | |
|---|----------|
| ○ | ：主要ハード事業 |
| ● | ：主要ソフト事業 |

	ページ
施策1. 水辺と緑のネットワークづくり	
○ 1. 区立公園の改修	24
○ 2. 水辺・潮風の散歩道の整備	25
施策2. 身近な緑の育成	
○ 3. CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業	26
● 4. CITY IN THE GREEN 民間緑化推進事業	27
施策3. 地域からの環境保全	
● 5. 環境学習情報館運営事業	28
施策4. 循環型社会の形成	
● 6. 資源回収事業	29
施策5. 低炭素社会への転換	
● 7. 地球温暖化防止設備導入助成事業	30
● 8. 再生可能エネルギー等の活用	31
施策6. 保育サービスの充実	
○ 9. 保育園の整備	32
○ 10. 新制度移行化事業	33
施策7. 子育て家庭への支援	
○ 11. 児童向け複合施設の整備	34
○ 12. 子ども家庭支援センターの整備	34
施策8. 確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成	
● 13. 確かな学力強化事業	35
施策9. 安心して通える楽しい学校（園）づくりの推進	
○ 14. 校舎等の新增設	36
○ 15. 校舎等の改修	37
○ 16. 認定こども園の整備	38
● 17. 幼小中連携教育事業	38
施策12. 健全で安全な社会環境づくり	
○ 18. 児童館の改修	39
○ 19. 学童クラブの改修	40
○ 20. 江東きっずクラブの改修	41
● 21. 放課後子どもプラン事業	42
施策17. コミュニティの活性化	
○ 22. 地区集会所の改修	43

施策18. 地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進	
○ 23. 屋外区民運動施設の改修	44
○ 24. 図書館の改修	44
施策21. 地域資源を活用した観光振興	
● 25. 観光活性化事業	45
施策25. 総合的な福祉の推進	
○ 26. 小規模多機能型居宅介護施設の整備	46
○ 27. 特別養護老人ホームの整備	47
○ 28. 認知症高齢者グループホームの整備	48
○ 29. 都市型軽費老人ホームの整備	48
○ 30. 障害者多機能型入所施設の整備	49
● 31. 福祉サービス第三者評価事業	50
施策26. 地域で支える福祉の充実	
● 32. 高齢者地域見守り支援事業	52
施策27. 自立と社会参加の促進	
● 33. 権利擁護推進事業	53
施策29. 住みよい住宅・住環境の形成	
○ 34. 区営住宅の改修	54
● 35. マンション計画修繕調査支援事業	55
施策30. ユニバーサルデザインのまちづくり	
○ 36. だれでもトイレの整備	56
● 37. ユニバーサルデザイン推進事業	56
施策31. 便利で快適な道路・交通網の整備	
○ 38. 都市計画道路の整備	57
○ 39. 道路の無電柱化	57
○ 40. 主要生活道路の改修	58
○ 41. 橋梁の改修	59
○ 42. 街路灯の改修	60
○ 43. 自転車駐車場の整備	60
施策32. 災害に強い都市の形成	
○ 44. 細街路の拡幅整備	61
● 45. 民間建築物耐震促進事業	62
● 46. 不燃化特区推進事業	64
○ 47. 防災施設の整備	65

施策33. 地域防災力の強化	
● 48. 民間防災組織育成事業	66
施策34. 事故や犯罪のないまちづくり	
● 49. 生活安全対策事業	67
計画の実現に向けて	
● 50. SPORTS & SUPPORTS ブランディング推進事業	68
【再掲】※主要事業におけるオリンピック・パラリンピック関連事業	
◎ オリンピック・パラリンピック開催への準備	69

施策1	水辺と緑のネットワークづくり
-----	----------------

事業名		区立公園の改修		河川公園課		
事業内容		老朽化した公園・児童遊園に新しい機能を盛り込み整備するほか、新たな公園整備を行います。				
活動 量	施設名		30年度 (参考)	31年度	摘要	
			新 設	(仮称)旧小名木川 保育園跡地公園		30計画
	31計画				工事	H31竣工
	改 修	(仮称)白河三丁目 公園【新規】	30計画			
			31計画		工事	H31竣工
	改 修	仙台堀川公園	30計画	設計・工事	工事	H34竣工
			31計画		工事	H34竣工
	改 修	亀戸平岩公園 【新規】	30計画			
			31計画		工事	H31竣工
	改 修	区立公園 (大規模改修)(園)	30計画	2	2	
31計画				2		
改 修	区立公園 (小規模改修)(園)	30計画	5	5		
		31計画		5		
改 修	区立児童遊園 (大規模改修)(園)	30計画	2	2		
		31計画		2		
改 修	区立児童遊園 (小規模改修)(園)	30計画	3	3		
		31計画		3		
事業費(千円)		30計画	31年度	754,127		
		31計画	31年度	898,366		
備考		(仮称)旧小名木川保育園跡地公園の事業費は、「不燃化特区推進事業」の項に計上しています。				

事業名		水辺・潮風の散歩道の整備		河川公園課・施設保全課	
事業内容		河川の耐震護岸や運河の護岸を園路として整備し、連続性を確保します。 ・水辺の散歩道…河川の耐震護岸を緑化して河川並木を整備し、遊歩道として開放します。 ・潮風の散歩道…運河の護岸の上部を整備し、遊歩道として開放します。			
活動量	施設名		30年度 (参考)	31年度	摘要
	水辺の散歩道 (m)	30計画	都の護岸整備に合わせ、整備		
		31計画		都の護岸整備に合わせ、整備	
	潮風の散歩道 (m)	30計画	340	250	
31計画			520		
事業費(千円)		30計画	31年度	76,997	
		31計画	31年度	150,559	
備考		・平成31年度末の水辺の散歩道開放延長(都からの移管分含む)は20,500mとなります。 ・平成31年度末の潮風の散歩道開放延長は9,460mとなります。			

施策 2	身近な緑の育成
------	---------

事業名		CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業		管理課	
事業内容		「CITY IN THE GREEN」の実現を目指し、公共施設の緑化を推進します。			
活動量	施設名		30年度 (参考)	31年度	摘要
	屋上・壁面緑化 (施設)	30計画	1	1	
		31計画			1
	校庭芝生化 (校)	30計画	2	2	
		31計画			2
	街路樹充実 (本)	30計画	900	900	
		31計画			900
	道路隙間緑化 (m)	30計画	220	190	
		31計画			370
	河川護岸緑化 (m)	30計画	180	410	
		31計画			410
	事業費(千円)		30計画	31年度	11,170
31計画			31年度	32,227	
備考		<p>・屋上・壁面緑化、校庭芝生化、街路樹充実の事業費は、各施設整備・改修事業の項に計上しています。</p> <p>・平成31年度末の屋上・壁面緑化施設数は56施設となります。</p> <p>・平成31年度末の校庭芝生化校数は31校となります。</p> <p>・平成31年度末の街路樹充実本数は19,435本となります。</p> <p>・平成31年度末の道路隙間緑化延長は2,544mとなります。</p> <p>・平成31年度末の河川護岸緑化延長は2,208mとなります。</p>			

事業名		CITY IN THE GREEN 民間緑化推進事業		管理課	
事業内容		「CITY IN THE GREEN」の実現を目指し、区民・事業者・区が協働して身近な緑化を推進します。			
活動量	現状値 (29年度)		30年度 (参考)	31年度	摘要
みどりのコミュニティ 講座開催回数(回)	4	30計画	5	5	
		31計画		5	
事業費(千円)		30計画	31年度	15,708	
		31計画	31年度	13,541	
備考					

施策3	地域からの環境保全
-----	-----------

事業名		環境学習情報館運営事業		温暖化対策課	
事業内容		環境学習情報館(えこっくる江東)において環境保全の講習会や講座、展示等を実施し、区民が環境問題を理解し、環境に配慮した行動を積極的に行うことを支援します。 ・環境に関する情報の発信 ・環境保全に関する講演会や講座の開催 ・環境保全に関する体験学習プログラムの実施 ・環境保全活動を行う団体の育成			
活動量	現状値 (29年度)		30年度 (参考)	31年度	摘要
環境学習講座・啓発イベント実施数(件)	254	30計画	235	240	
		31計画		240	
環境学習講座・啓発イベント・団体見学参加者数(人)	35,903	30計画	29,000	29,100	
		31計画		29,100	
事業費(千円)		30計画	31年度	13,893	
		31計画	31年度	25,349	
備考					

施策4	循環型社会の形成
-----	----------

事業名		資源回収事業		清掃リサイクル課・清掃事務所	
事業内容		<p>区民が排出した資源物を分別収集し資源化するとともに、集団回収団体の活動を支援し、ごみの減量を図ります。</p> <p>不燃ごみについては、全量を資源化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集積所回収……………集積所から、古紙、びん・缶・ペットボトル、容器包装プラスチック、発泡スチロール、乾電池、蛍光管を回収 ・拠点回収……………区関連施設等の回収拠点から、古着、小型家電を回収 ・ピックアップ回収……収集した粗大ごみから、小型家電を回収 ・集団回収……………実施団体等に対し、古紙・缶・古布などの回収量に見合った報奨金や補助金を支給 			
活動量	現状値 (29年度)		30年度 (参考)	31年度	摘要
古紙 回収量(t)	5,381	30計画	5,704	5,818	
		31計画		5,806	
びん・缶・ペット ボトル回収量(t)	7,540	30計画	7,744	7,758	
		31計画		7,756	
容器包装プラス チック回収量(t)	2,170	30計画	2,129	2,133	
		31計画		2,233	
発泡スチロール 回収量(t)	195	30計画	192	192	
		31計画		201	
乾電池 回収量(t)	75	30計画	73	73	
		31計画		77	
蛍光管 回収量(t)	52	30計画	54	54	
		31計画		54	
古着 回収量(t)	87	30計画	97	97	
		31計画		88	
小型家電 (拠点回収) 回収量(t)	5	30計画	4	4	
		31計画		5	
小型家電 (ピックアップ回収) 回収量(t)	406	30計画	400	400	
		31計画		418	
集団回収 回収量(t)	13,670	30計画	15,695	15,950	
		31計画		14,586	
不燃ごみ(乾電池、 蛍光管等除く) 回収量(t)		30計画	2,790	2,790	
		31計画		2,754	
事業費(千円)		30計画	31年度	1,622,434	
		31計画	31年度	1,664,290	
備考		不燃ごみ(乾電池、蛍光管等除く)の資源化は、平成30年度より主要事業として実施しています。			

施策 5	低炭素社会への転換
------	-----------

事業名		地球温暖化防止設備導入助成事業		温暖化対策課	
事業内容		太陽光発電や省エネルギー設備を導入する区民・事業者に対し、設置費用の一部を助成し、地球温暖化対策を推進します。			
活動量	現状値 (29年度)		30年度 (参考)	31年度	摘 要
太陽光発電システム 助成件数(件)	22	30計画	35	35	
		31計画		20	
太陽光発電システム (集合住宅) 助成件数(件)	0	30計画	1	1	
		31計画		1	
CO ₂ 冷媒 ヒートポンプ 助成件数(件)	8	30計画	20	20	
		31計画		10	
家庭用燃料 電池装置 助成件数(件)	75	30計画	80	80	
		31計画		70	
エネルギー管理 システム機器 助成件数(件)	1	30計画	20	20	
		31計画		5	
エネルギー管理 システム機器 (集合住宅) 助成件数(件)	0	30計画	3	3	
		31計画		1	
高反射率塗装 助成件数(件)	25	30計画	30	30	
		31計画		25	
高反射率塗装 (集合住宅) 助成件数(件)	9	30計画	5	5	
		31計画		5	
次世代自動車 助成件数(件)	20	30計画	20	20	
		31計画		20	
蓄電池 助成件数(件)	12	30計画	10	10	
		31計画		10	
蓄電池 (集合住宅) 助成件数(件)	0	30計画	5	5	
		31計画		1	
高断熱サッシ 助成件数(件)	/	30計画	30	30	
		31計画		30	
高断熱サッシ (集合住宅) 助成件数(件)	/	30計画	1	1	
		31計画		1	

LED照明 (集合住宅) 助成件数(件) 【新規】	30計画		
	31計画		60
事業費(千円)	30計画	31年度	41,472
	31計画	31年度	41,465
備考	高断熱サッシに対する助成は、平成30年度から実施しています。		

事業名		再生可能エネルギー等の活用	温暖化対策課
事業内容		区立施設の新築・改築等の機会を捉え、再生可能エネルギーを利用した太陽光発電システムや、雨水を有効利用するための設備を可能な限り設置し、江東区におけるCO ₂ 排出削減と環境負荷の軽減を図ります。	
活動量	現状値 (29年度)	30年度 (参考)	31年度
太陽光発電 施設数 (施設・累計)	14	30計画	15
		31計画	16
雨水利用 施設数 (施設・累計)	54	30計画	55
		31計画	56
事業費(千円)	30計画	31年度	0
	31計画	31年度	0
備考	事業費は、各施設整備・改修事業の項に計上しています。		

施策 6	保育サービスの充実
------	-----------

事業名		保育園の整備		保育計画課		
事業内容		民設民営により保育園を整備するほか、既存保育園の改築に合わせて定員の増を図り、実質的待機児童の解消を目指します。 【待機児童数】平成30年4月1日現在 実質的待機児童：56人、国基準による待機児童：76人				
活動量	施設名		30年度 (参考)	31年度	摘要	
	定員増数(人)	30計画	1,094	1,279		
		31計画		1,279		
	定員増改築	大島 保育園	30計画	工事		
			31計画			
		豊洲 保育園	30計画	工事	工事	H32竣工
			31計画		工事	H32竣工
		辰巳第二 保育園	30計画	工事	工事	H32竣工
			31計画		工事	H33竣工
	事業費(千円)	30計画	31年度	2,953,413		
		31計画	31年度	3,275,293		
	備考		・辰巳第二保育園の工事は、平成30～32年度から30～33年度へ変更しました。 ・平成31年度末の認可保育施設の定員数は15,206人となります。			

事業名		新制度移行化事業		保育計画課	
事業内容		認可外保育施設が円滑に認可保育施設へと移行できるよう、改修経費の一部を補助します。			
活動 量	施設名		30年度 (参考)	31年度	摘要
	認可保育所 (施設)	30計画	11	-	
		31計画		8	
	小規模保育事業 実施施設(施設)	30計画	2	-	
		31計画		1	
	事業費(千円)		30計画	31年度	0
31計画			31年度	179,252	
備考					

施策 7	子育て家庭への支援
------	-----------

事業名		児童向け複合施設の整備		こども家庭支援課・江東図書館	
事業内容		児童会館敷地に子ども家庭支援センター・こどもとしょかんを併設した児童向け複合施設を整備します。			
活動量	施設名		30年度 (参考)	31年度	摘要
	児童向け複合施設	30計画	設計	設計・工事	H33竣工
		31計画		設計・工事	H33竣工
事業費(千円)		30計画	31年度	262,213	
		31計画	31年度	440,822	
備考					

事業名		子ども家庭支援センターの整備		こども家庭支援課	
事業内容		子育て支援策の充実を図るため、子ども家庭支援センターを整備します。			
活動量	施設名		30年度 (参考)	31年度	摘要
	(仮称)住吉子ども家庭支援センター	30計画	設計	設計・工事	H33竣工
		31計画		設計・工事	H33竣工
	(仮称)有明子ども家庭支援センター【新規】	30計画			
		31計画		設計・工事	H31竣工
	(仮称)亀戸子ども家庭支援センター【新規】	30計画			
31計画			設計	H33竣工	
事業費(千円)		30計画	31年度	0	
		31計画	31年度	260,032	
備考		・「30計画」の活動量における「子ども家庭支援センター」は、「(仮称)住吉子ども家庭支援センター」に名称を変更しました。 ・(仮称)住吉子ども家庭支援センターの事業費は、「児童向け複合施設の整備」の項に計上しています。 ・(仮称)亀戸子ども家庭支援センターの事業費は、「第二亀戸小学校の増築」の項に計上しています。			

施策 8	確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成
------	-----------------------

事業名		確かな学力強化事業		指導室	
事業内容		<p>「こうとう学びスタンダード」の確実な定着のため、小中学校に学びスタンダード強化講師を配置します。</p> <p>小学校では、学級数に応じて講師を配置し、国語・算数・体育の授業において、各学校の計画に基づき効果的な活用を図ります。</p> <p>中学校では、国語・数学・英語の3科目に講師を配置します。</p>			
活動量	現状値 (29年度)		30年度 (参考)	31年度	摘要
学びスタンダード強化講師配置人数(小学校)(人)	183	30計画	190	201	
		31計画		191	
学びスタンダード強化講師配置人数(中学校)(人)	58	30計画	72	72	
		31計画		72	
事業費(千円)		30計画	31年度	500,248	
		31計画	31年度	479,842	
備考					

施策 9	安心して通える楽しい学校(園)づくりの推進
------	-----------------------

事業名		校舎等の新增設		庶務課・学校施設課・学務課	
事業内容		マンション等の急増地域における児童・生徒の良好な学習環境を確保するため、校舎等を新設・増設します。			
活動量	増築	施設名	30年度 (参考)	31年度	摘要
		平久小学校	30計画	暫定増設	暫定増設
	31計画		/	暫定増設	H31竣工
	扇橋小学校	30計画	暫定増設	暫定増設	H31竣工
		31計画	/	暫定増設	H31竣工
	東川小学校	30計画	設計	暫定増設	H32竣工
		31計画	/	暫定増設	H32竣工
	豊洲西小学校	30計画	設計	暫定増設	H32竣工
		31計画	/	暫定増設	H32竣工
	第二亀戸小学校 【新規】	30計画	/	/	/
31計画		/	設計	H33竣工	
数矢小学校 【新規】	30計画	/	/	/	
	31計画	/	設計	H34竣工	
事業費(千円)		30計画	31年度	1,542,697	
		31計画	31年度	1,558,119	
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度末の小学校の施設数は45校となります。 ・平成31年度末の中学校の施設数は23校となります。 ・平成31年度末の義務教育学校の施設数は1校となります。 			

事業名		校舎等の改修		学校施設課・学務課		
事業内容		小学校、中学校及び幼稚園等について、各設備及び建物の改修を行います。				
施設名		30年度 (参考)		31年度		摘要
改 築	第五大島小学校	30計画	工事			
		31計画				
	香取小学校	30計画	工事	工事	H31竣工	
		31計画		工事	H31竣工	
	第二大島中学校	30計画	設計	設計	H34竣工	
		31計画		設計	H34竣工	
活 動 量 改 修	第二砂町小学校	30計画	工事			
		31計画				
	砂町小学校	30計画	工事			
		31計画				
	枝川幼稚園	30計画	工事			
		31計画				
	なでしこ幼稚園	30計画	工事			
		31計画				
	辰巳中学校	30計画	設計	工事	H31竣工	
		31計画		工事	H31竣工	
	つばめ幼稚園	30計画	設計	工事	H31竣工	
		31計画		工事	H31竣工	
	日光高原学園	30計画	設計	工事	H31竣工	
		31計画		工事	H31竣工	
	深川第四中学校	30計画		工事	H32竣工	
		31計画		工事	H32竣工	
	南砂中学校	30計画			H33竣工	
		31計画			H33竣工	
数矢小学校	30計画		設計	H34竣工		
	31計画		設計	H34竣工		
活 動 量	小学校	30計画	改築・改修のほか、施設の状況に応じた小規模改修を各校・園にて実施			
		31計画				
	中学校	30計画				
		31計画				
	幼稚園	30計画				
		31計画				

事業費(千円)	30計画	31年度	6,353,200	
	31計画	31年度	6,229,193	
備考				

事業名		認定こども園の整備		学務課	
事業内容		認定こども園の整備により、地域の幼稚園需要を満たすとともに、保育園待機児の受け入れ機能も付加します。 【施設竣工年度】平成31年度:(仮称)武蔵野大学附属有明こども園			
活動量	施設名		30年度 (参考)	31年度	摘 要
	新規整備(園)	30計画		1	
31計画				1	
事業費(千円)	30計画	31年度		0	
	31計画	31年度		0	
備考					

事業名		幼小中連携教育事業		指導室	
事業内容		小学校1年生全学級に4~7月の間に「小1支援員」を配置し、「小1プロブレム」の防止等を目的とした生活指導・学習指導を行います。			
活動量	現状値 (30年度)		30年度 (参考)	31年度	摘 要
小1支援員配置 学級数(学級)	142	30計画	145	162	
		31計画		143	
事業費(千円)	30計画	31年度		67,011	
	31計画	31年度		59,696	
備考					

施策 12	健全で安全な社会環境づくり
-------	---------------

事業名		児童館の改修		こども家庭支援課	
事業内容		児童館について、各設備及び建物の改修を行います。			
活動量	施設名		30年度 (参考)	31年度	摘要
	辰巳児童館	30計画		工事	H31竣工
		31計画		工事	H31竣工
事業費(千円)		30計画	31年度	18,399	
		31計画	31年度	39,600	
備考					

事業名		学童クラブの改修		地域教育課	
事業内容		学童クラブについて、各設備及び建物の改修を行います。			
活動量	施設名		30年度 (参考)	31年度	摘要
	豊洲四丁目 学童クラブ	30計画		工事	H31竣工
		31計画		工事	H31竣工
	辰巳 学童クラブ	30計画		工事	H31竣工
		31計画		工事	H31竣工
	東雲第三 学童クラブ	30計画		設計	H32竣工
		31計画		設計	H32竣工
	南砂六丁目 学童クラブ	30計画		設計	H32竣工
		31計画		設計	H32竣工
	塩浜 学童クラブ	30計画		工事	H31竣工
		31計画			
	事業費(千円)		30計画	31年度	25,040
31計画			31年度	23,969	
備考		・辰巳学童クラブの事業費は、「辰巳児童館の改修」の項に計上しています。 ・塩浜学童クラブの工事は、平成32年度以降の実施となりました。			

事業名		江東きっずクラブの改修		地域教育課		
事業内容		江東きっずクラブについて、各設備及び建物の改修を行います。				
活動量	改築	江東きっずクラブ 五大	30計画	工事		
			31計画			
	改修	江東きっずクラブ 香取	30計画	工事	工事	H31竣工
			31計画		工事	H31竣工
	改修	江東きっずクラブ 二砂	30計画	工事		
			31計画			
	改修	江東きっずクラブ 砂町	30計画	工事		
			31計画			
	改修	江東きっずクラブ 数矢	30計画		設計	H34竣工
			31計画		設計	H34竣工
	事業費(千円)		30計画	31年度	28,407	
			31計画	31年度	31,372	
備考		江東きっずクラブ香取の工事費、江東きっずクラブ数矢の事業費は、「校舎等の改修」の項に計上しています。				

事業名		放課後子どもプラン事業		地域教育課	
事業内容		小学校の施設を活用して、放課後子ども教室と学童クラブを連携・一体的に実施する「江東きッズクラブ」の安定的な運営と質的向上を図ります。 ・「遊び」「学び」「交流」の場の提供 ・学校教育、地域、家庭等との連携・協力 ・児童館等の各事業との連携 ・学童クラブ機能・スペースを確保するとともに育成時間を延長			
活動量	現状値 (30年度)		30年度 (参考)	31年度	摘要
放課後子ども プラン実施 小学校数(校)	46	30計画	46	46	
		31計画		46	
事業費(千円)		30計画	31年度	1,695,883	
		31計画	31年度	1,849,699	
備考					

施策17	コミュニティの活性化
------	------------

事業名		地区集会所の改修	地域振興課		
事業内容		地区集会所について、各設備及び建物の改修を行います。			
活動量	施設名		30年度 (参考)	31年度	摘要
	潮見 地区集会所	30計画	工事		
		31計画			
	住吉 地区集会所	30計画	設計	工事	H31竣工
		31計画		工事	H31竣工
	新大橋 地区集会所	30計画	設計		H32竣工
31計画				H32竣工	
事業費(千円)		30計画	31年度	45,132	
		31計画	31年度	47,696	
備考					

施策 18	地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進
-------	-------------------------

事業名		屋外区民運動施設の改修		スポーツ振興課	
事業内容		屋外区民運動施設について、各設備及び建物の改修を行います。			
活動量	施設名		30年度 (参考)	31年度	摘要
	夢の島競技場	30計画	工事	工事	H31竣工
		31計画		工事	H31竣工
	夢の島野球場	30計画		工事	
		31計画		工事	
	荒川・砂町庭球場	30計画	工事		
		31計画		工事	H31竣工
	深川庭球場	30計画		工事	H31竣工
		31計画		工事	H31竣工
	事業費(千円)		30計画	31年度	1,595,524
31計画			31年度	1,753,237	
備考		荒川・砂町庭球場の工事は、平成30年度から30～31年度へ変更しました。			

事業名		図書館の改修		江東図書館		
事業内容		図書館について、各設備及び建物の改修を行います。				
活動量	施設名		30年度 (参考)	31年度	摘要	
	改築	こどもとよかん	30計画	設計	設計・工事	H33竣工
			31計画		設計・工事	H33竣工
事業費(千円)		30計画	31年度	0		
		31計画	31年度	0		
備考		・こどもとよかんは、児童会館敷地における児童向け複合施設に移転整備します。 ・こどもとよかんの事業費は、「児童向け複合施設の整備」の項に計上しています。				

施策 21	地域資源を活用した観光振興
-------	---------------

事業名		観光活性化事業		文化観光課	
事業内容		地域資源を活用した新たな観光施策を展開し、広く内外に観光情報をPRすることで江東区への来訪者を増やすとともに、おもてなしの心で迎える態勢を整え、観光客の満足度を高めます。 ・観光マップ・パンフレットの作成 ・外国語版観光マップ等の作成 ・日本政府観光局を活用した海外への誘客活動 ・周辺区と連携・協力した観光PR ・シャトルバスの運行			
活動量	現状値 (29年度)		30年度 (参考)	31年度	摘要
シャトルバス 運行日数(日)	118	30計画	118	118	
		31計画		122	
事業費(千円)		30計画	31年度	41,954	
		31計画	31年度	47,451	
備考					

施策 25	総合的な福祉の推進
-------	-----------

事業名		小規模多機能型居宅介護施設の整備		長寿応援課	
事業内容		通所利用者に対し、日常生活上の介護と機能訓練を行うとともに、希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供する小規模多機能型居宅介護施設の整備を推進します。			
活動量	施設名		30年度 (参考)	31年度	摘要
	施設整備(施設)	30計画	1	1	
		31計画		1	
事業費(千円)		30計画	31年度	46,680	
		31計画	31年度	62,437	
備考		平成31年度末の施設数は6施設となります。			

事業名		特別養護老人ホームの整備		長寿応援課	
事業内容		日常全般の介護を行う特別養護老人ホームの整備を推進します。			
活動量	施設名		30年度 (参考)	31年度	摘要
	新規整備 (場所未定)	30計画		設計	
		31計画		設計	
	改築 (住吉一丁目)	30計画	設計		H33竣工
		31計画		設計	H33竣工
	改築 (深川二丁目) 【新規】	30計画			
		31計画		設計・工事	H32竣工
	定員増数(人)	30計画			
		31計画			
	事業費(千円)		30計画	31年度	45,600
31計画			31年度	45,600	
備考		<p>・「30計画」の活動量における「改築」は、「改築(住吉一丁目)」に名称を変更しました。</p> <p>・改築(住吉一丁目)の設計は、平成30年度から30~31年度へ変更しました。</p> <p>・改築(深川二丁目)は、深川二丁目に移転整備します。</p> <p>・事業費には、既存施設への分割助成分を含みます。</p> <p>・平成31年度末の施設数は15施設となります。</p>			

事業名		認知症高齢者グループホームの整備		長寿応援課	
事業内容		少人数での共同生活の中で、日常生活上の介護や機能訓練を提供する認知症高齢者グループホームの整備を推進します。			
活動量	施設名		30年度 (参考)	31年度	摘要
		新規整備(施設)	30計画	2	
		31計画		1	
	定員増数(人)	30計画	36	18	
31計画			18		
事業費(千円)		30計画	31年度	97,600	
		31計画	31年度	137,000	
備考		平成31年度末の施設数は21施設となります。			

事業名		都市型軽費老人ホームの整備		長寿応援課	
事業内容		自立生活に不安のある低所得高齢者が、住みなれた地域で安心して暮らせる都市型軽費老人ホームの整備を推進します。			
活動量	施設名		30年度 (参考)	31年度	摘要
		新規整備(施設)	30計画	1	
		31計画		1	
	定員増数(人)	30計画	20	20	
31計画			20		
事業費(千円)		30計画	31年度	100,000	
		31計画	31年度	100,000	
備考		平成31年度末の施設数は6施設となります。			

事業名		障害者多機能型入所施設の整備		長寿応援課・障害者施策課	
事業内容		障害者が、日常生活支援を受けながら、地域生活へ移行することを支援するため、日中活動の場を併設した障害者多機能型入所施設を整備します。			
活動量	施設名		30年度 (参考)	31年度	摘要
	新規整備(1施設)	30計画		設計	
		31計画		設計	
事業費(千円)		30計画	31年度	0	
		31計画	31年度	1,373	
備考					

事業名		福祉サービス第三者評価事業		福祉課・障害者施策課・保育課	
事業内容		民間事業者が運営する福祉施設に対し、東京都における福祉サービス第三者評価の受審費用を補助し、評価受審を推進するとともに、区立福祉施設においても同制度の受審を図ります。			
活動量	現状値 (29年度)		30年度 (参考)	31年度	摘要
定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護(施設)	3	30計画	0	0	
		31計画		2	
小規模多機能型 居宅介護施設 (施設)	3	30計画	1	1	
		31計画		1	
認知症高齢者 グループホーム (施設)	16	30計画	18	20	
		31計画		20	
特別養護老人ホーム (旧区立施設) (施設)	3	30計画	0	3	
		31計画		3	
介護老人保健 施設(施設)	0	30計画	4	1	
		31計画		2	
介護専用型 ケアハウス (施設)	1	30計画	1	0	
		31計画		0	
公設民営高齢者 通所介護施設 (施設)	0	30計画	0	1	
		31計画		1	
公設公営障害者 通所支援施設 (施設)	0	30計画	0	1	
		31計画		—	
公設民営障害者 通所支援施設等 (施設)	0	30計画	6	0	
		31計画		1	
民設民営障害者 通所支援施設 (施設)	13	30計画	10	9	
		31計画		11	
公設民営障害児 通所支援施設 (施設)	0	30計画	1	1	
		31計画		1	
民設民営障害児 通所支援施設 (施設)	2	30計画	13	12	
		31計画		12	
民設民営共同 生活援助事業所 (施設)	1	30計画	6	7	
		31計画		—	
公設公営 保育園(園)	9	30計画	10	10	
		31計画		10	
公設民営 保育園(園)	5	30計画	6	4	
		31計画		4	
民設民営 保育園(園)	9	30計画	23	17	
		31計画		26	

認定こども園(園)	1	30計画	1	1
		31計画		1
認証保育所 (施設)	12	30計画	20	18
		31計画		14
事業費(千円)		30計画	31年度	63,680
		31計画	31年度	65,481
備 考				

施策 26	地域で支える福祉の充実
-------	-------------

事業名		高齢者地域見守り支援事業		長寿応援課	
事業内容		高齢者が社会的に孤立することなく暮らすことができるよう、地域の実情に応じた地域主体の見守り体制づくりを支援します。 ・セミナーの開催 ・支え合いマップの作成 ・活動実践発表会・交流会を通じた情報の共有化 ・見守り拠点開設への助成			
活動量	現状値 (29年度)		30年度 (参考)	31年度	摘要
サポート地域数 (地域)	4	30計画	8	8	
		31計画		8	
活動実践発表会・ 交流会開催回数 (回)	4	30計画	4	4	
		31計画		4	
見守り拠点 開設助成件数 (件)	3	30計画	8	8	
		31計画		8	
高齢者見守り 連絡会開催回数 (回)	1	30計画	1	1	
		31計画		1	
事業費(千円)		30計画	31年度	36,312	
		31計画	31年度	37,455	
備考					

施策 27	自立と社会参加の促進
-------	------------

事業名		権利擁護推進事業		地域ケア推進課・障害者支援課・保健予防課	
事業内容		<p>判断能力が不十分な認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等が、地域で安心して自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用に関する相談や助言、情報提供等の支援を行います。</p> <p>判断能力を有する高齢者及び身体障害者のうち、日常生活を営むことが困難な人に対し、日常的な金銭管理の援助や通帳、書類等の預かりを行います。</p> <p>利用者本人の財産や権利を本人に代わって保護する成年後見人等を選任する、成年後見制度の利用を支援します。</p>			
活動量	現状値 (29年度)		30年度 (参考)	31年度	摘要
相談件数 (一般相談) (件)	8,875	30計画	9,288	9,519	
		31計画		9,519	
相談件数 (専門相談) (件)	129	30計画	140	140	
		31計画		140	
成年後見 区長申立件数 (件)	79	30計画	65	70	
		31計画		90	
事業費(千円)		30計画	31年度	39,071	
		31計画	31年度	45,843	
備考					

施策 29	住みよい住宅・住環境の形成
-------	---------------

事業名		区営住宅の改修		住宅課		
事業内容		区営住宅について、各設備及び建物の改修を行います。				
活 動 量	施設名		30年度 (参考)	31年度	摘 要	
	扇橋一丁目アパート	30計画		工事	工事	
		31計画			工事	
	塩浜住宅	30計画		工事	工事	
		31計画			工事	
	猿江一丁目アパート	30計画		工事		
		31計画				
	北砂二丁目アパート	30計画		工事		
		31計画				
	大島五丁目住宅	30計画		工事		
		31計画				
	東砂八丁目住宅	30計画		工事		
		31計画				
	森下二丁目住宅	30計画		工事	工事	
31計画				工事		
塩浜一丁目住宅	30計画		工事	工事		
	31計画			工事		
北砂七丁目住宅	30計画		工事	工事		
	31計画			工事		
東陽一丁目住宅	30計画		工事			
	31計画					
東陽一丁目第二住宅	30計画			工事		
	31計画					
事業費(千円)		30計画	31年度	141,335		
		31計画	31年度	68,179		
備 考		東陽一丁目第二住宅は、平成31年度に予定していた工事が不要となりました。				

事業名		マンション計画修繕調査支援事業		住宅課	
事業内容		大規模な修繕に取り組む目的で建物及び設備に関する修繕箇所や工事内容等の調査を実施する区内のマンションの管理組合等に対し、必要な調査費の補助を行います。			
活動量	現状値 (29年度)		30年度 (参考)	31年度	摘要
年間助成件数 (件)	17	30計画	35	35	
		31計画		35	
事業費(千円)		30計画	31年度	9,189	
		31計画	31年度	9,644	
備考					

施策 30	ユニバーサルデザインのまちづくり
-------	------------------

事業名		だれでもトイレの整備		河川公園課	
事業内容		老朽化が進んだ公衆便所を障害者・高齢者・妊婦・乳幼児を連れている親等が利用しやすい「だれでもトイレ」として整備します。 平成31年度までにすべての公衆便所に洋式トイレを備え、外国人や高齢者等が利用しやすい公衆便所を整備します。			
活動量	施設名		30年度 (参考)	31年度	摘要
		だれでもトイレ(か所)	30計画	5	
		31計画		5	
	洋式トイレ(か所)	30計画	15	15	
31計画			22		
事業費(千円)		30計画	31年度	66,458	
		31計画	31年度	99,964	
備考		・だれでもトイレの活動量には、「区立公園の改修」の項で実施する整備数を含みます。 ・平成31年度末のだれでもトイレ施設数は126か所となります。			

事業名		ユニバーサルデザイン推進事業		まちづくり推進課	
事業内容		ユニバーサルデザインに関する意識向上を図るため、ユニバーサルデザインのまちづくりワークショップ等を開催します。 ユニバーサルデザインのまちづくりハンドブックを区内の全小学校へ配付するとともに、小学校や金融機関等への出前講座を開催します。			
活動量	現状値 (29年度)		30年度 (参考)	31年度	摘要
ワークショップ 開催回数(回)	8	30計画	8	8	
		31計画		8	
小学校等での 出前講座 開催回数(回)	23	30計画	18	18	
		31計画		18	
事業費(千円)		30計画	31年度	7,774	
		31計画	31年度	7,885	
備考					

施策 31	便利で快適な道路・交通網の整備
-------	-----------------

事業名		都市計画道路の整備		道路課	
事業内容		沿線の開発に合わせて、補助115号線を整備します。また、豊洲地区の再開発に合わせて、補助199号線(浜園橋・蛤橋)を整備します。 【施設竣工年度】平成31年度:大島地区(補助115号線) 平成39年度:豊洲地区(補助199号線)			
活動量	大島地区 (補助115号線)	30計画	30年度 (参考) 工事	31年度 工事	摘要 H31竣工
		31計画		工事	H31竣工
	豊洲地区 (補助199号線)	30計画	設計	設計	H39竣工
		31計画		設計	H39竣工
事業費(千円)		30計画	31年度	281,557	
		31計画	31年度	379,530	
備考					

事業名		道路の無電柱化		道路課	
事業内容		区道における無電柱化を推進します。 【施設竣工年度】平成31年度:東京オリンピック・パラリンピック 会場周辺路線 平成36年度:仙台堀川公園周辺路線			
活動量	東京オリンピック・ パラリンピック会場 周辺路線	30計画	30年度 (参考) 工事	31年度 工事	摘要 H31竣工
		31計画		工事	H31竣工
	仙台堀川公園 周辺路線	30計画	設計	設計・移設	H36竣工
		31計画		設計・移設	H36竣工
事業費(千円)		30計画	31年度	465,648	
		31計画	31年度	595,664	
備考					

事業名		主要生活道路の改修		道路課	
事業内容		区道について、歩行者及び車両が安全に通行できるよう、破損の著しい路線を改修します。 平成31年度までに東京オリンピック・パラリンピック会場周辺の区道における遮熱性舗装の整備を推進します。			
活動量	施設名		30年度 (参考)	31年度	摘要
	道路改修 (㎡)	30計画	30,000	30,000	
		31計画		30,000	
	東京オリンピック・ パラリンピック会場 周辺路線遮熱性舗装 (m)	30計画	1,381	2,450	
31計画			2,450		
事業費(千円)		30計画	31年度	1,171,373	
		31計画	31年度	1,094,681	
備考		平成31年度末の東京オリンピック・パラリンピック会場周辺路線遮熱性舗装延長は4,026mとなります。			

事業名		橋梁の改修		道路課		
事業内容		老朽化した橋梁を計画的に架替・改修・塗装することにより耐用年数を延ばすとともに、大地震に備えて耐震補強を行います。 橋梁形態が必要のないものについては計画的に撤去します。				
活動量	施設名		30年度 (参考)	31年度	摘要	
	架替	御船橋	30計画	工事	工事	H32竣工
			31計画		工事	H32竣工
		清水橋	30計画		工事	H33竣工
			31計画		工事	H34竣工
		巽橋	30計画		設計	H35竣工
			31計画		設計	H35竣工
	弁天橋	30計画		工事	H33竣工	
		31計画				
	改修	雲雀橋	30計画	工事		
			31計画			
		新高橋	30計画	工事		
			31計画			
		東富橋	30計画	設計		H33竣工
			31計画			H33竣工
	点検調査	30計画		調査		
		31計画		調査		
	塗装(橋)	30計画		3	4	
31計画				4		
耐震調査	30計画		調査			
	31計画					
事業費(千円)		30計画	31年度	943,961		
		31計画	31年度	848,954		
備考		・清水橋の工事は、平成31～33年度から31～34年度へ変更しました。 ・弁天橋の工事は、平成32年度以降の実施となりました。				

事業名		街路灯の改修		施設保全課	
事業内容		区道等に設置している老朽化した街路灯を改修します。 改修にあたっては、省エネルギー化を図り、環境負荷を低減します。			
活動量	施設名		30年度 (参考)	31年度	摘要
		街路灯(基)	30計画	710	710
		31計画		710	
	公園・児童遊園灯(基)	30計画	150	150	
		31計画		150	
	水辺・潮風の散歩道灯 (基)	30計画	100	100	
31計画			100		
事業費(千円)		30計画	31年度	805,212	
		31計画	31年度	819,095	
備考					

事業名		自転車駐車場の整備		交通対策課	
事業内容		南部地域の開発に合わせ、駅周辺に自転車駐車場を整備します。			
活動量	施設名		30年度 (参考)	31年度	摘要
		有明駅 国際展示場駅	30計画		工事
	31計画				
	新豊洲駅	30計画		工事	H31竣工
		31計画			
	市場前駅	30計画		工事	H31竣工
31計画					
事業費(千円)		30計画	31年度	29,367	
		31計画	31年度	0	
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・有明駅・国際展示場駅は、平成32年度以降の開設となりました。 ・新豊洲駅の工事は、平成32年度以降の実施となりました。 ・市場前駅の工事は、平成32年度以降の実施となりました。 ・平成31年度末の施設数は51施設となります。 			

施策 32	災害に強い都市の形成
-------	------------

事業名		細街路の拡幅整備		建築調整課	
事業内容		幅員4m未満の道路で、建築基準法第42条第2項または第42条第1項第5号の適用を受ける道路に面する敷地の所有者・借地権者からの申請を受けて、拡幅整備工事を行います。			
活動量	施設名		30年度 (参考)	31年度	摘要
	拡幅整備延長(m)	30計画	1,000	1,000	
		31計画		1,000	
事業費(千円)		30計画	31年度	156,505	
		31計画	31年度	130,441	
備考		平成31年度末の整備延長は19,494mとなります。			

事業名		民間建築物耐震促進事業		建築調整課	
事業内容		江東区耐震改修促進計画の方針に従い、民間建築物の耐震化を促進するため、一定の要件を備える民間建築物の耐震診断・耐震設計・耐震改修経費等の一部を補助します。			
活動量	現状値 (29年度)		30年度 (参考)	31年度	摘要
木造戸建住宅 無料簡易診断 件数(件)	13	30計画	100	100	
		31計画		100	
木造戸建住宅 精密診断 助成件数(件)	1	30計画	10	10	
		31計画		10	
木造戸建住宅 耐震改修 助成件数(件)	1	30計画	7	7	
		31計画		7	
非木造住宅等 耐震診断 助成件数(件)	0	30計画	5	5	
		31計画		5	
非木造住宅等 耐震設計 助成件数(件)	0	30計画	2	2	
		31計画		2	
非木造住宅等 耐震改修 助成件数(件)	0	30計画	2	2	
		31計画		2	
耐震化 アドバイザー 派遣件数(件)	3	30計画	10	10	
		31計画		10	
マンション 耐震診断 助成件数(件)	7	30計画	20	20	
		31計画		20	
マンション 耐震設計 助成件数(件)	0	30計画	20	20	
		31計画		20	
マンション 耐震改修 助成件数(件)	2	30計画	10	10	
		31計画		10	
民間特定建築物 耐震診断 助成件数(件)	1	30計画	2	2	
		31計画		2	
民間特定建築物 耐震設計 助成件数(件)	0	30計画	2	2	
		31計画		2	
民間特定建築物 耐震改修 助成件数(件)	0	30計画	2	1	
		31計画		1	
緊急輸送道路沿道 建築物耐震診断 助成件数(件)	0	30計画	5	5	
		31計画		5	
緊急輸送道路沿道 建築物耐震設計 助成件数(件)	0	30計画	3	1	
		31計画		1	
緊急輸送道路沿道 建築物耐震改修 助成件数(件)	0	30計画	1	1	
		31計画		2	

特定緊急輸送道路 沿道建築物耐震 設計助成件数(件)	1	30計画	8	8
		31計画		8
特定緊急輸送道路 沿道建築物耐震 改修助成件数(件)	1	30計画	8	8
		31計画		8
特定緊急輸送道路 沿道建築物建替・ 除却助成件数(件)	1	30計画	7	7
		31計画		7
老朽建築物除却 助成件数(件)	53	30計画	110	110
		31計画		110
事業費(千円)		30計画	31年度	879,977
		31計画	31年度	899,599
備 考				

事業名		不燃化特区推進事業		地域整備課	
事業内容		木造住宅密集地域の不燃化を促進するため、不燃化推進特定整備地区において、平成32年度までに、不燃化推進特定整備地区における不燃領域率70%の実現を目指します。 ・現地相談ステーションの運営 ・戸別訪問 ・専門家の派遣 ・老朽建築物除却費用の助成 ・老朽建築物からの住替費用の助成 ・不燃建替設計・監理費用の助成 ・不燃共同化建替設計・監理費用の助成 ・小規模公園の整備 ・行き止まり道路の解消・道路の拡幅整備等 ・地区計画の策定等			
活動量	現状値 (29年度)		30年度 (参考)	31年度	摘要
老朽建築物 除却助成件数 (件)	25	30計画	45	45	
		31計画		45	
老朽建築物 住替助成件数 (件)		30計画	6	6	
		31計画		6	
不燃建替 設計助成件数 (件)	9	30計画	20	20	
		31計画		20	
不燃建替 監理助成件数 (件)	9	30計画	20	20	
		31計画		20	
不燃共同化 建替設計助成 件数(件)	1	30計画	3	3	
		31計画		3	
不燃共同化 建替監理助成 件数(件)	1	30計画	3	3	
		31計画		3	
事業費(千円)		30計画	31年度	435,613	
		31計画	31年度	285,819	
備考		老朽建築物住替に対する助成は、平成30年度から実施しています。			

事業名		防災施設の整備		防災課・危機管理課	
事業内容		防災施設の整備を行います。			
活動量	施設名 防災無線子局 (か所)	30計画	30年度 (参考) 8	31年度 4	摘要
		31計画		4	
	ヘリサイン (校)	30計画	1		
		31計画			
事業費(千円)		30計画	31年度	24,540	
		31計画	31年度	24,668	
備考		<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度末の学校備蓄倉庫施設数は72施設となります。 ・平成31年度末の防災無線子局設置箇所数は173か所となります。 ・平成31年度末のヘリサイン設置校数は57校となります。 			

施策 33	地域防災力の強化
-------	----------

事業名		民間防災組織育成事業		防災課	
事業内容		町会・自治会・マンション管理組合等を母体とする自主防災組織(災害協力隊)・消防少年団体・防火防災協会の活動を助成するため、資機材の提供等を行います。			
活動量	現状値 (29年度)		30年度 (参考)	31年度	摘要
災害協力隊数 (隊)	318	30計画	321	323	
		31計画		323	
消火隊数 (隊)	75	30計画	77	78	
		31計画		76	
事業費(千円)		30計画	31年度	54,851	
		31計画	31年度	56,498	
備考					

施策 34	事故や犯罪のないまちづくり
-------	---------------

事業名		生活安全対策事業		危機管理課	
事業内容		事故や犯罪のないまちづくりを実現するため、区に登録申請のあった安全安心パトロール団体への資機材支給等を行います。 ・江東区安全安心パトロール団体への資機材支給 ・江東区安全安心パトロールカーによるパトロールの実施 ・江東区生活安全対策協議会の開催 ・防犯パトロールリーダー研修会の開催 ・江東区地域安全のつどいを区内の警察署や防犯協会と共同開催 ・生活安全ガイドブックの作成・配布 ・地域安全マップ作成支援 ・こうとう安全安心メールの配信 ・町会・自治会・商店街への防犯カメラ設置費の補助			
活動量	現状値 (29年度)		30年度 (参考)	31年度	摘要
防犯パトロール 団体への資機材 の支給件数(件)	20	30計画	20	20	
		31計画		20	
こうとう 安全安心メール 登録者数(人)	22,108	30計画	22,000	23,000	
		31計画		23,000	
事業費(千円)		30計画	31年度	97,465	
		31計画	31年度	116,287	
備考					

計画の実現に向けて

事業名		SPORTS & SUPPORTS ブランディング 推進事業		オリンピック・パラリンピック 推進課	
事業内容		東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、区内外及び海外に向けて、江東区を戦略的・効果的にPRします。			
活動量	現状値 (29年度)		30年度 (参考)	31年度	摘要
ブランディング 推進	PR活動	30計画	PR活動	PR活動	
		31計画		PR活動	
事業費(千円)		30計画	31年度	25,979	
		31計画	31年度	27,810	
備考					

【再掲】	オリンピック・パラリンピック開催への準備
------	----------------------

主要事業名		観光活性化事業			
具体的な事業		国内外向け観光PR	文化観光課		
事業内容		外国語版観光マップの作成・配布や訪日外国人向けフリーマガジンへの観光情報の掲出など、国内だけでなく海外に対しても誘客活動を推進します。			
活動量	現状値 (29年度)		30年度 (参考)	31年度	摘要
国内外向け 観光PR	PR活動	30計画	PR活動	PR活動	
		31計画		PR活動	
事業費(千円)		30計画	31年度	1,600	
		31計画	31年度	4,174	
備考					

主要事業名		だれでもトイレの整備			
具体的な事業		公衆便所の洋式化	河川公園課		
事業内容		平成31年度までにすべての公衆便所に洋式トイレを備え、外国人や高齢者等が利用しやすい公衆便所を整備します。			
活動量	施設名		30年度 (参考)	31年度	摘要
	洋式トイレ(か所)	30計画	15	15	
31計画			22		
事業費(千円)		30計画	31年度	20,226	
		31計画	31年度	42,626	
備考					

主要事業名		道路の無電柱化			
具体的な事業		東京オリンピック・パラリンピック会場周辺路線の無電柱化	道路課		
事業内容		東京オリンピック・パラリンピック会場周辺の区道における無電柱化を推進します。 【施設竣工年度】平成31年度:東京オリンピック・パラリンピック会場周辺路線			
活動量	施設名		30年度 (参考)	31年度	摘要
	東京オリンピック・パラリンピック会場周辺路線無電柱化	30計画	工事	工事	H31竣工
		31計画		工事	H31竣工
事業費(千円)		30計画	31年度	410,948	
		31計画	31年度	453,748	
備考					

主要事業名		主要生活道路の改修			
具体的な事業		東京オリンピック・パラリンピック会場周辺路線の遮熱性舗装の整備	道路課		
事業内容		平成31年度までに東京オリンピック・パラリンピック会場周辺の区道における遮熱性舗装の整備を推進します。			
活動量	施設名		30年度 (参考)	31年度	摘要
	東京オリンピック・パラリンピック会場周辺路線遮熱性舗装(m)	30計画	1,381	2,450	
		31計画		2,450	
事業費(千円)		30計画	31年度	416,413	
		31計画	31年度	275,097	
備考		平成31年度末の東京オリンピック・パラリンピック会場周辺路線遮熱性舗装延長は4,026mとなります。			

主要事業名		SPORTS & SUPPORTS ブランディング推進事業			
具体的な事業		ブランディングの推進		オリンピック・パラリンピック推進課	
事業内容		東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、区内外及び海外に向けて、江東区を戦略的・効果的にPRします。			
活動量	現状値 (29年度)		30年度 (参考)	31年度	摘要
ブランディング 推進	PR活動	30計画	PR活動	PR活動	
		31計画		PR活動	
事業費(千円)		30計画	31年度	25,979	
		31計画	31年度	27,810	
備考					

第5章

新たな取り組み等 (平成31年度当初予算)

長期計画に定める各施策の目標を達成するため、平成31年度当初予算では、以下の事業において新たな取り組み等の経費を計上し、積極的に推進していきます。

1 水と緑豊かな地球環境にやさしいまち

事業名	豊洲ふ頭内公園ミスト設備等設置事業
事業内容	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺の暑さ対策として、豊洲ふ頭内公園にミスト設備の付いたパーゴラや東屋(あずまや)を設置。
事業費	40,385 千円

事業名	環境学習情報館運営事業
事業内容	「ごみ戦争宣言」からまもなく50年を迎える等にあたり、より強い環境保全のメッセージを発信するため、えこっくる江東の常設展示室のごみ戦争コーナーを拡充。
事業費	25,349 千円 (うち新たな取り組みの経費: 10,000 千円)

事業名	電力の地産地消による環境学習事業
事業内容	清掃工場で発電した電力を供給する東京エコサービス株式会社との電力契約を全区立小中学校等に拡大し、ごみ発電による再生可能エネルギーの環境学習を実施。
事業費	325 千円

2 未来を担うこどもを育むまち

事業名	保育所管理運営事業〔使用済み紙おむつ処分委託〕
事業内容	31年度より、区立保育園において、こどもが使用した紙おむつの廃棄処分を区が実施。
事業費	4,856,608 千円 (うち新たな取り組みの経費: 5,284 千円)

事業名	私立保育所整備事業
事業内容	私立認可保育所等の新規開設や既存施設の定員見直しなどにより、約1,300人の定員増を実施。
事業費	2,766,803 千円

事業名	病児・病後児保育事業
事業内容	保育施設に通うこどもの増加に対応するため、病児保育室を新たに開設。
事業費	81,050 千円 (うち新たな取り組みの経費: 21,074 千円)

事業名	児童向け複合施設整備事業
事業内容	児童会館敷地に子ども家庭支援センター・こどもとしょかんを併設した児童向け複合施設を整備。
事業費	440,822 千円

事業名	(仮称)有明子ども家庭支援センター整備事業
事業内容	区内6か所目となる子ども家庭支援センターを有明北地区3-1-B街区開発の商業棟1階部分に整備。
事業費	260,032 千円

事業名	部活動振興事業
事業内容	専門的な指導ができる教員がおらず、運営が困難な状況にある中学校等の部活動に対し、顧問を担うことのできる部活動指導員を配置。
事業費	58,920 千円 (うち新たな取り組みの経費: 18,900 千円)

事業名	スクールカウンセラー派遣事業
事業内容	区立中学校全生徒を対象に、カウンセラーによるSNSを通じた相談業務を実施。
事業費	29,813 千円 (うち新たな取り組みの経費: 2,609 千円)

事業名	小学校校舎維持管理事業
事業内容	児童への熱中症対策や災害時の避難所としての防災機能の向上を目的に、全ての小学校等の屋内運動場に空調設備を導入。
事業費	1,120,632 千円 (うち新たな取り組みの経費: 9,645 千円)

事業名	数矢小学校増築事業
事業内容	児童数増加に伴う教室不足解消のため、校舎の増築に向けた実施設計を実施。
事業費	28,600 千円

事業名	第二亀戸小学校増築事業
事業内容	児童数増加に伴う教室不足解消のため、校舎等の増築に向けた実施設計を実施。
事業費	93,032 千円

事業名	小学校校舎改修事業
事業内容	小学校敷地内にある、現行法規に適合しないブロック塀等の改修を実施。
事業費	708,193 千円 (うち新たな取り組みの経費: 68,534 千円)

事業名	中学校校舎維持管理事業
事業内容	生徒への熱中症対策や災害時の避難所としての防災機能の向上を目的に、全ての中学校等の屋内運動場に空調設備を導入。
事業費	476,737 千円 (うち新たな取り組みの経費: 36,176 千円)

事業名	中学校校舎改修事業
事業内容	中学校敷地内にある、現行法規に適合しないブロック塀等の改修を実施。
事業費	371,140 千円 (うち新たな取り組みの経費: 23,224 千円)

事業名	園舎改修事業
事業内容	幼稚園敷地内にある、現行法規に適合しないブロック塀等の改修を実施。
事業費	36,968 千円 (うち新たな取り組みの経費: 16,968 千円)

3 区民の力で築く元気に輝くまち

事業名	商店街連合会支援事業
事業内容	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた気運醸成として、大会エンブレム及び区ロゴマークを使用したフラッグを作成し、商店会への配布及び掲出を実施。
事業費	21,214 千円 (うち新たな取り組みの経費: 5,422 千円)

事業名	魅力ある商店街創出事業〔個店の集客力向上を支援〕
事業内容	お店の売上アップや、新規顧客の獲得を目指す工夫を凝らしたイベント事業や商品開発事業等、個店の集客力向上に資する取組みに対して補助を実施。
事業費	30,906 千円 (うち新たな取り組みの経費: 5,500 千円)

事業名	魅力ある商店街創出事業〔個店の多言語表記を促進〕
事業内容	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会へ向け、個店の多言語化を促すため、おもてなし多言語表記促進事業の補助対象、補助率及び補助限度額を拡充。
事業費	30,906 千円 (うち新たな取り組みの経費: 2,000 千円)

4 ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち

事業名	介護予防・生活支援サービス事業【介護保険会計】
事業内容	柔道整復師会江東支部への委託により、介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスCを区内整骨院等で実施。
事業費	958,681 千円 (うち新たな取り組みの経費: 9,029 千円)

事業名	在宅医療・介護連携推進事業〔けあプロ・navi等への医療機関情報掲載〕 【介護保険会計】
事業内容	介護事業者情報を公開する「けあプロ・navi」等へ医療機関情報を掲載し、介護・医療の連携を推進。
事業費	8,010 千円 (うち新たな取り組みの経費: 7,601 千円)

事業名	パラリンピック促進事業〔kotoパラリンピックアート計画の実施〕
事業内容	障害者(児)施設の利用者や区内在住・在勤・在学の障害者(児)が制作したアート作品の区内巡回展示を実施。
事業費	31,438 千円 (うち新たな取り組みの経費: 22,596 千円)

事業名	高齢者健康診査事業〔歯科健康診査の実施〕【後期高齢者医療会計】
事業内容	後期高齢者医療保険の被保険者に対し、口腔機能低下の予防等のため、歯科健診を実施。
事業費	324,212 千円 (うち新たな取り組みの経費: 9,080 千円)

5 住みよさを実感できる世界に誇れるまち

事業名	不燃化特区推進事業
事業内容	旧小名木川保育園跡地と隣接するUR団地内敷地を、防災に資する公園として一体的に整備。
事業費	285,819 千円 (うち新たな取り組みの経費: 73,794 千円)

事業名	水防対策事業〔洪水・高潮ハザードマップの作成〕
事業内容	最新の情報や災害想定に基づいた洪水ハザードマップの改定と、大規模な高潮が発生した場合に備えた高潮ハザードマップの作成を新たに実施。
事業費	54,452 千円 (うち新たな取り組みの経費: 26,499 千円)

事業名	備蓄物資整備事業〔物品管理システムの導入〕
事業内容	区内防災倉庫に備蓄する物品の管理システムを導入し、防災倉庫の再整備を実施。
事業費	79,900 千円 (うち新たな取り組みの経費: 31,456 千円)

計画の実現に向けて

事業名	オリンピック・パラリンピック開催準備事業〔KOTOスポーツキャラバンの拡充〕
事業内容	「KOTOスポーツキャラバンto東京2020」の開催回数及び内容を拡充。
事業費	69,649 千円 （うち新たな取り組みの経費： 21,910 千円）

事業名	オリンピック・パラリンピック開催準備事業〔区独自ボランティアの本格実施〕
事業内容	大会の気運醸成と来訪者へのおもてなしのため、区独自ボランティアを本格実施。
事業費	69,649 千円 （うち新たな取り組みの経費： 10,000 千円）

事業名	SPORTS & SUPPORTS ブランディング推進事業〔PR動画の告知強化等〕
事業内容	PR動画の告知強化及び専用Webサイトのコンテンツを充実。
事業費	27,810 千円 （うち新たな取り組みの経費： 5,126 千円）

事業名	SPORTS & SUPPORTS ブランディング推進事業 〔公共交通機関への広告掲出〕
事業内容	地下鉄車内吊手広告及びラッピングバスの広告掲出期間を延長。
事業費	27,810 千円 （うち新たな取り組みの経費： 2,733 千円）

事業名	教育指導事務
事業内容	教員の負担軽減を図り、児童生徒への指導や教材研究に注力できる体制をつくるため、教員業務を補助するスクール・サポート・スタッフを配置。
事業費	205,573 千円 （うち新たな取り組みの経費： 13,595 千円）

第6章

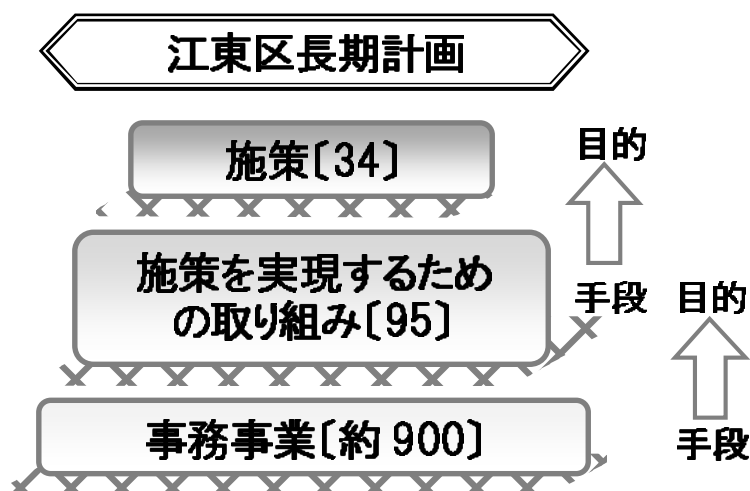
平成30年度行政評価

1. 行政評価システムの概要

江東区では、財源や人といった行政資源を有効活用するとともに、区民に分かりやすい行政運営を実現させるため、長期計画の各施策が掲げる目標の達成度を指標で示し、施策や事務事業の評価を行う行政評価システムを活用しています。

(1) 長期計画の施策の構成と行政評価システム

長期計画では、施策ごとに江東区をこのような「まち」にしたいという「施策が目指す江東区の姿」が設定されており、これを実現するための具体的な取り組み（「施策を実現するための取り組み」）がそれぞれ定められています。さらに、「施策を実現す



るための取り組み」を達成するためのより具体的な手段として、事務事業が位置づけられています。

また、各施策には「施策実現に関する指標」が設定されています。これは、施策の取り組みの成果をできるだけわかりやすく単純化、数値化した形で表したものであり、各施策の成果や進捗状況を区民にわかりやすく示すことを目的としているものです。

区では、主に「施策実現に関する指標」の数値の推移を見ていくことにより施策の成果や進捗状況、課題、取り組みの方向性等を評価する施策評価と、施策を実現させるための有効性・効率性等の観点から事務事業の見直しや取捨選択を行う事務事業評価の2つの評価から成る行政評価システムを活用し、長期計画の着実な推進を図っていきます。施策評価と事務事業評価の詳細については、(2)と(3)で説明します。

(2) 施策評価

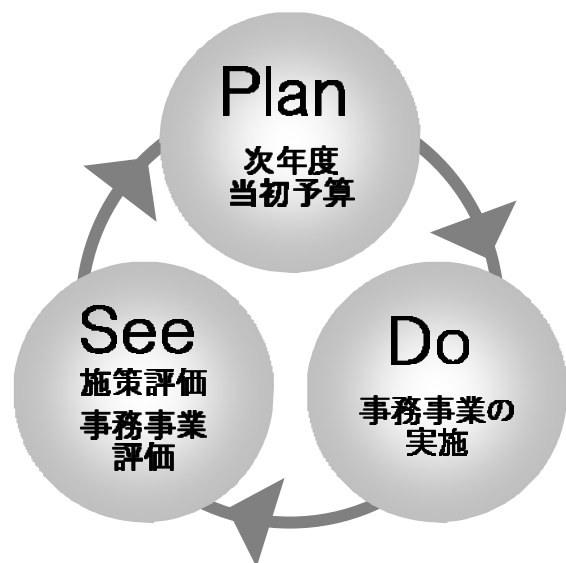
主として「施策実現に関する指標」の数値の推移を見ていくことにより、施策の成果や進捗状況、課題、取り組みの方向性等について評価を行うものです。施策の主管部長による評価（一次評価）と、学識経験者等から成る外部評価委員会による評価（外部評価）を踏まえ、最終評価（二次評価）を行います。なお、平成27年度から始まった現在の外部評価は、平成29年度をもって全施策を一巡したため、平成30年度は次期長期計画の策定を視野に入れつつ、これまでの3年間を総括して大綱別に評価を実施しました。

(3) 事務事業評価

全ての事務事業について、目的妥当性・有効性・効率性といった観点から評価を行うものです。「新規」、「レベルアップ」（成果を向上させるため内容の充実を図るもの）、「見直し」（コストの削減あるいは成果の減少を図るもの）、「維持」（金額の増減にかかわらず事業内容を維持するもの）及び「廃止」の改善方向を示します。

(4) 行政評価システムの活用

施策評価及び事務事業評価の結果は、可能な限り予算への反映を図ることとしており、評価と予算編成、事業の実施を一つのサイクルとすることで、時代の変化に常に適切に対応できる区政運営を実現します。



2. 大綱別総括評価 (外部評価)

【大綱別総括シートの見方】

大綱		大綱名が記載されています。	
基 本 構 想	目指すべき江東区の姿	江東区基本構想の各大綱に定める「目指すべき江東区の姿」が記載されています。	
	施策の大綱	江東区基本構想に定める「施策の大綱」が記載されています。	

基本施策		基本施策名が記載されています。	
施策	施策名が記載されています。	主管	施策の主管部が記載されています。
目指す姿	長期計画(後期)の各施策に定める「施策が目指す江東区の姿」が記載されています。		
《これまでの取り組みと評価》			
長期計画(後期)における現在までの取り組み状況と、施策の進展状況について総括的な評価が記載されています。			
《今後の課題、展望》			
次期長期計画を見据えた課題と今後の方向性について記載されています。			

【大綱1】

水と緑豊かな地球環境に

やさしいまち

大綱 1 水と緑豊かな地球環境にやさしいまち	
基 本 構 想	目指すべき江東区の姿 <ul style="list-style-type: none"> ・身近に豊かな水辺と緑に親しむことができる空間が整備され、都心にいながらうるおいあふれるうつくしいまちを実感できます ・誰もが地球環境保全の取り組みを行い、環境負荷の少ないまちづくりを実現しています
	施策の大綱 <p>江東区では、江戸時代から現在に至るまで、ごみ問題、水害、公害等のさまざまな環境問題への取り組みを行うとともに、水辺を活かしたまちづくりを進めてきました。 うるおいあふれるまちを実現するため、まちの中の緑を増やしながら、豊かな水辺と緑を守り、育み、活用した、魅力あるまちを形成していきます。 さらに、資源循環型の地域社会づくりを進めていくとともに、近年の地球規模の温暖化への対策など、次の世代の人々のためにも環境負荷の少ない地域づくりに取り組んでいきます。</p>

基本施策 1 水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成		主管	土木部
施策 1	水辺と緑のネットワークづくり	主管	土木部
目指す姿	<p>水辺の緑の帯と区内各所の緑が整備され、ヒートアイランド現象を緩和する風の道が確保されています。また、エコロジカルネットワークが形成され、自然と人がともに支えあって生きています。</p> <p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川や運河沿いに水辺に親しめる散歩道を整備し、緑の連続性が進められ、ヒートアイランド現象を緩和する風の道が確保されてきている。 ・老朽化した区立公園等の改修を計画的に実施し、安全性の確保や新しい機能を整備したほか、大規模な公園工事の中で、生きものの生息空間拡大に寄与する緑化を図っている。 ・学校施設の改修等に合わせ、ポケットエコスペースを新設し、みどりに触れ合う機会が創出されている。 <p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分断されている水辺・潮風の散歩道の整備を行い、ネットワークの形成を高めていく。 ・エコロジカルネットワーク形成の推進に向けて、生物の生息空間に配慮した公園、緑地の改修を実施していく。 ・学校施設の改修等の際、引き続き、ポケットエコスペースを整備し、自然保護に対する意識、環境問題への関心を高める。 ・高齢化が進んでいるボランティアが持続的に活動できるよう、活動環境の改善に取り組んでいく。 		
施策 2	身近な緑の育成	主管	土木部
目指す姿	<p>区民の緑に対する愛着と、緑を守り育てる心が生まれ、緑の中の都市「CITY IN THE GREEN」が実現されています。</p> <p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の新増築及び改築・改修時に校庭芝生化、校舎等の屋上緑化・壁面緑化を実施し、公共施設緑化を着実に推進してきている。 ・街路樹充実事業を着実に実施してきた結果、平成31年度には目標値を達成する見込みである。 ・区民・事業者に対する緑化指導により、民間施設での緑化面積も増加している。 ・各種緑化啓発事業の実施や「CIG区民サポーター会議」の開催等、区民の参画・協働が促進された。 <p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の改築・改修等に合わせ、引き続き緑化を推進していく。 ・緑化部分の維持管理経費及び散水設備等の修繕料の増大が、課題となっている。 ・街路樹の樹勢回復や更新について、検討していく必要がある。 ・今後も、区民・事業者に対する緑化指導により、着実に緑化を推進していく。 ・区民・事業者・行政が一体となって緑の保全及び育成に努め、CIGを推進していく。 		

基本施策 2	環境負荷の少ない地域づくり		
施策 3	地域からの環境保全	主管	環境清掃部
目指す姿	区民一人一人が環境保全を意識した取り組みを行っています。また、区民・事業者・区が連携し、地域が一体となって、快適な環境を実現しています。		
	<p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・えここくる江東にて環境学習に係る講座を年間を通して開催し、区民の環境意識の向上が図られた。 ・事業者に対し環境保全対策資金融資(利子補助)や助成金事業(事業所用)を実施し、事業者の省エネ対策の促進を図った。 ・大気、水質、騒音等のモニタリングを実施し、大気に関しては全ての項目で環境基準が達成された。 ・環境フェア・エコライフ協議会等を通じ官民一体となって環境啓発を行い、省エネルギー社会の推進を図った。 <p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習に係る講座の利用者数を拡大し、更なる区民の環境意識の向上を図る。 ・事業者への融資及び助成制度の利用促進に向け、制度のPR方法を工夫する。(経済課との連携、商工会議所・産業連盟への周知など) ・大気、水質、騒音等のモニタリング結果を関係所管と共有することにより、環境基準達成に向けた働きかけを行う。 ・環境フェアは来場者数の増加、エコライフ協議会においては事業者の積極的な取り組みを促進していく。 		
施策 4	循環型社会の形成	主管	環境清掃部
目指す姿	区民・事業者・区の連携による5Rの取り組みにより、環境負荷の少ない循環型社会が実現されています。		
	<p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源・ごみの分け方の周知徹底に努めており、区民1人あたりの資源・ごみの発生量は減少傾向にある。 ・スマートフォン用アプリを活用するなどして、5Rを基本とする更なるごみ減量に向けた啓発を行っている。 ・古着のリユース・リサイクルを推進するため、古着回収を実施し、ごみの減量に繋げている。 ・区民に生ごみを堆肥化する資器材を貸与するなどの取り組みを実施し、生ごみの減量に繋げている。 ・家庭の余剰食品をイベントで回収するフードドライブを実施し、食品ロスの削減に繋げている。 <p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も人口増加が予測されることへの対応が求められる。 ・増加傾向にある外国人住民や若年単身層への適正排出や排出マナーの強化が必要となる。 ・東京2020オリンピック・パラリンピック開催期間中の清掃業務への影響について検討が必要となる。 		
施策 5	低炭素社会への転換	主管	環境清掃部
目指す姿	省エネルギーのための取り組みや、再生可能エネルギー等の利用が進み、二酸化炭素(CO ₂)の排出が少ない低炭素社会が実現されています。		
	<p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止のため、再生可能エネルギー設備を区施設に積極的に導入し、延べ合計70施設に達した。 ・地球温暖化防止設備導入助成事業を実施し、昨年度は助成の申請が計172件あった。(対前年度比27件増) ・カーボンマイナスこどもアクション事業では、区内全小学5・6年生が6月の1ヶ月間省エネの取り組みを行っており、平成29年度で10回目を迎えた。また、記録シートのHP掲載やイベントでの配布など、多くの人に組みんでもらえるよう努め、CO₂削減量の累計も目標値に近づいた。 ・エコリーダー養成講座を通じて、地域で積極的に環境保全活動を進められる人材の育成に努めている。 <p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー設備の区施設への導入を、修繕・新築時に区工事部門へ積極的に促していく。 ・地球温暖化防止設備導入助成事業のさらなる件数増加に向けて、助成項目の増加や、区民向けポスター・区報等の周知に加え、工事事業者への周知も行っていくことで、PRを図る。 ・カーボンマイナスこどもアクションにおいては、こどもから大人まで参加できるツールを用意し、その啓発に努めるが、実績や成果を具体化するのが課題である。 ・エコリーダー養成講座ではPR活動を強化し、受講者数及び修了者数の増加を図る。 		

《外部評価委員会による評価》

3年間の総括評価	
委員	評価内容
ア	住民の暮らしと地球環境という人類社会の課題を考え、大綱1に本テーマを掲げたことに区政の理念が明示されており、そのことに敬意を表したい。また、大綱1を構成する5つの施策ともに、地道な取り組みが行われていることも評価したい。特に、区民1人当たりの1日のごみの発生量が目標値に向けて減少していることは、取り組みの成果であり、区民意識の向上によるものと考えられる。
イ	「施策の大綱」は区民との共有が容易なかたちで施策の目指す姿を掲げており、それに向けて、区民とともに取り組むことを明確にしなが、真剣かつ着実な努力が行われてきている。
ウ	
エ	評価結果及びモニターのコメントを改めて確認した上で、個別施策については概ね目標達成ができてきているといえる。そのうえで、この大綱の各基本施策に共通するのは、各施策が大きく①数値実績(整備水準)の目標と②教育・意識啓発の目標の二種から構成されていることに着目し、改めて全体を概観すると、自然保護意識の向上(施策1)、CIGに対する理解推進(施策2)、環境学習受講者数の増加(施策3)、外国人のゴミ出しマナー強化(施策4)、カーボンマイナスアクションの充実(施策5)、エコリーダー養成講座受講者数増加(施策5)など、「②」における課題が羅列されている。これについて、どのような方針で、具体的にどのように改善を総体として図るのか、具体的な道筋を次期長期計画において示すことが重要と考える。
オ	区民が身近に水辺と緑を感じられるよう、公園整備、河川・水路沿いの散歩道の整備、街路樹の植樹等の取り組みが積極的になされており、評価できる。その一方で、整備に伴い維持管理コストも発生することに関しては、整備段階から念頭に置き、住民との一層の連携を図っていくことも重要である。 環境意識の向上、環境保全の推進、循環型社会の構築等についての様々な取り組みも実施されている。ただし、環境関連の取り組みは区のみで完結するものではなく、限られた人手で効果的に事業を実施する観点から、国や都等の関係団体への一層の働きかけや、民間団体や教育関係機関を巻き込んだ仕掛け作りに関して考慮することが必要である。また、ごみの減量と再資源化への努力により、その成果が出ており、区民にも区の姿勢は伝わっている。今後も取り組みを継続する一方、メリハリのあるコスト配分とそれに関する住民への説明が重要になってくると考える。
カ	施策1における河川等の散歩道の整備、学校施設改修時のポケットエコスペースの新設、施策2における校舎等の屋上緑化・壁面緑化の実施、街路樹の充実、施策3における「えこっくる江東」の環境学習講座、「環境フェア・エコライフ協議会等」での環境啓発の実施、施策4におけるスマートフォンアプリによる5Rの啓発、古着の回収、生ごみを堆肥化する機材の貸与、施策5における再生可能エネルギー設備の導入、カーボンマイナスこどもアクション事業やエコリーダー養成講座の実施など、それぞれの施策においての具体的な事業の実施については評価できる。指標上では目的達成に到達しないものもあり、指標そのものに無理があるのかを含めて原因の分析が必要である。

今後の取り組みへの提言	
委員	評価内容
ア	大綱1の5つの施策は、理念や目的としては誰もが納得できるものである一方、いずれも息の長い長期的な取り組みであり、短期間に結果の出るテーマではないこと、また、区民の意識の醸成が大切な要素となっていることなどの特質を有している。そのために、区がどこまで、どれだけの予算や戦力を投入して行くべきか、何をもちて成果とするかについては、十分に検討して進める必要がある。この点を次期長期計画に活かしていただきたい。
イ	基本施策1及び基本施策2の双方において、大きな方向の修正等の必要はないと考える。「風の道」「エコロジカルネットワーク」「CITY IN THE GREEN」、「区民の環境保全意識」「5R」「低炭素社会」のコンセプトは、区の姿のシンボルとして、次の10年に向けても普遍的な通用力を有しており、その精力的な追求が望まれる。
ウ	
エ	<p>「大綱」単位で、「環境意識」を高めるという視点で方針を定めただけで、各施策の課題対応策として具体的方法論を落とし込めないか。</p> <p>人の意識変容には、ストーリーが必要である。江東区の環境行政や住民の環境意識は、ごみ問題との格闘史によって形作られてきたというのは、ある意味で事実と言えるだろう。大げさかもしれないが、江東区のまちづくりと、イシューとしての環境問題との間の親和性は高いといえる。その意味で、例えばSDGs(持続可能な開発目標)のような国際標準に照らしながら、どのような区民意識の醸成を図っていくのかというアプローチは、荒唐無稽かもしれないが、一考の価値はあると考える。</p> <p>このようなスケール感を持つことで、例えば学校教育など他の基本施策との連動・連携の可能性が浮上し、「学びスタンダード」や新学習指導要領との連携など、同施策における課題対応へのこれまでにない角度からの展望も掲げ得る。</p>
オ	<p>公共施設の緑化だけでは限りがある。民間緑化に関しては、条例等で新規の建築物等への緑化指導はなされるが、今後、既存のものに対しての緑化に関しては、住民を取り込み緑化を継続的に進められるような仕掛けをしていくことが重要となる。</p> <p>区民協働に関して、街路樹維持管理を例にとれば、実施には専門性や安全性の観点から困難な点があるものの、街路樹の維持管理に積極的な住民参加が得られれば、それは単に維持管理コストの削減に有用なだけでなく、住民の地域への愛着が醸成されることとなるのではないかと考えられる。「京都市サポーター制度」を設け、落葉の清掃や除草などの周辺美化活動、街路樹の病虫害等に関する市への情報提供等の維持管理作業を、地域住民が実施している自治体もある。江東区でも、江東区アダプト・プログラムで清掃関連での取り組みがあるため、部署連携で街路樹管理との連携が計れるかについても検討することもできるのではないかと考える。</p>
カ	<ul style="list-style-type: none"> ・施策1: 区民1人当たりの公園面積の指標は一般的であるが、江東区のような都会は区域の一定程度の公園面積を確保する指標のほうが現実的である。生物多様性は、具体的に企業や住民に対してわかりやすい説明が必要である(企業に対して…環境に配慮した製品、住民に対して…食べ残しなどの食品廃棄物の減少など)。 ・施策2: 公共施設の屋上緑化などは、公共施設等総合管理計画の個別計画にしっかり位置付ける必要がある。町会等のボランティアの植栽による身近な緑の育成について、過去に取り組みをしたがうまくいかなかったとのことであるが、その原因を分析し、違う方法でのチャレンジをしてもらいたい。 ・施策3: 地球温暖化の内容は、施策1と連携をとった施策が望まれる。 ・施策4: 大綱の中でもコストがかかる施策である。5Rの推進をするにあたり、認知度を高めるだけでなく、区民が具体的にどうすればよいのかをPRする必要がある。 ・施策5: カーボンマイナスこどもアクション事業など、区のオリジナルの施策は継続してもらいたい。
その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・基本施策1の指標の多くは、例えば、「水辺・潮風の散歩道整備状況」「街路樹本数」など数字の増加が区民にとって望ましいことが起きていることを示すものではあるが、それに留まっている。できるならば、行政として区の地域についてこれらが完備した理想的な設計図をあらかじめ明らかにし(「水辺・潮風の散歩道理想総延長」「街路樹整備理想本数」など)、それとの関係で、現時点はどこまで到達しているのかを示す指標を設けることが望まれる。それによって、区民が行政の懸命の努力を理解し、正しく評価することができる。 ・基本施策2は、市民の意識の変容とともに行動の変容をも求めている。それはそうであろうが、言うまでもなく行動の変容を導くことは容易ではない。この点で、指標が「行動の変容」一概になっているのは現実的ではない。「意識の変容」だけで差し支えないのではないかと。この点で、カーボンマイナスこどもアクションの指標がCO2削減量になっているのも、理論的には忠実なのだろうが、違和感がある。区による働きかけの努力とそれへの児童・生徒の反応を示す指標を使う方が、業務運営上も区民の行政努力への理解上も望ましい。 ・本大綱に限らず、施策間の横断的連携の議論(ここでは、清掃領域と土木・都市計画領域の連携)になると、しばしば区側から「それは総合計画の現大綱の括り方にはそもそも無理がある。庁内の機構編成と合致していない」という類のコメントが提示される。そうした側面があることは理解しているので、次期長期計画では、基本施策の構成や、現実的な部署間連携や庁内協議の立ち上げが理想であるのかなどについても、庁内検討の課題として議論されることを期待したい。 ・指標の考え方に関しては、検討の余地がある。 ・本大綱は、待機児童の解消などのような緊急性はないものの、地球レベルでの温暖化問題を含めた地球環境の維持という大切な大綱であり、地道な周知活動が必要である。 	

【大綱2】

未来を担うこどもを育むまち

大綱2 未来を担う子どもを育むまち	
基 本 構 想	目指すべき江東区の姿 ・子どもを育てることに、喜びと生きがいを持てる社会になっています ・子どもたちが毎日楽しく学び、遊ぶ中で、こどもらしくのびのびと育ち、責任感を培うとともに、未来を担う力を養っています ・地域社会が一体となり、こどもの未来を育んでいます
	施策の大綱 江東区の子どもが、江東区を愛し、世界を舞台に生き生きと羽ばたいていける環境を創造していくことが求められています。 そのため、子どもをめぐる状況の変化、子育て家庭のニーズを的確にとらえ、安心して子どもを産み、育てられる環境の充実に努めます。 また、学習環境の整備や地域等との連携をより一層推進し、一人一人が大切にされ、楽しく学び、責任感を培うことができる学校をつくるとともに、知・徳・体を育む教育を実現していきます。 さらに、家庭・学校・地域が一体となり、健やかなこどもの未来を育む地域社会づくりを進めます。

基本施策3 安心して子どもを産み、育てられる環境の充実			
施策6 保育サービスの充実		主管	こども未来部
目指す姿	保育施設が十分整備されているとともに、多様な保育サービスが提供され、安心して子どもを産み、育てることができます。		
《これまでの取り組みと評価》 ・サテライト保育の導入や公有地を活用した保育所整備等による定員の拡充、地域型保育事業及び定期利用保育事業の実施により、待機児童の解消が図られつつある。 ・平成30年度より、区立保育園及び公設民営保育園の全園で延長保育を実施し、利用者ニーズに対応した。 ・病児保育への需要に応えるため、病児・病後児保育室の定員拡大を図った。 ・保育人材の確保及び定着化を図るため、各種補助金の活用及び就職フェアの開催等を実施。			
《今後の課題、展望》 ・低年齢児(0～2歳)の受け皿を拡充するとともに、連携施設の設定など3歳以降の確保策を検討する。 ・幼稚園の活用や非施設型保育の拡充など新たな定員確保策を推進していく。 ・長期的かつ正確な保育ニーズの推計を行い、より実態に即した事業計画を策定する。 ・必要なときに安心して病児・病後児保育室を利用できるよう、引き続き事業の周知及び利便性の向上を図る。 ・保育所の安定的運営のため、保育人材の確保及び定着化を図るための事業継続を検討する。			
施策7 子育て家庭への支援		主管	こども未来部
目指す姿	子育て家庭がさまざまな場面でサポートを受けることができ、楽しく子育てをしています。		
《これまでの取り組みと評価》 ・平成27年3月に「こども・子育て支援事業計画」を策定後、平成30年3月に中間年の見直しを実施。 ・区民ニーズに的確に対応するため、各種子育て支援事業を展開し、高い利用率を示してきた。 ・ファミリーサポート事業等でボランティアの拡充に取り組んできたが、更なる確保が求められている。 ・ハンドブックやメールマガジン等、様々な手法で子育て情報発信に取り組んでおり、認知度も向上している。 ・児童手当等の各種手当を支給し、必要な世帯に経済的支援を提供できている。			
《今後の課題、展望》 ・次期支援事業計画(32～36年度)に向け、30年度に区民意向調査等、31年度に改定作業を実施。 ・子育て支援を必要としている世帯が増加傾向であるため、各種子育て支援事業の充実を図る。 ・子育てサービスの充実を図るため、地域バランスのとれた子ども家庭支援センターの整備を進める。 ・児童相談所の移管を見据えながら、子ども家庭総合支援拠点や子ども家庭支援センターのあり方を検討する。 ・こどもの貧困拡大や国等の新たな支援策などにより支援対象者の増加が考えられ、きめ細かな対応が求められる。			

基本施策4		知・徳・体を育む魅力ある学び舎づくり	
施策8	確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成	主管	教育委員会事務局
目指す姿	学校教育の充実が図られ、確かな学力・思いやりの心・健康な身体が育まれています。		
<p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こうとう学びスタンダード」への取り組みが6年目となり、各学校における授業改善を中心とした取り組みが定着してきている。 ・「江東区オリンピック・パラリンピック推進計画」を基に、全校園で本区独自の取り組み等、オリンピック・パラリンピック教育を推進してきた。 ・全小中学校において、無線LAN環境及び1校あたり86台のタブレット端末を導入し、児童・生徒の情報活用能力育成のための環境整備を促進した。 ・日光・富士見両学園の今後の移動教室等のあり方や管理運営方法等について検討を行い、方針を決定した。 ・部活動における休養日・活動時間の基準を設定し、生徒に十分な休養を与えるとともに、教員の負担軽減を図るルールづくりをした。 <p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こうとう学びスタンダード」の確実な取組を進めるとともに、定着度調査の結果に基づく指導改善及び学びスタンダード強化講師の効果的な活用を図る。また、新学習指導要領等の趣旨を踏まえ、今後の取組を検討する。 ・全てのこどもたちが東京2020オリンピック・パラリンピックに直接関われる機会を設ける。また、2020年以降も継続できるオリンピック・パラリンピック教育を検討する。 ・ICT機器については、各校での活用状況を見ながら増設の検討を行う。 ・移動教室は、小学校は平成31年度のみ民間施設を借上げる。中学校は平成31年度以降、民間施設を借上げる。 ・部活動指導員制度を導入し、持続可能な部活動の体制整備を進める。 			
施策9	安心して通える楽しい学校（園）づくりの推進	主管	教育委員会事務局
目指す姿	児童・生徒が安心して生き生きと通うことができる学校（園）が実現しています。		
<p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教室を全小学校・義務教育学校前期課程に設置し、特別支援教育の充実を図っている。 ・発達障害のある児童・生徒の増加やいじめ、不登校等の対応のため、支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒・保護者の相談活動を行っている。 ・「江東区いじめ防止基本方針」や「不登校総合対策」等に基づき、問題の改善に取り組んでいる。 ・校舎の老朽化や人口推計等を踏まえ、計画的に改修・改築を実施している。 ・通学路交通安全連絡会を踏まえ、通学路の安全対策の強化に努めている。 <p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教室で支援を受けていた児童が中学校でも支援を受けるために、中学校特別支援教室を開設する。 ・問題を抱える児童・生徒数が増加傾向にあり、問題も複雑多様化している。改善事例を分析するなど効果検証し、関係機関の連携強化や取り組みを一層充実させていく必要がある。 ・児童・生徒数の急増による収容対策が緊急の課題となっている。 ・限られた財政状況の中でコスト縮減を図り、補助制度、基金等を活用し、計画的な改修を実施していく。 ・「江東区学校安全の推進にかかる基本方針」をもとに、統一的な取り組みを推進し、学校安全の向上を図る。 			

施策10	地域や教育関係機関との連携による教育力の向上	主管	教育委員会事務局
目指す姿	地域や、教育にかかわる機関と連携・協力することにより、開かれた学校が実現しています。		
《これまでの取り組みと評価》			
<ul style="list-style-type: none"> ・学校支援地域本部に取り組む学校を年々増やし、実施校数の割合は全小中学校の6割を超えた。 ・未実施校の意向にも配慮した上で、平成31年度までの学校支援地域本部の全校実施に道筋をつけた。 			
《今後の課題、展望》			
<ul style="list-style-type: none"> ・モデル校において、学校評議員会を学校運営協議会に移行し、江東区独自のコミュニティ・スクールのあり方を検討していく。 ・学校支援地域本部をはじめとした、地域と学校が連携する既存のさまざまな取り組みを再編・組織化し、地域学校協働本部として再構築する必要がある。 			
基本施策5	こどもの未来を育む地域社会づくり		
施策11	地域ぐるみの子育て家庭への支援	主管	こども未来部
目指す姿	地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれ、親とこどもが安心して暮らしています。		
《これまでの取り組みと評価》			
<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会を強化し、多機関での連携・協力による虐待の早期発見・対応強化が図られた。 ・児童虐待ホットラインを広く周知したことにより、より早い相談・通告及び早期の対応・支援が図られた。 ・複数の要保護児童支援サービスの展開により、児童虐待の早期改善や再発予防が図られた。 ・こどもの発達段階や親の就業状況に対応した家庭教育学級をPTAや父母の会などとも連携・協力しながら開設しており、こどもの成長への理解促進が図られている。 			
《今後の課題、展望》			
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな「東京ルール」および「共有ガイドライン」により見込まれる対応件数の増加に即した体制づくりが必要。 ・児童相談所の移管を見据えながら、今後の本区の社会的養護の方向性や子ども家庭総合支援拠点及び子ども家庭支援センターのあり方を検討する。 ・都市化、核家族化などによる家庭の孤立化や社会全体の教育力の低下により家庭教育の充実が求められる。 ・家庭教育学級の開設のみならず、指導者養成や家庭教育支援チームの組織化などの人的環境を形成し、家庭教育支援体制の整備を図っていく。 			
施策12	健全で安全な社会環境づくり	主管	教育委員会事務局
目指す姿	地域住民・団体と区が一体となって、こどもの成長を支え、見守るシステムをつくることにより、こどもたちがのびのびと成長しています。		
《これまでの取り組みと評価》			
<ul style="list-style-type: none"> ・「江東区版・放課後子どもプラン(平成21年10月策定)」に基づき、平成22年度より区内小学校にきつずクラブの開設を開始、平成29年度までに区内全小学校45校にきつずクラブを開設した。 ・平成30年4月に開校した有明西学園内に開設したクラブを含め、区内全小学校46校できつずクラブが実施されるとともに、「江東区版・放課後子どもプラン」における計画目標年次を1年前倒して整備が完了する。 ・児童館、学童クラブに加え、きつずクラブが新たな放課後の居場所として定着し、区内の放課後活動の場が概成した。 ・「江東区版・放課後子どもプラン」策定時の学童クラブは45クラブあったが、江東きつずクラブの実施に伴い、順次廃室し、平成30年4月現在19クラブとなった。 ・こども110番の家は、区報等での継続的なPRにより、企業・事業者等の協力など一定の成果を上げた。 			
《今後の課題、展望》			
<ul style="list-style-type: none"> ・登録児童数が減少している学童クラブへの対応、収容対策が課題となっている小学校における、きつずクラブスペースの確保等が課題。 ・社会環境や住民ニーズの変化を踏まえ、各事業の質的向上、効果的・効率的な仕組みづくり等について検討し、「江東区版・放課後子どもプラン」の改定を行う。 ・こども110番の家は、高齢化等により協力者が減少する中、一層のPRと移動型こども110番の家を検討する。 			

施策13	地域の人材を活用した青少年の健全育成	主管	地域振興部
目指す姿	地域の住民や団体の有する経験や能力の活用により、青少年が健全に育つことができる地域社会が創出されています。		
<p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区による各団体等への連絡調整・情報提供等の支援の結果、青少年育成事業数は目標値に達している。 ・青少年期における悩みへの支援策においては、総合相談窓口を開設し、復学・就職等の成果をあげている。 ・講習会参加者の確保に向けた取り組みを行っており、参加者数の減少傾向に歯止めをかけられつつある。 ・平成29年度に高校生ジュニアリーダーの海外派遣事業を実施し、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けたボランティア意識や国際感覚の体得につながった。 			
<p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全育成のため、各関係団体・地域団体との連携強化、実効性のあるさらなるネットワークづくりに取り組む。 ・青少年の抱える様々な課題に対し、関係各部署・地域団体との行動連携に取り組み、課題解決の実効性を上げていく。 ・青少年指導者養成等、講習会や講座等の実施にあたっては、地域活動に貢献する指導者として活発に活動していく人材育成を念頭に、区民ニーズの把握、内容・PR手法等を精査の上、事業を実施する。 			

《外部評価委員会による評価》

3年間の総括評価	
委員	評価内容
ア	<p>大綱2を構成する8施策のそれぞれが、計画に沿って具体的かつ適切に実施されている。とりわけ、施策6「保育サービスの充実」については、保育所定員の拡充が進み、待機児童の解消が図られつつあり、施策8「確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成」については、指標の上で学力や体力の向上が認められるなど、取り組みが着実に成果に結びつきつつあることを評価したい。</p> <p>その一方で、施策自体がそもそも何を目的としたものなのか、区民のニーズに基づいているのか、何をもちて成果とするのかなど、明確さに欠ける施策があることも否めない。実施にあたってこの点を十分に意識するとともに、次の計画づくりに生かしてほしい。</p>
イ	<p>基本施策3については、地域的なものを含め、ニーズの変化の動向を的確明敏に把握し、また、リスク面にも目を配りつつ非施設型保育にも視野を及ぼすなど、過不足のない手立が取られてきている。</p> <p>基本施策4については、区民に納得される進捗あるいは成果が上がってきている。</p> <p>基本施策5については、与えられたデータの限りでは課題の解決状況を確認することが難しい面があるが、仕組みづくりや体制整備については適切な手立が取られてきている。</p>
ウ	<p>大綱別総括シートの「これまでの取り組みと評価」と「今後の課題、展望」を見ても、区として取り組みの現状をどのように判断し、その中での課題の全体像が具体的に捉えられていないように見える。そのため、なぜその施策を行うのかの理由や、重点的に取り組むべき事項が適切に設定されていない点がある。</p> <p>施策8については、学びスタンダード強化講師の質や学校での活用状況への課題がこの三年間で指摘されているが、そのことへの対応がまだ十分とは言えない。「こうどう学びスタンダード」の成果を学力テストの平均点を指標に設定するだけでなく、課題となっている学校の教育活動の状況や教員の指導力、学びスタンダード強化講師の活用状況などをより具体的に把握した上で現状を判断し、課題を明らかにする必要がある。</p> <p>施策9については、「施策実現に関する指標に関わる現状値の推移と達成状況一覧」において、「目標値の達成が見込めない状況である」が3つもあるのは注意すべき点である。なぜそうなったのかの原因解明と、今後の対応策について検討が必要である。</p>
エ	<p>大綱全体としては、所期の目的・目標を概ね達成できたと説明できる到達度であると評価する。</p> <p>特に、基本施策3の子育て支援については待機児童の減少、施策4の学校教育については江東区独自の教育方針を可視化した点で、それぞれ施策レベルとしての成果を上げることができたと評価する。</p> <p>一方、基本施策5については、施策13が施策としての目標と構成内容が曖昧であるなど、やや基本施策全体としての一貫性・体系性に欠けると考えられる。</p>
オ	<p>安心して子育てのできる環境の充実のための取り組みとして、保育所の整備、「こうどう学びスタンダード」等の取り組みが進められてきた。子育て世代の流入が続いている中で、社会問題となっている待機児童の解消に向けては、マンション建設に合わせての保育所整備等がなされており、一定の効果が出ている。また、在宅への子育て支援事業についても、子育て世代向けの支援事業が展開されている。</p>
カ	<p>大綱の中で、「施策6: 保育サービスの充実」が、コスト面を含めて最重要課題である。この課題は「待機児童」である。この課題解決にあたり、サテライト保育の導入、公有地を活用した保育所整備等、地域型保育事業、定期利用事業の実施、保育士宿舍借上げなどにより、待機児童の解消が図られつつあることは評価できる。</p> <p>その他の施策についても、「施策7: 子育て家庭への支援」では、ファミリーサポート事業等のボランティアの拡充、メールマガジン等の情報発信、「施策8: 確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成」での「こうどう学びスタンダード」の取り組みが定着、「施策9: 安心して通える楽しい学校(園)づくりの推進」での発達障害の児童や不登校等の対応に支援員等を配置している。また、「施策11: 地域ぐるみの子育て家庭への支援」では、児童虐待ホットラインを広く周知した。</p> <p>これらのことから、総括としては概ね評価ができる。</p>

今後の取り組みへの提言	
委員	評価内容
ア	<p>待機児童解消など区民の切実なニーズに基づく施策と、区としてこうあるべき、こうあって欲しいと考える施策に大別できるように思われる。後者の場合、当該施策によって何を実現したいのか、そのための道筋をどうするのか、何ををもって成果と考えるのかなど、十分な検討を行い、それに相応しい指標を工夫する必要がある。これらの点を十分に踏まえた施策立案を期待したい。</p> <p>学校教育の最大の課題の一つに、教員が児童・生徒に向き合うゆとりの確保(=教員の働き方改革)と、組織としての学校の運営力の強化があると考えている。この点で先導的役割を果たせるような取り組みを江東区に期待したい。</p>
イ	<p>「こども未来部」を置き、区の政策重点を象徴し、かつ具現されている姿勢は大変好ましく感じる。中央省庁の政策体系との関係もあり難しいことは承知するが、哲学としては、ぜひ、教育委員会事務局もこども未来部の傘下に置くというくらい勢いで臨んでもらうことが、区民の認識や期待にも沿うことになると考える。</p> <p>施策7については、サービスの利用ということで、顕在化している需要に注目して成果を測ることが行われているように見えるが、それでは不十分であり、潜在している需要にまで目を向け、そこにまで行き届いていると言えて初めて成果が主張できるのだと思う。その意味での施策対象の母集団人口を基本施策5なども絡めて部全体としてしっかり押さえ、それにサービスがどこまで到達しているかということを目ざしていることがはっきりわかるよう施策の実施と評価に取組みられることが重要と考える。</p>
ウ	<p>施策9については、目標値の達成が見込めない状況である項目が多い。その理由として、指標そのものに課題があるので、指標の検討とともに、教育と福祉の連携も含めた施策の検討も必要である。例えば、不登校児童生徒出現率ではなく、解消率という指標の取り方もある。解消とは学校に来ることを意味するのではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が関わらなくてもよくなったということの意味している。このように、施策が何を狙っているのかに基づいた指標の設定を行うべきである。</p> <p>施策10については、学校支援地域本部が江東区の中心施策であり、その成果が達成されている状況は理解できるが、国の施策転換等を鑑みると、今後は学校支援だけでなく学校と地域が双方向につながる連携協働の視点が重要である。その意味から、「江東区独自のコミュニティ・スクール」の在り方を検討するのであれば、なぜ”独自”にするのか、国のコミュニティ・スクールとは何が違うのかを明確にして具体的な姿を描いていく必要がある。</p> <p>大綱2で書かれている「地域社会が一体となり、こどもの未来を育てています」や「家庭・学校・地域が一体となり、健やかなこどもの未来を育て地域社会づくりを進めます」という内容に対して、コミュニティ・スクールは適格な手段のひとつである。これまでの学校支援の取り組みや各地域の特色を生かしつつ、国の地域とともにある学校づくりの施策の動向を鑑みながら、江東区としてどのような家庭、学校、地域が連携協働した取り組みを創り上げていくのかという方向性を明確にする必要がある。その上で、江東区独自のコミュニティ・スクールの在り方を検討し、その成果を図る指標を設定していくことが求められる。</p> <p>学習指導要領の移行に当たり、教員の指導力の向上や、新しい取り組みに対応した資質能力を付けるための教員研修や学校への支援活動は、重要なことである。発達障害への対応や児童生徒や保護者等への対応、子どもの貧困や福祉的な課題への対応など複雑化・多様化した課題に学校が取り組める体制の整備、教員の勤務負担軽減や勤務時間縮減などの働き方改革への対応など、新たな政策課題への対応も視野に入れた施策の構築を期待したい。</p>
エ	<p>基本施策3の子育て支援施策については、次期長期計画のスパンはもちろん、より長期の視点から子育てニーズや子供の貧困を巡る予測を、江東区独自の視点で行うことを期待したい。相当の事業コストを要する領域であり、アカウンタビリティの観点からも、具体的に精緻なforecastingへの取り組みを望みたい。</p> <p>基本施策4の学校教育については、「こうどう学びスタンダード」と新学習指導要領の接続の考え方や内容を具体的に示すことを期待する。オリパラ教育、ICT教育への言及があるが、より体験学習や社会性を育てる視点を入れるのであれば、それを目標化する論拠と、実現可能性を合わせて提示することが重要である。</p> <p>基本施策5の地域社会の人材育成施策については、次期長期計画で施策の全体構成の見直しを検討してはどうか。</p>
オ	<p>限られた予算の中、安心して子育てのできる環境の整備を行う観点からは、質と量の両面でニーズ分析を行い、優先順位を決めて事業に取り組むことが望まれる。一例をあげれば、量に関しては、(将来予測を含む)需要動向を踏まえ、施設整備を重点的に行うのか、保育ママ制度等の多様なメニューでの弾力的な展開を行うか、その割合を含め考慮することが有用であると考えられる。また、質の観点からは、子育て支援メニューを増やすのみならず、支援を受ける側に立った「使い勝手の良さ」への配慮も重要となる。病児保育を例にとれば、申し込み期間が利用日前日までとなっており、急な発病等への対応は困難な状況となっている。当日の空きがあれば利用も可能とのことであるが、インターネットで当日の空き状況情報提供等、情報発信を積極的に行うことも一つの対応ではないかと考える。</p> <p>施策9に関連し、不登校児童・生徒出現率といった改善数値を見る値のみが指標として設定されている。不登校等への対応は現場レベルではなされているとのことであり、また、区民としては無理に登校を促すというより、対応してもらえ体制があり、時間をかけても納得して次のステップへ進める方が重要であると考えられるため、対応体制を評価指標に盛り込む検討も必要ではないかと考える。</p>
カ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策6: 待機児童の解消は保育所等の多大な費用がかかることから、区として公共施設等総合管理計画などの部局と連携をしていく必要がある。 ・ 施策7: 子どもの医療費助成件数を指標としながら、目標値が設定できないのは指標としては望ましくない。この事業であれば、成果指標(医療費の対象年齢、入院費や外来まで含まれるか、自己負担の有無など)により、区が着実に目標を達成した内容を示せるような指標が望ましい。 ・ 施策8: 平成30年4月開校の江東区初となる小中一貫教育学校有明西学園の検証を行い、今後の区としての方向性を決めて区民合意を得ることが望まれる。 ・ 施策9: 校舎の老朽化対策の中で、ブロック塀などの工作物も、生徒の安全性を優先して考える。 ・ 施策11: 全国共通ダイヤル「189」をわかりやすく周知するとともに、区が担当する事業の事務フローの整理を行い、児童相談所への円滑な移行が望まれる。 ・ 施策12: 児童が登下校に事件に巻き込まれる事案もあり、登下校時の地域住民の見守りについて検討の余地がある。 ・ 施策13: SNS等のトラブルは、今後の社会情勢からも増大が見込まれるので、その対策に取り組む必要がある。

その他

- 指標について、業務実施上の指標として日常意識されていることを総括シートや施策評価シートの記述からうかがえるものが、施策評価上の指標とはされていない。これらを現行の指標に追加することが有益であると考えられる。例えば、施策7では、総括シートに子育て支援事業の「利用率」というものがあるが、これなどは現行の「利用者数」に代えて採用すべきものである。また、施策12については、例えば、「こども110番新規協力者獲得数」という指標を置くことにより、区の努力が区民によくわかるようになると思う。
- 施策11の家庭教育学級については、虐待のリスクの高い親が参加しないというパラドックスがあるのではないだろうか。
- 「こども110番の家」について、一戸建ての高齢化、オートロックマンションの存在など、拡大の隘路が記述されているが、それはそもそも事業の前提が成立しなくなったことを意味しているのではないだろうか。
- 指標の設定にあたり、結果を指標として設定する傾向が強いが、取り組みプロセス(重点的に取り組んでいる事項)を指標として取り込むことができないか、考慮していくことが必要と考える。
- 施策の優先順位を、コストと効果を基準に決めることも必要である。施策に対する「キーワード」(待機児童・道徳教育・児童虐待など)を決めて、その解決策を図表等で説明できればよいのではないか。

【大綱3】

区民の力で築く元気に輝くまち

大綱 3 区民の力で築く元気に輝くまち	
基 本 構 想	目指すべき江東区の姿 <ul style="list-style-type: none"> ・区内の商工業が発展し、地域経済が活性化しています ・誰もが持てる能力を発揮しながら、コミュニティ・生涯学習・スポーツ活動に参加できる豊かな地域社会が形成されています ・誰もが地域の歴史と文化に対する理解と誇りを持つとともに、多くの人が江東区を訪れています
	施策の大綱 <p>江東区では、高齢化・国際化の進展や集合住宅の増加など、急激な人口構造の変化の中、良好な地域社会を形成していくことが求められています。</p> <p>そのため、中小企業の育成や商店街の活性化を図るとともに、消費者の権利保護に努めながら、健全で活力ある地域産業を育成します。</p> <p>また、コミュニティの活性化と、生涯学習の機会提供及び生涯スポーツの推進、男女共同参画社会の実現に努め、個性を尊重し、活かしあう地域社会づくりを進めます。</p> <p>さらに、新旧の文化に触れ、親しむ機会の提供を行うなど、地域文化の活用を図るとともに、地域資源を活かした観光振興を推進します。</p>

基本施策 6 健全で活力ある地域産業の育成			
施策 1 4 区内中小企業の育成		主管	地域振興部
目指す姿	区内中小企業が、後継者・技術者等の人材を確保し、また、技術力や競争力を培うことにより、区内の産業が活性化しています。		
《これまでの取り組みと評価》 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業に対する各種助成事業における助成件数は増加傾向にある。今後も時勢に即した支援制度の見直し及び各支援施策の周知に努め、引き続き支援を継続していく。 ・区内の優れたものづくり企業を認定する江東ブランド事業においては、積極的なPRに努めており、報道メディアからの問合せが増加するなど認知度の向上が伺える。 ・H28年度に東京都内で初めて開催した地域クラウド交流会は、その後も多数の参加者を集め、「具体的な商談に結びついた」との参加者の声も届くなど、効果的な地域活性化施策と認められる。 			
《今後の課題、展望》 <ul style="list-style-type: none"> ・区内で多数を占める小規模企業、特に製造業事業所は年々減少しており、複層的な減少要因への対策が課題となる。また、立地条件を活かして成長を続けている事業所をより発展させる土壌を作っていくことも重要な課題であり、多様・多角的な施策展開が求められている。 ・「江東ブランド事業」においては、平成30年度より専用ウェブサイトの運用を開始し、より高い訴求力の発揮が期待される。また、クリエイターとブランド認定企業のマッチングなど新たな事業展開にも取り組み、区内ものづくり企業の競争力向上を図っていく。 			
施策 1 5 環境変化に対応した商店街振興		主管	地域振興部
目指す姿	特色あるまちづくりの中心となる、魅力ある商店街が形成されています。		
《これまでの取り組みと評価》 <ul style="list-style-type: none"> ・商店会が自ら企画し実施する自主イベント事業や活性化事業に係る費用を補助する事により、商店街振興に寄与している。 ・商店街連合会の行う区内共通商品券発行事業を補助し、商店街機能の活性化を図っている。 ・商店街の基盤である商店について、個人商店ならではの独自の魅力を情報誌やウェブサイトにより積極的に情報発信し、「ことみせ」として区民の一定の認知を得ている。 ・魅力ある商店街の創出のため、空き店舗活用支援や多言語表記促進、生鮮三品小売店支援などを行っている。 			
《今後の課題、展望》 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者ニーズの多様化や大型店やチェーン店の出店、経営者の高齢化や後継者不足など、商店街を取り巻く状況は非常に厳しいものがあり、廃業等による空き店舗も目立っている。 ・商店街は身近な商品やサービスを提供するだけでなく、まちの活気を作りだし、防犯防災活動、子育て支援、高齢者対策等、地域コミュニティの核としての役割を担うことが期待されている。 ・商店街組織を維持していくためには、各商店の商店街組織への加入促進や商店街連合会組織への支援を強化し組織の安定化を図るとともに、地域の連携を深め地域全体の活力向上を図ることにより、商店街の持続的な発展につなげていく必要がある。 			

施策16	安心できる消費者生活の実現	主管	地域振興部
目指す姿	消費者情報の適切な発信や相談体制の充実により、安心できる消費者生活が実現しています。		
《これまでの取り組みと評価》			
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者センターの認知度向上のため、消費者展及び区民まつりで消費者相談ブースを出展し、一定の効果があつた。 ・消費者被害防止のために「消費者センターだより」の全戸配布を実施し、効果は大であつた。 ・消費者相談員が福祉施設等で出前講座を実施するなど、消費者教育の啓発と被害防止を図つた。 ・区ホームページでの最新被害事例の紹介や区報への定期的なコラム掲載によりタイムリーな情報発信に努めた。 			
《今後の課題、展望》			
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の増加に伴い、認知症高齢者等の消費者被害の拡大が予想され、対応が必要である。 ・成人年齢の引き下げに伴い、未成年取り消しを行えないことで若者の消費者被害の拡大が予想され対応が必要である。 ・スマートフォンの普及に伴い情報化が進み、消費者被害が増加・複雑化し、消費者相談の重要性が増す。 ・消費者被害を未然に防止するため、賢い消費者づくり＝消費者教育の強化がさらに必要となる。 ・消費者相談等の件数増加や複雑化に対応するため、消費者相談員の増員など相談体制の強化が必要である。 			
基本施策7	個性を尊重し、活かしあう地域社会づくり		
施策17	コミュニティの活性化	主管	地域振興部
目指す姿	世代や国籍を越えた、誰もが参加しやすいコミュニティ活動の活性化により、まちの安心と活力を得ることのできる地域社会が実現されています。		
《これまでの取り組みと評価》			
<ul style="list-style-type: none"> ・町会・自治会への活動支援を通じてコミュニティの活性化を図り、地域の繋がりの強化を図つた。 ・区民まつりや国際交流イベントに様々な工夫を凝らした結果、区内外住民や外国人の参加者数が増加した。 ・協働事業提案制度で採択した事業が区事業として継続するなど、コミュニティ活動が地域課題の解決につながる例も増えている。 ・区民館・地区集会所・文化センターの計画的な改修工事や利用率向上の工夫を重ねており、概ね利用率を維持できている。 			
《今後の課題、展望》			
<ul style="list-style-type: none"> ・必要な活動支援の充実を図っていく。 ・毎年時代背景を反映したイベントを開催し、地域住民と外国人の交流イベントも今まで以上に活性化させる。 ・コミュニティ活動支援サイトの充実や中間支援組織の整備等、コミュニティ活動により参加しやすい環境を整える。 ・財団HPのリニューアル、自主グループ情報のHP掲載等、情報発信力の強化に加え、文化プログラムの積極的推進により、生涯学習への参加機会を増加し、コミュニティの活性化を図っていく。 			
施策18	地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進	主管	地域振興部
目指す姿	区民一人一人が主体的に生涯学習・スポーツに参加するとともに、習得した成果を地域の中で活かすことによって、健康で生き生きと暮らせる地域社会が形成されています。		
《これまでの取り組みと評価》			
<ul style="list-style-type: none"> ・屋内スポーツセンター・屋外運動施設について、計画的に各設備や建物の改修を行い、利便性の向上を図つた。 ・各種体育・地域団体や民間企業、教育機関、スポーツ推進委員等との連携による活動を支援し、地域の活性化を図つた。 ・東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた関連イベントの実施やオリンピック・パラリンピアンとの触れ合いを通して、生涯学習・スポーツに参加する機会を創出し、気運醸成を図つた。 ・「第二次江東区子ども読書推進計画」に基づく出張おはなし会、読み聞かせボランティア等との協働など本に親しむ機会や場の提供のほか、自動貸出返却機や予約資料受取コーナーの導入による利便性の向上を図つた。 ・学習の成果発表・展示会の場の提供、区民が講師となる区民企画講座の充実等により、自らの蓄積した知識や技能を地域に還元できる環境づくりを進めてきた。 			
《今後の課題、展望》			
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや高齢者のほか、働き盛り世代が地域の中でスポーツ・運動を楽しめる場所・機会の確保が求められる。 ・障害者がスポーツに親しめる環境整備と障害者スポーツへの理解促進が求められる。 ・子どもたちが本の魅力や読書の楽しさに触れるきっかけづくりのため、ブックリストや展示、おはなし会等さらなる創意工夫に努めるほか、指定管理者制度の導入による開館日及び開館時間の拡大や、全館への自動貸出返却機の設置により、一層の利便性の向上を図る。 ・リニューアルした財団HPの活用等、情報発信力を強化し、地域とのつながりが得られにくい新住民へのアプローチに努めるとともに、生涯学習への参加や学習成果を地域に還元する場をさらに創出する必要がある。 ・区民アンケートの結果を踏まえ、HPの充実、ツイッターやフェイスブックなどSNSの一層の活用が求められる。 			

施策 19	男女共同参画社会の実現	主管	総務部
目指す姿	性別による男女の固定的な役割分担意識が解消され、男女があたりまえに参画している社会が実現されています。		
《これまでの取り組みと評価》			
<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力対策基本計画と女性活躍推進計画を取り込んだ男女共同参画KOTOプラン(第6次)の策定。 ・固定的役割分担意識を解消するため、わかりやすさに配慮した広報紙やホームページでの啓発。 ・女性、男性の違いや性的少数者に対して理解を深め、多様性を尊重する意識を醸成する各種講座を開催。 ・仕事と生活の両立のため各種講座の開催や広報紙で啓発に努め、ワーク・ライフ・バランスを推進。 ・女性のなやみとDV相談の業務を委託化し、人員体制の強化及び相談時間を拡充。 			
《今後の課題、展望》			
<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する意識実態調査を行い、男女共同参画KOTOプラン(第7次)策定の準備。 ・男女共同参画推進センター及びDV相談窓口の認知度の向上。 ・区民や区内事業所等に向けてのワーク・ライフ・バランスの推進。 ・センターの事業をより多くの方が利用できるよう出前講座を充実。 ・相談業務委託事業者と各関係機関との連携の継続・強化。 			
基本施策 8	地域文化の活用と観光振興		
施策 20	文化の彩り豊かな地域づくり	主管	地域振興部
目指す姿	区民が、さまざまな文化に触れ楽しむ機会が確保され、日常生活を心豊かに送ることができる地域社会が実現されています。		
《これまでの取り組みと評価》			
<ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化資産の保護に努めるとともに、民俗芸能などの伝統文化を広く区民に公開してきた。 ・「江東区文化プログラム基本指針」に基づき、芸術・文化に関する多様な公演等を提供し、成果を上げている。 ・江東区芸術提携団体とともに、ジュニアオーケストラとジュニアパレエの育成を行うほか、小学校への出前授業(アウトリーチ・コンサート)を実施する等、区の文化振興の底上げに寄与している。 ・多様な区民ニーズに応えるため、様々なジャンルのイベントを実施したほか、本公演前にバックステージツアーの実施や座学講座の開催等を行うなど、区民がより芸術文化に親しむ機会の提供に努めた。 ・地域のお祭りや商店街イベントと連携した事業を行い、伝統文化に親しむ機会の充実を図っている。 			
《今後の課題、展望》			
<ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化の公開機会を充実させ、継承者が生まれやすい環境づくりに取り組む。 ・本区の強みを生かした、質の高い芸術文化の価値や取り組みの意義について、区民へのPRに努めるとともに区内外への情報発信を更に強めるほか、質の高い芸術文化に触れる・参加する機会を提供し、芸術文化の創造や次世代への育成支援を強化していく。 ・芸術文化振興における中核拠点となる劇場の役割と機能の整備の推進を図る必要がある。 ・多様な区民・地域・芸術文化団体だけでなく、観光、スポーツ等の事業主体とも協働・連携を図ることにより、芸術文化振興の活性化を推進する。 ・東京2020オリンピック・パラリンピックの関連イベントと連携した事業の実施を進める。 			
施策 21	地域資源を活用した観光振興	主管	地域振興部
目指す姿	江東区の魅力が十分に発信され、区内外からの観光客で賑わっています。また、区民におもてなしの心が醸成され、観光客が満足して何度も訪れ、商店街など地域経済が活性化しています。		
《これまでの取り組みと評価》			
<ul style="list-style-type: none"> ・様々な媒体や多言語による観光情報(パンフレット・ホームページ等)の発信により、訪日外国人を含めた本区への来訪者が増加傾向にある。 ・様々な用途に応じたマップの作成やモデルコースの提案等により、区内全域の周遊性を高めたり、近隣区等との連携を強化するなど観光客誘致に取り組んでいる。 ・観光ガイドの養成や体験講座の実施により、観光ガイドの増加や活躍の場の提供を図っている。 ・観光協会の一体化に向けた検討を開始し、観光推進体制を強化するとともに観光情報の一元化等の取組みを進めている。 			
《今後の課題、展望》			
<ul style="list-style-type: none"> ・区民に対して本区の観光資源の魅力を伝え、郷土愛やおもてなしの心をさらに醸成していく。 ・外国人観光客に対して、多言語対応の充実と多様な文化・習慣に対する配慮が必要である。 ・経済課と連携のもと、観光資源として商店街を紹介し、事業展開することで地域経済の活性化につなげる。 ・地域の観光の担い手である観光関連団体等を支援し、官民連携して観光を推進していく。 ・本区のさらなる観光推進を図るため、江東区観光協会の体制を強化し、区との役割分担を明確にする。 			

《外部評価委員会による評価》

3年間の総括評価	
委員	評価内容
ア	<p>大綱3を構成する8施策のそれぞれが、計画に沿って具体的かつ適切に実施されている。一方で、各施策に掲げた「目指す姿」自体が総花的・観念的な印象を拭えず、何のためにそのような姿を目指すのか、それを実現するためにどれだけのコストを投入すべきかなど、説明が説得力を欠く面も見受けられる。中小企業や商店街に関する問題は、小さな施策の積み重ねだけでは克服できない歴史的・構造的問題でもあり、区としてこれらにどう取り組むべきか、より掘り下げた議論が必要だと考える。</p>
イ	<p>指標が総じて大綱3に掲げられた各施策そのものの効果を明確に示せるものになっていないので、外部からの評価は困難である。これは、この施策分野が、本来的に「成果が出るかどうかはあなた任せ」という性格を有することに原因がある。</p> <p>このような評価上の限界があるが、この3年間に他の自治体に伍して、課題解決のためできる限りの工夫と努力が行われてきたことは十分うかがえる。</p>
ウ	<p>施策そのものが、地域振興なのかそれとも産業振興なのかが不明確である。なぜ地域振興部がこの施策に取り組むのか、なぜ税金を投入してこのような取り組みをするのかを区民にわかるように説明すると共に、施策の成果を示していくことが必要である。</p> <p>施策17について、コミュニティの構成員に外国人や子育て世代など、コミュニティに対する多様な価値観や意識をもった人たちが入ってきている中で、施策の重点を置くべきターゲットは誰なのかが絞られていないように思う。現状の課題を分析した上で、ターゲットにすべき層を明らかにし、そのターゲットの思考等に合致した施策を打っていくことが必要である。</p>
エ	<p>全体として、地域振興に関する広範な領域を取り扱う大綱であり、かつ、それぞれの施策領域において主となる区内のステークホルダーがいる中で、大綱全体あるいは基本施策・施策・事業の細部に至るまで、区政としてのスタンス・役割認識にやや混乱あるいは曖昧さが残ったのではないかと考える。</p> <p>基本施策6については、特に商店街活性化について、事業者振興なのか、コミュニティ対策なのか、あるいはその両面なのか、いずれにしても行政のロジックが先行しているように見受けられる。</p> <p>基本施策7については、イベント開催で効果が上がったという点は納得できるが、本来的な目標は、例えば外国籍住民が地域内の生活に順応・定着できる仕組みが作れたかどうかといった点に置かれるべきであり、この点は区民との認識の差異が存在していないだろうか。</p> <p>基本施策8については、誰が、何をどこまでやるのかについて当事者間の認識が共有できているか、やや分かりにくいところがある。観光分野については、目標の置き方如何ではより強力な官民連携の推進体制等の構築が必要になるが、そのような議論は経ているのだろうか。このあたりの政策意図が、やや分かりにくい。</p>
オ	<p>中小企業育成・商店街振興への助成等を通じて、地域経済の活性化を図る取り組みが実施されている。これらは、地域経済の活性化、地域コミュニティ醸成の一助となる取り組みとしては評価ができる。ただし、区の意図が商店街等の助成先に十分に伝わっているのかについては、再検証する必要がある。助成が経済政策の意味合いに重きをおくのか、地域政策の意味合いに重きをおくのかについては難しい問題であり、社会の構造変化が進む中、区側でどの観点に軸を置いた事業を行っているかのイメージを持ち、それを区民(助成先)と共有していくことが、今後の課題といえる。</p>
カ	<p>大綱の実現に向けて、各施策とも概ね評価できる。</p> <p>施策14の江東ブランド事業、施策15の「ことみせ」、施策16の「消費者センターだより」の全戸配布、施策17の協働事業提案制度で採択した事業が区の事業として継続、施策18の第二次江東区子ども読書推進計画に基づく出張おはなし会などの実施、施策19の男女共同参画KOTOプラン(第6次)の策定やDV相談の業務の委託化による人員体制の強化や相談時間の拡充など、具体的な成果があることが認められる。</p> <p>個々の施策の指標では、未達成が多くある。指標そのものの有効性を含めて、今後の取り組みが必要である。</p>

今後の取り組みへの提言	
委員	評価内容
ア	<p>総括評価の後段でも述べたとおり、大綱3の施策はいずれも「はじめに施策ありき」の感が強く、何のために、また国・都や当事者との関係を含めて区がどこまで取り組むべきか、明確さに欠く面が否めない。その結果、指標も本当に意味のあるものか疑問を抱かざるを得ないものが少なくない。これらのことを十分に踏まえながら今後の実施にあたっていただくとともに、次の計画づくりに生かしてほしい。</p>
イ	<p>中小企業育成、商店街振興をはっきり「地域振興部」所管とし、産業政策を地域政策に含めていることを高く評価したい。国や都の政策体系との関係もあり、事業内容を大きく変更することには困難があるが、施策の焦点を思い切って絞り込んでしまい、例えば、中小企業政策については新しい取り組みをしようとする企業を広く把握し手助けをするところにあること、商店街については「地域コミュニティの核」を維持するところにあること、コミュニティ活性化政策と強い関係があることなどをあえて外部に鮮明にすることが、事業についての区民の理解と評価を得ることにつながると思う。</p> <p>施策17についても、例えば「地域課題の解決につながる地域の繋がり」が増すことが施策の焦点であることをあえて鮮明にし、個々の事業もそれに結び付けて推進・運営することが、施策の理解と評価にプラスになると考える。</p> <p>消費者被害、DVについては、「頼ることができる場所がある」「頼ると問題が解決する」「そこを頼っても自分に不利益は及ばない」ということをすべての区民が知ることが大事と考える。「制度認知」「窓口認知」の課題解決に当たっては、このツボを外さないよう、飽くなき取り組みを続けてもらいたい。</p>
ウ	<p>なぜ区が中小企業や商店街の維持や活性化を目指した支援に税金を投入して行っていくのかということの意味や理由を、区民にわかるように説明すると共に、そのことを根拠付けるような指標の設定が必要である。このような施策をすることが区民にとって何がメリットなのかを見えるように施策の成果を示し、わかるように説明することが重要である。</p> <p>中小企業や商店街を維持することが是であることが前提となっているが、これから産業構造や社会構造が変化していく中で、そのことを前提として施策を打ち出していくことが本当に正しいのかということを改めて考えた上で、施策を構築する必要がある。</p> <p>地域振興や伝統文化振興などは、やって悪いことはない取り組みであり、やって良いことである。また、どこまでやって終わりのないものである。それ故に、税金でどこまで行うのか、区が行うことは何か、官民の役割分担はどうするのか、区民や当事者の自助努力はどうするのかなどの視点も含めた施策全体の作り方が必要である。</p>
エ	<p>本大綱における各基本施策に共通する提言として、関係主体との綿密なコミュニケーションとコンセンサスづくりを挙げたい。今後、政策の正統性がより厳格に問われる中で、目標設定の的確性、実施内容の有効性を担保する上では、本大綱が扱う各領域においては特にエンパワメント、エンカレッジの視点が強く求められるだろう。こうした視点が、次期計画策定及び実施のプロセスにおいて組み込まれることを期待する。</p>
オ	<p>商店街振興について、どのようなポリシーで、まちを元気にしていくのかを明確にすることが重要である。地域毎に人口構成も違い、商店街の置かれている立ち位置も大きく異なると思われるため、一律のメニューでの助成ではなく、地域特性をある程度カテゴリー分けし、地域特性を踏まえた支援を考えていくことも必要ではないかと考える。</p> <p>地域文化や資源の活用と観光振興に関しては、文化資産の保護や住民へのPRにとどまらず、(外国人等も含め)情報発信を積極的にしていくことが重要になってくる。口コミの効果は大きく、区が手掛けるオフィシャルな観光案内のみならず、情報を拡散してもらえるような仕掛けについて検討していくことも面白いのではないかと考える。</p>
カ	<p>施策14の製造業の事業主、施策15の店主、施策20の民俗芸能において、後継者の不足が共通の課題となっている。高齢化に起因することもあり、区全体としてのサポートを検討する必要がある。</p> <p>施策15において、空き店舗の活用なのか(商店以外の活用)、それとも商店そのものの維持を目指すのかの方向性を決めたほうがよい。</p> <p>施策16は、今後の高齢化社会に対応するために、高齢者が悪徳商法の被害にあわないよう消費者相談窓口などのさらなる充実が望まれる。</p> <p>施策17は、コミュニティが形成されづらいマンション等の住民に対して、災害時の防災組織の必要性を通して、コミュニティの活性化を図る工夫が必要である。</p> <p>施策18は、この大綱のコストの7割以上(平成29年度決算額)を占めている。施設の充実には多額のコストがかかる。オリンピックによるレガシー(遺産)を踏まえて、コストに合う効果があるのかを検討する必要がある。</p> <p>施策19の中では、DV相談などの更なる充実が必要である。</p> <p>施策20と施策21はコラボが可能である。施策20の登録文化財をマップ化し、施策21での観光資源として利用、さらには民俗芸能の発表の場を観光地などで開催するなど、創意工夫の余地がある。</p>
その他	
<p>・大綱3の施策はいずれも、個々の企業、店舗、区民、観光客などを対象にするが、「機会提供」が主な手法となっており、区の努力が現行の成果指標を左右する度合いがもとと低い。成果の確認・評価に当たっては、施策の実施でどのようなことが起きているか、個々の「成功事例」「望ましい変化として認識していることが起きた件数」に注目した指標を合わせて使っていくのがよい。施策17であれば、単に「参加者数」というのではなく、コミュニティに関わる行事などに「新しく参加した人の数」というのを押さえられないかということである。職員や地域団体関係者の現場での印象に基づくもので構わない。</p> <p>・結果を指標として設定する傾向が強いが、もう少し取り組みプロセス(重点的に取り組んでいる事項)を指標として取り込むことができないか、考慮していくことが必要と考える。</p>	

【大綱4】

ともに支えあい、健康に生き生きと
暮らせるまち

大綱 4		ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち	
基 本 構 想	目指すべき江東区の姿		
	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もがライフステージやライフスタイルに応じた健康づくりに取り組んでいます ・高齢者、障害者をはじめ誰もが地域で支えあいながら、生きがいを持って社会に参加しています 		
	施策の大綱		
<p>全国的な少子高齢化の中、江東区においても高齢化率の上昇、単身高齢者、高齢者夫婦のみの世帯の増加などにより、誰もが安心して生きがいを持って暮らせる保健・医療・福祉施策の充実が求められています。</p> <p>区民が、ライフステージやライフスタイルに応じて適切な医療を受けることができ、健康で安心して生活できる保健・医療体制の充実を図ります。</p> <p>また、保健・医療・福祉のネットワークのもとで、地域で支え助け合う心を育み、地域参加のしきみを充実することにより、誰もが自立できる環境を整え、安心して暮らせる福祉施策を推進します。</p>			

基本施策 9		健康で安心して生活できる保健・医療体制の充実	
施策 2 2		健康づくりの推進	主管 健康部
目 指 す 姿	区民が健康に関心を持ち、疾病を予防し、自ら健康づくりに取り組める環境が整備されています。		
	<p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健康増進計画」「がん対策推進計画」及び「食育推進計画」に基づく施策を積極的に展開してきた。 ・区民の自発的な健康づくりのため、運動習慣促進などの取組を継続する必要がある。 ・歯と口の健康週間事業や8020表彰等に取り組む、8020を目指す区民や達成者が増加している。 ・健康診断未受診者に対する個別勧奨により受診率の向上につながった。 ・食と健康づくり事業などの実施により、バランスの良い食生活を実践する区民の増加につながった。 		
	<p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん対策推進計画・食育推進計画を内包した新たな健康増進計画を策定し、より積極的に施策を展開する。 ・健康に対する関心は、高まる一方、意識と行動の乖離があることから、効果的に情報発信していく。 ・受動喫煙による健康被害への関心が高いなか、国や東京都の動向を注視し、的確に対応していく。 ・加工食品の栄養成分表示の義務化(32年)に伴い、健康食品等の選択に関わる消費者教育や啓発に努める。 ・自殺率の更なる低下のため、総合的な対策の一層の充実に努める。 		
施策 2 3		感染症対策と生活環境衛生の確保	主管 健康部
目 指 す 姿	区民の生命や健康を脅かす健康危機に対して迅速かつ適切に対応し、生活環境衛生の確保を図ることにより、区民が快適で安全・安心に暮らせる環境が実現されています。		
	<p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未知の感染症発生時の対応に向けて、江東区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき関係機関との調整を図り、緊急時における体制の強化が進められた。 ・デング熱・ジカ熱など海外からのなじみの薄い感染症の発生に際し、区民への的確な情報提供が行えている。 ・保育・高齢者施設等での感染症や食中毒の集団発生に対し、予防策や発生時の対応が周知徹底されている。 ・「食の安全・安心」への関心が高まり、増加した食に関する相談へ適切な対応を行っている。 		
	<p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未知の感染症の発生が危惧される中、手洗い等の励行が有効な予防行為であることを効果的に周知する。 ・「予防接種ナビ」の活用や個別こはがきを送付するなど接種勧奨に努め、更なる接種率の向上を図る。 ・結核の罹患率は依然高水準であり、有症状受診の徹底や医療機関での確実な診断につなげる。 ・臨海部では、環境衛生・食品関連施設の増加が見込まれ、より一層の監視指導が急務となる。 ・外国人観光客の増加に伴い利用する宿泊施設等の申請・相談が増える見込みであり、的確な対応が必要。 		

施策24	保健・医療施策の充実	主管	健康部
目指す姿	安全で安心かつ質の高い医療体制を確保するとともに、区民がライフステージやライフサイクルに応じた保健・医療サービスを受けられる環境が整備されています。		
《これまでの取り組みと評価》			
<ul style="list-style-type: none"> ・保健相談所専門職による妊婦面接・医療機関等での産後ケアを開始し、妊娠期からの支援充実を図った。 ・新生児・産婦訪問指導事業は、産後うつや児童虐待などの早期発見につながっている。 ・1歳6ヶ月健診の受診票を大幅に改定し、発達障害の支援を早期に開始できるようになった。 ・在宅医療のニーズに対応するべき手引書の作成やシンポジウムを開催し、区民の理解を促進した。 ・昭和大学江東豊洲病院の開設により、災害、救急及び周産期の対応や地域の診療所等と連携が図られた。 			
《今後の課題、展望》			
<ul style="list-style-type: none"> ・三師会等関係機関及び庁内連携を進め、地域包括ケアに資するよう在宅医療の施策展開を図る。 ・妊婦面接から乳幼児健診などの結果を活用し、産後うつなどのリスク要因の把握・軽減・支援につなげる。 ・医療安全講習会等により、患者と医療機関の信頼関係の構築を継続支援する。 ・発達障害の早期発見、適切な支援のため、研修等の対象を保護者等に拡大し、理解を深める。 ・昭和大学江東豊洲病院に対し、地域医療拠点病院として、より一層、区民の安全安心の確保を求める。 			
基本施策10	誰もが自立し、安心して暮らせる福祉施策の推進		
施策25	総合的な福祉の推進	主管	福祉部
目指す姿	総合的な情報の提供や相談窓口の充実、生活支援サービスの拡充等により、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる環境が整っています。		
《これまでの取り組みと評価》			
<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度区内15箇所目の特別養護老人ホームを整備し、定員数の増加が図られた。 ・新たな生活支援サービスに取組むほか、既存事業の拡充など、障害者が地域で生活するための支援を充実することで、利用者に寄り添った施策を展開してきた。 ・相談環境整備の取組みとして、障害者支援課の窓口以案内係や手話通訳を配置し利便性向上を図っている。 ・福祉サービスについては、パンフレットや区報、ホームページによる情報提供を行うとともに、サービス事業者に対する第三者評価の受審を促進し、その結果を公表してきた。 			
《今後の課題、展望》			
<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年3月末現在、特別養護老人ホームの待機者は1,179名となっている。引き続き特別養護老人ホーム等の介護施設の整備をしていく必要がある。 ・介護施設の整備については、建築費用の上昇、用地の確保等の課題があるため、公有地の活用などにより整備・定員数の増加を図っていく。認知症高齢者グループホームについても、計画に基づき引き続き整備していく。 ・介護者、当事者の高齢化等を見据え、多機能型入所施設のほか、不足している臨海部の障害者施設の整備を推進する必要がある。 ・東京2020パラリンピックの開催を恰好の機会と捉え、地域共生社会に向けた取組みの充実を図る必要がある。 ・福祉サービス第三者評価については、法的義務のない事業者の受審率が低い傾向にあることから、引き続き受審を奨励し、質の高い福祉サービスを区民が利用できるよう努めていく必要がある。 			
施策26	地域で支える福祉の充実	主管	福祉部
目指す姿	地域における福祉ネットワークが構築され、誰もが安心して暮らすことができ、区民の自主的な福祉活動を通じて、生きがいや交流の場づくりが進んでいます。		
《これまでの取り組みと評価》			
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉会館等の施設運営、地域の老人クラブ支援を通じ、生きがいや交流の場の多様化を図った。 ・高齢者の見守りに関する協定や高齢者見守り協力事業者登録制度を開始し、民間活力による新たな見守りネットワークが増加した。 ・緊急通報システムや声かけ訪問等の事業を実施し、ひとり暮らし高齢者等への見守り体制が充実した。 ・福祉の仕事相談・面接会等を主催し、区内介護事業所への就労を斡旋し、採用の成果が出ている。 			
《今後の課題、展望》			
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者人口の増加とともに、団塊の世代の高齢化により、活動の担い手が減り、要介護者の量的拡大が想定される。 ・依然、人材不足が続く福祉・介護業界において、区内事業者には就労先として魅力を増す努力が求められる。 ・対象者の個人情報に配慮しつつ、地域での見守り支援活動を推進する必要がある。 ・老人クラブなど、高齢者が生きがいを持って生活できる拠点づくりに対しては、継続した支援が必要である。 ・地域住民や民間企業、関係機関などが連携した見守りネットワークの構築は、今後も推進・拡充していく。 			

施策27	自立と社会参加の促進	主管	福祉部
目 指 す 姿	高齢者や障害者をはじめとした区民が安心して生活できる仕組みを通じて自立した生活と社会参加が進んでいます。		
<p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護センターにおける、福祉サービス全般の総合相談や成年後見制度の相談・支援により、認知症高齢者等が安心して生活できる支援体制の整備が図られた。 ・権利擁護センターでの成年後見制度講習会の実施や、各地域・団体に対する事業説明会の開催により、一定の制度周知が図られた。 ・就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや特別支援学校等との連携により、企業の障害者雇用の開拓や、障害者の就労定着への支援を行い、一定の成果が出ている。 			
<p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き権利擁護センターにおいて、成年後見制度の相談支援を含む福祉サービス総合相談、日常生活自立支援事業等により、利用者が安心して自立した生活が送れるよう総合的な援助体制のさらなる充実を図る。 ・成年後見制度の利用促進に関しては、国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、制度周知、相談体制の充実や関係機関との連携強化に取り組む必要がある。 ・障害者の社会参加促進及び就労機会の確保について、民間企業、関係機関等との連携強化を図るとともに、就労定着支援についても、より一層積極的に推進していく必要がある。 			

《外部評価委員会による評価》

3年間の総括評価	
委員	評価内容
ア	<p>健康部と福祉部を中心に、区民視点できめ細かに施策が実行されていることに敬意を表したい。特に、人口が増加する中で、健康診断を受けた区民の割合、予防接種率、乳児健診受診率などの指標が、少しずつだが着実に改善され、目標値に近づきつつあることは評価されて良い。また、特別養護老人ホームの整備を進めたり、要支援・要介護状態でない高齢者の割合がわずかだが減少したり、取り組みの成果も現れているように思われる。</p>
イ	<p>基本施策9については、指標として区民の自覚形成と行動の変化に依存するものが選択されているため、施策の成果が上がっても指標に示されない不都合な状態にある。ただ、質疑等からは、明確な課題認識のもとに、体制整備と多種多様の工夫が行われてきていることがうかがわれる。</p> <p>基本施策10については、施策25において、需要の増大、政策の転換に対応して、その具体化に区独自の工夫を加えつつ、真剣な対応が進んでいることがうかがわれる。施策26においては、既往の取り組みの着実な実施に加えて、見守りネットワークなどの進展があることがうかがわれる。施策27においては、対象者との密着を基本とし、関係主体との連携による新しい試みの導入とその地道な実施を通じて見るべき成果もたらされていることがうかがわれる。</p>
ウ	<p>「施策実現に関する指標に係る現状値の推移と達成状況一覧」において、目標値達成の見込みが「未達成となる見込み」の施策が多い。なぜ、未達成になったのかの要因分析を行うと共に、指標そのものが妥当であったのかという点を検討していく必要がある。</p> <p>施策の内容が総花的なところがあり、江東区としての課題は何か、それを解決するために何を行うのかという点で観た場合に、施策の内容やその実現のための取り組みを区が行うのかという点が、十分に区民にわかるような形で示されていない。</p>
エ	<p>施策22をはじめ、目標到達度が未了に終わっている指標が総体的に目立つ。指標設定の現実性などの問題も含め、再検証の必要があると考える。しかし、各施策とも、内容としてはきめ細かに安定して展開されていると評価してよいと考える。</p> <p>また、医療・保健機関等の区内ネットワークづくりにも注力している跡が確認でき、その意味では、健康医療のための重層的な体制づくりに向けて一定の成果があったといえる。</p> <p>権利擁護についても、特に障害者の就労支援については、事業者との連携などの手法に特筆すべきものがあり、総じて優れた取り組み、誠実な取り組みが展開されている。</p> <p>一方で、区民モニターの意見などでも多く見られるように、区としての健康推進、医療提供、権利擁護について、マス＝広く情報を行き届かせる対象、ターゲット＝特に個別の情報内容について知っておいてほしい対象、それぞれに対する周知がまだ不十分に見受けられる。</p>
オ	<p>健康分野に関しては、意識と行動がすぐに結びつくわけではないため、成果指標では成果は読みづらいが、「健康増進計画」「がん対策推進計画」「食育推進計画」等に基づく健康への注意喚起が行われ、健康づくりのための仕掛けづくりを意識した取り組みが行われた点は評価できる。また、感染症対策、保健相談等の支援の充実も図られてきた。</p> <p>特別養護老人ホームの整備による定員増加、福祉人材の確保に向けた取り組みも一定の成果を上げている。高齢者の見守り活動についても、民間活力による新たな見守りネットワークの構築がなされてきている点は評価できる。ただし、特別養護老人ホームについては待機者が多く、その解消の方向性について、用地が限られた中で区の区内を念頭に考えるのか、近郊での整備の余地が無いのかについては、検討の余地はある。</p>
カ	<p>施策22の実現を目指すための「健康増進計画」「がん対策推進計画」「食育推進計画」を積極的に取り組んだこと、8020を目指す区民の増加、健康診断の受診率の増加は評価できる。</p> <p>施策23では、インフルエンザ等への緊急時の体制の強化、感染症に対する区民への情報提供などは評価できる。</p> <p>施策24では、妊娠期からの支援の充実、新生児・産婦訪問指導事業による産後うつや児童虐待の早期発見につなげたこと、発達障害児の早期の支援など評価できる。</p> <p>施策25では、特別養護老人ホームの整備による定員増は評価できるが、待機者1,179名の解消は急務である。</p> <p>施策26では、指標上はすべて未達成であることから、指標の内容を含めて検討を要する。</p> <p>施策27では、認知症高齢者等の相談等の支援体制の整備が図られたことは評価できる。この施策は様々な福祉サービスが予算額の大半を占めていることもあり、その内容の評価が指標上からはできない。</p>

今後の取り組みへの提言

委員	評価内容
ア	<p>大綱4は事業費規模で全体の56%、人件費を含むトータルコストで全体の53%を占める施策群であり、今後もその急速な増加が予想される。区民にとってより良いサービスを提供することは望ましいことだが、財政と社会保障に持続可能性をどう維持するかは視点も重要であり、計画についても外部評価における説明についても、その点がやや不十分なように思われた。全国の自治体のベスト・プラクティスに学び、どうすれば費用抑制ができるか区をあげて検討し、次期長期計画に活かしていただきたい。</p>
イ	<p>基本施策9については、肉体・精神の健康上のリスクをはらむ対象を特定し、その捕捉、これへの情報提供及び直接の働きかけを効果的なものにし、対象の行動変容をもたらすという達成困難な課題を追いかけるという宿命がある。現行の目標値の達成に拘泥は不要であり、専門職としてのネットワークの活用、貪欲な情報収集等を通じて、どんどん新しい取り組みを発想し、進めてもらいたい。</p> <p>基本施策10については、困っている人、弱い立場にある人とその家族が、もれなく区が用意している制度を利用して、サービスを受けることができているよ、と区民に胸を張って言えることが施策の出発点であり、かつゴールであると考える。この点に十分留意してもらいたい。</p>
ウ	<p>目標値の達成が「未達成となる見込み」の施策については、指標の設定に課題があるものもある。目指す姿を実現するために区が取り組んでいることがどのくらいできているのかなど、区が実施していることの成果がわかるような指標の設定が必要である。</p> <p>区の現状分析から、何が課題なのかを明確にして、事業の優先付けを行う必要がある。福祉、医療の領域は、財政的な負担も大きいと共に、ニーズを満たすためにはある意味で天井がない領域でもある。事業の優先付けや重点化などを行うと共に、区として行うべき部分、自助、共助で行うべき部分を区民が理解できるような形で説明し、実施していくことが必要である。</p> <p>施策23については、オリンピック・パラリンピックや観光振興に伴う外国人観光客の増加への対応としての感染症対策の視点も、「的確な対応」の内容としては必要な視点である。</p>
エ	<p>医療、保健、権利擁護など、本大綱で重要なことは、施策対象者(サービス利用者)が、自分たちが困っていることについてメリットを実感できるかどうかにかんして(これこそが本大綱の最も集約的なアウトカム指標といえる)。その意味で、保健、医療、権利擁護各領域について、施策の対象者をもう一度整理して、コミュニケーション方針を立てて、アプローチ強化等、必要な改善を早急に進めていただきたい。</p>
オ	<p>5つの大綱の中で一番コストを要している大綱ではあるが、金額的には区のコントロール不能な部分も相当額ある。社会保障・医療関連での支出が大きな部分を占めており、将来、財政を逼迫することにならないよう、その削減につながるような観点から仕掛けづくりをしていくことが重要である。区がサービス提供するという意識より、自助・共助の促進のための仕組みづくりへのシフトを考える必要がある。</p> <p>健康関連については、健康増進・がん・食育の取り組みをバラバラとするよりは、共通する事項に関しては連携を図ることでより効果的な取り組みとなるものもあると考えられるため、留意が必要である。</p>
カ	<p>施策23の新型インフルエンザへの対応については、危機管理と通じることあることから、危機管理部門との連携が望ましい。</p> <p>施策24では在宅医療を推進とのことだが、患者や家族の意向はどうなのか。単に病院や介護施設が不足しているという目的にならないように留意する必要がある。</p> <p>施策25は区内で施設等の整備を目指すとのことだが、状況によっては他県などに施設を整備することも検討の余地があるのではないかと。</p> <p>施策24と施策26は、施設入所から地域へという意図がうかがえるが、このことによる介護離職や金銭管理が難しい一人暮らしなどの高齢者が地域で生活できるような成年後見人制度の拡充などを、併せて検討する必要がある。</p> <p>施策27の事業費が1,000億円であるが、指標に関する事業費がごく一部となっている。この事業は義務的な経費が多く、国や都の補助金があるのであれば、その内容がわかるようなコスト情報があつたほうがよい。</p>
<h3>その他</h3>	
<ul style="list-style-type: none"> 基本施策9については、情報発信の戦略として、いくつもの媒体を投げ込むことによる混乱あるいは拒否感を生むことを避け、一発で印象付けて理解してもらおう工夫が望まれる。リスクを抱える区民が行動変容を行わない場合に行きつく「寝たきり」「虐待当事者」などという悲惨な状態を最上位において、そうならないため「すべきこと」「してはならないこと」を因果関係図として配置したわかりやすいマップのようなものを部局横断的に作り、それ一枚で理解してもらおうscare tacticsのようなものにも思い切って取り組んではどうか。 母子保健相談等の比較的若い世代が対象となる施策について、SNSの積極的な利用により情報発信の充実・利便性の向上が図れる分野があるのではないかと。 指標については、取組指標も検討する必要がある。 	

【大綱5】

住みよさを実感できる

世界に誇れるまち

大綱5 住みよさを実感できる世界に誇れるまち	
基 本 構 想	目指すべき江東区の姿
	<ul style="list-style-type: none"> ・南北交通をはじめとする公共交通網の充実や都市基盤の整備により、誰もが快適に暮らせるまちが実現しています ・災害に強く、犯罪や交通事故のない地域社会の実現により、誰もが安全で安心して住み続けることができます
	施策の大綱
	<p>江東区は、伝統が息づく既成市街地(下町)と、臨海部など躍動感のある新しい市街地の両面を併せ持っています。また、集合住宅建設による人口の増加、東京湾での埋め立てにより引き続き新たなまちができるなど、今後も大きな可能性を秘めています。こうした特性を活かしながら、居住年数や地域等に関係なく区民がともに生活し心が通じ合う、快適な暮らしを支えるまちづくりを進めます。</p> <p>また、建築物の耐震化促進をはじめとする防災対策や防犯対策を促進し、災害や犯罪などの不安をなくすとともに、事故やけがを予防するため区民や行政等が協働してまちづくりを行うセーフコミュニティの取り組みを推進し、安全で安心なまちを実現します。</p>

基本施策1-1 快適な暮らしを支えるまちづくり			
施策2-8 計画的なまちづくりの推進		主管	都市整備部
目指す姿	<p>緑やオープンスペース、都市施設などが適切に配置され、安全性、快適性、利便性を備えた暮らしやすいまちが実現しています。また、産業環境と住環境とのバランスの取れた調和のあるまちになっています。さらに、地域特性を活かした美しいまち並みが形成されています。</p>		
	<p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランの実現に向け、まちづくりの誘導に努め、開発状況の進捗管理を行っている。 ・地域特性に応じた都市計画手法の活用により、良好なまちづくりを誘導している。 ・届出制度や重点地区指定等、良好な景観形成を推進し、まち並みを美しいと思う区民の増加に繋げている。 ・水辺を活かしたまちづくりやイベント活動に対して支援を行い、参加者の増加など着実な進展がみられる。 ・江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画に基づき、会場周辺の環境整備を着実に実施している。 		
	<p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的なまちづくりの適切な誘導により、調和のとれた快適なまちづくりを実現し、開発状況の数値化に努める。 ・住民主体のまちづくりを含め、都市計画手法の活用により、個性ある魅力的なまちづくりを推進する。 ・区民や事業者への啓発・周知により、公共空間に対する意識醸成を図り、美しいまち並みを形成していく。 ・地域の価値を維持・向上させるため、住民・事業者等によるエリアマネジメント活動を引き続き支援していく。 ・オリンピック・パラリンピックによるまちづくりの効果を、湾岸エリアだけでなく区内全域に波及させていく。 		
施策2-9 住みよい住宅・住環境の形成		主管	都市整備部
目指す姿	<p>多様な生活様式に応じて住み続けられる、快適で安心な住まいづくりが広がっており、地域と調和の取れた住環境が実現されています。</p>		
	<p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区営住宅の老朽化に対応して計画的な修繕工事を行い、安全な住宅を維持してきた。 ・住宅確保要配慮者への入居支援策の拡充により、相談の予約待ちを緩和することができた。 ・住宅の良好な維持管理に対する支援等について周知を図っているが、各事業の利用件数は伸び悩んでいる。 ・条例に基づきマンションの施設整備等を指導しており、居住者や近隣住民の住環境改善につながっている。 ・路面シートの設置などタバコのポイ捨て等防止に向けた各種の取り組みにより、ポイ捨て等は減少している。 		
	<p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建替えを視野に入れた効率的かつ円滑な更新や、バリアフリー化等居住機能の向上が課題となっている。 ・居住支援事業の契約成約率が低いこと、希望する物件とのミスマッチを解消する方法を検討する必要がある。 ・マンション管理組合等に対し、マンション支援事業の周知を図り、利用件数の増加を目指していく。 ・マンション条例等に基づき、多世代同居・近居の促進等により、良好な住環境の推進がより一層強化される。 ・歩行喫煙等の防止に関する条例を、区民だけではなく、区に訪れる方に対しても、より周知していく必要がある。 		

施策30	ユニバーサルデザインのまちづくり	主管	都市整備部
目指す姿	年齢・性別・国籍の違いや、障害の有無等にかかわらず誰もが公平かつ快適に生活できるまちづくりが進められています。		
《これまでの取り組みと評価》			
<ul style="list-style-type: none"> ・区民協働によるユニバーサルデザインまちづくりワークショップや、小学校4年生を対象にした出前講座を実施。意識啓発プログラムの事業化や出前講座実施数を増加させることにより、意識啓発を推進した。 ・福祉のまちづくり条例に基づく適切な指導・助言と施設整備助成により、建築物のバリアフリー化を推進した。 ・すべての公衆便所に洋式便器の設置や「だれでもトイレ」の整備により、ユニバーサルデザイン化が促進した。 ・鉄道駅のエレベーターや内方線付き点状ブロック等の整備助成を実施し、鉄道駅のバリアフリー化を推進した。 			
《今後の課題、展望》			
<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン意識の普及を図るため、成人向け意識啓発事業を検証・改善していく必要がある。 ・ユニバーサルデザイン出前講座実施を小学校に浸透させ、小学生への意識啓発を推進していく。 ・やさしいまちづくり施設整備助成の活用を増やすため、更なる広報強化に努める必要がある。 ・鉄道駅では、ホームドアの整備や、駅構内における複数のバリアフリールートの設置が課題である。 			
施策31	便利で快適な道路・交通網の整備	主管	土木部
目指す姿	利便性の向上とともに安全性・快適性の視点も取り入れられた交通体系が整備されています。		
《これまでの取り組みと評価》			
<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の老朽化対策を着実に推進してきている。 ・歩道拡幅等のバリアフリー化、環境対策型舗装・自転車通行空間の整備により、安全・快適な道路空間を確保。 ・自転車駐車場の整備及び放置自転車の撤去に取り組み、自転車の放置台数は減少した。 ・各種交通安全教室等による交通安全普及啓発により、区内交通事故件数は減少した。 ・コミュニティサイクルのポート充実、近隣9区との相互乗り入れ実験により、利便性が向上し、利用者が増加した。 			
《今後の課題、展望》			
<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の膨大な更新需要が見込まれるため、橋梁長寿命化修繕計画に基づいた着実な実施が重要。 ・安全・快適な道路空間を確保する必要があるため、江東区無電柱化推進計画の策定を進めていく。 ・自転車環境整備の推進のため、施策の継続・強化や、自転車駐車場の多様な設置、運営手法の検討が必要。 ・東京8号線(豊洲～住吉間)の早期事業化を目指し、東京都や東京メトロと具体的な調整を進める必要がある。 ・コミュニティサイクルの利用促進のため、ポートの区内全域展開と相互乗り入れの課題解決を図る。 			
基本施策12	安全で安心なまちの実現		
施策32	災害に強い都市の形成	主管	都市整備部
目指す姿	地震や火災、洪水などの各種災害に強いまちが実現しています。		
《これまでの取り組みと評価》			
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の拡充やマンションへの訪問調査等の普及啓発を実施し、民間建築物の耐震化促進に努めている。 ・不燃化特区においては、戸別訪問や老朽除却助成等に加え、まちづくり方針の策定に着手し、不燃化推進地区においては、実態調査を踏まえた地区の課題を地元と共有するなど、防災まちづくりは着実に進展している。 ・都の下水道管再構築事業への協力や、雨水浸透・貯留施設の設置を推進し、水害対策の強化が図られた。 ・平成27年度以降、新設や建て替えなどで防災倉庫を四棟整備し、着実に防災備蓄体制の強化を図っている。 			
《今後の課題、展望》			
<ul style="list-style-type: none"> ・不燃化特区においては、助成制度の拡充とともに、平成30年度に策定するまちづくり方針を踏まえ、UR都市機構等の業務推進パートナーを積極的に活用しながらハード整備や地区計画策定等、総合的な施策を進める。 ・不燃化推進地区においては、平成28年度の実態調査を踏まえ、現在不燃化特区にて行っている有効な施策を活用しながら、防災まちづくりの機運醸成を図る。 ・想定し得る最大規模の洪水、高潮等のハザードマップを作成し、区民へ周知する。 			

施策33	地域防災力の強化	主管	総務部
目指す姿	区民の防災意識の向上と、地域における防災活動や災害時における救助救援体制等の確立により、地域防災力が強化されています。		
<p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度より、避難行動支援プランに基づいた避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図った。 ・災害協力隊数は増加し続け、平成30年4月1日現在320隊となり、地域防災力が強化された。 ・平成25年度から開始した学校避難所運営協力本部連絡会において、防災課職員が参加せずとも学校が主体となり開催される例が増加し、学校避難所を中心とした地域連携体制が強化された。 ・平成29年度より区ホームページにこうとう安全安心メールの配信内容を自動連携で表示させ、情報伝達手段を拡充させた。 ・平成26年度以降、臨海部を中心に防災行政無線拡声子局の設置を進め、平成30年4月1日現在163箇所と聴取範囲を広げた。 			
<p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外で発生する災害により、防災・減災に向けた区の取り組みには、絶えず改善が求められる。 ・災害時の情報伝達手段の多様化に引き続き取り組むと共に、区民だけでなく東京2020オリンピック・パラリンピックに向け増加が見込まれる国内外からの来訪者に対しても、正確・迅速な防災情報の提供とそれに関する広報の必要がある。 ・計画的な備蓄物資の供給を図るため、防災倉庫や備蓄倉庫に保管している備蓄物資を適正に管理する必要がある。 ・高齢化に伴い避難行動要支援者名簿の登録者数が増加し、個別計画を作成する災害協力隊の負担が増加している。 ・防災行政無線について、未設置地区への設置や聴取困難地域への対策の検討等の対応が求められる。 			
施策34	事故や犯罪のないまちづくり	主管	総務部
目指す姿	区民と区が連携した防犯対策により、安心して暮らせる安全なまちが実現しています。		
<p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年2回開催の「生活安全対策協議会」を通じ、安全安心なまちづくりに向けた取り組みの方向性を決定するなど、関係機関・部署との連携を強化した。 ・防犯パトロール団体に対し、資機材の支給、研修会の開催等の支援を行い、活動の活性化を図るとともに、新たな登録団体を募集し、平成30年3月31日現在、263団体となるなど、地域防犯力が強化された。 ・町会・自治会・商店街に対する街頭防犯カメラ設置の補助により、平成30年3月31日現在、60地区626台の街頭防犯カメラが設置されるなど、地域の防犯対策が強化された。 ・不審者情報や犯罪発生情報を知らせる「こうとう安全安心メール」の普及に努め、平成30年3月31日現在、登録者22,108人となるなど、区民の防犯意識向上を図っている。 ・特殊詐欺対策の一環として、自動通話録音機の無償貸与を行い、平成29年度は、対策の必要な高齢者居住世帯に対し、約430台の貸与を行い、特殊詐欺対策を強化した。 			
<p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺の手口が、日々、巧妙化しているほか、インターネットやスマートフォン、タブレット端末等の通信機器の普及に伴った新たな手口の犯罪の発生が懸念され、絶えずタイムリーな広報啓発活動と対策が必要とされる。 ・高齢者人口の増加により、高齢者を狙った「振り込め詐欺」や「利殖商法」「悪質商法」「ひったくり」等の被害対策が必要とされる。 ・新しい住民の町会・自治会への加入率の低下や町会・自治会活動者の高齢化により、自主防犯パトロール活動の停滞が懸念されることから、街頭防犯カメラの設置等、犯罪が起りにくい環境の整備が求められる。 			

《外部評価委員会による評価》

3年間の総括評価	
委員	評価内容
ア	<p>大綱5も区民本位で考えられたテーマであり、それを構成する7つの施策のいずれも、主管及び関係部署の努力により、一定の成果を挙げていることに敬意を表したい。一方で、施策28と施策29は、民間主導の要素が強いため、区の関与が限定的にならざるを得ないとの説明がなされていたが、そのことは計画策定当初からわかっていたはずである。歩道状空地の整備などは区の行政の一定の成果であり、民間事業者や国・都との関係の中で、区に何ができるのか、何をなすべきかを十分に検討した上で、推進することが大切と考える。施策31は区道など区が責任を負うべき範囲が明確になっており、その維持・改善に向けて地道な取り組みが行われていることを評価したい。</p>
イ	<p>基本施策11及び12の双方とも、総じて誘導行政と理解される。区が強権を発動することはできず、また、区民には都合や事情がある。このため、この施策分野では、飛躍的な進展が起きることは考えられない。そのような条件下で、やらなければならないことをわきまえ、機会をとらえ、あるいは機会を作って、真剣な誘導や働きかけの努力が行われている。そして、着実な進展が見られるようである。ただ、現在用意されている指標は、それを示すものとなっていない。</p>
ウ	
エ	<p>評価結果およびモニターのコメントを改めて確認した上で、個別施策については概ね目標達成ができてきているといえる。</p>
オ	<p>都市計画マスタープラン、地区計画のもと、良好なまちづくりへの誘導への取り組み、開発状況の進捗管理が行われている。また、環境対策舗装・自転車通行空間整備、駐輪場整備といった区民ニーズに対応した取り組み、安全面で耐震化・不燃化、橋梁の老朽化等のハード面での整備が行われ、成果を上げている。ただし、安全(防災減災)に関しては、ハード面のみではなく、ソフト面との組み合わせでの対応を行っていくことも重要となる(部署連携がより重要となる)。</p> <p>災害対策、地域防災力の強化、防犯対策に関連しては、避難支援体制の整備への取り組み、災害協力隊の強化、防犯カメラ等の設置補助等の取り組みがなされ、着実に成果が上がってきている。</p>
カ	<p>施策28: 都市計画マスタープランの着実な実施、施策29: 区営住宅の計画的な修繕、路面シートによるタバコのポイ捨て減少、施策30: 小学校対象の出前講座、だれでもトイレの整備、施策31: 橋梁の老朽化対策、歩道拡幅等のバリアフリー化、交通安全教室の実施、施策32: 訪問調査等による民間建築物の耐震化の促進、不燃化特区や不燃化推進地区での防災まちづくりの推進、防災倉庫の新規整備、施策33: 避難支援体制の整備、災害協力隊の増加、学校避難所を中心とした地域連携体制の強化、ごとう安心メールなどの拡充、防災無線の設置、施策34: 生活安全対策協議会、防犯パトロールの支援、防犯カメラの設置など、各施策の具体的な成果は評価できる。</p> <p>指標上の未達成項目については、指標そのもの問題点も含めて検証する必要がある。</p>

今後の取り組みへの提言

委員	評価内容
ア	<p>大綱5は、都市整備部、土木部、総務部と主管部も3つにまたがり、施策の性格もそれぞれに異なる面が多く、施策の括り方という点で今後見直しが必要と考える。複数の部が協力して横断的に取り組むことは必要だが、例えば、土木部が関係する施策などは、土木部としてどう優先順位付けを行いながら予算配分を行い、効果的・効率的に施策を推進するかという視点が極めて重要である。このような点を次期長期計画策定に活かしていただきたい。施策32と施策33の災害関連施策は、重要性・緊急性ともに高い課題と思われる。日頃の備えが重要であることは、近年の自然災害事例をみれば明らかであり、これまでも増して推進すべき課題だと考える。</p>
イ	<p>「住み続けたいまち」という評価基準は、都市・居住基盤整備、まちづくりの世界標準であると考えられる。これを最高価値として設定し、施策を進めていると拝察するが、これに向けて揺るがぬ姿勢で努力を続けてもらいたい。</p> <p>なお、地域防災力の強化については、区民ははるかに災害の際には、行政に何かをしてもらえるという発想を持ち続けている(特別区の職員はその区に住んでいないというのが問題だというような議論がまだにある)。それが幻想であること(災害時に役所はなくなり、「ご近所」と「自分しかならないこと)はこの10年で明らかになっている。行政として抵抗感はあるだろうが、「自助しかない」ということを徹底的に区民に教育する努力がどうしても必要と感じる。</p>
ウ	
エ	<p>施策31については、「便利」性の概念の中に、災害時対応の関係性を加味していく視点を次期長期計画で明示することを提案する。江東区は、かつて水運によってコミュニティや商業が形成された歴史があり、相対的に橋梁を多く抱える都市である。災害時にボトルネックになりやすい橋梁部、幹線道路の通行性がどのように確保されるのか、綿密なシミュレーションを計画策定段階で実施していただきたい。</p> <p>施策32については、不燃化特区の成功体験をどのように「横展開していくのか」、これまでの検証を十分に言語化し、具体的方策を次期長期計画で明示されることを期待したい。</p> <p>施策33については、「地域防災力」という抽象的概念をどう実質化するかが、次期長期計画の象徴的課題である。論点のひとつは、災害緊急時の避難所開設・運営、物資運搬・提供等について、これまで行政のみに権限がある事項をすべて検証し、これを住民に移譲する可能性の検討があげられる。その整理も含め、どのような災害が起きたときに、行政・住民それぞれが、どのような権限・責任・期待役割を背負うのか、明確に言語化することが、「地域防災力」を具体化するということのひとつである。</p>
オ	<p>都市計画マスタープランに基づき誘導をする区の実績が行われていることは理解できるが、民間主導による開発である部分が多いため、区としてどのような取り組みをした結果、どこまで誘導できたかということ区民にわかりやすく説明していくことも必要である。区としての働きかけを説明する必要がある部分、結果として数値化できる部分の両面からの説明をしてはどうか。</p> <p>地域防災力については、区のみで行える部分は少ない分野である。どのような仕掛けで住民の防災意識を向上させるのか、地域差もあるため、町内会組織等に頼れる地域へのアプローチと豊洲地域等の町内会組織等に頼れない地域へのアプローチを分け、働きかけを行うことが重要である。</p>
カ	<p>施策28における都市マスタープランは、都市計画や江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画と整合性をとるとともに、特に注目を浴びている豊洲地区のあるべき姿を区民に示す必要がある。</p> <p>施策29における老朽化したマンションの建て替え問題や新築マンションに伴う小学校の受け入れ問題など、民間事業に対して区がどこまで有効な施策を行えるかを検証する必要がある。</p> <p>施策30におけるユニバーサルデザインの理念の周知を、具体的な事例(民間の商業施設でのオストメイトトイレの設置など)を積み重ねて周知する必要がある。</p> <p>施策31は本大綱の中でもコストがかかる施策となっているので、費用対効果を考えて、橋梁の長寿命化、無電柱化、都市計画道路などのインフラ整備を行う必要がある。</p> <p>施策32と施策33の関係は、前者がハード、後者がソフトとなっている。震災対策をしたうえで、ハザードマップを活用した具体的な訓練などを連携して行う必要がある。</p>
その他	
<p>・基本施策11の分野は、誘導行政の色彩がとりわけ強いにもかかわらず、指標が総じて民間サイドの対応をとらえるものとなっていたり、そもそも行政の施策で直接左右することが困難なもので指標群が構成されている。これら「相手の対応次第」の指標は、本来数字が向上することが見込み難い。こうした指標を掲げて評価の材料とすることは、日々の働きが数字に反映されないことから、職員の士気を阻害させ、また、区民が行政の働きを正しく評価することを妨げる。相手の状況を示す指標ではなく、日々の行政の事業者や区民に対する「働きかけ」というこちらサイドでの努力の状況を示す指標を多用すべきである。都市計画マスタープランの進行表などにも有用な指標として使える。</p> <p>・「ユニバーサルデザインの意識の普及」度合いが施策の指標とされていることには違和感がある。施策推進の前提としてそれが確保されていることで仕事はやりやすくなることは理解できるが、これを施策そのものの指標として掲げるのはおかしい。そもそも「ユニバーサルデザインのまちづくり」を大綱5に掲げることがよいのかどうか。「平和・人権」の分野に整理するのが自然であろう。</p> <p>・災害等における「防災課」「危機管理課」「河川公園課」などを統括する危機管理監などの専門職の配置も検討する必要がある。人の命がかかることであり、速やかな指示や指示系統の明確化(区長がトップではあるが、災害時における組織体制の検討)が必要である。</p>	

【計画の実現に向けて】

計画の実現に向けて

区は、区民が主体的にまちづくりにかかわることができる環境整備や区民が力を発揮できる体制づくりを行うとともに、積極的に情報を提供し、区民の参画・協働と開かれた区政を実現します。

また、本区は今後も人口増加等によりまちの姿を一変させていくことが見込まれ、一層効率的・効果的な行財政運営が求められます。こうした変化に柔軟な対応ができる人材育成や組織体制づくりを進めることにより、スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営を実現します。

さらに、地方分権や都区制度改革の進展に伴い、区は今後も責任を持って安定的な行政サービスを提供していくため、自律的な区政基盤を確立します。

計画の実現に向けて		①区民の参画・協働と開かれた区政の実現	主管	政策経営部
目指す姿	区、区民、NPO、ボランティア、事業者等が情報を共有しながら主体的に参画・協働することで、行政サービスの質の向上が図られるとともに、透明性と公正さを兼ね備えた行財政運営が行われています。			
	<p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募区民の参画による計画作りや、公共施設整備・改修にかかる区民ワークショップ・意見交換会の開催など、政策形成過程での区民協働の取り組みを進めている。 ・区と市民活動団体等との協働事業の数は増加しており、少しずつではあるが区民との協働が根づきつつある。 ・平成29年2月にホームページを全面リニューアルし、見やすさと分かりやすさの向上を図った。 ・平成30年1月に「こうとう情報ステーション」をリニューアルし、区政情報の発信を強化すると共に、情報公開の推進を図った。 ・公文書の管理を行うとともに、歴史公文書を保存し、一般の利用に供するための整備を着実に進めている。 <p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画において、区民ニーズの把握方法として住民アンケートやワークショップの活用を謳ったように、政策形成過程での区民協働を仕組みとして構築し、深化させていく必要がある。 ・職員の意識改革及び地域における協働意識の醸成など、引き続き協働推進に向けた環境整備に努めていく。 ・情報伝達手段が一層多様化していることから、媒体ごとの特性を活かした、より効果的・効率的な情報発信をしていく必要がある。 ・歴史公文書を含めた公文書の適切な管理を徹底するため、説明会等を通じて職員への指導啓発及び広報に努める。 			
計画の実現に向けて		②スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営	主管	政策経営部
目指す姿	江東区を取り巻く環境が急激に変化する中でも、不断の改善により効率的な行財政運営が行われています。			
	<p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政負担を軽減しつつ多様化する行政需要に的確に応えるため、アウトソーシング基本方針に基づき、平成18年度より指定管理者制度を導入し、現在125施設が同制度で管理・運用されている。 ・南部地域の公共・文化施設の拠点となる複合施設、「豊洲シビックセンター」を整備した(27年9月)。同施設内に設置した特別出張所は、従前の出張所より取扱業務や開所時間の拡大を実施しサービス向上を図っている。 ・平成27年度に策定した新たな定員適正化計画において、今後5年間の職員数を平成26年度の職員数2,755人以下とすることとし、現在まで達成している。 ・職員の育成のため、人材育成基本方針に基づきOJTの取り組みを推進し、自己啓発の機会の提供を行っている。 <p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民福祉の向上及び施設管理の効率化を図るため、今後も指定管理者制度への移行を進める。 ・優良な事業者選定や、安定的なサービス提供のため、所管や第三者機関の的確な評価が求められている。 ・東京2020大会や人口増加など、今後も新たな行政需要が見込まれるなか、簡素で効率的な体制を堅持しつつ、必要な人材の確保については、積極的かつ計画的な採用を行っている。 ・今後も人材育成基本方針に基づき、職員の資質向上のため、「自己啓発」「OJT」「集合研修」の3つの柱を中心に内容の充実を図っていく。 			

計画の実現に向けて	③自律的な区政基盤の確立	主管	政策経営部
目 指 す 姿	<p>都区制度の見直しや道州制の導入といった一連の自治制度の変化に柔軟に対応しつつも、確固たる財政基盤を基にして、自律した区政運営が展開されています。</p>		
<p>《これまでの取り組みと評価》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期計画(後期)にもとづく各施策の推進により、着実に将来像への歩みを進めることができた。 ・公共施設等総合管理計画の策定により、公共施設等の計画的な維持管理・更新等をするための基本方針を定めることができた。 ・景気変動や税制改正等の影響を受け易い歳入環境にあっても安定的な行財政運営を行うため、「江東区行財政改革計画」(後期)の着実な実施、多様な歳入確保策を検討・推進してきた。財政指標も良好であり強固な財政基盤を構築している。 ・平成23、28年度の組織再編により、収納率向上に資することができた。また、組織目標及びその内容を職員に明示することで、共通認識に基づいた業務運営と組織力の強化を図った。 ・クレジットカード収納やペイジー収納等、多様な収納方法を整備し、区民の利便性を高めた。 			
<p>《今後の課題、展望》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な世代・主体の参画を得ながら、戦略的かつ実効性のある次期長期計画を策定する必要がある。 ・30年度より、東京オリンピック・パラリンピック基金の積立額を年間3億円から8億円に増額し、東京2020大会に向けた気運醸成及びレガシー構築の取組みを加速させていく。 ・老朽化するインフラ資産や公共施設の改修・改築経費、高齢化に伴う扶助費など、投資的経費・義務的経費ともに増加の見込みであるため、基金や起債をバランスよく活用し、引続き持続可能な財政運営に努めていく。 ・収納率の維持・向上を図るため、納税環境の変化や景気の変動に合わせ、継続的に事務改善・体制改善を進める必要がある。 ・収納業務に対する、知識・意欲・問題意識を持った職員を育成する計画を確立し実施していく。 			

《外部評価委員会による評価》

3年間の総括評価	
委員	評価内容
ア	<p>長期計画を立て区としての理念や目標を区民に明示するとともに、指標化と外部評価により着実にフォローアップする仕組みを整え、それらを着実に実行してきたことは高く評価できる。区長のリーダーシップと政策経営部をはじめとする各部の努力に敬意を表したい。</p> <p>外部評価については、区民モニターの声を反映しながら、主管部等と外部委員の間で、真摯かつ実質的なやりとりが展開されたことは、開かれた区政という点からも、また今後の計画・推進に活かすという点からも大きな意味があったと考えている。</p>
イ	<p>計画を踏まえ、他の自治体に伍して、必要な改革が着手、実行されている。</p>
ウ	<p>「②スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営」において、指定管理者制度の実施が重要な取り組みとなっている。数も増えており、コスト的にもサービスの質的にも向上してきたという評価となっている。しかし、区民の中には、まだ指定管理者制度に対する不安や不信感がある。区民がどう思っているのか、納得しているのかという視点からも、成果を評価することが重要である。区民が安心して、また満足してサービスが利用できるように、コストや質という部分だけでなく、利用者にとっても満足度が高まるという側面をわかりやすく説明していく責任がある。</p> <p>人材育成を重視していることは理解できたが、その指標が十分に設定されていないので、人数は削減しても人材の質としては区政の運営を行う上で大丈夫であるということを示すことが重要である。</p>
エ	<p>「①区民の参画・協働と開かれた区政の実現」において掲げられている「協働」について、政策PDCAのうち、「P」、すなわち政策形成過程への参加ということに偏りすぎている印象がある。策定時の時代状況からすれば致し方ないと思えるが、すでに市民参加・協働の議論では、すべてのプロセスに市民(区民)がどのようにかかわるのが議論されていることを考えると、次期長期計画策定時の課題として位置付けてよいように考える。</p> <p>「②スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営」において掲げられている「職員研修」について、何を人材育成目標とするのかを、職種別、階層別等にどのように整理しているのか、またその方法論が分かりにくい印象がある。</p>
オ	<p>区民参画による計画作り、公共施設整備・改修時の意見交換会の開催等、政策形成段階での区民協働の取り組みが行われてきている。今後は、区との協働という観点からのみではなく、区民自ら取り組みを行うことができる手助けといった方向性での取り組みについても考慮が必要ではないか。</p> <p>財政負担を軽減しつつ行政需要に的確に応えるため、業務のアウトソーシング・指定管理者制度の活用がなされている。指定管理者制度の導入については、主としてコスト削減を狙った施設、主としてサービスの質の向上を狙った施設(福祉分野等)、新規のアイデアの取り込みを狙った施設(PFI手法の活用)等狙いを分けての導入を行っており、評価できる。</p>
カ	<p>「①区民の参画・協働と開かれた区政の実現」において、政策形成過程での区民協働(公募区民の参画による計画作り、区民ワークショップ・意見交換会)の取り組みをしていることは評価できる。</p> <p>「②スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営」において、指定管理者制度を導入し、125施設の管理・運用を行っていることについては評価できる。また、定員適正化計画による職員数が達成されていること、職員育成でOJTの取り組みや自己啓発の提供を行っていることなどは評価できる。</p> <p>「③自律的な区政基盤の確立」において、指標的には目標が達成されており、評価できる。長期計画、公共施設等総合管理計画、江東区行財政改革計画などの策定ができたことは評価できる。</p>

今後の取り組みへの提言	
委員	評価内容
ア	<p>委員会で何度も繰り返された点だが、一つ一つの施策を何のために行うのか、区はどこまで行うのか、その本質について掘り下げが不十分のまま計画化され、実施されている点は、大きな改善事項と思われる。簡単ではないが、そのような問いを続けることが、職員一人一人を鍛え、行政の質を高めることになると思う。</p> <p>また、指標についても繰り返し指摘があった。今回、指標化するという点では大きな一歩を踏み出せたと思うが、指標をどう設定するかは当該施策の本質そのものであり、真に意味のある指標づくりに取り組んでいただきたい。</p> <p>最後に、施策の括り方が今回の長期計画のような形で良かったのか再検討をお願いしたい。部単位で全体を体系的に計画化する方が、資源投入の最適化という点で優れた面もある。そのことと部を超えた横断的な取り組みをどう最適化するか、次の長期計画策定の大きな課題であると思う。</p>
イ	<p>区政への信頼の確保が何を置いても重要であり、すべての施策の成功の出発点である。政策経営において、その点に十分な目配りを続けていってほしい。</p> <p>人員の配置については、スリム化の号令に部局が委縮して、本来増員要求してよいものまでが潜在化してしまい、必要な手当がされていないことが懸念される。政策経営部が主体的に人員不足箇所を見極め、手当するぐらいのことを期待したい。</p> <p>区においても、独自の課題の解決のために必死の努力が続けられ、職員も真剣に取り組んでいることが、外に目を転ずると、各地の基礎自治体ではそれ以上の「必死」の住民協力と取り組みが存在している。職員をできるだけそれら自治体へ一泊研修等に出し、自分と同じ立場にある自治体職員の姿から学ぶ機会を与えてほしい。</p>
ウ	<p>人材育成にあたっては、区の人材育成基本方針に基づいて的確に行われていると言えるが、今後の展望を考えた際には、新しい社会構造や産業構造等への転換、多様で複雑化した社会問題等への対応が求められる。このような今まで誰も経験して来なかったような未知の世界や、ひとつの解ではない問いへの対応が求められ、そのことに対応する資質能力が行政官にも求められる。このような新たな視点での人材育成、求められる資質能力の育成も視野に入れた施策を打ち出すことが、新しい長期計画においては必要である。</p> <p>人材育成と組織づくりが目指す姿の視点としてあるが、組織づくりの視点が十分に議論されず、今後の展望の中に描かれていないように思う。新しい長期計画の立案に当たっては、組織の全体像に対応したような、各部局の連携、協働と共に、組織面での見直しも視野に入れた体制づくりを行うこともひとつの視点である。</p>
エ	<p>総じていえる論点は、「職員像の転換」を区としてどう考えるかに集約される。欧米では、いわゆる「アドミニストレーションとしての事務執行」から「オーガナイズ(地域資源編集)による価値創造」へのモデルチェンジが図られている。そのような視点を持つことで、例えば市民参加については、PDCA各フェーズにおける市民との関係形成もより効果的に設計できる。</p> <p>また、職員研修についても、このような視点から、研修の中に具体的な現場課題をどう研修として組み込んでいくかが問われる。先の西日本豪雨災害において、災害ボランティアの割り当てや支援物資の分配最適化を実現した岡山県のある自治体の担当職員は、研修の一環としてこうした事態を想定して他都市の災害現場に赴いて災害支援協力も兼ねて研鑽を積んでいたというケースは、その好例である。事務知識や非現実的なロールプレイング演習は、これからの時代の研修で取り扱う内容として必ずしも有効とは考えない。</p>
オ	<p>「自治体戦略2040構想研究会」において取りまとめられた第二次報告にもあるように、自治体は、新しい公共私相互の協力関係を構築する「プラットフォーム・ビルダー」へ転換する必要がある。経営資源に制約のある中、協働すべき分野、自助・共助を促すことを中心とした分野との仕分をし、ノウハウを蓄積していく必要がある。</p> <p>RPA(Robotic Process Automation)化は、人員が限られた中で効果的な業務実施のために推進する必要がある。ただし、すべての領域についてやみくもに自動化するのではなく、自動化になじむ領域、アイデアを出すべき領域の区分けをし、アイデアを出すべき領域への資源の効果的投入ができるように考慮をする必要がある。また、自動化することでブラックボックス化が進むことの無いよう、自動化されている業務についての基礎的理解は持つ必要がある。</p>
カ	<p>「①区民の参画・協働と開かれた区政の実現」では、開かれた区政の実現には、「見える化」・「情報公開」をキーワードとして区民にわかりやすく説明することが望まれる。</p> <p>「②スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営」では、スリム化の弊害についても留意する必要がある。特に職員数の減少を指標としているが、職員減少を指定管理者などへの委託、臨時的な職員等の対応について、検証が必要である。具体的なコスト減の状況を示す必要がある。</p> <p>「③自律的な区政基盤の確立」では、長期的な視野で、新公会計制度の財務書類の活用、公共施設等総合管理計画から適正な個別計画の実施を、区民の合意を得ながら推し進める必要がある。</p>
その他	
<p>・現行の施策評価は、長期計画に示された「目指すべき江東区の姿」の実現度合いを示す指標を、軸あるいは結節点にして、部局の施策運営の改善を図るという意図で設計されているように見えるが、指標が総じて施策運営との関係性を欠き、施策運営の良否が反映されるものでないため設計意図が実現していない。見直しが望ましいと考える。</p> <p>・設計意図を実現するためには、まず、事務事業に立ち返って、対象である特定の区民層や区域を具体的にどのような状態にするのが意図であるのか、そして、①意図が実現した状況、あるいは②意図が実現するために必要である区の実現度合いや対象への働きかけの状況を示す指標は何であるのか、について部局と政策経営部で議論して指標を設定し、施策評価についてはそれを用いるということが望ましいと考える。そして、これらの指標群をながめ、それをもとに「目指すべき江東区の姿」の実現度合いを示す指標を考えていくというボトムアップの方法によるのが望ましいと考える。「目指すべき江東区の姿」の実現度合いを示す指標は、基本計画の文言から論理的に設定できてしまうものも少なくないが、その場合は、これと前記ボトムアップで設定された指標とをどう関係づけるかを考えさせればよい。最初から、基本計画の文言から設定される「基本施策指標群」とボトムアップの方法から設定される「施策運営指標群」の二段階の体系をイメージして別個に作業し、その後、両者の論理整合を図って、基本計画と施策評価システムを仕上げるという進め方でもよい。</p> <p>・区の取り組むべき課題に関して、縦割りでは対応できない部分は多く、職員同士の部署を超えた交流・意見交換が気軽にできる雰囲気作りはダイレクトなOJTではないが重要と考える。</p>	

3. 施策評価

【施策評価シートの見方】

施策	施策名が記載されています。	主管部長(課)	施策の主管部長(課)・関係部長(課)が記載されています。
		関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿

長期計画(後期)の各施策に定める「施策が目指す江東区の姿」が記載されています。

2 施策を実現するための取り組み

長期計画(後期)の各施策に定める「施策を実現するための取り組み」が記載されています。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで

今後5年間の予測(このままだとどうなるか)

施策に影響を及ぼす環境変化・区民要望・ニーズの変化について記載されています。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

国や都などが定めた方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業のうち、主なものについて記載しています。該当がない場合は、空欄となっています。

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
<p>長期計画(後期)の各施策に定める「施策実現に関する指標(施策の成果や状況を測るためのモノサシ)」が記載されています。 現状値及び目標値は、長期計画(後期)に記載されているものです。</p>									

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	施策のコストが記載されています。			
事業費				
人件費				

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

施策に関する指標の進展状況や、目標値の達成に向けた取り組み状況についての施策の主管部長による評価が記載されています。

(2) 施策における現状と課題

施策に関する現在の取り組み状況や、施策の目標を達成する上での課題等についての施策の主管部長による評価が記載されています。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

施策の現状と課題を踏まえた、今後5年間の施策の取り組みの方向性についての施策の主管部長による評価が記載されています。

7 二次評価《区の最終評価》

一次評価及び外部評価を踏まえた、区の最終評価が記載されています。

施策 1 水辺と緑のネットワークづくり	主管部長(課)	土木部長(河川公園課)
	関係部長(課)	土木部長(施設保全課)、教育委員会事務局次長(学校施設課)

1 施策が目指す江東区の姿

水辺の緑の帯と区内各所の緑が整備され、ヒートアイランド現象を緩和する風の道が確保されています。また、エコロジカルネットワークが形成され、自然と人とがともに支えあって生きています。

2 施策を実現するための取り組み

①連続性のある水辺と緑の形成	水辺に親しめる多彩な散歩道を整備し、河川・運河沿い等の緑を育てることにより、緑を連続させて風の道を創出します。また、区民に親しまれる公園の整備・維持を行います。
②エコロジカルネットワークの形成	エコロジカルネットワークの方針を明確にし、生態系の保全を進めると共に、計画的な緑地整備や緑地管理を行います。
③みんなでつくる水辺と緑と自然	区民・事業者に対し、水辺と緑の維持管理に向けた協力を働きかけます。また、ポケットエコスペースの整備など、区民が身近で自然と触れ合える機会をつくり出します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・豊洲地区をはじめとした臨海部の人口が増加している。 ・河川や運河は護岸整備が進み、散歩道などへの利用転換が進んでいる。 ・地球の温暖化や都市のヒートアイランド対策など環境問題への関心が高まり、緑を求める区民の割合が増えている。 ・レクリエーション活動が多様化し、公園利用に係わるニーズに変化が見られる。また、介護予防機能を備えた健康遊具の設置が求められるなど、高齢社会への対応が必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな公園・緑地の整備が進まなければ、人口増加によって区民一人当たりの公園面積が減少する。 ・散歩道などの整備が進み、ネットワーク化が進む。 ・緑化の普及事業や緑のネットワークの進展により区民が水辺と緑に触れ合う機会が増え、緑や生物多様性への意識が高まる。 ・「持続可能な社会」の実現に向けて、「自然との共生」を図るためのハード面・ソフト面の基盤整備が求められる。 ・まちとしての個性と魅力が求められる時代となり、エコロジカルネットワーク形成を含め、豊かで美しい水辺と緑の質が大切になる。 ・公園利用が多様化し、ニーズにあった公園改修が必要になる。 ・区民が水辺と緑にふれあう機会が多くなるため、緑の育成や公園管理に区民自ら参加できる仕組みが必要となり、ボランティアの育成やNPO等との協働が重要になる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標

	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
1 水辺と緑に豊かさを感じる区民の割合	%	82.3	81.1	82.5	82.5			85	河川公園課
2 区民1人当たり公園面積	m ²	8.60	8.43	8.36	8.32	8.51		10	河川公園課
3 水辺・潮風の散歩道整備状況	m	27,097 (25年度)	28,808	28,948	29,071			29,647	河川公園課
4 ポケットエコスペース設置数	か所	49 (25年度)	49	50	52			54	施設保全課
5 生物多様性という言葉聞いたことがある区民の割合	%	62.9	64.6	64.5	65.1			75	施設保全課
6 水と緑に関するボランティア数	人	1,159 (25年度)	1,150	962	1,209			—	施設保全課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標3: 27,808 指標4: 49 指標6: 1,163

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	3,199,825千円	2,631,264千円	3,685,475千円	4,231,915千円
事業費	2,744,783千円	2,223,268千円	3,222,195千円	3,781,201千円
人件費	455,042千円	407,996千円	463,280千円	450,714千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標1】水辺と緑に豊かさを感じる区民の割合は、近年では80%台を維持しており、区民にとって緑が身近に感じられている。

【指標2】区民一人当たりの公園面積は人口増加による影響が大きく、平成29年度まで減少傾向であったが、平成30年4月に豊洲ぐるり公園（約15ha）が全面開園したため増加となった。

【指標3】水辺の散歩道整備は都により小名木川が概成し、現在は北十間川及び横十間川の整備が進められている。潮風の散歩道整備は、計画的に整備を行っている。（平成27年度28,808m、平成28年度28,948m、平成29年度29,028m）

【指標4】ポケットエコスペース設置数については、学校施設の改修等による整備が進められ増加している。（平成27年度 49箇所、平成28年度 50箇所、平成29年度 52箇所）

【指標5】「生物多様性」の認知度については、平成27年度から横ばいとなっている。

【指標6】水と緑に関するボランティア数は、横ばいとなっている。平成28年度は、活動団体の一つである幼稚園の改修に伴い、一時的に減少したものである。（平成27年度1,150人、平成28年度962人、平成29年度1,209人）

(2) 施策における現状と課題

◆緑の豊かさを増やすためには、緑のネットワーク化を進めることで区民が緑に触れ合う機会を増やす必要がある。また、緑化推進による各施設の植栽後の樹木の生育や拡充により必要となるメンテナンスなど適正な維持管理を行う必要がある。◆区民一人当たりの公園面積は、本区の急激な人口増加により減少している。◆水辺・潮風の散歩道の整備状況については、計画的に進行しているが、分断している箇所がある。◆ポケットエコスペース設置数については、学校の新增築時や公園の新設・改修時に合わせて整備を進めている。◆生物多様性については、身近な生活環境における重要性を周知していくことが求められる。◆水と緑に関するボランティア数については、さらなる拡大を目指すことや継続的な活動を促す環境が必要となる。◆大規模改修が予定されている仙台堀川公園は、施設の老朽化などが進んでいるほか、園内の自転車通行が増え歩行者と錯綜している。さらに、隣接する両側の道路幅員が狭いなどの課題がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆豊かな緑の形成に向けて、公園や水辺・潮風の散歩道の整備を着実に進め、水辺のネットワーク化を推進するとともに、公園の運営・維持管理については、質の向上と支出の縮減を図るため、区民・事業者・区で連携するなど、様々な手法を検討していく。◆区の人口増加に伴い、より必要となる公園・緑地について、事業者との連携により新たな公園・緑地の創出を目指す。◆水辺・潮風の散歩道の整備にあたっては、ネットワークの形成を目的に、分断している箇所についても引き続き整備を進めていく。◆児童の自然保護に対する意識、環境問題への関心を高めるため、環境学習の場として、引き続きポケットエコスペースの整備を行っていく。◆エコロジカルネットワーク形成の推進に向けて、計画的な緑地整備や緑地管理を行う。また、自然観察会の支援や緑地保全活動の活性化を促進するなど、区が積極的に区民に働きかけ、みどりにふれあう機会や場を数多く用意する。◆高齢化が進んでいるボランティアが持続的に活動出来るよう、活動環境の改善に取り組んでいく。◆仙台堀川公園については、道路の無電柱化と合わせた一体整備を行い、緑豊かな憩い空間と歩行者の安全性を確保した公園の創出を図る。

7 二次評価《区の最終評価》

・公園や水辺・潮風の散歩道について、昨今の労務費の上昇等による影響を十分に考慮した上で、長期計画に掲げた整備・改修計画の着実な実施を図るとともに、区民ニーズを十分に分析し、区民にとって利用し易い整備・改修を行う。

・施設の整備・改修にあたっては、企画、設計、工事、改修、修繕、維持管理にわたるライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減に取り組むとともに、区民へ施設の整備・改修状況等の情報を効果的に提供する手法を検討する。

・エコロジカルネットワーク形成の促進にあたっては、社会環境の変化や費用対効果を勘案しつつ、関係部署と連携し、効果的な取り組みを検討する。

・水と緑に関するボランティアの取り組みなど、さらに区民との協働を進め、区民が水辺や緑に親しむ機会づくりに取り組む。

施策 2 身近な緑の育成	主管部長(課)	土木部長(管理課)
	関係部長(課)	土木部長(道路課、河川公園課、施設保全課)、教育委員会事務局次長(学校施設課)

1 施策が目指す江東区の姿

区民の緑に対する愛着と、緑を守り育てる心が育まれ、緑の中の都市「CITY IN THE GREEN」が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①公共施設の緑化	地域が一体となって、公園や、小学校にある校庭の芝生化を推進します。また、公共施設での屋上緑化や壁面緑化を進めます。
②歩行者が快適さを感じる道路緑化	街路樹を増やすとともに、統一感のある街路樹整備を進めます。また、計画的な剪定等、街路樹の適切な維持管理を行います。
③区民・事業者・区による緑化推進	区民・事業者に対する緑化指導を推進するとともに、屋上(壁面)緑化と生垣に対する助成制度の充実と普及を図ります。さらに、歴史・文化を伝える緑の保全・再生を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・H22.7「江東区内における街路樹充実計画」策定 ・H24.4「江東区みどりのまちなみ緑化助成要綱」改正 ・H24.7「江東区CIG(※)ビジョン」策定 ・H27.1「江東区みどりの条例施行規則」改正(H27.9施行) ・H27.7「CIG区民サポーター会議」第1回の開催 ・生活に身近な緑や四季の花、公園、学校の緑の増加を望む声が多い。 ・道路にふれあい・やすらぎを求める区民ニーズが広がる。 ・道路に木陰や緑花を求める声が増加している。 ・ライフスタイルが緑に親しむものへと変化している。 <p>※CIG：CITY IN THE GREENの略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設における緑や、区民・事業者に対する緑化指導等による緑が増加し、街路樹や公園、学校の樹木が連携して緑の街並が形成される。 ・区民・事業者に対する緑化指導等により植栽水準がレベルアップする。 ・都と連携し都区道「みどりのネットワーク」が形成される。 ・道路沿いや公共施設などの緑が育ち、区民自らが身近な緑に主体的に関わり、緑の維持管理に協働して取り組んでいく。 ・街路樹に対する関心の高まり、適切な街路樹の維持管理が求められる。 ・緑を守り育てる心が育まれ、江東区CITY IN THE GREEN=CIG(緑の中の都市)に近づいていく。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標

	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
7 緑被率	%	19.93 (24年度)	—	—	18.71			22	管理課
8 区立施設における新たな緑化面積	m ²	4,086 (25年度)	7,332	0	1,995			—	管理課
9 街路樹本数	本	13,340 (25年度)	15,329	16,882	17,635			18,000	道路課
10 区民・事業者による新たな緑化面積	m ²	66,561 (25年度)	57,704	103,818	118,929			—	管理課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標8：1,628 指標9：14,425 指標10：102,435

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	454,376千円	417,167千円	448,736千円	456,283千円
事業費	370,412千円	341,867千円	362,746千円	374,305千円
人件費	83,964千円	75,300千円	85,990千円	81,978千円

6 一次評価<< 主管部長による評価 >>

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標7】平成29年度緑被率調査では、低未利用地であった南部地域の草地が開発により減少したため、前回調査より減となった。今回調査には、建築工事中である土地が多く含まれているため、竣工時には緑化指導に基づく緑地が確保される予定である。引き続き緑化指導により、緑化を推進していく。

【指標8】校舎の新增築・改修工事を実施する際には、CIGの実現を目指して、屋上・壁面緑化を実施してきた。また、芝生化についても、希望する学校のほか平成23年度からは、改修の際にも芝生化を進めてきた。(平成27年度の指標値の増は、有明西学園の建築に伴う緑化指導による。平成28年度は新築の区立施設がなかったため実績はなし。平成29年度の指標値の増は、香取小学校の改築に伴う緑化指導による。)

【指標9】平成22年度に策定された街路樹充実計画に基づき、順次高木・中木の植栽を行っている。街路樹本数は平成29年度末には17,635本となり、平成31年度目標達成に向け着実に植栽を行っている。

【指標10】敷地面積250㎡以上の建築計画の際には、「江東区みどりの条例」に基づき緑化指導を実施している。平成15年度に屋上など建築物上緑化の基準を設け、平成21年度に壁面緑化を義務化するなど先進的かつ、着実に緑化を行ってきた。平成26年度に「江東区みどりの条例施行規則」を改正し、緑化指導による緑の質の向上と指導対象の拡充を進めている。(平成28年度の指標値の増は東京2020オリンピック・パラリンピックの競技場建築に伴う緑化指導による。平成29年度の指標値の増は、南部地域における大規模開発に伴う緑化指導による。)

(2) 施策における現状と課題

◆平成23年度より順次施行している公共施設緑化事業(道路の隙間、河川護岸)では、植栽した植物の順調な生育が確認できるが、繁茂するまでには年数がかかるため維持管理レベルを保つ必要がある。◆平成23年度より開始したみどりのコミュニティづくり講座は平成29年度までに計27地区で開催した。平成24年度より開始したベランダ緑化運営委託と併せ、現地での成果を把握するとともに参加者間の連携を強化して、区民が主体的に緑化を進める仕組みへと誘導する必要がある。◆校庭の芝生化は、小学校25校、中学校1校、義務教育学校1校で実施している。維持管理経費については、東京都の補助金が工事後5年間のため、区の支出増が懸念される。芝生を張る場所は、芝生の良好な状態が継続できる範囲を想定するため、児童の動線等を考慮し、設計時から検討していく必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆江東区長期計画(後期)に基づき、民有地・公有地緑化に取り組む。◆CIG関連事業を推進し、みどりを介したコミュニティの形成や区民が参画したみどりのまちづくりを進めていく。区民の緑化施策への参画を促すことを目的とした、「CIG区民サポーター会議」の提言を受け、区民・事業者・行政が一体となり「CITY IN THE GREEN」の実現を目指す。◆教育施設においては、引き続き校庭芝生化を推進していく。新築・増築・改築する校舎等については、屋上・壁面緑化も検討し進めていく。

7 二次評価<< 区の最終評価 >>

・CIGビジョンの実現に向けて、長期的視点に立った施策の構築に取り組む。

・公共施設の緑化及び街路樹の整備については、昨今の労務費の上昇等による影響を十分に考慮した上で、長期計画に掲げた整備計画の着実な実施を図るとともに、企画、設計、工事、改修、修繕、維持管理にわたるライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減に取り組む。

・民間による緑化をさらに進めるため、区民ニーズを十分に分析し、区民や事業者が主体となって取り組むことを促す有効な方策について検討する。

・緑化の推進にあたっては、緑の量のみならず質についても、今後の目標水準や目指すべき姿について検討を行い、区民と目標の共有を図る。また、緑の維持管理について、関係課と連携を図りつつ、区民との連携・協力を推進する。

施策 3 地域からの環境保全	主管部長(課)	環境清掃部長(温暖化対策課)
	関係部長(課)	環境清掃部長(環境保全課)

1 施策が目指す江東区の姿

区民一人一人が環境保全を意識した取り組みを行っています。また、区民・事業者・区が連携し、地域が一体となって、快適な環境を実現しています。

2 施策を実現するための取り組み

①環境意識の向上	区民に対し、環境問題に関する情報発信を行い、環境保全のための取り組みを促進します。
②計画的な環境保全の推進	環境基本計画に基づき、環境保全のための取り組みを、区民・事業者・区が連携して進めます。
③公害等環境汚染の防止	区民・事業者に対して公害防止のための必要な調査・指導・助成を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成25年5月、「省エネ法」改正により、電気の需要の平準化等が追加された(H26年4月施行)。 平成25年9月、「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」は、第1作業部会による第5次評価報告書において、人間活動が温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い(可能性95%以上)こと、温暖化についてはその影響が「疑う余地がない」こと等を公表した。 平成27年3月、「江東区環境基本計画」改定。 土壌汚染や大気環境に関する法令が改正され、環境基準達成に向けた対策が強化された。 東日本大震災以後、放射線レベルや被災地の災害がれきの受け入れ、節電等、環境施策に対する区民意識が高まっており、また、本区の人口増加や個人の生活様式の多様化に伴い、快適な生活環境や環境保全を求める区民要望も増加している。 平成27年9月、国連サミットにて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(複数の課題の統合的解決を目指すSDGsを含む)を採択。 平成27年11月、政府は温暖化の影響・被害を最小限にとどめるための「気候変動の影響への適応計画」を策定。 平成27年12月、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)開催「パリ協定」が採択。日本は「日本の約束草案」に基づき、平成32(2020)年度以降平成42(2030)年度の温室効果ガス削減目標を、平成25(2013)年度比26%減とした。 平成28年3月、「東京都環境基本計画」改定。 平成28年5月、政府は「地球温暖化対策計画」を策定し、中期目標(平成42年度削減目標)の達成に向けた取り組み等をまとめた。 平成28年5月、持続可能な開発目標(SDGs)推進本部第1回会合が開催された。持続可能な開発目標(SDGs)の実施のための我が国の指針が策定された。 平成29年12月、第1回「ジャパンSDGsアワード」表彰式を開催。 平成30年2月、「気候変動適応法案」閣議決定。 平成30年4月、政府は「第五次環境基本計画」を策定。パリ協定発効や国連持続可能な開発目標(SDGs)制定等の内容を盛り込んだものとなった。今回の計画では、分野横断的な6つの重点戦略(経済・国土・地域・暮らし・技術・国際)を設定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」の科学的知見などによれば、CO₂の総累積排出量と世界平均地上気温の変化は比例関係にあり、今後、より多くの排出削減が必要になると予測している。平成42(2030)年まで追加的緩和が遅れると、工業化以前と比べて気温上昇2℃未満に抑制するための課題がかなり増えることになる。 東日本大震災の影響により、エネルギー需給構造を見直し、「長期エネルギー需給見通し」に基づいて平成42年の電源構成を提示した。これにより徹底した省エネ、再エネの最大限導入、火力発電の効率化、原発依存度の低減が基本方針として進められる。 都は「東京都環境基本計画」を改定し、エネルギー消費量を平成12年比で、平成42年までに38%削減、温室効果ガス排出量を平成12年比で平成42年までに30%削減するとしている。 政府は、平成32(2020)年度の温室効果ガス削減目標を平成17(2005)年度比3.8%とし、またCOP21において平成32年度以降平成42年までの温室効果ガスの排出量を平成25年度比で26%削減するとしている。 平成32年に「東京オリンピック・パラリンピック」の開催が決定した。都は開催までに環境を軸にしたまちづくりを目指し、世界をリードしたいと意欲を示している。 人口・世帯数の増加、商業施設・オフィスビル等の増加が今後も見込まれることから、CO₂排出量の大幅な増加が予想される。一方、世帯数あたりのエネルギー消費量や業務における延床面積あたりのエネルギー消費量は減少傾向にあり、節電に対する取り組みが定着してきていると考えられ、今後さらなる定着に向け取り組みを推進することが求められる。 安全で快適な生活環境を求める区民要望に応えるため、環境保全行政を行う区の役割が増大する。 環境保全対策や環境問題への対応を求める区民の声に応えるため、迅速かつ正確な情報発信が必要となる。 今後は、地球温暖化対策に向け、従来の緩和策だけでなく、「適応策」の視点からの取り組みを同時に行っていく必要がある。 今日の環境問題は多様で複雑であり、豊かな社会を実現するために、環境問題と社会経済問題の同時解決に向けた施策展開が重要になる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
11 環境に配慮した行動に取り組む区民の割合	%	53.9	48.7	51.0	49.9			60	温暖化対策課
12 環境学習情報館「えこっくる江東」事業参加者数	人	28,811 (25年度)	30,836	31,967	35,903			29,100	温暖化対策課
13 大気常時測定項目（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄）の環境基準達成割合	%	71 (25年度)	100	100	100			100	環境保全課
14 区内河川及び海域の水質（BOD,DO,COD）の環境基準達成割合	%	78 (25年度)	91	82	65			100	環境保全課
15 道路交通騒音の環境基準達成割合	%	68 (25年度)	50	55	61			100	環境保全課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標12：28,448 指標13：71 指標14：74 指標15：60

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	214,231千円	188,185千円	217,666千円	244,928千円
事業費	65,490千円	54,997千円	65,718千円	92,753千円
人件費	148,741千円	133,188千円	151,948千円	152,175千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標11】現状値より低いものの、目標値に向かい推移している。区民の半数以上が、13項目中6項目の環境に配慮した取り組みを行っている。特に、ごみの分別、リサイクル、公共交通の利用、詰め替え製品の利用といった基本的な項目は7割以上の区民が実施しており、区民意識はかなり高いものがある。さらに伸ばすためには、引き続き環境問題に関する情報発信を行い、区民の環境保全の取り組みを促進する。

【指標12】目標値は超えている。引き続き受講者アンケートを実施し、事業評価を行いながら、企画内容・運営の更なる充実を目指していく。

【指標13】年間を通じ、東陽他計3か所の測定局で、二酸化窒素等を常時測定している。平成29年度は全ての測定項目で環境基準を達成した。今後も測定を継続するとともに、結果を分かりやすく区民へ公表していく。

【指標14】荒川他河川及び海域でBOD、DO、COD等を年4回測定している。下水道の普及等により河川へ流入する汚濁が減少し、水域類型が現状と合わない水域が増加（現状の類型は平成9年告示）したため、平成29年度より東京都告示により水域類型が変更され、江東内部河川もランクが上がったことから従来の基準値が変更された。その影響を受けてBOD、DO、CODの環境基準達成割合が低下している。今後も測定を継続するとともに、結果を分かりやすく区民へ公表していく。

【指標15】京葉道路等の道路20地点（平成29年度は19地点）において、年1回、24時間連続測定を行っている。平成29年度は環境基準を達成した地点が、昼間で13地点、夜間で10地点と前年度とほぼ同様の値を示した。今後も測定を継続するとともに、結果を分かりやすく区民へ公表していく。

(2) 施策における現状と課題

◆施策評価を決める「環境に配慮した行動」が一般に認知しづらい内容であり、今後、評価する内容を検証する。喫緊の改善として、評価項目が低かった「環境情報の収集・学習」については、環境教育の参加者の拡大を目指すほか、常設展示や施設見学など、子どもから大人を対象にした事業を展開する。環境問題に関する情報を、区民と事業者が共有するためには、区民各層を対象とした環境学習プログラムを実施することに加え、事業者への環境啓発が必要である。

◆区民や事業者の環境保全活動の促進には、各主体がそれぞれの立場で活動に取り組むことはもとより、区民、事業者、区の三者が連携した取り組みを行うことがより効果的である。そこで、区民や事業者とのパートナーシップをさらに強化するため、地域協議会などの組織づくりも含めて、環境保全活動の促進を図る必要がある。

◆環境への関心が高まる中で、環境に配慮した持続的な区民等の行動を担保するため、環境情報の提供と環境学習の充実が求められている。

◆環境学習情報館の管理・運営にあたり、平成24年度に実施した事業の見直し及び評価方法等の検討に基づき、平成26年度より講座受講者アンケートを実施し、区民ニーズを把握することで、事業の評価を行っている。

◆大気、水質、騒音等についてモニタリングを継続し、長期的な傾向を把握するとともに、環境基準の達成に向けて事業者や区民に働きかけていく必要がある。

◆東日本大震災後、節電の取り組み及びその定着等によりエネルギー消費量は減少しているが、火力発電による供給依存度の高まりや業務床面積及び世帯数の増加により、CO₂排出量の大幅な増加が危惧されるため、区民・事業者のさらなる環境意識の向上や、区民・事業者・区が協力して環境保全の活動を進展させる必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆区民がより簡易に環境情報を入手できる仕組みをつくり、環境情報提供の充実を図ることで、区民・事業者の自発的な活動につなげられるようにする。◆多様化、複雑化する環境問題について、限られた予算と人員の中で効率的に対応する。区民、都、関係機関との連携を重視する。◆環境学習情報館「えこっくる江東」を拠点に、次世代層を対象とした体験型の環境学習の場・機会の提供などをはじめ、積極的に環境活動に取り組める人材の育成などに重点をおいて、一層の環境教育の拡充を進める。◆環境基本計画に基づき、定期的に「江東区環境審議会」による評価を受けて施策の継続的なレベルアップ・見直しを図る。また環境施策の目標達成に向けた具体的な行動を企画、立案、実行する場として、区民・事業者・区による「江東エコライフ協議会」を運営する。◆再生可能エネルギー設備や高効率な設備機器の導入、設備機器の効率的運用等、節電対策の促進や新たな交通手段の推進等、区民・事業者のライフスタイルの転換に向けた支援を検討する。◆環境学習情報館の管理・運営にあたっては、事業の目的・目標・評価指標を明確化し、より効率的で効果的な事業運営を実施する。◆大気、水質、騒音等のモニタリングの結果を区民や事業者と共有し、安全で快適な生活環境づくりをめざす。◆環境基本計画に基づき、計画や各施策は、環境保全のみの一義的なものではなく、防災や環境に配慮したまちづくりの実現などと合わせて、地域のエネルギーセキュリティの向上や快適な都市空間の実現など、持続可能性につながっていく取り組みとなるように進める。

7 二次評価《区の最終評価》

- ・区民・事業者が、より簡易に環境情報を入手できる仕組みづくりに努め、自発的な行動や活動につながるよう取り組む。
- ・「江東エコライフ協議会」を活用し、環境施策の目標達成に向け区民・事業者・区が一体となって行う取り組みを着実に実施する。
- ・各種アンケート調査の活用に加え、庁内関係部署との連携を図り、より広範に環境保全に関する区民ニーズを把握する方法を検討する。
- ・震災を契機としたエネルギー需給の見直しや東京2020オリンピック・パラリンピックの開催等、社会状況の変化を踏まえつつ、「江東区環境基本計画」に基づき、適切かつ計画的に環境保全に取り組む。

施策 4 循環型社会の形成	主管部長(課)	環境清掃部長(清掃リサイクル課)
	関係部長(課)	環境清掃部長(清掃事務所)、土木部長(施設保全課)

1 施策が目指す江東区の姿

区民・事業者・区の連携による5Rの取り組みにより、環境負荷の少ない循環型社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①循環型社会への啓発	区報やホームページ等、多様な情報媒体を活用するとともに、区民への直接的な啓発活動、環境学習情報館「えこつくる江東」・区立小学校で行う環境学習等を通して、循環型社会への啓発を行います。
②5R(リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル)の推進	買い物袋の持参や包装の簡素化に関するPRを行います。また、粗大ごみの再利用、資源回収の拡大等、区民・事業者の5Rに対する取り組みを支援するとともに、更なるごみの減量に向けた取り組みを検討します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・H25.4 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行 ・H25.5 国が「第3次循環型社会形成推進基本計画」を策定 ・H25.10 水銀に関する水俣条約採択・署名 ・H26.4 家電リサイクル法に定める家電4品目のうちの冷蔵庫・冷凍庫に保冷庫・冷温庫(冷却や制御に電気を使用するものに限る)が追加 ・H25、26年度 国において容器包装リサイクル法の見直しを検討 ・H27 「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」を策定 ・H28.3 「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定 ・H29.3 新たな課題の対応や国・東京都の動向を踏まえ、「江東区一般廃棄物処理基本計画」を策定(第4次) ・H29.3 (公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」に協力 ・H29.10 廃棄物処理法施行令の改正により、新たに廃水銀等、水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物を定義 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口の増加傾向に比べ、ごみ量は微減傾向で推移している。しかしながら、区民・事業者のごみ減量・資源分別への取り組み意識が低下すれば、人口増加や景気の回復に伴いごみ量は増加に転じ、環境負荷が増大すると考えられ、循環型社会の構築が困難となる。 ・中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場は、東京港最後の処分場であり、できる限りの延命化への取り組みが必要である。 ・人口増に伴うごみ量の増加により、収集回数について検討する必要がある。 ・東京2020オリンピック・パラリンピック開催に伴い、環境に配慮した会場設営ならびに開催期間中のごみ処理方法の検討が必要となる。 ・3R(リデュース(発生抑制)・リユース(再利用)・リサイクル(再生利用))のうち、リサイクルに比べて優先順位が高いリデュース・リユースの取り組みがより進む社会経済の構築が求められており、今後、食品ロスをはじめとする資源ロスの削減に向けた取り組みが進んでいく。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
16 区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量	g	722 (25年度)	688	666				661	清掃リサイクル課
17 区民1人当たり1日のごみの発生量	g	542 (25年度)	498	483				469	清掃リサイクル課
18 資源化率	%	25.7 (25年度)	28.0	27.9				29.6	清掃リサイクル課
19 大規模建築物事業者による事業系廃棄物の再利用率	%	70.97 (25年度)	71.68	72.58				71.14	清掃事務所

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標16:698 指標17:524 指標18:25.7 指標19:71.21

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	6,820,849千円	6,478,346千円	6,792,626千円	6,912,069千円
事業費	5,149,537千円	4,981,649千円	5,074,342千円	5,235,190千円
人件費	1,671,312千円	1,496,697千円	1,718,284千円	1,676,879千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標16】区民1人当たり1日の資源・ごみの発生量については、本区の5Rの取り組みにより減少傾向で推移してきており、目標値達成（平成31年度）に向けて進展している。

【指標17】区民1人当たり1日のごみの発生量については、正しい分別方法の周知等により減少傾向で推移してきており、目標値達成（平成31年度）に向けて進展しているといえるが、更なる周知徹底が求められる。

【指標18】資源化率については、平成27年度は不燃ごみ資源化試行事業により前年度と比較して2.3%増加したが、平成28年度は平成27年度と比較して0.1%微減となった。

【指標19】大規模建築物事業者による事業系廃棄物の再利用率については、大規模建築物への立入調査を適宜行い、事業系廃棄物の再利用の促進に関する指導及び助言を行うことにより、既に目標を達成した。

(2) 施策における現状と課題

◆平成21年3月からの分別基準の変更に伴い、資源・ごみの分け方の周知徹底に努めてきた。平成28年9月から、水銀汚染の防止をさらに推進するため、燃やさないごみを3種類に分別するよう変更した。◆3R（リデュース・リユース・リサイクル）の考えをさらに進めた「5R（リデュース・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）」を基本とする、更なる減量に向けた啓発を行っている。◆区民1人当たり1日の資源・ごみ量は減少傾向で推移しているが、更なる減量に向け、新たな施策を展開していく必要がある。◆行政単独の取り組みだけでなく、区民・事業者と協働し、自発的、積極的なごみ減量に向けた取り組みを行うことが重要である。◆区民・事業者の自主的な取り組みを進める具体的な方法についての情報を共有するために、適切な情報収集と情報発信が求められている。◆古着のリユース・リサイクルを推進するため、平成23年度から古着回収を実施している。◆家庭系燃やすごみの組成調査における資源混入率は概ね20%程度に達しており、適切な分別について一層の周知徹底が必要である。◆家庭系燃やすごみに占める生ごみの割合が、40%程度に達し、大きな比重を占めている。食品ロス削減に向けて、平成29年度より、環境フェア、区民まつりでフードドライブを実施している。◆本区の人口が50万人を超え、今後も人口増加が予測されることへの対応が求められる。また、増加傾向にある外国人住民や若年単身層への適正排出や排出マナーの強化が必要となる。◆リサイクルパークを平成27年度をもって廃止したことに伴い、平成28年度よりびん・缶・ペットボトルの中間処理を民間業者に委託している。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆循環型社会形成のためには、生産・消費に関わるすべての人たちがライフスタイルや事業活動を見直し、環境に配慮した生活を意識する必要がある。このため、今まで以上に区民・事業者・区が連携し、啓発活動やシステム作りに取り組むことが重要と考える。◆5Rの推進のためには、区民が知りたい情報を適切に発信する工夫が必要であり、区報等の広報媒体の活用のほか、利便性の高いスマートフォン用アプリを平成29年10月から配信している。◆ごみ減量意識の向上のため、学校教育における環境学習の充実を図る。◆生ごみのリサイクルについて、地域での取り組みなど継続していく。◆目標の達成状況を管理し、事業の透明化を図るため、事業の点検・評価・見直しを行う仕組み（PDCAサイクル）による事業の進捗管理を行う。◆不燃ごみの資源化について3年間の試行実施を経て、平成30年度から本格実施を開始した。◆粗大ごみの資源化に向けた検討を行う。◆水俣条約の発効に伴い、平成28年度途中より蛍光管等水銀含有廃棄物の適切な回収を実施した。水銀含有廃棄物は清掃工場へ与える影響も大きいことから今後も適正排出について周知が必要である。◆食品ロスの削減や使い捨て型ライフスタイルの見直しなど、ごみを発生させない取り組みを促進していく。◆東日本大震災のような大規模災害に伴う災害廃棄物に対し、今後、適正処理の準備等が必要となる。

7 二次評価《区の最終評価》

- ・「5R」の推進のため、認知度の向上とともに区民にも出来る取り組みの周知に引き続き積極的に取り組む。
- ・区民が誇りを持てる循環型社会の形成に向けて、事業内容とその成果の効果的な発信を図る。
- ・循環型社会形成のため、区民・事業者・区が連携し、国や都の動向を踏まえつつ、自発的かつ持続可能な行動・活動に取り組めるような仕組みづくりに努める。
- ・ごみの減量化及びリサイクルの推進に関する事業の実施にあたっては、これらに要するコストの分析と費用対効果の検証を確実にを行い、効率化、コスト削減に取り組む。

施策 5 低炭素社会への転換	主管部長(課)	環境清掃部長(温暖化対策課)
	関係部長(課)	土木部長(施設保全課)

1 施策が目指す江東区の姿

省エネルギーのための取り組みや、再生可能エネルギー等の利用が進み、二酸化炭素(CO₂)の排出が少ない低炭素社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①再生可能エネルギー等の利用促進	再生可能エネルギー設備、高効率・省エネ機器について、助成事業等により区内全域に普及促進します。また、公共施設においては、改築・整備にあわせて導入を進めます。
②エネルギー使用の合理化の推進	スマートメーター※1の普及にあわせた家庭における省エネや、地域冷暖房等エネルギーの面的利用の導入を推進します。また、次世代自動車の普及や公共交通の利用を促進します。
③パートナーシップの形成	区民・事業者・区がパートナーシップを構築し、環境負荷の少ない社会の実現に向けた取り組みを展開します。

※1 スマートメーター…電力使用状況の見える化を可能にする電力量計のこと

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災に伴う原子力発電所停止の影響で、全国的に節電に取り組み、定着してきている(平成28年夏より政府の節電要請なし)。平成27年度より、政府は地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進している。 ・平成25年6月、日本再興戦略において、平成32年までに次世代自動車(EV、PHV、FCV等)の新車販売に占める割合を5割から7割とすることを目指し、効率的なインフラ整備等を進めるとしている。 ・平成26年3月、「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」を策定し、数値目標を定めた。 ・平成26年4月、政府が「エネルギー基本計画」策定。これに基づき「長期エネルギー需給見通し」を策定。再生可能エネルギーについては、各電源の個性に応じた最大限の導入拡大と国民負担の抑制を両立するとした。 ・平成27年3月、「江東区環境基本計画」改定。 ・平成27年3月、23区初となる「マイクロ水力発電施設」設置。 ・平成27年4月、燃料電池自動車2台導入。 ・平成28年3月、潮見に水素ステーションが整備される。 ・平成28年4月、電力小売り全面自由化開始。電力メニューの選択制が開始、本区は、一部の小中学校で新電力を導入。 ・平成28年7月、東京都環境公社が潮見に「水素情報館東京スイソミル」を開設。 ・平成29年3月、有明に水素ステーションが整備される。 ・平成29年4月、ガス小売り全面自由化開始。 ・平成29年4月、改正FIT法(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律)が施行。計画のみにとどまる業者の売電権利失効や売電価格の見直し等が盛り込まれた。 ・平成29年6月、新砂に水素ステーションが整備される。 ・平成29年12月、経済産業省が「水素基本戦略」策定。 ・平成30年2月、「気候変動適応法案」が閣議決定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の影響により、再生可能エネルギーやゼロエネルギー建築物等の普及促進が進められ、スマートコミュニティの形成が推進されていく。 ・水素社会の実現に向けて、東京2020オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年を目途に、水素供給システムの開発・普及等が進み水素エネルギーの多目的な活用が予定される。 ・平成32年度までに区域の全家庭にスマートメーターの設置が完了する見込み。普及に合わせ、有効な活用方法等の周知を事業者等と協力し、省エネルギー活動の支援を進める。 ・平成25年3月に策定された「当面の地球温暖化対策に関する方針」において、新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、現行の計画に掲げられたものと同等以上の取り組みを推進することとされており、地域の実情を鑑みた一層の省エネルギー施策を進めていくことが求められている。 ・温暖化対策における自治体や家庭での取り組みの重要性が増すとともに、区民・事業者・区が連携・協働して中長期的な節電対策に取り組む必要がある。 ・パリ協定を踏まえて策定された「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じた施策を推進することが求められている。 ・地球温暖化対策に向け、従来の緩和策だけでなく、「適応策」の視点からの取り組みを同時に行っていく必要がある。 ・平成31年には、固定価格買取制度(FIT)による買取期間が満了する。それにより、住宅用太陽光は、売電より自家消費を志向する家庭が増えると見られ、余剰電力が出る可能性が高い。そこで、蓄電池の設置や、地域間融通への需要が増える。 また、太陽光発電への需要が減る可能性もあるが、それ以外の再生可能エネルギーへの取り組みが求められる。 ・国は低炭素地域づくりの支援として、「地方公共団体カーボン・マネジメント事業」や「地方創生に向けた自治体SDGs」を推進している。全国的には、国の支援を活用し取り組みが進むと考えられる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
20 江東区域のエネルギー消費量	TJ	30,307	28,785					31,958	温暖化 対策課
21 再生可能エネルギー設備を導入した区 施設数	再生可能エネルギー設備を導入した区 施設数（風力発電施設）	2 (25年度)	2	2	2			2	温暖化 対策課
	再生可能エネルギー設備を導入した区 施設数（太陽光発電施設）	10 (25年度)	13	13	14			16	温暖化 対策課
	再生可能エネルギー設備を導入した区 施設数（雨水利用施設）	50 (25年度)	53	53	54			56	温暖化 対策課
22 地球温暖化防止設備導入助成事業を 知っている区民の割合	%	32.4 (25年度)	26.4	25.4	24.7			50	温暖化 対策課
23 カーボンマイナスこどもアクションCO2 削減量の累計	トン	819 (H20-25 累計値)	1,127 (H20-27 累計値)	1,307 (H20-28 累計値)	1485 (H20-29 累計値)			1,700 (H20-31 累計値)	温暖化 対策課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標20：30,307 指標21（風力）：2、（太陽光）：11、（雨水）：51 指標22：32.4
指標23：989

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	375,504千円	344,226千円	373,052千円	405,944千円
事業費	307,405千円	283,289千円	313,504千円	345,715千円
人件費	68,099千円	60,937千円	59,548千円	60,229千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標20】CO₂排出係数の変動に影響されない省エネルギーの継続的な取り組みを注視するための指標。節電の取り組みとその定着により平成25年度31,761TJ・平成26年度30,307TJと現状値を下回った。世帯数や事業所延べ床面積は今後も増加見込みのため、引き続き省エネを推進する。

【指標21】長期計画に沿って順調に導入が進んでいる。太陽光発電と雨水利用施設は、施設の新築・改修等に合わせて導入を進める。

【指標22】申請件数は増加しているが、認知度は、現状値から若干低下した。今後は、ポスターの製作・掲示や区報への掲載回数の増加等、今後更に様々な周知方法を模索し、取り組む。

【指標23】順調に推移している。

(2) 施策における現状と課題

◆節電の取り組み及びその定着等により、エネルギー消費量は減少しているが、今後の人口増や事業所の延べ床面積の増により、目標年度にはエネルギー消費量の増加が見込まれるため、省エネルギーの継続により、目標年度には江東区域のエネルギー消費量を平成23年度程度に抑制する。◆江東区域のエネルギー消費量の現状値（平成23年度）は、震災後の区民・事業者の省エネルギー意識の向上により大幅削減が達成された年の数値であり、目標達成には、区民・事業者に同様の意識向上を求める必要がある。◆区施設への再生可能エネルギー設備の導入やカーボンマイナスこどもアクションなどを通じた啓発が重要である。◆再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入及び次世代自動車の購入への助成制度によりCO₂削減の取り組みを継続する必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆施策3「地域からの環境保全（取り組み②計画的な環境保全の推進）」による、環境審議会及び江東エコライフ協議会との連携を深めながら、本施策を推進する。◆COP21を踏まえた国の動向や都におけるエネルギー政策の動向を注視しながら、低炭素社会への転換を目指す。◆再生可能エネルギーへの注目が集まる中、区が率先して導入に取り組むとともに、時勢や区民ニーズに合った新たな施策展開を図る必要がある。◆東日本大震災以降、太陽光発電や燃料電池等の再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器の導入気運が高まり、補助制度に対する区民・事業者の期待は高まっており、再生可能エネルギー設備・省エネルギー機器の導入・利用拡大を推進する。◆運輸部門対策強化のため、低公害車の導入推進や新たな交通手段の推進に向けた施策展開を図る必要がある。◆区民、事業者の主体性を重んじた環境学習により、効率的、効果的にパートナーシップの形成を推進していく必要がある。◆環境保全のみの一義的なものではなく、防災や環境に配慮したまちづくりの実現などと合わせて、地域のエネルギーセキュリティの向上や快適な都市空間の実現など、持続可能性につながっていく取り組みとなるように進める。

7 二次評価《区の最終評価》

- ・再生可能エネルギー設備や、省エネルギー設備のさらなる普及に向けて、区民・事業者のニーズを的確に把握するとともに、導入による経済的メリットなど、効果について区民・事業者に分かりやすく情報提供を行う。
- ・広域的な視点を持ち、国と都との役割分担の中で、区が担うべき取り組みの対象や範囲を慎重に検討する。
- ・区民・事業者とのパートナーシップの形成について、その具体像を明らかにし関係者間で共有するなど、分かりやすい形で着実に推進していく。
- ・今後も集合住宅やオフィスビル等の増加が見込まれる本区において、可能な限り二酸化炭素の排出量を抑制するため、区民・事業者との連携を図りながら、費用対効果の観点も踏まえた効果的な取り組みを進める。
- ・小学生に限定されているカーボンマイナスアクション事業は、さらなるCO2削減を実現するため、より多くの区民が参加できるよう、事業内容のあり方について検討する。

施策 6 保育サービスの充実	主管部長(課)	こども未来部長(保育計画課)
	関係部長(課)	こども未来部長(保育課)

1 施策が目指す江東区の姿

保育施設が十分整備されているとともに、多様な保育サービスが提供され、安心してこどもを産み、育てることができます。

2 施策を実現するための取り組み

①保育施設の整備	地域需要に応じて認可保育所の整備を進めます。また、子ども・子育て支援法の趣旨に基づき、認可外施設から認可施設への移行を進めます。同時に、保育の実施者として、保育施設の指導及び検査を実施し、保育の質の維持・向上を図ります。 既存の保育施設については、改築や耐震補強工事と併せて改修工事に取り組み、児童の保育環境や施設の安全性の向上を図ります。
②多様な保育サービスの提供	延長保育、病児・病後児保育など、保護者の多様な就労形態や家庭環境に応じた柔軟な保育サービスを提供します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)						
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模なマンション開発が行われている豊洲地区を中心に、区内における0～5歳の乳幼児人口が毎年増加していることや共働き世帯の増加などにより、保育施設への入所希望児童数が毎年増加している(平成25年度:10,095人 平成30年度:13,431人 増加率33%)ことから、この需要に対応する保育施設の整備が求められている。 ・従前より通常保育のほか、延長保育や産休明け保育、一時保育、病児・病後児保育、リフレッシュひととき保育など多様な保育サービスの充実を図ってきたが、引き続き区民の生活環境やニーズに合わせた保育サービスの提供・拡充等が求められている。 ・保育施設の充実を図るため、国が安心こども基金を設置し東京都に交付。これに基づき、都は待機児童解消区市町村支援事業等、施設整備促進のための補助制度を創設した(平成21-28年度)。 ・都営住宅併設型の保育園を中心に老朽化が進み、耐震補強工事を含む改修時期を迎える保育園が増加している。 ・地域主権改革一括法にて改正された児童福祉法により、都は平成24年度から、保育所の居室面積基準等について独自基準を設け、緩和した。 ・子育て支援策の強化を図るため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が公布された。 ・平成25年4月、都は小規模保育整備促進支援事業(東京スマート保育、平成25・26年度の2か年実施)補助制度を創設した。 ・平成27年4月、子ども・子育て支援新制度が本格施行された。 ・平成28年4月、子ども・子育て支援法の改正に伴い、企業主導型保育事業が創設された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、豊洲地区を中心とした乳幼児人口の増加や共働き世帯の増加、マンション新築に伴う子育て世代の流入等に伴う保育需要の増加が見込まれる。 ・就労形態の多様化に伴い、延長保育や休日保育、病児・病後児保育、加えて在宅での子育てを支援するための一時保育など、多様な保育サービスの拡充が求められる。 ・保育園の老朽化が進行すれば通園する児童の安全性が損なわれる。また、改修工事が近隣地域で集中すると、代替施設の確保が難しくなる。 						
	江東区人口推計	27年(実績)	28年(実績)	29年(実績)	30年(実績)	31年	増減見込(31年/27年)
	区全体	493,952	501,501	506,511	513,197	520,698	105.4%
	5歳0-5歳	28,005	28,751	28,833	29,086	30,851	110.2%

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
24	保育所待機児童数	人	形式的※1: 315 実質的※2: 170	※3 167	277	※4 322	国家戦略※: 76 実質的: 56		0	保育課
25	定員数	人	11,078	12,094	12,643	13,503	14,053		16,594	保育 計画課
26	延長保育を実施している保育園の数	園	72	87	97	114	129		122	保育課

※1 形式的待機児童：認可保育所申込不承諾数から認証保育所等に入所した人数を除いた数

※2 実質的待機児童：認可保育所申込不承諾数から認証保育所、幼稚園等に入所した人数、育児休業中の人数を除いた数

※3 平成27年4月から国の待機児童対象基準が変更（育児休業取得者を除くことができる）

※4 平成29年4月から国の待機児童対象基準が変更（育児休業取得者や求職者の控除要件の厳格化）されたが、経過措置により
本区は従前どおりの基準で算定

※5 平成29年4月に改正された国の待機児童対象基準により算定

※ 指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	30,159,126千円	27,478,021千円	34,870,408千円	37,898,498千円
事業費	23,561,826千円	21,570,291千円	28,252,858千円	31,467,329千円
人件費	6,597,300千円	5,907,730千円	6,617,550千円	6,431,169千円

6 一次評価<<主管部長による評価>>

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標24】平成30年度に向けて施設整備等による947人の認可保育施設定員拡大を行うとともに、居宅訪問型保育や定期利用保育の開始により、平成29年4月に322名だった待機児童数が平成30年4月は76名となり、246名の減となった。

【指標25】定員数については、国家戦略特区を活用した都立木場公園内の保育所など公有地を活用した認可保育所の整備や小規模保育事業の新規整備等を図ったものの、用地・物件の確保が困難であることや既存認証保育所の廃止・定員減が起因し、昨年度の13,503名から14,053名となり、550名の増に留まっている。

【指標26】延長保育を実施している保育園の数は、平成29年度の114園から、区立保育園で3園、私立保育園で6園、公設民営保育園で1園、小規模保育事業で5園の計15園増加し、平成30年度では129園となっている。この結果、区立及び公設民営保育園では全園実施となった。

(2) 施策における現状と課題

◆待機児童は、平成30年4月現在76名と前年度より減少しているが、引き続き、待機児童解消に向けた対策を実施していく必要がある。年齢別に見ると、平成30年4月は3歳児の待機児童が増加しており、小規模保育事業等2歳児クラスの卒園に伴う、3歳児の受け皿の確保が必要となる。◆区では認可保育所等の新設や既存施設の定員増などにより、平成25年度から平成30年度の5年間に4,184人（9,869人→14,053人）の保育施設定員拡大を図り、待機児童対策として一定の効果をもたらしたが、待機児童解消には至っていない。◆その一方で、平成30年4月1日時点、入所児童数が定員に満たない認証保育所は79.6%あった。これは、職員配置に余裕がないため受け入れを制限している場合や、入所希望児童の年齢と定員との不一致、認可保育所内定による急なキャンセルといった理由などがあるものの、待機児童の解消に向けて、認可外保育施設へ待機児童を誘導していくことも必要である。◆認可保育所を整備すると、近隣の保育需要が急増することから、施設整備により、新たな需要を創出している面も見受けられる。◆新たに認可保育所が整備可能となる適地の確保が大変困難であることから、長期的な視点で検討していく必要がある。◆保育士不足により人材確保が困難なため、新規開設を手控える事業者も増えていることから保育士確保を促進するために、平成28年度より事業者に対し保育士の宿舍借り上げ補助、平成28年度より保育園就職フェア等を実施している。また、平成30年度より潜在保育士向けセミナーを実施する。◆子ども・子育て支援新制度では、江東区こども・子育て支援事業計画に則り多様な保育サービスを展開し、区民の保育ニーズにあったサービスを充実させ、提供していく必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆乳幼児人口の増加や、女性の一層の社会進出に伴い、今後も保育施設に対する需要は増加していくものと思われる。引き続き、待機児童の地域状況を勘案し、様々な手法で認可保育所を効果的に整備し、長期計画の後期期間中に待機児童の解消を目指す。◆区立保育園舎の老朽化が進んでいるため、改築や耐震補強工事と併せて改修工事に取り組み、児童の保育環境や施設の安全性の向上を図る。◆区民の生活環境やライフスタイルの変化に合わせ、延長保育等のきめ細かい保育サービスの提供を続けていく。◆江東区こども・子育て支援事業計画を基に、保育施設を適正に整備していくと同時に、区内全保育施設に年1回検査を実施し、保育の質の維持・向上を図る。◆地域の子育て支援拠点として、子育てひろば事業の一層の充実を図る。◆区立保育所で実施している在宅子育て世帯支援である「マイ保育園ひろば」を、平成27年度より私立保育所にも拡充しており、平成31年度までに全私立保育所での実施を目指す。また、区立保育所において保育研究指定園制度を導入し、その成果を区内全認可保育所に提言することで、保育・教育内容の充実を図る。◆認可外保育施設の認可移行については、施設からの移行希望を前提とし、認可基準及び区の認可移行基準を満たす場合に移行を進める。

7 二次評価《区の最終評価》

- ・保育施設の整備について、公有地の活用や多様な整備手法等を検討するとともに、幼稚園の活用や非施設型保育の拡充等新たな定員確保策を推進し、今後の需要動向に対応した適正な保育定員の確保を図る。
- ・保育サービスの提供にあたっては、区民ニーズを十分に分析し、生活環境やライフスタイルの変化に合わせたきめ細かいサービスの提供と使い易さの向上に努める。
- ・区民が公立・私立の区別なくサービスを楽しむよう、引き続き保育施設への適正な支援・指導を図り、サービスの質の向上に努める。

施策 7 子育て家庭への支援	主管部長(課)	こども未来部長(子育て支援課)
	関係部長(課)	総務部長(総務課)、こども未来部長(保育計画課、保育課)、生活支援部長(保護第一課、保護第二課)、教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、放課後支援課)

1 施策が目指す江東区の姿
子育て家庭がさまざまな場面でサポートを受けることができ、楽しく子育てをしています。

2 施策を実現するための取り組み	
①子育て支援機能の充実	子ども家庭支援センターにおいて、子育て相談・ひろばの実施、各種講座の開催等の子育て支援策の充実に努めます。また、児童館や保育園等、地域に密着した施設における子育て支援機能の拡充等に取り組みます。
②多様なメディアによる子育て情報の発信	「子育てハンドブック」などの子育て情報冊子の作成に加え、区内の各種施設における乳幼児向け設備の情報など、区民が必要とする育児情報を、子育て情報ポータルサイト等さまざまなメディアを活用しながら、子育て家庭のニーズに合わせ発信していきます。
③子育て家庭への経済的支援	児童手当等の支給や子ども医療費助成等により、子育て家庭の生活面における経済的支援を行います。また、認可外保育施設等にこどもを預ける家庭の育児費用負担の軽減を図ります。さらに、小・中学校児童・生徒の就学を支援します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>平成24年に「子ども・子育て支援法」が制定され、地域のニーズに基づき計画を策定し、事業を主体的に実施することが自治体の責務となった。これにより、本区は、平成27年3月に「江東区子ども・子育て支援事業計画」を策定した。支援法及び国が定める基本指針に基づき、支援事業計画の中間見直しを行い、一部の事業について見直しを実施した。また、地域コミュニティの希薄化や核家族化の進行により子育てに不安や孤立感を抱く家庭も多い中、子ども家庭支援センターを地域子育て支援の拠点施設とし、関係諸機関と連携を図りながらさまざまな事業を展開している。</p> <p>子育て家庭への経済的支援では、平成22年4月より、これまでの児童手当に替わって支給対象児童を拡大し、子ども手当として支給が開始されたが、平成24年4月より支給対象児童を変えずに児童手当として支給している。また、消費税率引上げの影響等を踏まえ、平成27年6月分の児童手当の受給対象となる方に、臨時特例的な給付措置として、子育て世帯臨時特例給付金(対象児童1人につき3千円)を支給した。</p> <p>平成28年8月分から所得の低いひとり親家庭などに支給する児童扶養手当が、第二子は36年ぶり、第三子以降は22年ぶりに引き上げられた。</p> <p>平成26年4月1日に「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が改正され、就学支援金の支出について、所得制限を行う等の必要な見直しが行われた。</p> <p>平成28年11月より、東京都の「待機児童解消に向けた緊急対策」において、東京都認可外保育施設利用支援事業補助金が創設され、区市町村が実施する認可外保育施設利用者に対する負担軽減に係る費用の一部について、東京都より補助が行われることとなった。</p>	<p>平成27年3月に策定された「江東区長期計画(後期)」では、平成31年の総人口は約52万人と推計している。このうち年少人口(0歳~14歳)は、平成31年には67,109人と増加傾向にあり、年少人口構成比は平成31年には12.9%と見込んでいる。</p> <p>改正児童福祉法・改正児童虐待防止法が平成29年4月より完全施行され、「子ども家庭総合支援拠点」の設置が示された。これに伴い、国が策定した「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)において、縦割りの公的支援から「包括的な支援」への転換が求められ、誰もがそのニーズにあった支援を受けられる地域づくりを目指すべきとされた。そのため、関係機関との連携強化をはじめとし、児童相談所の区への移管を見据えた、区内5か所の子ども家庭支援センターの今後のあり方を検討していく必要がある。</p> <p>核家族化の進展や地域に地縁がなく周囲に子育てを支えてくれる人がいない転入者の増加などにより、子育ての孤立化が進み、子育てに不安感を抱く人が増える恐れがある。</p> <p>消費税率の引き上げ等子育て世帯を取り巻く経済状況に鑑み、低所得世帯を中心に認可外保育料負担軽減の必要性は続く。また、高等学校等への進学にあたり、授業料について負担が軽減されているものの、奨学資金を必要とする家庭も一定数見込まれる。</p> <p>平成27年3月に策定した「江東区子ども・子育て支援事業計画(平成27~31年度)」について、直近の待機児童対策や区民ニーズ調査等を踏まえた、次期計画(平成32~36年度)の策定が必要となる。</p>

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業
「児童手当支給事業」、「児童扶養手当支給事業」は法律(「児童手当法」、「児童扶養手当法」)に基づき実施するため、区の権限が限定的である。

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
27 子育てがしやすいと思う保護者の割合	%	56.3	53.7	58.7	57.6			60	子育て 支援課
28 子育てひろば利用者数	人	279,503 (25年度)	276,697	281,176	307,077			283,360	子育て 支援課
29 区内の子育て情報が入手しやすいと思う保護者の割合	%	56.3	58.9	67.1	57.8			60	子育て 支援課
30 子育て情報ポータルサイトの利用者数	件	51,406 (25年度)	65,208	63,992	62,045			58,100	子育て 支援課
31 子ども医療費助成件数	件	1,088,781 (25年度)	1,178,782	1,228,004	1,234,220			—	子育て 支援課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標28：269,165 指標30：61,923 指標31：1,137,014

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	16,142,614千円	14,975,690千円	16,050,599千円	17,224,074千円
事業費	15,686,216千円	14,567,179千円	15,508,172千円	16,639,072千円
人件費	456,398千円	408,511千円	542,427千円	585,002千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標27】子育てがしやすいと思う保護者の割合（中学生以下の子どもがいる保護者）は、前年度比1.1ポイント減となっているが、この指標は毎年増減を繰り返している。平成22年度から比較すると9.9ポイント増となっており、着実に子育てがしやすいと思う保護者の割合が増えている。なお、江東区子ども・子育て支援事業計画作成時に実施（平成25年度）した子育て中の保護者へのアンケートでは8割弱の保護者が子育てがしやすいと思うと答えている。

【指標28】子育てひろば利用者数は、平成28年度は281,176人に対し、平成29年度は307,077人で、前年度比25,901人、9.2%増となっている。子育てひろばの需要は、人口増加に伴い今後も増える見込みである。子ども家庭支援センターでは、施設から離れている地域の親子をフォローするため出張ひろばやプレーパーク等を実施しているが、人口が急増している有明地区については、需要に対する供給が追いつかず、常設施設の設置が必要となっている。

【指標29・30】子育て情報が入手しやすいと思う保護者の割合については、平成28年度現状値は67.1%に対し、平成29年度は57.8%で、前年度比9.3ポイント減、平成22年度の52.3%からは5.5ポイント増となっている。子育て情報ポータルサイトの利用者数は、平成28年度は63,992人、平成29年度は62,045人、前年度比1,947人、3.0%減となっている。平成24年度に「子育て情報ポータルサイト」を開設し、平成26年度より「こんにちは赤ちゃんメール配信事業」を実施してきた。平成29年度も「江東区子育てハンドブック2017」を発行し、転入届や妊娠届提出時等に合計17,500部配布することで、子育て情報の入手が容易にできるように工夫した。ポータルサイトの利用者については、平成28年度から減少に転じており、パソコンやスマホ対応をしているものの新しい情報発信手段を模索する時期にきていると認識している。そのため、平成29年度に地域SNS「PIAZZA」と包括協定を締結し、PIAZZA上で区の子育て情報の発信を始め、平成29年度末時点で4,500人超のユーザーが登録している。また、平成28年度より、子育て支援情報の発信強化のため、子育てメッセ実行委員会との協働で「こうとう子育てメッセ」を開催している。

【指標31】子ども医療費助成件数は、平成29年度に1,234,220件であり、前年度比6,216件、0.5%増となっている。

(2) 施策における現状と課題

◆平成27年に江東区子ども・子育て支援事業計画（5か年）を策定したが、保育認定人数など、計画と現状に乖離が生じていることから、支援法及び国が定める基本指針に基づき、支援事業計画の一部見直しを実施した。◆核家族化や地域コミュニティ希薄化が進むことにより、子育てに不安感を持つ家庭や地域社会において孤立感を抱く家庭がさらに増える恐れがあるため、「KOTOハッピー子育てトレーニング事業」や子ども家庭支援センターで実施しているリフレッシュひととき保育の更なる充実が必要となっている。◆地域住民との協働で子育てを見守り支えていくためのファミリーサポート事業の協力会員やリフレッシュひととき保育の支援士等、子育てボランティアが需要に対して不足している現状がある。◆臨海部では子育て世帯の増加が進んでおり、子育て支援サービスの提供が必要に迫っていない現状がある。◆改正児童福祉法に基づき、将来的な児童相談所の区への移管を見据えながら、子ども家庭総合支援拠点の設置について検討する必要がある。また、包括的な子育て支援サービスを提供していくために、関係機関との連携強化の具体的な方法を検討する必要がある。◆景気動向を反映して、経済的不安を抱える子育て家庭も少なくない。子育て家庭の不安感・負担感増大の背景には、保護者の就業形態の問題も要因として存在している。◆政府の雇用・経済施策が浸透しつつあるが、経済的自立を図るための母子家庭等自立支援事業における給付金利用の需要は依然として根強い。被保護世帯数のうち、母子家庭の割合は5%程度で推移しており、DV・精神的問題・経済的不安等、問題が複合化していることが、依然として自立阻害要因となっている。区では、このような世帯を支援するため、母子緊急一時保護事業による迅速な支援や、母子生活支援施設の利用、関連施設との円滑な連携、就労自立の促進が一層求められている。◆平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、「貧困の連鎖」を防止する取り組みとして生活保護世帯及び生活に困窮した子育て世帯に対して学習支援や相談を行う「まなび塾」について、平成28年度から会場を城東地区に増設した。2ヶ所での開催とし、利便性の向上を図った。継続的な利用者も多くいるが、今後は新規利用者を増やすための工夫が必要である。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆平成27年3月に策定した「江東区子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）」について、直近の待機児童対策や区民ニーズ調査等を踏まえて、次期計画（平成32～36年度）を策定する。改定計画は、子ども・子育て支援法に規定する教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を踏まえつつ、対象を乳幼児から青少年期までとすることや母子保健や児童虐待対策等組織横断的分野を充実させること、子どもの貧困対策を盛り込むなど、子ども・子育て支援に関する総合計画として策定する。◆妊娠・出産期から切れ目のない支援を実現するため、江東区子ども・子育て支援事業計画における各事業を着実に実行していく。◆子育て家庭を支援するために「KOTOハッピー子育てトレーニング事業」や子ども家庭支援センターで実施しているリフレッシュひととき保育の更なる充実を図るとともに、公的支援を望まない区民に対するアウトリーチ型の支援等を検討していく必要がある。◆利用者ニーズに対応するため、地域住民との協働で子育てを見守り支えていくためのファミリーサポート事業の協力会員やリフレッシュひととき保育の支援士等、子育てボランティアの拡充を図る。◆江東区長期計画（後期）の重点プロジェクトとして、南部地域における子育て支援施設を含む地域ニーズに沿った公共施設の整備について検討していく。◆児童会館の敷地を活用し、子どもの健やかな成長を総合的に支援するため、子ども家庭支援センターとこどもとしょかんを併設した児童向け複合施設の整備を行っていく。◆子ども家庭総合支援拠点の設置にあたり、区要保護支援担当と南砂子ども家庭支援センターの役割分担の整理を行うとともに、将来的な児童相談所の区への移管を見据えながら、今後の子ども家庭支援センターのあり方について検討していく。また、包括的な子育て支援サービスを提供していくために、関係機関との連携強化の具体的な方法を検討していく。◆江東区行財政改革計画での児童館とのあり方検討を踏まえ、子ども家庭支援センターの適正配置を含む、今後の児童福祉行政全体のあり方について検討していく。◆子育てメッセの活用など区内の子育て支援団体と協働して、子育ての情報を積極的に発信していく。◆子育て情報ポータルサイトについて、利便性向上や内容の見直しにより利用拡大を図るとともに、利用者ニーズに合わせた情報発信ツールを調査検討していく。◆児童手当など各種手当の支給、子ども医療費の助成のほか、育児費用負担軽減などの経済的支援を行っていく。◆平成26年1月、江東区役所内に開設された「江東就職サポートコーナー」（ハローワーク常設窓口）を活用するため、子育て支援課窓口にチラシを配布し、児童扶養手当受給者等生活困窮者の就労自立を支援していく。◆生活困窮者支援ネットワーク会議を開催し、庁内及び関係機関との連携を図り、生活に困窮する世帯の自立に向けた支援事業を効果的に実施する。◆平成27年に開設した「まなび塾」について、利用者を更に増やすための取り組みを行い、教室の拡充を図り、高校進学率の改善と高校中退防止を図る。◆母子世帯に対する指導援助にあたっては、児童相談所、職業安定所、民生・児童委員、母子・父子自立支援員、婦人相談員等との連携に努める。また、母子生活支援施設の活用、母子・父子家庭自立支援給付、母子・父子自立支援プログラムを用いて、母子世帯の経済的自立を支援する。なお、DV相談等の増加に対しては、配偶者暴力支援センターと連携し、支援をより強化する。◆「母子及び父子並びに寡婦福祉法」が改正され、平成26年10月に施行されたことに伴い、母子及び父子福祉資金として貸付対象を父子家庭にも拡大した。今後も父子家庭への支援の拡充に取り組む。◆高等学校の授業料については、国により就学支援金の支給が図られているものの、経済格差の拡大等により、今後も支援を必要とする家庭は一定数見込まれる。そのため、引き続き奨学資金の貸付を行い、就学の機会を逸することのないよう支援する。◆平成29年12月に公表された国の新しい経済政策パッケージでは、消費税の増収額に合わせて3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化することが示された。今後、国の動向を注視し、支援を行っていく。

7 二次評価<<区の最終評価>>

- ・子育て支援機能の充実について、引き続きNPOや子育てグループ等との協働の強化を図る。
- ・子育て支援の場の整備について、既存施設の活用も踏まえ費用対効果の観点から効率的な手法を検討するとともに、施設利用者アンケートでは把握できない潜在的な区民ニーズの把握に努める。
- ・区が実施している子育て支援の取り組み等の情報を、子育て情報ポータルサイト等の多様な媒体の活用により、効果的・効率的に発信していく。
- ・子育て家庭における生活困窮者の支援については、庁内はもとより関係機関との連携により、効果的な事業展開を図る。

施策 8	確かな学力・豊かな人間性 ・健やかな体の育成	主管部長(課)	教育委員会事務局次長(指導室)
		関係部長(課)	教育委員会事務局次長(庶務課、学校施設課、学務課、学校支援課、教育センター)

1 施策が目指す江東区の姿

学校教育の充実が図られ、確かな学力・思いやりの心・健康な身体が育まれています。

2 施策を実現するための取り組み

①学習内容の充実	学びスタンダード強化講師の配置や補習教室の実施など、基礎学力の向上を図るとともに、外国人講師の活用やコンピュータ教育の推進など特色ある授業内容の充実に努めます。
②思いやりの心の育成	児童・生徒の発達段階に応じた人間関係づくりの指導を行うとともに、キャリア体験、ボランティア活動などさまざまな体験学習や各種行事を通じて、社会や他者を共感的に理解できる気持ちを育むなど、心の教育を充実させます。
③健康・体力の増進	「体力スタンダード」の取り組みにより、体育授業の充実や部活動の活性化を図り、継続的な運動習慣を身に付けることができるようにします。また、食育等の健康教育の推進により、児童・生徒の生活習慣の改善と健康増進を図ります。
④教員の資質・能力の向上	効果的な指導方法の習得やコミュニケーション能力の向上を図るため、各教科の指導法や教育相談、人権教育、問題行動の未然防止等の研修を指導室・教育センターが中心となって実施します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度に「こうとう学びスタンダード」(学び方・体力・算数)を、平成25年度に「こうとう学びスタンダード」(国語・数学・英語)を策定し、平成26年度より全校で6つのスタンダードに取り組んでいる。 平成26年度に「学びスタンダード定着度調査」を開始し、平成27年度には調査内容の充実を図った。 臨海部の開発に伴い、平成27年度には豊洲西小学校を開校した。 研修については、経験や職層に応じた内容や専門性を高める内容とし、研修体系の見直しを図った。 平成28年3月に「教育推進プラン・江東(後期)」を策定した。 平成28年3月に、区長が「教育施策大綱」を策定した。 新しい学習指導要領が平成29年3月に告示されたため、今後、その趣旨に沿った授業改善が求められる。 平成30年4月に、本区初となる小中一貫教育の義務教育学校・有明西学園が開校した。 平成30年度から小学校において「特別の教科道徳」が教科となった。 文部科学省は、第2期教育振興基本計画(平成25年6月14日付で閣議決定)で目標とされている水準(教育用コンピュータ児童生徒3.6人1台、電子黒板各普通教室1台等)を達成するために、平成26年度から平成29年度までの「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」を新たに策定した。 平成30年3月に、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示され、部活動の適切な運営のための体制整備や適切な休養日等の設定などが求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図る授業改善が求められる。 新学習指導要領の趣旨及びこれまでの「こうとう学びスタンダード」の取り組みの成果と課題を踏まえ「こうとう学びスタンダード」の次の段階に向けた取り組みが求められる。 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、各学校・幼稚園でオリンピック・パラリンピック教育が推進される。 一人一人の可能性をより一層伸ばし、新しい時代を生きる上で必要な資質・能力を育てることが求められる。 学校現場のICT機器整備のさらなる充実が求められる。 新学習指導要領においては、情報活用能力が「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定される。 臨海部の大規模開発のみならず、旧市街地でもマンション建設が相次いでおり、児童・生徒数が増加する。 義務教育学校の9年間一貫した教育の成果を全小中学校に普及することが求められる。 平成31年度から中学校において「特別の教科道徳」が教科となる。授業改善を図り、心の教育を一層推進することが求められる。 団塊世代の大量退職等によって、若手教員の割合が増えることが見込まれる。多様化する教育課題に適切に対応し、効果的な指導を行えるよう、教員の資質・能力の向上が求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
32	全国学力調査で全国平均を100としたときの区の数値（小学校）		106.9	107.3	106.8	108.6			109	指導室
	全国学力調査で全国平均を100としたときの区の数値（中学校）		102.4	102.1	101.1	102.8			104	指導室
33	地域活動、ボランティア活動、キャリア体験学習に年2回以上参加した児童・生徒の割合	%	—	77.9	87.4	91.8			100	指導室
34	新体力テストで全国平均を100としたときの区の数値（小学校・ソフトボール投げ）		87.4	89.1	89.5	91.4			90	指導室
	新体力テストで全国平均を100としたときの区の数値（小学校・20mシャトルラン）		93	89.3	93.6	91.2			95	指導室
	新体力テストで全国平均を100としたときの区の数値（中学校・ハンドボール投げ）		97.4	94.8	97.1	99.3			99	指導室
	新体力テストで全国平均を100としたときの区の数値（中学校・持久走）		96	96.7	97.0	99.2			98	指導室
35	国語の授業が分かる児童の割合（小学生）	%	80.5	83.6	82.0	82.5			85	指導室
	算数の授業が分かる児童の割合（小学生）	%	79.9	82.8	84.2	83.1			85	指導室
	国語の授業が分かる生徒の割合（中学生）	%	75.1	73.3	75.9	78.4			80	指導室
	数学の授業が分かる生徒の割合（中学生）	%	57.9	72.1	69.4	71.1			80	指導室

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	9,628,448千円	8,767,752千円	9,972,061千円	10,418,431千円
事業費	7,060,794千円	6,462,279千円	7,480,180千円	8,002,989千円
人件費	2,567,654千円	2,305,473千円	2,491,881千円	2,415,442千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標32】全国学力調査で全国平均を100とした区の値は小学校で108.6、中学校で102.8であり、小中学校ともに昨年度を上回った。

【指標33】これまで年1回以上としていた指標を平成27年度より2回以上と変更した。値は昨年度を上回った。今後もさらに地域活動等の充実を図り、思いやりの心の育成を図っていく。

【指標34】小学校の20mシャトルランの値は昨年度を下回ったが、その他の項目は昨年度を上回った。保健体育（体育）授業改善、投げ方教室や教員研修等の充実、長縄跳びや中1駅伝等を実施し、体力の向上を図っていく。

【指標35】小学校では国語が0.5ポイント、中学校では国語が2.5ポイント、数学が1.7ポイント向上している。

(2) 施策における現状と課題

◆全国学力調査に関する指標は小中学校共に向上しており概ね良好であると言える。小学校では活用の問題の正答率が高く、授業改善の成果が表れている。◆「こうとう学びスタンダード」への取り組みが6年目となり、各学校における授業改善を中心とした取り組みが定着してきている。◆平成26年度から実施している「こうとう学びスタンダード定着度調査」は、平成27年度に内容を充実して実施した。全体としての結果は概ね良好であるが、一人一人のこどもたちの定着度に合わせた指導の工夫改善が課題である。◆道徳の教科化を踏まえ、教員研修の充実を図る必要がある。◆オリンピック・パラリンピック教育の推進とともに、こどもたちのボランティアマインドの醸成及びこどもたちが東京2020オリンピック・パラリンピックに直接関われる機会を設けることが必要である。◆体力調査の結果をみると小・中学生共に全国平均に届かず、課題がある。しかし、体力スタンダードへの取り組みの成果が結果に表れ始めている。幼児期の運動遊びの充実、中学校における運動機会の充実等が課題である。◆ICT教育環境の整備では、平成29年度に全小中学校に無線LAN環境を整備し、1校あたり86台のタブレット端末を導入した。◆小・中学校に3台ずつ配備されている電子黒板を、平成28年度には各フロア1台ずつとなるよう増設した。平成30年度に開校した有明西学園には、全普通教室と特別支教室に1台ずつ常設した。◆若手教員の授業力の向上を目指し、「授業改善支援チーム」の派遣を実施している。また、学びスタンダード強化講師の指導力向上を目指し、学びスタンダード強化講師研修を実施している。◆新学習指導要領の全面実施（小学校は平成32年度、中学校は平成33年度）に備え、平成29年度授業力向上アドバイザーによる公開授業（24回）を実施した。◆平成26年度、保護者や一般区民を対象に本区初となる「教育に関する意識調査」を実施した。◆日光・富士見の両高原学園ともに施設の老朽化が進んでおり、日光高原学園は平成31年度に大規模改修工事を実施する。富士見高原学園は平成30年度をもって廃園とする。◆生徒の読書への関心の向上と学校図書館活用教育の推進を図るため、平成29年9月から平成30年8月まで、中学校2校に学校司書を配置しモデル事業を実施する。◆部活動における休養日・活動時間の基準を設定し、平成30年度から全中学校において試行実施した。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善、学びスタンダード強化講師の効果的な活用及び事業のさらなる充実について検討する。◆「こうとう学びスタンダード」の確実な取り組みを進めるとともに、定着度調査を実施し、その結果に基づく指導改善の充実を図る。また、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、今後の取り組みを検討する。◆こどもたちの生きる力をバランスよく育てるために、事業を効果的・効率的に実施する。◆教育を、幼稚園から中学校までの11年間で捉え、積み重ねを大切にされた教育活動を展開する。◆平成22年度から始めた小中学校のすべてのこどもを対象とした体力調査の実施や平成25年度からの体力スタンダードへの取り組みなど、体力向上に関する施策を、さらに充実させていく。◆平成28年度に策定した「江東区オリンピック・パラリンピック教育推進計画」を基に全校でオリンピック・パラリンピック教育を推進し、こどもたちの資質を高めていくとともに、すべてのこどもたちが東京2020オリンピック・パラリンピックに関われるようにする。2020年以降も継続できるようなオリンピック・パラリンピック教育を江東区として検討する。◆小学校においてはプログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定される。今後の活用状況を見ながらICT機器の増設の検討を行う。◆こども一人一人のニーズに対応するために、適切な研修を通して教員の資質・能力を向上させることを目標として取り組む。◆平成28年3月に策定された「教育推進プラン・江東（後期）」に基づき、施策を計画的に推進するとともに、毎年度、外部委員による進捗状況の評価・検証を行い、必要に応じた見直し等を行っていく。◆日光高原学園は平成31年度は日光市内の民間施設を借上げるにより移動教室を実施、富士見高原学園は平成31年度以降は八ヶ岳周辺等の民間宿泊施設を借上げるにより移動教室を実施する。◆中学校における学校司書モデル事業の検証の結果を踏まえ、全校展開の検討を行う。◆部活動等の振興を図る検討委員会で区における部活動ガイドラインを策定し、平成31年度からの部活動指導員制度の導入を目指す。

7 二次評価<<区の最終評価>>

- ・「こうとう学びスタンダード」の取り組みを引き続き進めるとともに、定着度調査の結果を活用して指導改善等に取り組む。
- ・「江東区オリンピック・パラリンピック教育推進計画」に基づき、オリンピック・パラリンピック教育を効果的に推進する。
- ・児童・生徒の思いやりの心の育成や健康・体力の増進に向けて、有効な方策を検討するとともに、取り組みの成果を明らかにする方策についても引き続き検討する。
- ・校長・副校長を含めたすべての教員への研修について、研修の効果の把握・分析を十分に行い、現在の研修体系の整理・見直しを行った上で、より効果的な研修となるよう取り組む。

施策 9	安心して通える楽しい学校(園)づくりの推進	主管部長(課)	教育委員会事務局次長(庶務課)
		関係部長(課)	教育委員会事務局次長(学校施設課、学務課、指導室、学校支援課、教育センター)

1 施策が目指す江東区の姿

児童・生徒が安心して生き生きと通うことができる学校(園)が実現しています。

2 施策を実現するための取り組み

①個に応じた教育支援の推進	学習支援員の配置や校内委員会の設置等により、児童・生徒の実態に応じた指導計画を作成し、個々の発達の状態に対応できる教育を推進します。
②いじめ・不登校対策の充実	「江東区いじめ防止基本方針」に基づく、学校と関係機関の連携強化により、いじめの未然防止・早期発見・早期解決等に取り組みます。また、学校とブリッジスクールの連携強化などにより、不登校問題の解決に取り組み、児童・生徒や保護者が安心して相談できるシステムを確保します。
③教育施設の整備・充実	良好な教育環境を保つため、教育施設の適正な整備を進めるとともに、各種設備の充実を図ります。また、施設内外及び近隣における犯罪や事故から児童・生徒を守るための各種の対策を推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法が施行(平成28年4月)され、教育現場においても、障害者に対する合理的配慮が求められることとなった。 ・通常学級に在籍する発達障害のある児童等への学習支援や学校生活支援、特別支援教育の充実を求める要望等、よりきめ細かい学力向上支援策へのニーズが生じている。 ・発達障害のある児童・生徒の増加やいじめ、不登校等の対応のため、支援員やカウンセラーの配置等を行っている。 ・発達障害児を対象とした特別支援教室が平成30年4月に全小学校・義務教育学校前期課程に開設された。 ・小中学校入学時における学習・生活習慣の定着のため、区民や学校現場からの保幼小中連携教育のニーズが高まっている。 ・いじめが社会問題となる中、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行された。都では、「東京都いじめ防止対策基本条例」に基づき策定した「東京都教育委員会いじめ総合対策」を平成29年に改定し、「いじめ総合対策【第2次】」として示した。本区においても平成26年に策定した「江東区いじめ防止基本方針」を平成29年度に改定し、いじめ防止の取り組みを進めている。 ・本区では、平成27年度より「不登校総合対策」に基づき、不登校の未然防止等に取り組んでおり、平成29年度に「不登校総合対策【第2次】」を策定し、取り組みの充実を図った。 ・ブリッジスクール事業運営要綱を改訂し、平成29年度より、対象者を拡大し、江東区立学校以外の区内在住の児童・生徒も対象としている。 ・通学路等における安全対策を強化するため、平成27年6月に東京都安全・安心まちづくり条例の改正があった。 ・平成29年3月に国で「第2次学校安全の推進に関する計画」が策定された。本区でも、学校安全に係る統一的な取り組みを推進するため、平成29年度に「江東区学校安全の推進にかかる基本方針」を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都発達障害教育推進計画において、中学校でも平成33年度までに全ての中学校に設置する必要がある。 ・全小学校・義務教育学校前期課程に特別支援教室が設置されたことで、特別支援を受ける児童が大幅に増加していく。 ・発達障害のある児童・生徒の増加が続くとともに、学校不応等が依然として課題となると予測される。これらの課題への対応として、支援員やカウンセラーの配置の充実が求められる。 ・小1プロブレムの未然防止策として、保幼小の連携の充実を図るとともに、小1支援員の配置を継続する必要がある。また、中1ギャップへの対策として、小中連携教育や一貫教育のニーズが高まる。 ・保護者等の意識変化に伴い、児童・生徒それぞれの教育ニーズに応じた支援の拡充が求められる。 ・いじめはどの学校でも起こりえるという認識のもと、いじめの正確な認知の推進をはじめ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等のいじめ防止の取り組みの充実が、今後ますます求められる。また、重大事態が発生した場合における、迅速で適切な対応が求められる。 ・本区の不登校児童・生徒数は、長期的に見ると、減少傾向にあったが、ここ数年は不登校者数や出現率に増加傾向が見られる。また、不登校原因の複雑化、深刻化が進行しつつあり、スクールカウンセラーの配置拡大やスクールソーシャルワーカーの配置など、解決困難なケースへの対応を図るための体制の構築が求められている。 ・学校安全の継続した取り組みが求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
36	一人一人を大切にされた教育が行われていると思う保護者の割合	%	80 (24年度)	87.6	86.4	89.3			90	指導室
37	教育相談に訪れ、改善が見られた区民の割合	%	63.8 (25年度)	50.2	45.1	43.0			70	指導室
38	不登校児童・生徒出現率（小学校）	%	0.34 (25年度)	0.45	0.51				0.20	指導室
	不登校児童・生徒出現率（中学校）	%	2.96 (25年度)	2.84	3.90				2.00	指導室
39	改修・改築を実施した学校数（小学校）	校	8	3	2	3			20	学校 施設課
	改修・改築を実施した学校数（中学校）	校	4	0	2	0			8	学校 施設課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標36：84.5 指標37：61.2 指標38（小学校）：0.38、（中学校）：2.94

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	21,851,099千円	21,480,618千円	13,656,720千円	14,328,058千円
事業費	21,479,289千円	21,147,787千円	13,274,655千円	13,924,132千円
人件費	371,810千円	332,831千円	382,065千円	403,926千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標36】一人一人を大切にされた教育が行われていると思う保護者の割合は、平成29年度は89.3%であり、目標値まであと0.7ポイントである。

【指標37】平成27年度より、教育センターでの相談件数に加え、各学校のスクールカウンセラーに寄せられた保護者の相談件数も調査対象とした。教育センターでは、問題が解決しても相談を終結させずに、継続的に相談を続けるケースが増えており、そのことが数値にも反映されている。また、平成28年度の数値が5.1ポイント減少した主な要因は、継続的に相談を行っている件数が増加しているためである。

【指標38】不登校児童・生徒の出現率については、長期的に見ると不登校者数は大きく減少傾向にあったが、平成28年度は、小学校は0.51%となっており、平成27年度に比べ0.06ポイントの増加、中学校は3.90%となっており平成27年度に比べ1.06ポイントの増加となっている。平成29年度は、平成27年度に策定した不登校総合対策をさらに充実させ、スクールカウンセラーの配置の拡大や、ブリッジスクールの内容の充実、スクールソーシャルワーカーの増員等により、不登校児童・生徒への支援の推進を図るため、「不登校総合対策【第2次】」を策定した。

【指標39】校舎の老朽化や人口推計等を踏まえ、計画的に改修・改築を実施している。

(2) 施策における現状と課題

◆小学校で特別支援教室での支援を受けていた児童が中学進学においても切れ目のない支援を受けるために、中学校特別支援教室を開設し、通常級とも連携した支援体制を構築する必要がある。◆小1支援員の配置や保幼小連携教育の成果により、小1プロブレムは起きていない。今後は、小学校入学期のスタートカリキュラムの充実を図る。◆平成25年度より全小学校に都スクールカウンセラーが配置された。区費スクールカウンセラーについては、相談件数や相談内容の多い学校への追加配置や問題発生時の緊急派遣等、必要に応じて配置し、保護者・児童の相談活動を行っている。相談件数は年々増加傾向にあり、相談内容も複雑多様化している。具体的な改善事例を分析するなど効果検証を充実させる必要がある。◆平成26年度よりスクールソーシャルワーカーを指導室に配置し、不登校や学校不適応等のこどもの環境に働きかけたり、関係機関につないだりし、問題の改善に努めているが、問題を抱えるこどもの増加、問題の複雑化が課題である。◆平成27年度より不登校総合対策に取り組み、「ふせぐ」「そだてる」「かかわる」という3つの観点から対策を推進している。特に中1で不登校生徒が増えていることから、新たに「不登校未然防止連絡会」を開催するとともに、教育に関する相談を受けたり、不登校児童・生徒への支援を行っているスクーリング・サポート・センター（以下、SSC）、指導室、学校関係者等による不登校関係者会も実施した。平成29年度に策定した「不登校総合対策【第2次】」に基づき、さらなる未然防止対策の充実が課題である。◆いじめ問題については、江東区いじめ問題連絡協議会を年間2回開催し、関係者で問題解決に向けて情報共有を行う等、連携を図っている。◆いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにすること等から、SNSの利用について学校ルールや家庭ルールの作成に取り組んでいる。平成29年度には「学びフォーラム」でSNSに関わるシンポジウムを実施した。◆改築・改修期間中に仮校舎を使用するにあたり、期間中のスクールバスの運行や学区外での教育活動など、学校・保護者・地域住民の理解が得られるよう、計画や安全性について協議していかねばならない。◆事業費については、国や都の補助制度、基金等を有効に活用していく。◆労務単価や物価変動による事業費の見直しについて、国の動向を注視し対応していく。◆平成27年度より実施している通学路交通安全対策連絡会を踏まえ、通学路の安全対策の強化に努めている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆特別支援教育検討会の開催等により、区内の特別支援教育の課題を整理するとともに改善策を構築していく。また、一人一人のニーズに応じた支援の充実を図るとともに、江東区立小学校特別支援教室ガイドラインに基づいて、小学校の特別支援教室の巡回指導を展開していく。特別支援教室のニーズが高まり、指導児童が増加していくことから、入級退級の判定について、特別支援教室入級退級委員会を設け、適正な入級退級判定や適切な指導について検討していく。また、東京都発達障害教育推進計画に基づき、平成33年度までの全中学校での特別支援教室の導入について、中学校版ガイドラインを作成し、それに基づき中学校の特別支援教室の巡回指導を展開していく。◆保幼小中の連携推進のため、「江東区保幼小連携教育プログラム」を全校園で活用するとともに年間2回の「江東区連携教育の日」を効果的に実施していく。また、小・中学校で実施している「こうとう学びスタンダード」を核とした連携も推進していく。◆不登校総合対策【第2次】に基づき、指導室、SSC、学校等が連携をさらに強化し、取り組みを充実させていく。学校が不登校の未然防止策を積極的に行うとともに、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、児童生徒を取り巻く問題の環境に働きかけ、不登校問題の解決に取り組んでいく。◆ブリッジスクール等に在籍している不登校児童・生徒が学校復帰等ができるように、学習支援やエンカレッジ体験活動（カヌー体験・セーリング体験・校外学習・職場体験等）を充実していく。◆不登校問題の改善に向けて関係機関による不登校関係者会を充実させ、不登校対策のさらなる充実を図る。◆ブリッジスクールについては、そのあり方について、新設も含め検討を進める。◆スクールソーシャルワーカーの成果を検証しつつ、より効果的な活用を図る。◆平成29年度に改定した「江東区いじめ防止基本方針」に基づき、「学校いじめ防止基本方針」の共通理解、いじめの認知の徹底、いじめの重大事態の定義の確実な理解を図るなどして、いじめ問題に対する取組みを一層充実する。◆学校施設の改築・改修事業については、平成24年11月に策定した「江東区立小中学校の改築・改修に関する考え方」に基づき進めていく。◆限られた財政状況の中でコスト縮減を図りつつ、校舎の老朽化や人口推計などを総合的に判断し、工事の優先順位を考慮しながら計画的改修を実施していく。また、急増する児童生徒数の動向を踏まえながら関係所管と連携し、新築・増築への取り組みを検討していく。◆平成29年度に策定した「江東区学校安全の推進にかかる基本方針」をもとに、学校安全に係る統一的な取り組みを推進することで学校安全の向上を図る。平成30年度には全小・中学校、義務教育学校及び幼稚園に防犯用品を拡充する。また、通学路の安全対策について関係機関と協力して取り組み、通学路防犯カメラについては、平成30年度までに全小学校に設置する。

7 二次評価《区の最終評価》

- ・特別支援教育やいじめ・不登校等、複雑多様化する各課題について、これまでの取り組みの成果を踏まえ、適切な人材配置及びより効果的な事業推進を図る。
- ・教育センターの取り組みについては、その内容を区民に分かりやすく示すとともに、教育委員会内部や学校と効果的に連携できる仕組みづくりを推進する。
- ・校舎等の新增設・改修については、その必要性について十分に考慮した上で、限られた財源の中でコスト縮減を図りつつ、計画的な整備・改修を着実に実施していく。

施策 10	地域や教育関係機関との連携による教育力の向上	主管部長(課)	教育委員会事務局次長(学校支援課)
		関係部長(課)	教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、指導室)

1 施策が目指す江東区の姿
地域や、教育にかかわる機関と連携・協力することにより、開かれた学校が実現しています。

2 施策を実現するための取り組み	
①地域に根ざした教育の推進	地域が学校を支援するシステムの拡充を図るとともに、地域に根ざした開かれた学校運営のあり方の検討・PTA研修会の充実等、地域の教育力を取り入れた学校づくりに取り組みます。
②開かれた学校(園)づくり	広報誌の発行やホームページによる情報の発信、学校公開の実施などにより開かれた学校(園)づくりを推進するとともに、学校評価制度の結果の公表等により、学校運営の透明性を確保します。
③教育関係機関との協力体制の構築	大学・各種企業・研究施設等と学校が連携・協力し、役割分担することにより、豊かで多様な学びの機会を提供します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・国による学校支援地域本部事業や地域協働学校運営事業等の推進に伴い、学校、家庭、地域の連携や協働による学校運営が求められるようになり、保護者のみならず、地域の方々にも教育に関する情報を発信し、理解してもらうことが必要となった。 ・幼稚園、小学校、中学校との連携の充実・拡大が必要との意見がある。 ・学校教育の現状や教育に関する取り組み等、教育情報発信の充実に関する要望が地域の方々からも寄せられるようになった。 ・学校便りや広報誌の発行、ホームページによる情報の発信、学校公開週間の実施、道徳授業地区公開講座の実施などにより、積極的に開かれた学校(園)づくりを推進してきた。学校評価結果の公開など、透明性の高い学校運営を進めてきた。 ・平成25年度から教育委員会の各施策を積極的に公開していくために、広報紙「こうとうの教育」の全戸配布を行い、教育情報発信が充実した。 ・学校を取り巻く様々な環境変化に対応するため、地域や大学等との連携を行い、多様な教育を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方教育行政法の改正により学校運営協議会の設置が努力義務化されたことに伴い、各小・中学校・義務教育学校にコミュニティ・スクールを導入していくことになる。さらに地域学校協働本部の制度が整備されたため、これまでの学校支援地域本部の機能を生かし、保護者、地域、学校が協働して作る、新しい学校運営の体制を計画し導入していく必要がある。 ・保護者等のニーズに合った学校情報の積極的な発信や、保護者等を巻き込んだ学校教育の推進など、今後ますます保護者・地域等と連携した、「社会に開かれた教育課程」の実現が求められる。 ・学校評価結果の公開とともに、今後の学校改善策の具体的な提示など、より保護者・地域等に理解しやすい学校運営の明示が求められる。 ・広報紙「こうとうの教育」の全戸配布により学校教育の現状や教育に関する取り組み等の教育情報発信が充実し、教育に関する関心が高まる。 ・地域社会全体で連携しながら教育の推進を図るため、教育に関する情報提供の更なる充実と共有化が求められる。
3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業	

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
40	地域が学校を支援する新たなシステムを構築している学校数(小学校)	校	11	15	20	28		46	学校支援課
	地域が学校を支援する新たなシステムを構築している学校数(中学校)	校	4	5	10	15		24	学校支援課
41	学校が積極的に情報発信していると思う保護者の割合(小学校)	%	—	89.8	90.2	91.5		90	指導室
	学校が積極的に情報発信していると思う保護者の割合(中学校)	%	—	82.8	85.2	86.2		85	指導室
42	保護者との対話の機会が設けられていると思う保護者の割合(小学校)	%	—	88.3	89.4	89.3		75	指導室
	保護者との対話の機会が設けられていると思う保護者の割合(中学校)	%	—	83.5	85.5	84.7		70	指導室

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
43	大学・企業等と連携した教育活動を独自に行っている件数（小学校）	件	464 (25年度)	474	561	590			828	学校 支援課
	大学、企業等と連携した教育活動を独自に行っている件数（中学校）	件	63 (25年度)	88	122	134			144	学校 支援課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標43（小学校）：463、（中学校）：80

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	234,674千円	213,839千円	248,678千円	250,574千円
事業費	201,090千円	183,694千円	215,390千円	216,208千円
人件費	33,584千円	30,145千円	33,288千円	34,366千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標40】地域が学校を支援する新たなシステム（学校支援地域本部）の実施校数であり、前期は目標の合計15校を達成した。後期の最終年度となる平成31年度には全小・中学校での展開を目標としており、平成29年度は新たに小学校8校、中学校5校で取り組みを開始した。また、平成28年度に実施した導入意向調査に基づき、平成30年度は小学校8校、中学校5校での新規実施を予定している。

【指標41】平成29年度は目標値を超えており、学校の情報発信をする姿勢については、理解をいただいていると考えている。

【指標42】対話の機会についても保護者からは十分に設けられていると受け止められており、さらなる充実を図っていく。

【指標43】大学・企業等と連携した教育活動を独自に行っている件数であり、平成29年度は小学校590件、中学校134件とともに増加した。すでに実施している学校では大学・企業等との連携をより一層深める一方、未実施校にも取り組みを広げていくことが課題である。

(2) 施策における現状と課題

◆学校支援地域本部事業については、読み聞かせ活動や学校の環境整備、学校行事の活動支援、補習教室への支援など各学校の得意とする活動で着実に成果をあげ、小学校については前期の目標に到達することができた。後期の最終年度となる平成31年度には全小・中学校・義務教育学校での展開を目標とし、趣旨を踏まえた展開を図っていく必要がある。◆教育への関心が高まるなか、学校・家庭・地域の連携協力を充実させるため、保護者や地域の方々への多様な教育情報の発信が求められる。◆地域学校協働本部の整備に向け、学校支援地域本部やPTA活動等のより一層の協働関係の強化が求められている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆これまで以上に学校運営への地域住民の参画を促進するとともに、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを推進するためには、既存の学校支援地域本部や土曜・放課後学習教室等の機能を生かし、地域学校協働本部として再構築していくと同時に、江東区独自のコミュニティ・スクールを導入していく必要がある。そのためには、まず学校を支える仕組みの核となる学校支援地域本部を年次計画に基づき全校に導入していくと同時に、既存の学校評議員会から学校運営協議会への円滑な移行を図ることで、コミュニティ・スクールの体制を整えていく。平成30年度にはモデル校において学校運営協議会への移行を進めたいと、江東区独自のコミュニティ・スクールのあり方を検討していく。◆広報紙「こうとうの教育」を始めとする各種メディアを活用し、学校を含む行政からのきめ細かな情報提供や、地域・保護者の活動紹介等により地域社会が一体となった教育を推進できるよう、情報発信の充実に向けていく。◆学校情報の積極的な発信を今後一層進めていき、学校・家庭・地域の連携協力を充実させる必要がある。保護者等が、開かれた学校づくりや情報発信等についてどのように感じているか、実態調査を行い改善を進めていく。◆大学、企業等との連携については、学校の教育活動の充実に向け、積極的に情報提供を行うなど、推進に努めていく。◆地域学校協働本部の整備を視野にPTAの活動を支援し、基礎研修会、広報紙コンクール等の充実により活性化を図る。

7 二次評価《区の最終評価》

・国や都の動向を踏まえた上で、既存の学校支援地域本部が有効に機能するよう積極的な事業推進に取り組むとともに、地域の特性を踏まえつつ、事業実施校の拡大を図る。また、事業の意義や具体的な推進方策を区民にわかりやすく説明していく等、地域の理解や協力を得ながら事業推進を図る。

・開かれた学校づくりに向け、地域住民・企業・大学との協働による学校運営や多様な学校開放のあり方等について、それぞれの役割分担や目指すべき全体像を整理した上で、実効性のある取り組みを検討する。

・学校や他部署と連携しながら、地域の実態を踏まえつつ、各地域の教育力を高める取り組みを推進する。

施策 11	地域ぐるみの子育て家庭への支援	主管部長(課)	こども未来部長(子育て支援課)
		関係部長(課)	福祉推進担当部長(障害者支援課)、こども未来部長(保育課)、教育委員会事務局次長(庶務課、学務課、放課後支援課)

1 施策が目指す江東区の姿
地域全体で子育て家庭を支える仕組みが築かれ、親とこどもが安心して暮らしています。

2 施策を実現するための取り組み	
①児童虐待防止対策の推進	行政の各種機関と地域が協力して、児童虐待の防止と早期発見を行うことができるよう、連絡・協議体制の構築を進めます。また、区民の虐待に関する知識の啓発等に取り組みます。
②地域・家庭における教育力の向上	地域の人材を活用した家庭教育に関する講座や相談事業等を実施します。また、保育園・幼稚園・小学校・中学校のPTA・父母の会、社会教育関係団体等が実施する家庭教育活動へ積極的な支援を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p>児童虐待事例は、その多くが地域在宅支援ケースで、重症化や再発の防止に向け、区は要保護児童対策地域協議会を設置して関係機関の連携を図りながら、必要な支援に努めている。</p> <p>通告等の確認や対応については、平成27年6月に都区間の基本ルールである「東京ルール」について「子供家庭支援センターと児童相談所の共有ガイドライン」が作成され、それに沿って児童相談所と区との間で緊急を要する対応に齟齬が無いよう緊密な連携・協働を図っている。また、平成29年12月から「東京ルール及び共有ガイドラインの見直し検討委員会」が設置され、児童福祉法改正に伴い追加された児童相談所から区への「事案送致」や「指導委託」に関する新たなルールが平成31年度に示される予定である。</p> <p>児童の虐待死を発見できずに数年間経過した重大事案が全国で発生したことから、平成26年度には、児童の居所が確認できないハイリスク事例を、報告するよう国から求められ、本区でも保健・教育・福祉等関係機関協同で対策を進めた。この調査は毎年行われている。</p> <p>平成27年7月、国の方針により、児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化が図られた。</p> <p>全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため児童福祉法等が改正され、平成29年4月に完全施行された。これにより、こどもの最も身近な自治体である区市町村において、支援業務の強化が明確化され、支援拠点(子ども家庭総合支援拠点)の整備に努めることが示された。また今後、特別区においても児童相談所を設置できることとなった。</p> <p>平成29年8月には「新しい社会的養育ビジョン」が示され、実親による養育が困難であれば、できる限り家庭的な養育環境を提供するよう里親の増加等を目指して数値目標が出された。</p> <p>家庭教育支援施策については、教育基本法第10条第2項に「家庭教育を支援するために必要な施策を講ずる」よう努める旨、第13条に「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」に努める旨が規定され、教育振興基本計画の重点的取組事項に位置づけられた。</p> <p>家庭教育学級事業は、幼児の親の「家庭教育学級」、小学生の親の「家庭教育学級」、中学生の親の「家庭教育学級」、地区家庭教育学級、家庭教育講演会、訪問型家庭教育支援事業で、参加者は、平成25年度2,135人、平成26年度2,280人、平成27年度2,725人、平成28年度2,294人、平成29年度2,427人となっている。</p>	<p>児童福祉法の改正により、身近な自治体である区の役割は増大し、より重要となってくる。児童人口増加と、相談窓口や通告に関する啓発・普及により、通告に対する意識が高まり相談対応件数は増加傾向が続くものと見込まれる。さらに、これまで、専門的な支援が必要な事例に関しては児童相談所への送致の措置を行ってきたが、法改正により今後は児童相談所への通告事例でも、区への事案送致や指導委託が行われるため、区が担当する事例は増加すると予測される。</p> <p>このため、虐待への一義的対応を行っている区市町村への期待とともに、対応能力強化が求められていくものと考えられ、関係機関や児童相談所等との連携を強化するとともに、自らの対応力の強化充実が一層必要となる。</p> <p>また、こどもの養育が困難な家庭に対しては、養育力の向上とともに生活環境の改善に向けた支援が求められる。あわせて、区としても社会的養育システムの構築が必要となってくる。</p> <p>こどもの生活習慣の乱れ、身体機能の低下、心理不安の増大、学習意欲の低下、学力の低下、いじめや不登校、児童虐待の増加などの原因の一つとされる「地域・家庭における教育力の低下」は今後も続くことが懸念され、仕事で忙しく、子育てに時間を割けない家庭や、孤立し多様な困難を抱える家庭の増加が懸念される。親の抱える課題は深刻化し、家庭・学校・地域の連携、社会全体による教育力の向上、家庭教育支援の必要性が高まる。</p> <p>臨海部では、人口・対象世帯の急増により、子育て関連施設ニーズに供給が追い付かなくなる恐れがある。また、施策対象世帯の増加の反面、地域の中で支援者となりうる世代の不在・不足が加速する可能性がある。</p>

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
44 児童虐待相談対応件数(年間)	件	564 (25年度)	652	671	718			—	子育て 支援課
45 虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合	%	42.8	47.4	42.8	47.2			60	子育て 支援課
46 地域と連携した家庭教育講座の年間延べ参加者数	人	2,135 (25年度)	2,725	2,294	2,427			2,220	庶務課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標44：715件 指標46：2,280人

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	106,312千円	89,731千円	121,226千円	127,644千円
事業費	44,769千円	34,357千円	48,420千円	48,264千円
人件費	61,543千円	55,374千円	72,806千円	79,380千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標44】児童虐待対応の件数は、平成28年度の671件に対し、平成29年度は718件と、前年度比47件・7.0%の増であった。児童虐待は重大事件の発生に繋がる危険性も高く、今後も体制の強化に努める必要がある。

【指標45】虐待に関する相談窓口を知っている区民の割合は、区のホットラインや児童相談所の全国共通ダイヤルなどの窓口を知っている区民の割合であるが、平成28年度の42.8%に対し、平成29年度は47.2%と、前年と比べて4.4ポイントの増加となっている。児童相談所の通告・相談全国共通ダイヤルの3桁化とあわせて、区としても平成27年度から区民まつり、平成28年度はこどもまつりや子育てメッセなどでも啓発に取り組んでいるが、さらに啓発に努める必要がある。

【指標46】家庭教育学級事業は、幼児の親の「家庭教育学級」、小学生の親の「家庭教育学級」、中学生の親の「家庭教育学級」、地区家庭教育学級、家庭教育講演会、訪問型家庭教育支援事業で、参加者は平成26年度実績値は2,280人、平成27年度は2,725人、平成28年度は2,294人、平成29年度は2,427人となっている。女性就業者や男性の参加が増加し、家庭教育についての学習ニーズの高まりを反映している。

(2) 施策における現状と課題

◆児童、家庭の問題が複雑多様化するなか、本区における児童虐待相談件数は前年度比7.0%の増と増加傾向にあり、とくに平成29年度の新規虐待受理件数は前年比35%の増と急激に増加している。児童相談所にて一時保護を要するケースも増加し、これらは家庭復帰とともに区も共同で対応することが多く、件数増加の要因ともなっている。これに対し、江東区要保護児童対策地域協議会の活動を活発化し、保育・医療・保健・教育等の実務者の連携強化や研修によるスキルアップを図っている。◆平成29年度からはこどもショートステイ事業の委託先として協力家庭を追加し、受け入れの拡大を行った。◆増加する虐待事案への対応策の課題としては、①児童相談所との連携・役割分担の整理により、現状での対応力を上げること、②虐待の予防、早期発見、地域支援サービスの充実等についてのすべてを区が対応することは困難であるため、NPOなど地域ネットワーク内の団体とも連携した対応が求められていること、③虐待相談窓口の認知度を更に上げるために、一層の啓発活動が必要なこと、④虐待に至る前の予防策にも力を入れることなどが挙げられる。◆放課後児童の見守りとして、学童クラブや江東ぎっずクラブ等が虐待の発見の場になるケースがあり、関係機関との連携を充実させる必要が生じている。◆都市化、核家族化等により地域や近親者からの支援が得にくくなっており、孤立しがちな家庭が増加している。また、社会全体の教育力の低下も指摘されており、こどもの健やかな成長のためにも家庭教育の充実が求められる。◆人口が急増する臨海部における保護者の、家庭教育学級事業に対する行政ニーズが高まっているが、実施会場と人材の確保が課題となっている。◆児童の居所・状況について、諸施策の連携の中で確認を進める国の方針は今後も続く見通しで、本区でも恒常的な事務として関係行政機関等と連携して常時確認していく姿勢が必要になると考えられ、対応する仕組みの確立が求められる。◆児童福祉法等の改正を踏まえ、子ども家庭総合支援拠点の整備の検討や都区間、23区間で児童相談所移管にむけた協議を進める必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆児童虐待や養育困難などの家族機能不全への迅速かつ適切な対応力を高めるため、要保護児童対策地域協議会を活用したネットワークの強化をさらに図っていく。具体的には、児童虐待ホットラインなどによる相談や、発見・通告に関する普及啓発に取り組むほか、同協議会により、より広く漏れのないよう関係者間の連携を図り、虐待予防の取り組みを強化する。◆要支援家庭に対し、関係機関が連携して家族関係の修復のための支援に努めるとともに、当課における心理職の効果的な活用など、虐待を受けた子どもへの相談や支援に取り組んでいく。ケアマネジメント力の一層の向上を図るとともに、児童相談所をはじめとする関係機関との連携強化に一層努め、児童虐待・養育困難への対応力の強化・充実を目指す。◆具体的な事業として、養育支援訪問事業では、子どもが不適切な養育状況にある家庭について、専門的相談や育児・家事援助などの定期的な訪問支援を行うことで、家庭の養育力向上、生活環境の改善を図る。また、平成28年度より保健所が行う妊娠出産支援事業の産後ケア事業に統合した子育てスタート支援事業では、若年妊婦、産後うつなど児童虐待などのリスクがあり、特に支援が必要な母子を対象に、虐待の予防と地域支援を目的とした短期宿泊、通所による母体の回復と育児指導等の支援を行う。さらに、児童家庭支援士訪問事業では、児童福祉に理解と熱意のある訪問型児童家庭支援士が、要支援家庭に定期的かつ継続的に訪問し、要保護児童に対する様々な生活支援を展開することで、地域社会の子育て、見守り機能の強化を図っていく。KOTOハッピー子育てトレーニング事業は、子育て世帯への具体的な虐待予防の取り組みであり、講習を受講した区職員が講師になり講座を柔軟に開催できるようにすることで、より多くの講座を行い、虐待予防を図っていく。子どもショートステイ事業に関しては、定員と対象年齢の拡大をめざし、施設型に加え協力家庭による家庭的な環境での一時預かり事業を整備していく。◆また、児童虐待や養育支援を必要とする家庭を早期に発見するために、児童虐待や通告に関する啓発活動を推進し、地域からの通告を促すようにしていく。◆児童に関する母子保健情報など他課が有する情報の一元管理を実施できる仕組みを開発・運用して、児童のリスク評価の精度を高める取り組みにつなげていくことが必要となると思われる。◆児童福祉法改正を踏まえ、速やかに都区間、23区間で児童相談所移管にむけた協議を進め、十分な体制を整えてから移管を行う。また、子ども家庭総合支援拠点の整備の検討を行う。◆地域・家庭における教育力の向上のため、地域の特性や親の就業状況に対応した学習機会を提供していくことに加え、家庭教育支援の人的環境を形成する指導者養成や家庭教育支援チーム、家庭教育事業運営委員会などの家庭教育支援体制の整備を図っていく。

7 二次評価《区の最終評価》

- ・児童虐待防止に向けた取り組みについて、子ども未来部、保健所、教育委員会事務局等、庁内関係部署間での情報及び課題の共有を図るとともに、地域や庁外の関係機関等とも連携を強化し効果的・効率的に各事業を実施する。また、その取り組みについて区民へわかりやすく情報提供を行う。
- ・要支援家庭への支援に関する各事業の位置づけを明確にし、各家庭に応じた適切な支援策を展開することで児童虐待予防、再発防止等に努める。
- ・地域・家庭における教育力の向上について、地域の関係機関と連携・役割分担をしつつ、より区民ニーズに対応した事業展開を図る。
- ・児童相談所の区移管について、引き続き各関係機関と十分な協議を行い、区の体制整備等について適切に対応していく。

施策 12 健全で安全な社会環境づくり	主管部長(課)	教育委員会事務局次長(放課後支援課)
	関係部長(課)	地域振興部長(青少年課)、教育委員会事務局次長(庶務課)

1 施策が目指す江東区の姿

地域住民・団体と区が一体となって、こどもの成長を支え、見守るシステムをつくることにより、こどもたちがのびのびと成長しています。

2 施策を実現するための取り組み

①こどもが安全で健やかに過ごすことができる場の確保	放課後子ども教室と学童クラブ機能を連携・一体化した江東きっずクラブをはじめとした各種の放課後支援事業を推進し、共働き家庭のこどもも含め、すべてのこどもたちが安心して過ごすことができる場を確保します。また、こどもまつりなどの実施により、地域とこどもたちの交流を促進します。
②こどもの安全を確保する地域環境の創出	こども110番の家事業の実施や、登下校時の地域住民による見守りを行うなど、地域の人材・団体を活用した事業を推進します。また、こどもの安全にかかわる不審者情報を区のホームページに掲載するなど、必要な情報提供を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・江東区の人口は、急激に増加し続けており、それに伴い年少人口も増えている。 ・女性の社会進出が進み、共働き世帯が増加したこと等により、放課後、児童の育成の場として、より長い時間育成することへの要望が多くなった。 ・平成24年8月に「子ども・子育て関連三法」が成立し、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくこととなった。 ・平成26年度に国が「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童の更なる居場所づくりを推進していくこととなった。 ・平成27年3月「江東区子ども・子育て支援事業計画」が策定され、放課後児童健全育成のための確保方策・目標事業量が設定された。 ・平成27年4月から施行された国の子ども・子育て支援新制度で、放課後児童クラブの対象が小学4～6年生に拡大された。 ・「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)に基づき、国の「放課後子ども総合プラン」に掲げる放課後児童クラブの約30万人分の新たな受け皿の確保を1年前倒しとなる、平成30年度末までに達成することとなった。 ・東京2020オリンピック・パラリンピック開催を控え、誰もが安全安心を実感できる社会の実現を目指して、東京都は平成27年1月に「安全安心TOKYO戦略」を策定した。 ・区内において、こどもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなった。 ・臨海部を中心に中・大型マンションの建設が進み、住民は増加しているが、こども110番の家への協力が難しい構造(オートロック)等となっている。また、協力者である戸建ての住民や個人経営者の店主の高齢化が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・江東区は、今後もマンション等宅地開発に伴い、年少人口も引き続き増える。 ・こども・若者を取り巻く環境の悪化が進み、こども・若者が抱える問題はさらに複雑化する可能性がある。 ・今後一層、こどもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなる。特に「江東きっずクラブ」B登録(学童クラブ機能)の未設置校、また定員超過のためB登録に入会できない保護者からの要望が増すと思われる。 ・新住民の地域活動への不参加により、こどもを見守るネットワークが形成されず、事件がおきやすい環境となるおそれがあるため、新住民の地域活動への参加の促進が求められる。 ・下校時や放課後等において、こどもの安全の確保を求める声がより大きくなると予想される。 ・こども110番の家は、マンションの増加による新規登録の減少と高齢化による辞退者の増加から、協力者の減少が進むことが予想される。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
47	放課後子どもプランを実施している小学校数	校	26	33	39	45	46		46 (30年度)	放課後 支援課
48	行政・地域の活動がこどもにとって地域環境の安全に役立っていると思う区民の割合	%	53.8	56.7	59.6	62.7			60	青少年 課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	4,043,610千円	3,744,727千円	3,973,617千円	3,943,657千円
事業費	2,802,193千円	2,630,572千円	2,805,733千円	2,876,525千円
人件費	1,241,417千円	1,114,155千円	1,167,884千円	1,067,132千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標47】「放課後子どもプランを実施している小学校数」については、平成29年度までに江東きつずクラブを区内45校の全ての小学校で開設し、平成30年度に開校した有明西学園での実施により、目標である46校を達成した。
【指標48】こども110番の家事業や学校安全対策事業の取り組みが、こどもの安全対策について一定の効果を上げていると考えられる。

(2) 施策における現状と課題

◆「江東きつずクラブ」は、平成30年度に区内全小学校46校での実施となり、「江東区版・放課後子どもプラン」(平成21年10月策定)における計画完了年次を前倒して整備を行った。今後は、社会状況や区民ニーズに対応した事業のあり方について検討も必要となる。一方「学童クラブ」は19か所で実施しており、放課後等、こどもが安全で健やかに過ごせる場を提供している。◆学校内で実施し、学童クラブ機能も有する「江東きつずクラブ」は、安全で安心を求める保護者からのニーズが高い。◆「学童クラブ」については、地域状況の変化や、近隣に「江東きつずクラブ」が開設したことにより、登録児童数が減少しているクラブがみられ、その対応が今後の課題となっている。◆「江東きつずクラブ」について、小学校の収容対策が難しい小学校があるため、今後部屋の確保が難しい小学校については対応を検討する必要がある。◆「江東きつずクラブ」及び「放課後子ども教室」では、国・私立小学校等の在籍児童の受け皿である学童クラブの休・廃室の影響により、当該小学校以外の児童の受け入れが課題だったが、平成28年度から江東区立小学校以外に在籍し、住所地が実施校の学区域内にある児童を利用対象者として加え、受け入れ拡大を行った。◆区内の児童館、児童会館では、乳幼児から高校生までを対象とした様々な事業を展開し、児童健全育成の場としての大きな役割を担っている。平成25年2月に定めた「児童館に関する運営方針」に基づき、小学校高学年、乳幼児及び保護者、中高校生を対象とした事業の一層の充実及び異世代交流の支援などに取り組んでいる◆児童館利用の小学生は「江東きつずクラブ」の展開により減少しているが、乳幼児、保護者及び高校生の利用者は増加している。◆「放課後子ども教室」「学童クラブ」「児童館」等、江東きつずクラブの展開に併せて、既存事業の見直しを行い、健全で安全な社会環境づくりを包括的に推進する必要がある。◆こども110番の家事業は、中・大型マンションの建設が増加する中、建物の構造（オートロック）や管理上の問題（管理人の不在・外注等）から、新規協力者の数は減少している。また、高齢化等により協力を続けられない戸建てや個人経営者が増加しており、協力者数は年々減少しつつある。このため、一層のPRによる周知と新たな協力者の確保が課題である。また、こどもたちに、協力者の場所を確認してもらうことやこの事業の理解を深めてもらうことも課題である。◆児童の登下校時には、児童通学案内等業務従事者の配置や学校及びPTAの協力により、安全対策の強化をすすめている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆こどもを取り巻く社会環境や住民ニーズの変化に的確に対応するために、平成21年度に策定した「江東区版・放課後子どもプラン」の改定を行う。その際は、本プランを放課後におけるこども支援に関するランドデザインと位置づけ、「児童館に関する運営方針」等の事業計画や、他のこども等関連施設との関わり方などについて、有機的連携を図ることを検討する。◆「江東きつずクラブ」について、B登録の未設置校、定員超過クラブなど専用スペースが確保できるまでの間は、近隣学童クラブ等の既存施設を有効活用していく。◆「学童クラブ」について、登録児童数の減少しているクラブについては、費用対効果や、区民ニーズを勘案し、一定の基準を定め、休室や廃室を行う。◆児童館、児童会館については、平成24年度に定めた「児童館に関する運営方針」の改定に取り組んでいく。その際は、効率的な運営手法の検討はもとより、利用者の年齢構成の変化を見越し、効果的な事業展開や、地域バランスを踏まえた配置等について具体的に検討する。◆「江東区版・放課後子どもプラン」や「児童館に関する運営方針」の改定に際しては、他の子育て等関連施設との連携等についても、併せて検討する。◆乳幼児、保護者及び中高生を対象とした事業の充実を検討する。◆臨海部においては、乳幼児から高校生を対象とした事業のニーズを把握した上で、児童館事業の実施を検討する。◆こども110番の家については、引き続き、区報や区ホームページ等によるPRに努めるとともに、企業・事業者等にも協力の呼びかけを図っていく。また、新たな協力形態である、移動型のこども110番の家について検討を進める。こどもたちへの啓発については、学校、PTA、青少年委員等と連携することで実効性を高めていく。◆児童の登下校時等に配置している児童通学案内等業務従事者については、児童の交通安全確保のため学校・地域からの配置要望が強く、今後も各学校の通学路の状況に応じた適正な配置に努め、児童の交通安全確保を図っていく。

7 二次評価《区の最終評価》

・区民ニーズを把握し、江東きっずクラブの運営方法について改めて検討する。また、江東きっずクラブ等の事業内容等について、区民へわかりやすく情報提供を行う。

・江東きっずクラブ及び学校支援地域本部事業の展開を踏まえ、児童館や学童クラブのあり方及び既存事業の目的・効果や役割分担を精査し、整理・見直しを検討する。

・こどもの安全を確保する地域環境づくりに関し、地区別の特性を踏まえた上で、関係機関・団体や地域との協働による効果的な施策展開のあり方について検討する。

施策 13	地域の人材を活用した青少年の健全育成	主管部長(課)	地域振興部長(青少年課)
		関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿

地域の住民や団体の有する経験や能力の活用により、青少年が健全に育つことができる地域社会が創出されています。

2 施策を実現するための取り組み

①青少年の健全育成における関係機関・団体の連携の強化	青少年問題協議会で策定した「江東区青少年健全育成基本方針」のもと、青少年対策地区委員会・保護司会・更生保護女性会・警察署・保健所・PTA等とともに、薬物問題や非行問題などに対応できるネットワークづくりを進めます。
②青少年団体の育成や青少年指導者の養成	青少年の主体性や社会性を育むボランティア活動や職業体験、自然体験、芸術文化活動、スポーツ・レクリエーション活動などを促進するために、青少年団体の育成と青少年指導者の養成を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成25年1月に中央教育審議会より「今後の青少年の体験活動の推進について」の答申が出され、変化が激しい社会において、青少年が多く体験活動を行うことが重要であり、そのための環境整備等が行政等関係者の責務であるとされた。 平成25年9月に東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が決定した。 平成26年3月に「東京都子供・若者支援協議会」が設置され、平成27年8月には「東京都子供・若者計画」が策定された。 平成28年2月に「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」が策定された。 地域や家庭の教育力が低下していると感じている人が8割を超えている。(「平成26年度インターネット都政モニターアンケート」より) 青少年のスマートフォン利用時間の平均は約2時間半。学校種が上がるとともに長時間傾向にあり、高校生は約3時間となっている(「平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査(平成30年2月内閣府)」より) ひきこもりをはじめとした、社会生活で悩み困難な状況を抱える若者への支援の要望が顕在化している。 	<ul style="list-style-type: none"> スマートフォン等の普及により、SNS等を通じて、トラブルや犯罪等に巻き込まれることも・若者が増加する恐れがある。 地域や家庭の教育力の低下により、コミュニケーション能力や規範意識、社会性などが欠如した青少年が増加し、問題行動が多発する恐れがある。 困難を有する若者やその保護者等が抱える課題の複合性・複雑性を踏まえ、部署等を超えた重層的な支援及び家庭等に出向き支援するアウトリーチ(訪問支援)を行い、早期に支援し、社会的自立につなげていくことが求められる。 東京2020オリンピック・パラリンピックにおいて行われる江東区内の競技運営や観光案内等でグローバルに活躍できるボランティアを養成するための取り組みが求められる。 青少年の成長を支える地域社会を活性化させるため、ボランティア活動やジュニアリーダー活動等への参加児童・生徒数を増やし、地域で活躍できる人材を育成することが求められる。 青少年が家庭や学校とは異なる対人関係の中で社会性や豊かな人間性を育むことができるよう、地域等における各種の体験・交流活動の機会の充実・提供、環境整備が求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
49	地域との連携により実施した青少年健全育成事業数	件	174 (25年度)	186	198	204			180	青少年課
50	青少年育成指導者養成講習会への参加者数	人	640 (25年度)	684	637	702			760	青少年課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標49:173、指標50:704

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	336,978千円	314,599千円	323,685千円	354,449千円
事業費	161,480千円	157,349千円	171,252千円	207,173千円
人件費	175,498千円	157,250千円	152,433千円	147,276千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標49】地域との連携により実施した青少年健全育成事業数は目標数値を大きく上回り青少年へのより良い経験になるよう充実した内容となっている。

【指標50】参加者数を前年度と比較すると、29年度は増加したが、28年度は減少するなど、継続的・安定的に参加者数の増加を図っていくことが厳しい状況である。背景として、習い事を始める年齢の低年齢化や、子どもや保護者が地域活動に対して無関心な傾向にあること等が考えられる。目標値達成に向けて、ジュニアリーダー初級・中級講習会の回数の減、同級講習会の参加費用の減（キャンプの廃止）と開始時期の変更を行った。さらに、現役のジュニアリーダー等が講習会の楽しさを子どもたちに直接伝える、小学校訪問説明会や講習会体験会を実施しており、これらの効果については今後も検証を行っていく。

(2) 施策における現状と課題

◆青少年健全育成施策は、区と各団体の連携した取り組みが進み、ネットワークもできつつある。現在、区が担う連絡調整や各団体が必要とする情報提供および助言等の支援に対する評価が高く、これに応える形で各団体や関係機関の活動も活発になっており、この状況を継続していく必要がある。◆薬物乱用防止や非行対策、社会的に困難を抱える若者への支援策において、実務者レベルでの情報交流、行動連携に取り組んでいる。◆ひきこもりや不登校、人間関係など青少年期の幅広い悩みに対応すべく総合相談窓口を開設し、当事者やその家族等を対象とした相談業務等を庁舎及び青少年交流プラザに専門ブースを設けて実施している。また併せてアウトリーチ（訪問相談）も実施している。◆江東区青少年交流プラザは、管理運営に指定管理者制度を導入し、民間事業者の高い専門性を生かし、中・高校生の居場所作り及び青少年団体の育成に取り組んでいる。◆青少年指導者の養成には、ジュニアリーダー初級講習会への参加者をより多く確保することが必要であり、小学校訪問説明会と講習会体験会を実施している。また、地域での取り組みでは、地域関係団体が主導して地域体験会を実施している。◆東京2020オリンピック・パラリンピックでボランティアとして活動する青少年指導者を養成するため、平成29年度に高校生のジュニアリーダー10名を海外のボランティア先進都市に派遣し、国際感覚の醸成とボランティア意識やコミュニケーション能力の向上などに取り組んだ。この海外派遣事業は、平成30年度も実施する。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆平成29年度に、青少年課の体制を見直し、これまで分かれていた各関係団体への事務局的功能を一元化したことで、連携の強化や課題解決への効果的な支援体制を整えていく。◆これまで築き上げてきた信頼関係をもとに、青少年課（青少年係・地域連携係）と地域団体との協働による普遍的、継続的な取り組みを進めていく。◆青少年の抱える課題ごとに実務者レベルでの情報交流、行動連携に取り組む、課題解決の実効性を上げていく。◆社会的に困難を抱える若者に対する支援として、専門知識と実績を有する民間事業者を中心に、関係各部署、地域関係団体の協力を得ながら、相談事業等の定着・充実に努める。◆青少年交流プラザは、民間事業者の専門性を生かした施設運営及び事業展開を行い、効率性を追求するとともに利用者へのサービスアップを図る。◆施設ボランティアの導入等、ボランティア意識の高揚を促進するとともに、中・高校生の居場所作りや、中・高校生自身の参画を図ることで、挑戦する意欲の醸成や自立心・社会性を育む場を提供していく。◆青少年委員会との連携をより強固にし、青少年委員会主催の健全育成事業への協力や、委員個人の活動への支援を図っていく。◆青少年指導者の養成は、児童・生徒の興味関心や保護者の理解が得られるよう、引き続き、講習の内容やPR等を工夫していく。また、ジュニアリーダー活動の継続に向けて、講習会修了後のレベルアップや活躍の場の確保を地域関係団体との連携を密にして取り組んでいく。◆海外派遣に参加したジュニアリーダーについては、東京2020大会終了後も、ジュニアリーダーの中核メンバーとして地域活動に貢献する指導者として養成していく。

7 二次評価《区の最終評価》

・非行問題や薬物問題等に的確に対応するため、国や都、その他関係機関との役割分担の明確化、さらなる連携の強化に取り組む。また、実効性のあるネットワークづくりを進めるとともに、取り組みの成果について検証を行う。

・青少年の健全育成に資するべく、効果的かつ効率的な事業展開及び、支援体制の強化を図る。

・現在実施している講習会や講座等について、区民ニーズや社会情勢を把握した上で、その目的や効果を改めて精査し、より参加しやすいよう内容やPR手法を検討する。

施策 14 区内中小企業の育成	主管部長(課)	地域振興部長(経済課)
	関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿
区内中小企業が、後継者・技術者等の人材を確保し、また、技術力や競争力を培うことにより、区内の産業が活性化しています。

2 施策を実現するための取り組み	
①経営力・競争力の強化	急速に変化する社会経済情勢に柔軟に対応できるよう、制度融資や経営相談、産業情報の提供など経営基盤の強化を支援するとともに、技術の高度化や販路拡大など競争力の強化を支援し、産学公連携に引き続き取り組んでいきます。
②後継者・技術者の育成	次世代への事業継承のため、地場産業に興味を持ち理解を深める機会を整えます。また、事業者が、時代に合った人材育成のノウハウを取り入れ、魅力ある事業として次世代にPRできるよう支援します。さらに、企業の技能が継続的に発展するよう技術者育成を支援します。
③創業への支援	セミナー・相談・制度融資など創業に対する支援を実施し、区内での創業を促進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 近年、世界経済は、世界経済危機、欧州債務危機という2度に及ぶ深刻な危機に陥った。国内でも、東日本大震災による経済への影響や、環境問題、エネルギーの制約、少子高齢化などにより経済は停滞し、更に、平成25年3月末の中小企業金融円滑化が終了したこと等により倒産企業が増加した。平成25年5月、かねてからの円高から円安への政府主導による転換に見られる経済対策の実施により、経済の低迷期を脱し、回復の軌道に乗りつつあるといえる。しかしながらその効果が十分に中小企業に達するに至っていない。 産業構造、流通構造の変化により経営状況が厳しくなる中で、取引先との連携強化や、人材育成などの施策の強化、IT化による経費削減や販路拡大、創業に対する支援等への取り組みが求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内の景気は緩やかな回復傾向にあるが、中小企業においては新規開業の停滞、生産性の伸び悩みに加えて、経営者の高齢化や人材不足の深刻化といった構造的な課題が進行中である。区内中小企業においても、製造業の減少によるものづくり産業の衰退、技能者の高齢化による技術力の低下、少子高齢化による経済規模縮小による事業所数の更なる減少などが予想される。 経営基盤が脆弱な中小企業においては、円高・円安や原油価格の変動といった経済情勢の変化に大きく影響を受けやすく、常に経営の安定化につながる取り組みが求められている。また、ものづくり産業の競争力の強化、事業継続のための人材育成、創業支援など現状施策のさらなる強化が必要となる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
51 各種助成事業における助成件数	件	244 (25年度)	234	231	258			290	経済課
52 優秀技能者表彰の受賞者数	人	262 (25年度)	280	287	293			312	経済課
53 産業スクーリング及びインターンシップ事業参加者数	人	1,716 (25年度)	2,255	2,569	2,310			2,616	経済課
54 創業支援資金貸付件数	件	36 (25年度)	59	49	74			108	経済課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標51:255、指標52:272、指標53:1,942、指標54:55

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	1,020,364千円	595,778千円	1,034,853千円	1,044,940千円
事業費	901,441千円	489,212千円	919,440千円	917,247千円
人件費	118,923千円	106,566千円	115,413千円	127,693千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標51】各種助成事業における助成件数は、インターンシップ補助金交付申請数が顕著に増加した影響もあり、全体としても増加している。今後もPR活動や販路拡大、技術開発等の多様な助成事業により支援していく。

【指標52】技能の承継により優秀な技能者が増加しているため、優秀技能者表彰の受賞者数は目標値に向けて順調に推移している。

【指標53】産業スクーリング及びインターンシップ事業参加者数は、インターンシップ事業参加者は増加しているものの産業スクーリング事業の総体的な参加者減を受け、下降している。

【指標54】「創業支援資金貸付件数」は、27年度までは増加傾向にあったが28年度は減少となった。貸付斡旋件数では前年増であったが、実行率が下がったため、結果的に貸付件数が減少となった。なお、29年度は再び増に転じている。26年度に「江東区創業支援事業計画」を策定し国の認定を受け、金融機関や経済団体等の支援機関と連携して、創業支援事業の充実を図っている。

(2) 施策における現状と課題

◆区内の事業所は、その多くが従業員20人未満の小規模企業であり、その数は昭和56年をピークに毎年減少している。特に、製造業における事業所数の減少は大きく、その中には、地場産業の事業所も含まれている。これらの原因には、安価な外国製品の流通による価格競争の激化などの社会経済状況の変化や、経営者の高齢化、後継者の不足、地価高騰などによる事業所の区外転出・廃業等が考えられる。こうしたなか、区内産業の活力を高めるため、中小企業が優れた経営力・競争力・技術力を備えるよう、多様な支援策が求められている。◆一方、産業実態調査によれば、区の恵まれた立地条件を活かして成長を続けている事業所も多く存在しており、こうした企業を更に伸ばす施策も求められている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆区内の優れた製品・技術を持つ企業を認定し広くPR・情報発信する「江東ブランド」事業を展開し、認定企業を軸とした企業間連携を促すとともに、専用ウェブサイトの開設、クリエイター派遣等の先進的な取り組みなど積極的な事業展開により地域産業の活性化に繋がる仕組みを構築する。◆産学公連携は、大学・企業のニーズに即して見直しを図る。◆地場産業や特色ある技術・技能に興味を持ち理解を深める機会を整え、産業の魅力を次世代にPRできるよう支援する。◆創業支援では、セミナー・相談事業・家賃助成事業の充実のほか、「江東区創業支援事業計画」に基づき、区内民間機関と連携し、創業希望・予定者の支援に取り組む。◆制度融資は、経済情勢の変化に対応出来るよう、タイムリーにメニューの見直しを図るなど中小企業の資金調達支援を強化する。◆平成30年度（予定）の豊洲市場開設に伴い転入する市場関連事業者に対して、区の実施する中小企業支援施策の効果的な周知方法を検討する。◆従来の優良従業員表彰・優秀技能者表彰を発展的に解消し、時勢に即した、より効果のある表彰事業を実施するため、産業表彰を創設。

7 二次評価《区の最終評価》

・中小企業支援について、区の役割を明確にし、各種助成事業について、その目的を精査するとともに成果の検証を行い、より一層の整理・見直しを検討する。

・区内の特徴ある高度技術や伝統産業に関して、求められる人材の確保や後継者育成に積極的に取り組む。

・産業実態調査の結果をもとに、企業や大学のニーズを踏まえた実効性のある産学公連携のあり方について検討する。

施策 15 環境変化に対応した商店街振興	主管部長(課)	地域振興部長(経済課)
	関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿

特色あるまちづくりの中心となる、魅力ある商店街が形成されています。

2 施策を実現するための取り組み

①利用しやすい商店街の拡充	今後開催されるオリンピック・パラリンピックを見据え、外国人を含む観光客への案内や、商店街の基礎を支える商店に対する支援を充実させ、区内外問わず来街者が楽しんで買い物ができる快適な商店街を目指します。
②商店街イメージの改革	商店街の魅力や活気を伝えるための、商店街独自のイベントの実施や空き店舗の活用等に対して、積極的な支援を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・マンション建設による人口増加で市場は拡大傾向であるが、区内では商圏の広い大型店や専門店、利便性の高いコンビニやチェーン店など多様な店舗が増加するとともに、ネットショップも普及している。また、消費者ニーズの多様化やライフスタイルの変化により、商店や商店街の利用頻度は低迷が続き、多くの商店街では活気が失われつつある。 ・平成25年度の産業実態調査では、区内商店街の恵まれた立地環境が確認されており、同調査の区民アンケートでは、まちに活気をもたらす商店街に期待する声が7割を超えている。また、平成27年度に発行したプレミアム付き商品券の人気は高く、地域の商店での買い物への関心や期待がうかがえたことから、平成29年度には、東京2020オリンピック・パラリンピック開催1000日前イベントとして商品券発行部数を増やした。 ・これまでの地域の安全や安心、子育て世帯や高齢者への支援などの商店街に対する要望に加え、東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向けて、外国人を含む新たな旅行者等への魅力ある店舗の情報発信に関する要望もありニーズは多様化している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街では、店主の高齢化・後継者不足等による商店の減少や役員などの人材不足、商店街活動の資金不足等により、商店街機能を維持することが困難となる。 ・商店街では、商店の業種構成が不足し、身近な商品やサービスの提供が限定されることにより、商店街の魅力が損なわれるとともに、高齢者を中心とした近隣住民の徒歩による買い物の場が減少する。 ・商店街の組織力の低下により、多様化する区民や時代のニーズに応えることや、地域コミュニティの担い手として、まちの賑わいの創出や地域ぐるみの安全・安心への取り組み等の機能を維持することが困難となる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
55 1週間のうち、商店街を利用した買い物の日数	日	1.7	1.7	1.5	1.6			2.5	経済課
56 魅力ある商店街が身近にあると思う区民の割合	%	36.7	37.5	40.7	40.3			45	経済課
57 商店会イベントへの来街者数	人	1,962 (26年度)	1,958	1,902	1,901			2,100	経済課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標57:1,872

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	221,854千円	169,565千円	280,293千円	320,861千円
事業費	180,317千円	132,377千円	237,869千円	278,289千円
人件費	41,537千円	37,188千円	42,424千円	42,572千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標55】「1週間のうち、商店街を利用した買い物の日数」は、横ばいで推移しているため、これまでの商店会への支援に加えて、平成26年度から開始した「江東お店の魅力発掘発信事業」での店舗に対する支援策及び商店街の空き店舗を活用した商店街活性化にも取り組んでいる。さらに、商店街の利用者増加のため、平成27年度から生鮮三品小売店の継続支援策やメニュー等への多言語表記促進に向けた取り組み、平成29年度からは広告宣伝活動費への補助を開始している。

【指標56】「魅力ある商店街が身近にあると思う区民の割合」はほぼ横ばいで推移しているため、平成26年度から商店会への新たな支援策として「魅力ある商店街創出事業」を開始し、この事業を活用して商店街独自の魅力を伝えるイベントが実施されている。また、店舗向けの支援策として「江東お店の魅力発掘発信事業」を開始し、店舗の魅力を積極的に発信している。

【指標57】商店街連合会でのイベント企画の検討に際して、アドバイザー派遣等の支援策を講じているものの、指標の数値はほぼ横ばいで推移しているため、これまでの商店街補助事業に加え、新たなイベントでの来街者数増加に向けた支援策として「魅力ある商店街創出事業」を開始している。また、平成30年度からは、商店会と町会等地域団体が地域の活性化に向けて連携して行うイベント事業等に対し東京都と連携して新たに補助を行う。

(2) 施策における現状と課題

◆消費者ニーズの多様化や大型店舗の出店、他業態小売業との競争激化、インターネット等による商取引の増加などの環境の変化に加え、商店経営者の高齢化や後継者不足など、商店街をとりまく状況は非常に厳しいものとなり、廃業等による空き店舗も目立っている。さらに、新規出店では、チェーン店など商店街組織に加入しない店舗も増えている。商店街組織を維持していくためには、各商店の商店街組織加入促進や、商店街連合会への支援を強化し、組織の安定化を図る必要がある。◆その一方で、商店街は、身近な商品・サービスを提供するだけでなく、まちの活気を創り出し、防犯・防災活動、子育て支援、高齢者対策等、地域コミュニティの核としての役割を担うことも期待されていることが、平成25年度に実施した産業実態調査の区民アンケートで明らかになっている。また、平成27年度に発行したプレミアム付き商品券の人気は高く、地域の商店での買い物への関心や期待がうかがえる。毎年区民まつりで販売している10%プレミアム付き商品券については、発行手数料に係る補助率を拡充するとともに、販売方法の見直し等商品券が有効に使われる策を検討する。多様化する区民や時代のニーズに応えることのできる役割を商店街が担えるよう、様々な角度から商店会を支援していく。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆商店街の基盤である商店について、大型店舗にはない個性的な品揃えや付加価値の高い商品、消費者一人一人に合わせた細やかなサービスの提供ができる個人商店ならではの独自の魅力を積極的に情報発信し、地域商業の活性化を図る。◆空き店舗の積極活用により、やさしいおもてなしなど特徴ある商店街の実現を目指す。◆商店会が自ら企画し実施するイベント事業への助成や、商店街連合会が行う区内共通商品券発行事業を補助することにより、地域に根ざした商店街機能の活性化を図る。◆商店会が設置している装飾灯及びアーケードの補修等に係る費用や電気料金の一部を補助することにより、道路交通の安全、犯罪の防止及び都市美化を図り商店街振興に寄与する。◆商店会が設置している装飾灯のLED化に係る費用を補助することにより、地球にやさしい環境対応型商店街への移行を推進し、環境に配慮する商店街をアピールすることにより一層の集客を図る。◆東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向けた商業振興施策として、商店会と地域団体（町会、企業等）や大学との連携を図り、外国人も含めたより多くの旅行者を、区内商店街へ誘導するため新たな施策を推進する。◆産業実態調査により得た商店街を取り巻く環境等の基礎資料や、繁盛している各商店街が取り組んでいる事業や商店の活性化策などを基に、区民及び商店街のニーズを踏まえたきめ細かな支援策等、魅力ある商店街の形成に向けた新たな施策を推進する。

7 二次評価《区の最終評価》

- ・魅力ある商店街の実現に向け、産業実態調査や区民ニーズを詳細に分析した上で、事業の目的や対象、効果を精査し、地域特性を踏まえた支援を検討する。
- ・商店街の活性化に資するべく、各種関係機関や民間企業との連携強化に努め、効果的な方策の検討に取り組む。
- ・観光事業と連携した商店街の活性化方策及び効果的なPR方法について検討するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピックを見据え、外国人にとっても利用しやすい商店街の実現を目指す。

施策 16	安心できる消費者生活の実現	主管部長(課)	地域振興部長(経済課)
		関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿

消費者情報の適切な発信や相談体制の充実により、安心できる消費者生活が実現しています。

2 施策を実現するための取り組み

①消費者情報の提供の充実	将来の消費者である高校生や中学生についても総合学習等の時間等を活用し消費者教育を行います。また、安全な消費生活を送れるよう区のホームページ等を通じてタイムリーな消費者情報を発信します。
②消費者保護体制の充実	高度化・複雑化した消費生活に関する被害から消費者を守ります。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成24年8月 消費者教育の推進に関する法律公布 消費者基本法改正 消費者安全法改正(安全調査委員会設置) 平成24年10月 金融商品取引法改正 平成25年6月 食品表示法公布 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例法 平成28年4月 改正消費者安全法施行(消費者センターの設置・役割等について法定化) 平成28年4月 江東区消費者センター条例を全部改正(消費者安全法改正に基づき規定) 平成29年5月 改正個人情報保護法施行(対象企業拡大、罰則規定) 平成29年6月 改正消費者契約法施行(契約取消・契約条項の無効を規定) 平成29年12月 改正特定商取引法施行(訪販、通販、電話勧誘等の規制対象拡大) 	<ul style="list-style-type: none"> 悪質商法の手口は年々巧妙かつ複雑化しており、関連法の整備や厳正な執行による対応が追い付いていない。 高齢者が増加していくなか、認知症を疑われる高齢者が標的となる消費者被害が増加していく。 インターネットに加えスマートフォンの普及により、海外との取引も容易となり、消費者トラブルは複雑化していき、特に、SNSなどの利用により、使用頻度が高い未成年者、高度情報通信社会への変化に対応しづらい高齢者などが深刻な被害を受けることとなる。 成人年齢の引き下げが検討されるなか、今後、18歳、19歳は未成年取消を行使できなくなることが予測されるため、対象者が自覚し消費者教育を受けていないと社会に参画する入口で深刻な経済的被害を被ることとなる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
58 消費者相談窓口を知っている区民の割合	%	34.1	35.4	33.5	36.5			50	経済課
59 消費生活相談件数	件	2,529 (25年度)	2,975	2,926	2,964			—	経済課
60 消費生活相談の解決・助言の割合	%	70.26 (25年度)	66.18	62.30	60.69			72	経済課
61 消費者被害の予防を目的としたセミナー・講座への参加者数	人	610 (25年度)	332	236	375			650	経済課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標59：2,701、指標60：69.9、指標61：557

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	68,403千円	62,267千円	67,007千円	71,434千円
事業費	29,724千円	27,514千円	29,553千円	33,918千円
人件費	38,679千円	34,753千円	37,454千円	37,516千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標58】認知度は微増である。消費者展の開催や区民まつりへの出展、消費者センターだよりの発行などでPRを実施している。新たな広報活動やPRイベントとともに、未来の消費者である子ども達や若者を対象に消費者教育の取り組みを推進することも必要である。

【指標59】人口増加や相談内容の多様化等により、消費生活相談件数は、近年増加傾向にある。

【指標60】解決・助言の割合は微減である。相談内容の複雑化や多様化等により的確に対応するため、弁護士とのアドバイザー契約の充実や消費者相談員の研修参加を継続していく。

【指標61】参加者数は増。区主催の当該セミナー等の開催は、区内の団体等から依頼を受け実施しているが、参加者数には年ごと波がある。また、都や関係団体も同様のセミナーを実施しており、それら関係団体等と協力・連携しながら、消費者被害の予防に取り組んでいる。

(2) 施策における現状と課題

◆食に対する消費者の信頼を揺るがす事件や、化粧品による深刻な健康被害を伴う事件、個人の財産を狙った悪質商法の横行等、消費者の不安要素を増大させる事象に対しては報道等にも取り上げられる中、消費問題への区民関心は依然として高い。◆消費者相談窓口の存在や役割・機能等が多くの区民に十分認知されていないという現状にある。また、若者や高齢者など特定の世代を対象とした消費者被害に遭遇してしまった際に、消費者相談窓口を認知しているにもかかわらず、自分の家族や周辺の人々に知られることを懸念し自己責任で対処した結果、更なる被害拡大に繋がるケースや、自責の念による諦めが悪質事業者の放置に繋がるケースが少なくない。◆事後的な消費者被害への対応のみでなく、被害に遭わない、そして合理的意思決定ができる消費者を育成する消費者教育の推進が重要となっている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆区民に対する消費者情報の迅速で的確な提供の実現を図るために、ホームページを活用し、相談案件が多い事例の紹介や被害の未然防止に向けた対処法の紹介を行っていく。また、国や都道府県が発信している消費者事故等の情報も区民に向けて発信していく。◆相談事例や相談方法等を明確で分かりやすく紹介した「消費者センターだより」を江東区報別冊として全戸配布を継続して行うとともに、高齢者向け、若者向けの特別版の発行も検討する。また、区民にタイムリーな話題を発信して行くために区報への定期的なコラム等の掲載を行っていく。◆消費者センターの機能周知のため、ホームページや広報紙での周知と併せて、消費者展を引き続き開催し、消費者被害防止につながるイベントや講座等を東京都など関係機関と連携し実施する。◆食の安全・安心に対する不安を解消するための取り組みや、日用品による健康被害が発生した際の被害回復、悪質商法の横行による被害拡大防止や未然防止のための活動を強化するために、国や他行政機関との連携を密にし、迅速で正確な情報提供に努める。◆消費者相談員が各施設等へ出向き、各世代に特化した消費者被害事例を説明し、区民や関係職員に対して消費者教育の啓発活動を充実させていくことや、区関係機関との連携構築を図り、消費者被害の未然防止・拡大防止に努める。◆複雑化・多様化する消費者相談に対し、迅速かつ適切な解決方法を提示するために、第一に、必要な専門知識・技能の取得を向上させ、かつ他都道府県の相談員等と積極的な情報交換及び交流のために研修に参加の機会を確保する。第二に本センターとアドバイザー契約を結んでいる弁護士への相談助言依頼や事例検討勉強会を充実させ、消費者相談員の資質向上に繋げていく。◆消費者教育の推進に関する法律の公布を受け設置した消費者教育推進委員会において、消費者問題の課題と対応を協議し、各世代を対象とした消費者教育や金融教育を企画する。具体例としては、子ども、若者や高齢者向けの消費者講座の充実や見学会を実施していく。

7 二次評価《区の最終評価》

・相談体制の充実及び消費者相談窓口の認知度向上と相談窓口を利用することによるメリットの周知に引き続き取り組み、区民へ迅速かつ適切な解決策を提示できるよう努める。

・消費者情報の提供及び消費者教育については、地域や年代ごとの区民ニーズを把握し、関係機関や民間企業等との密接な連携のもと、効果的に実施する。

施策 17 コミュニティの活性化	主管部長(課)	地域振興部長(地域振興課)
	関係部長(課)	政策経営部長(広報広聴課)、地域振興部長(文化コミュニティ財団)、区民部長(区民課)、福祉推進担当部長(障害者支援課)教育委員会事務局次長(指導室)

1 施策が目指す江東区の姿

世代や国籍を越えた、誰もが参加しやすいコミュニティ活動の活性化により、まちの安心と活力を得ることのできる地域社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①コミュニティ活動への参加の促進	すべての区民が地域における町会・自治会活動や、NPOやボランティア活動に参加しやすい環境を整えます。
②コミュニティ活動の情報発信	町会・自治会、NPOやボランティアなどのコミュニティ活動に関する情報を発信するとともに、情報の一元化を図り、参加・利用のマッチングができる仕組みを構築します。
③コミュニティ活動の環境整備	既存の区民館等公的施設のバリアフリー化を徹底するとともに、自由に区民が集い、活動できる場を整備します。
④世代、国籍を超えた交流の促進	区民まつりや花火大会などの地域に根ざしたイベントや、外国人居住者が地域に溶け込むきっかけづくりとなるイベントを実施します。また、区外団体との交流を推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・人口の推移(外国人登録、外国人住民含む) 480,271人(H25.1.1)→513,197人(H30.1.1) ・町会・自治会加入率推移 60.8%(H25.4)→59.3%(H30.4) ・外国人登録、外国人住民数の推移 20,889人(H25.1.1)→27,898人(H30.1.1) ・NPO法人数 182団体(H25.3)→192団体(H30.3) ・ボランティア数(登録) (団体)92団体(個人)5,082人(H25.1) →(団体)99団体(個人)4,878人(H30.1) ・東日本大震災等を契機に、地域でのコミュニティの必要性が再認識され、防災、防犯、高齢者福祉等の分野で町会をはじめとする地域コミュニティに求められる役割が重要になってきた。 ・新住民が地域を知る機会や従来からの住民との交流機会の場が必要とされている。 ・外国人住民数の急激な増加や在留状況の長期化・多様化等から、情報の多言語化、日常生活上での問題などを相談できる体制の整備、日本語や生活習慣を学ぶ機会が求められようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模マンションの増加による居住形態や生活様式の変化に伴い、町会・自治会離れが更に進み、加入率の低下による住民同士のコミュニティの希薄化と活動の停滞が懸念される。その結果、地域活動の一層の低迷と共助力の弱化により、災害時の地域における救護活動等は一層難しくなる。このため、コミュニティ活動の活性化を通じて、災害時の自助共助の強化を図っていく。 ・区内のNPO法人数が増加する。 ・東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、区民のボランティアの気運が高まる。 ・今後も外国人住民の増加が予測されるなか、地域住民との間の生活習慣や文化の相互理解を深める機会の創出、生活情報の多言語対応、相談機能の充実、災害時における地域・行政機関・団体等の連携体制の整備が必要になる。 ・外国人住民を含む地域交流の場となるイベントの継続的な開催が求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
62 町会・自治会・NPO・ボランティアなどコミュニティ活動に参加する区民の割合	%	21.9	19.8	21.3	17.4			26	地域振興課

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
63	区が提供するコミュニティ活動情報を使ったことがある区民の割合	%	20.6	19.8	19.9	18.3			24	地域振興課
64	区民館・地区集会所・文化センターの利用率（区民館）	%	55.6 (25年度)	55.0	57.4	53.3			60	区民課
	区民館・地区集会所・文化センターの利用率（地区集会所）	%	20.6 (25年度)	21.8	22.5	23.2			25	地域振興課
	区民館・地区集会所・文化センターの利用率（文化センター）	%	60.7 (25年度)	64.0	63.4	63.2			65	文化観光課
65	地域に根ざしたイベントへの参加者数	千人	770 (25年度)	902	922	622			1,000	地域振興課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標64：（区民館）：55.4、（地区集会所）：21.7、（文化センター）：59.9 指標65：904

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	655,228千円	600,901千円	788,433千円	900,466千円
事業費	439,839千円	407,883千円	571,690千円	689,703千円
人件費	215,389千円	193,018千円	216,743千円	210,763千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標62】コミュニティ活動の参加率は、南部地域を中心とした新住民の増加に参加者数が追いつかないため伸び悩んでいる。しかし、最近では住民の定着により、大規模マンションでの自治会設立や地域住民主体のイベント開催の動きが顕著になってきており、今後増加が期待できる。

【指標63】コミュニティ活動情報を利用したことがある区民の割合は横ばいである。一方、コミュニティ活動支援サイト「ことこみゆネット」へのアクセス数は、平成26年度に大幅に増加し、その後も増加していたが、平成28年度以降は減少に転じている。引き続きリーフレットやチラシの配布、区報へのPR記事の掲載などにより、本サイトの認知度向上及び掲載情報の充実に向けていく。

【指標64】施設の利用率は、改修工事等の影響で年度や施設により増減がある。地区集会所では、地域で介護予防に取り組む場や見守り支援の場として利用されるなど、新たな利用形態も見られるようになった。

【指標65】毎年、各イベント毎に、時代背景を反映した様々な工夫を凝らすことにより、多世代住民の積極的な参加はもちろん、区外住民の参加者数も増加しているが、屋外イベント開催は天候に左右され、特に平成29年度は雨天が多く、参加者数は減少した。また、国際交流ボランティア団体の活動により、国際交流イベントの認知度が高まっており、参加者数も増加の傾向にある。

(2) 施策における現状と課題

◆急増する大型・高層マンションを中心とした住民のライフスタイルの多様化と若年層の地域への関心の低さは、旧住民との地域コミュニティへの意識の違いを浮き彫りにしている。今後、円滑なコミュニティを形成していく上で新旧住民及び新住民同士の融合は必須の課題であり、新住民が地域を知る機会や住民相互の交流の機会となる情報と場の提供が必要であり、つながりをつくる取り組みが強く求められる。◆新旧住民の地域コミュニティに対する意識の差は町会・自治会加入率の低下という形で現れている。その一方で防災意識等の高まりから、改めて町会・自治会活動による地域力の回復と向上が注目されている。◆町会自治会では役員の高齢化と新たな担い手不足から世代交代が行われにくく、活動が固定化しており、幅広い参加につながっていない。◆コミュニティ活動を活性化するため、誰もが参加しやすい環境の整備、活動情報の発信支援が求められており、区民が主体的にコミュニティの発展や課題解決に取り組むまちづくりを推進するためには、町会・自治会等地縁団体と、NPO・ボランティア等専門的に活動している団体の連携強化が課題である。◆急増する外国人と地域住民との言葉や生活習慣の違いによるコミュニケーション不足から誤解やトラブルが増加する可能性があるため、引き続き国際交流イベントを通して、外国人と地域住民が交流しやすい環境を整備していく必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆住民同士のコミュニティ形成の一環として、町会への加入、または自治会の結成をより促進させる必要がある。その一環として、①マンション建設事業者との事前協議の強化②マンションを対象とした自治会設立等支援事業③区、町会自治会及び不動産業関係2団体との4者連携による加入促進事業④町会電子マップや活動紹介ページによる地域の見える化事業等を主軸に推進することにより、加入又は設立への働きかけと支援を強化していく。◆自治会未結成マンションへの設立支援や既存団体の活動支援のためのマニュアル整備、町会等活性化セミナーの開催等による支援を進める。◆区民がコミュニティ活動へ積極的に参加し、自らコミュニティの発展や課題解決に取り組む仕組みづくりと環境整備を図るため、「協働事業提案制度」を引き続き実施していく。また、コミュニティ活動支援サイト「ことこみゆネット」により地域で活動する市民活動団体等の積極的な情報発信を支援し、これらを活用して、団体活動の活性化や区民のコミュニティ活動に対する関心を高めていく。◆協働推進中間支援組織について、整備する機能と担うべき運営主体について意見をまとめたことから、開設へ向け検討を進める。◆今後も、引き続き区民館・地区集会所・文化センター等の改修工事を計画的に実施し、自由に区民が集い、活動できる場の整備を図っていく。◆区民まつりをはじめとした地域イベントを継続的に開催することで、様々な世代、地域を超えた交流の場を提供する。◆外国人と地域住民との異なる習慣、文化の相互理解が得られるよう国際交流・ボランティア団体等と連携した国際交流イベントを実施する。また、交流イベントの開催時にアンケートによる実態調査を実施するなどして、外国人の生活実態とニーズの把握に努める他、東京2020オリンピック・パラリンピック開催を契機に多くの外国人が江東区を訪れることが予測されることから、交流イベントを通じ地域において異なる言語・文化を持って生活する人たちを受け入れる環境づくりに取り組む。

7 二次評価<<区の最終評価>>

- ・若年世代のコミュニティニーズの分析・内容把握に努める。
- ・コミュニティの意義や必要性について分かりやすく区民に周知するとともに、地縁コミュニティの強化に取り組む。
- ・協働事業を積極的に推進し、団体活動を活性化させるとともに、協働体制を支援する中間支援組織が有効に機能するよう、その目的や役割を明確化し、設立に向けて運営手法の検討を進める。
- ・区内に居住する外国人のニーズを把握・分析し、地域内の生活に順応・定着できる仕組みづくりに取り組む。
- ・「ことこみゅネット」の認知度向上及び有効な活用について推進を図り、引き続きコミュニティの活性化を積極的に支援する。

施策 18	地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進	主管部長(課)	地域振興部長(文化観光課)
		関係部長(課)	総務部長(総務課、人権推進課)、地域振興部長(スポーツ振興課、文化コミュニティ財団、健康スポーツ公社)、福祉推進担当部長(障害者支援課)、教育委員会事務局次長(庶務課、江東図書館)

1 施策が目指す江東区の姿

区民一人一人が主体的に生涯学習・スポーツに参加するとともに、習得した成果を地域の中で活かすことによって、健康で生き生きと暮らせる地域社会が形成されています。

2 施策を実現するための取り組み

①誰もが参加できる生涯学習・スポーツ機会の提供	時代に合った学習メニューの充実や図書館における地域の読書活動推進、区内スポーツ施設を活用した教室事業などにより、多様な学習・スポーツの機会を提供していきます。また、施設の充実を図るとともに、区内大学、NPO、民間団体との連携を推進します。
②継続的な生涯学習・スポーツ活動への支援	生涯学習・スポーツ団体の育成や相互交流等を通して、継続的な活動に対する支援を充実させるとともに、オリンピック・パラリンピック開催に向けた一層のスポーツ振興を図ります。また、区民が自ら蓄積した知識・技能・経験などを地域に活かす仕組みづくりに取り組みます。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 文化・スポーツ施設の整備については、他自治体に比べてトップクラスに位置しているが、人口増の著しい臨海部においてニーズが高まり、当該地域における文化・スポーツ施設の拡充が求められている。また、民間カルチャーセンターの進出が進んでいる。 退職を迎える世代は生涯学習を通じた地域社会との関わりを求めている。 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が決定した。 都では、東京2020オリンピック・パラリンピック開催やその先を見据えた今後の芸術文化振興における基本方針となる「東京文化ビジョン」を平成27年3月に策定した。 江東区では、平成29年3月に「江東区文化プログラム基本指針」を策定した。 平成23年にスポーツ基本法が制定され、スポーツに関する基本理念等が規定された。これに基づき、区では今後のスポーツ振興の道すじを示す「江東区スポーツ推進計画」を平成27年3月に策定した。 図書館では、ライフスタイルの変化により、開館日や開館時間の拡大が求められている。また、ICT機器の急速な普及により、インターネットやデータベース等を活用した利用者サービスの拡大が求められている。 国の「第三次子どもの読書活動の推進計画」及び都の「第三次東京都子供読書活動推進計画」に基づき、平成28年3月に「第二次江東区子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の充実に努めている。 都では、東京2020オリンピック・パラリンピック開催を契機に、国際都市にふさわしい人権が保障された都市を目指し、「東京都人権施策推進指針」を平成27年8月に新たに策定した。 スポーツ都市東京を創造するための羅針盤となる「東京都スポーツ推進総合計画」を平成30年3月に策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習施設では、こどもから高齢者まで誰もが学べる学習環境の整備や施設の更なる効率的な活用が求められる。臨海部の人口増により、当該地域における文化・スポーツ施設の拡充が求められる。 行政が行う生涯学習の役割の明確化と民間カルチャーセンターとの棲み分け・連携が求められる。 東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向け、ボランティアの育成や江東区の文化を発信していく取り組みが求められる。 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催決定に伴い、障害者スポーツを含むスポーツ全般に関する区民の興味・関心が高まる。 東京2020オリンピック・パラリンピックによる有形・無形のレガシー(遺産)に期待が高まる。 こども・高齢者人口の増加に伴い、健康維持や体力向上など、スポーツに求められるニーズが高まる。 図書館では、多様化する生活スタイルに対応するため、開館日数・時間の拡大やICTサービスの拡充により、一層の利便性向上が求められる。また、地域特性を活かした特色あるサービスの提供が求められる。 こどもの読書活動推進のための場の拡大や機会の充実を図るために、図書館ボランティア等との連携が強く求められる。 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が契機となり、図書館では関係資料の提供が求められる。 今まで以上に、誰もがお互いを思いやり、人権を尊重する社会を築いていくことが求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
66 生涯学習・スポーツ活動に参加している区民の割合	%	16.6	16.8	15.6	13.3			25	文化観光課
67 図書館の利用者数（年間）	千人	2,905	3,191	3,282	3,277			3,150	江東図書館
68 図書館資料貸出数（年間）	千冊	4,322 (26年度)	5,051	5,103	5,170			5,250	江東図書館
69 生涯学習・スポーツ活動の成果を地域や社会に活かしている区民の割合	%	11.7	11.5	12.9	10.9			20	文化観光課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標68：4,638

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	7,234,031千円	6,552,740千円	6,598,638千円	7,252,150千円
事業費	6,580,209千円	5,965,772千円	5,930,284千円	6,618,824千円
人件費	653,822千円	586,968千円	668,354千円	633,326千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標66】こどもから高齢者まで幅広い世代を対象とした講座を実施するとともに、民間カルチャーセンターにはない、地元商店街等と連携した地域理解講座などを実施する一方、生涯学習・スポーツ活動に参加している区民の割合は若干減少している。引き続き、各年代ごとに幅広く魅力ある講座等を実施するとともに、施設休館の際には、利用者に他の施設を紹介するなど、きめ細かな対応を図っていく。

【指標67】平成29年度は亀戸図書館の改修工事休館があったが、特別整理休館期間の短縮や江東図書館においては10月より月2回の月曜開館を試行実施する等、利用者サービスの向上を図っている。

【指標68】平成27年度に蔵書数を増やして移転新装オープンした豊洲図書館には江東図書館で先行導入した自動貸出機、自動返却機、自動予約受取コーナーを設置した。平成28年度にはインターネット予約をスマートフォン対応とする等利用者の利便性向上とサービスアップを図ったことにより、図書館資料の貸出数は平成26年度以降増加している。

【指標69】学習した成果など、区民の知識・経験を活かすため、区民自らが講師となる区民企画講座や区民協働講座などを実施しているが、生涯学習・スポーツ活動の成果を地域や社会に活かしている区民の割合は若干低下した。東京2020オリンピック・パラリンピックを控え、語学講座や地域理解講座を修了した受講生がボランティアとして活躍できるよう事業展開していく。引き続き講座等の内容を充実させるとともに、成果を発表できる場を確保していく。

(2) 施策における現状と課題

◆長期計画により目指すべき方向性は示されているが、区としての総合的な文化振興に係る基本方針の策定について、今後検討する必要がある。また、民間カルチャーセンターの進出により、行政との役割分担や協働・連携のあり方を整理する必要がある。◆区民の学習支援に関し、学習グループの高齢化による活力の減退が懸念される。また、退職を迎える世代の力を地域に活かすための仕組みづくりに取り組む必要がある。◆江東区スポーツ推進計画に掲げるスポーツ実施率（目標値概ね65%）向上の取り組みが必要である。◆スポーツ推進計画では『「元気な未来へ」Sports Garden 江東!』をキャッチフレーズとし、区のスポーツ振興を図っていく。具体的な展開としては、東京2020オリンピック・パラリンピックの中心地としてのムーブメントの推進、水辺を活かしたスポーツ振興に取り組むほか、ライフステージに応じたスポーツ環境の創出、関係各主体との連携による地域活力の向上、場の確保等を通じて、江東区スポーツ推進計画の実現を図る必要がある。◆図書館の利用者は増加し、そのニーズは多様化、高度化している。区民の生活を支援し、生涯学習に資するため、ニーズに適應した一層のサービス向上が必要である。◆おはなし会（読み聞かせ等）の実施、対面朗読サービスや音訳資料製作といった図書館サービスの一部がボランティア等の参加により提供されているが、ボランティア等の恒常的な確保や、新たなサービスの提供方法の確立に取り組む必要がある。◆東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、多くの外国人等来訪者を受け入れる開催地として、生活習慣・文化・価値観などの多様性を尊重する社会を築いていくことが求められている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆文化振興に関する基本方針のあり方について検討する。◆平成29年3月に策定した「江東区文化プログラム基本指針」に基づき、積極的に各種事業に取り組んでいく。◆民間の活力を活かしつつ、学習後の成果を区民が地域に還元する仕組みを確立し、参加区民の自主的活動を支援する取り組みを試行的に実施する。また、自主・自立的な学習支援について、現在行っている参加者募集や初年度の施設確保に加えて、利用団体をサポートしていく（グループサポート事業など）支援策を実施する。◆東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、区民の参加機運が高まっていることから、先駆的な取り組みとして進めている「英語ボランティアガイド養成講座」や「おもてなし英会話」など、ボランティアの育成、語学講座の拡充を図る。◆学習成果を地域に還元し、学習者の生きがいにもつなげていく仕組みとして、リバーガイドや観光ガイド養成講座などを実施しているが、今後、退職後の世代の知識・経験を活かすことができるよう、区民が企画し、自らが講師となる区民企画講座を拡充するなど、退職者が地域と関わるきっかけとなる事業を推進していく。◆スポーツ実施率向上では、子どもや高齢者、子育て世代等幅広い層に対する事業展開を実施するほか、パラカヌー（障害者カヌー）振興や普及啓発事業の実施により障害者スポーツの振興に取り組む。◆平成27年3月に策定したスポーツ推進計画の実現に向け「江東区スポーツ推進連絡会」の開催等を通じて、スポーツ施設指定管理者や体育協会、スポーツ推進委員など様々な主体の役割分担のもと、効率的な事業展開を行うとともに、現行計画の改定に向けた策定委員会を設置する。◆豊かな水辺など本区の特色を生かしたスポーツ振興を図るとともに、誰もが気軽にスポーツに取り組める環境整備を行っていく。◆「こども読書活動推進計画」の実施をはじめとした読書活動の推進にあたっては、図書館ボランティアや子育て関連施設との連携を図りながら、地域との協働により事業を推進する。◆地域の情報拠点として図書館機能を充実させ、地域特性に合わせた特色あるサービス展開による魅力ある図書館を目指す。図書館ボランティア等との協働や関係施設との連携を進め、地域に根ざした読書活動を推進する。施設計画、窓口サービス、ICTシステムを有機的に連携したサービス強化を図る。

◆多様化する利用者ニーズに向けて、効率的な図書館運営を図るため、施設の環境整備や様々な情報提供に対応できる体制づくりに取り組む。◆東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に関連し、国際理解だけでなく、障害者スポーツや各種競技種目、オリンピックやパラリンピアン等、広い視点で資料を収集していくとともに、大会終了後も資料の収集や公開に取り組む。◆平成29年10月から江東図書館で月2回の月曜開館を試行実施し、利用者の利便性向上を図ってきたところであるが、平成31年度、32年度の2カ年で江東、深川を除く図書館に指定管理者制度を導入し、利用者サービスの向上を図る。また、指定管理者導入と同時に江東、深川においても開館日増、開館時間延長を実施し、利用者の来館機会拡大を図る。◆東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、区民の知識と理解を深めるために、人権学習講座において、外国人等の人権課題を取り上げる。

◆生涯学習やスポーツ振興について利用実態やニーズを分析し、幅広いニーズに対応した事業を推進する。特に、生涯学習やスポーツ活動に参加していない区民ニーズを把握し、参加を促す施策や情報発信力を強化する。

7 二次評価<<区の最終評価>>

- ・生涯学習やスポーツ振興について、利用実態や利用者ニーズの分析を行うとともに、参加を促す方策・PR手法について検討し、幅広いニーズに対応した事業を推進する。
- ・スポーツ推進計画に基づき、スポーツを支える各主体との役割を明確にしたうえで、庁内はじめ各関係機関とのより一層の連携強化に取り組み、有機的・効果的な事業展開に努める。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック開催を契機とし、区民の誰もが様々なスポーツに親しむ機会を提供し、スポーツ実施率の向上に努める。一方、こうとうこどもスポーツデーなど、単発のスポーツイベントについては、費用対効果を含め、今後のあり方を検討する。

施策 19 男女共同参画社会の実現	主管部長(課)	総務部長(男女共同参画推進センター)
	関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿

性別による男女の固定的な役割分担意識が解消され、男女があたりまえに参画している社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①男女平等意識の向上	広く地域社会、区民に向けて、幼少期からの性別による固定的役割分担意識を見直す啓発活動を進めます。
②性別によらないあらゆる活動への参加拡大	区民が性別に関わらず社会で活躍するとともに、家庭、個人の生活を充実していけるよう、各種講座や相談等を通じた支援を行います。
③仕事と生活の調和の推進	仕事と生活のあり方を考え直すワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、企業に対し積極的な取り組みの働きかけと個人の意識啓発などを行います。
④異性に対するあらゆる暴力の根絶	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を行います。また、セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)、ストーカーなど、異性に対するあらゆる暴力を根絶するための意識啓発活動を行うとともに、被害者等に対する相談事業を実施します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<p><法改正・規制緩和></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月 江東区配偶者暴力相談支援センターの機能整備 ・平成26年4月「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行 ・平成26年10月 男女雇用機会均等法にかかる最高裁判決妊娠中の軽易業務への転換を「契機として」降格処分を行った場合は原則違法の判決が出た。 ・平成27年4月 改正「次世代育成支援対策推進法」施行 ・平成27年12月 国が「第4次男女共同参画基本計画」策定 ・平成28年3月 「男女共同参画KOTOプラン(第6次江東区男女共同参画行動計画)」策定 ・平成28年4月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)全面施行 ・平成29年1月 改正「育児・介護休業法」施行 ・平成30年4月 働き方改革関連法案が国会に提出された。 <p><「江東区男女共同参画に関する意識実態調査」(平成26年度)より></p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女の地位の平等感について前回調査(平成21年)と比較すると、学校教育を除く多くの面で「男性が優遇されている」との意識が高まり、全体では約7割の方が「男性優遇」と考えている。そのうち、女性が「男性優遇」と感じている割合は75.2%と、男性自身が「男性優遇」と感じている割合の67.2%よりも高くなっている。 ・例えば「男性は仕事、女性は家庭」というような固定的な性別役割分担意識について、否定的な意見は女性55.1%、男性47.4%で、男女間の意識に差があるが、全体として否定的意見が増加している。 ・さらに、仕事と仕事以外の生活の時間的バランスについて、希望は「すべてのバランスをとりたい」方が約4割だが、現実には「仕事優先」が約3割となっている。 <p><社会状況等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・性的少数者(LGBT)の人権が社会的な関心事となってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化の進行に伴う労働力不足から、女性や高齢者の労働力需要が増す。 ・子育て・介護を支える家庭の力の衰退が進むことで、児童・高齢者虐待の増加が懸念され、虐待防止施策の充実が求められる。 ・女性活躍推進法により「事業主行動計画」の策定・公表が義務づけられたことで、事業主は女性社員の活躍推進に積極的に取り組むこととされた。企業はその存続と発展のために、他社と比較した「働きやすさ」をPRして女性を含めた労働力・人材の確保を図る必要がある。 ・就労女性の増加で保育需要も増え、家族が協力して子育て・介護に取り組むことが必要となるため、ワーク・ライフ・バランスの重要性が高まっていく。事業者が過度な長時間労働の見直しを含め、柔軟で多様な勤務形態を導入できるような環境整備が必要である。 ・区民・事業者がワーク・ライフ・バランスを実践できるよう、環境整備やサポート体制の構築が求められる。家庭や地域活動に、男性も積極的に参画できる環境を整備することが必要である。 ・子育て世代を対象に、潜在的な固定的性別役割分担意識への気付きと見直しを通じて、意識改革を促す機会を積極的に提供していくことが求められる。 ・女性に対する暴力防止に関して、一定の法整備や都・区における暴力防止対策施策により相談支援体制の強化が図られてきた。しかし、未だに多数存在すると想定される潜在的被害者の掘り起こしも含め、一層の被害者支援が求められる。 ・男性に対する暴力事例が顕在化しており、相談等の支援体制の整備が求められる。 ・法務省の定める人権課題、東京都人権施策推進指針(平成27年度改定)で謳われる性的少数者の人権課題について、区としての具体的な取り組みが求められる。 ・次期計画では男女共同参画のみならず、性別、価値観、ライフスタイルなどの多様性を受け入れるダイバーシティを取り入れた計画が考えられる。

3-2 国・都などの方針・基準に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
70 男女が平等だと思ふ区民の割合	%	13.6	15.7	16.1	16.8			40	男女共同 参画推進 センター
71 区の審議会等への女性の参画率	%	33.6 (25年度)	34.6	34.5	30.4			40	男女共同 参画推進 センター
72 仕事と仕事以外の生活で充実した時間を過ごしていると思ふ区民の割合	%	27.4	28.3	29.0	29.9			38	男女共同 参画推進 センター
73 DV相談件数	件	4,234 (25年度)	5,299	5,732	4,411			—	男女共同 参画推進 センター
74 DV相談窓口を知っている区民の割合	%	41.2	42.5	43.5	41.1			70	男女共同 参画推進 センター

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標71：33.3 指標73：3,667

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	222,675千円	191,711千円	246,752千円	238,428千円
事業費	147,280千円	123,961千円	161,817千円	163,397千円
人件費	75,395千円	67,750千円	84,935千円	75,031千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標70】男女が平等だと思ふ区民の割合は、国・都の施策や社会全体の動向も影響する指標であるが、微増傾向である。区として施策の一層の充実（区民・事業者への意識啓発など）を図っていく必要がある。また、区（行政）が率先して男女平等・共同参画のモデル事業所として行動することで、区民・事業者へ働きかけていくことも重要である。

【指標71】区の審議会等への女性参画率は昨年度から4.1ポイント減少している。区政モニター（女性委員113名、参画率51.4%）の廃止が主な原因である。区政モニターを除いた昨年の参画率は31.5%である。毎年の各課調査や行政会議を通じて所管部署への働きかけを行っているが、委員就任の条件に関係機関・団体の職務指定（あて職）や専門職が求められている場合は、これらの職の女性人材が少ないという事実があるため、会長職に限定しないなどの、委員就任条件の緩和働きかけの他、それらの職・業界への女性の参入を進めていくことも必要である。

【指標72】仕事と仕事以外の生活で充実した時間を過ごしていると思ふ区民の割合は、未だ3割に満たない状況にあるが少しづつ上昇している。ワーク・ライフ・バランス実現のためには、区内企業（事業所）への直接的な働きかけが必要である。

【指標73】DV相談件数は、最終的には0件になることが理想ではある。しかし現状では、区の人口が増加傾向にあり相談先を知らないまま悩みを抱えている方々も多いと思われる。そうした潜在的需要の掘り起こしも必要なため、相談件数の増には肯定的側面もあり、現在は過渡期であると認識している。

【指標74】現状は4割の認知度に留まる。加害者の追跡を防ぐため、相談場所は公表していない。啓発カードや広報紙などでホットライン（電話相談）の周知に努めているが、インターネットで調べて相談電話をかけてくる方が多く、被害当事者や関心のある方でないと、普段の広報は気にしていただけないのかと思われる。DVを他人事とせず、「地域で暴力を根絶していく」との意識が更に高まるよう、周知の仕方に工夫が必要である。平成30年度から相談業務を委託化しており、相談時間を拡充し、区報等で周知を図った。

(2) 施策における現状と課題

◆男女共同参画意識を広く浸透させるため、広報紙「パルカート」を発行し、全戸配布を行っているが、その認知度は「言葉は聞いたことはあるが内容は知らない」が22.4%、「言葉も内容も知っている」が4.6%である（26年度「意識実態調査」）。◆男女共同参画社会について理解し、区の審議会等への参画を含めた地域活動の担い手を育成するため、基礎知識と実践方法を体系的に学ぶパルカレッジを開講し、修生は審議会の委員として活躍するほか、ステップアップ支援セミナーで自主企画の講座などを開講して地域活動に結びつけているが、まだ十分とは言えず、実践への橋渡しをサポートしていくことが必要である。◆DVを主とした相談事業として「女性のなやみとDV相談」を実施し、この窓口を中心に、保護第一課・保護第二課の婦人相談部門との連携により、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。性暴力被害者の支援は平成28年度より実施している。DVの社会的認知度の向上や相談窓口の周知により、相談内容は多岐に亘り増加しており、現状では子育て支援課や保健相談所など関係各課や警察署等との緊密な連携により対応してきている。男性相談についても、将来的に支援体制の整備を検討する必要がある。◆ワーク・ライフ・バランスについて、広報紙で積極的に取り組んでいる企業を紹介するなど広く啓発を図っているが、実際に取り組んでいる企業は少ない。企業内部の理解・意識改革の他、「保育園等、社会環境の整備」も求められている（26年度「意識実態調査」）◆「性的少数者」の人権課題については、第6次男女共同参画行動計画において課題の1つとして取り上げており、区民対象の学習講座などで更なる意識啓発を進めていく。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆広報紙について、センター利用者やパルカレッジ修了生等の意見聴取などを行い、区民の視点に立った紙面づくりなど内容の充実を図る。◆パルカレッジ修了生が男女共同参画フォーラムの運営及び企画団体に参画できるよう、フォローアップを行うとともに、既存NPOの活動に参加できるようにしていく。◆配偶者暴力相談支援センターの機能を充実させた。30年度に相談業務を委託し、人員体制の強化、相談時間の拡充を行った。今後は各関係所管・警察署等との円滑な連携が図れるような体制の継続・強化を進める。◆ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、区民・区内事業所等へ他課と協力し、広報紙やホームページ、各種講座を開催し、啓発を進めていく。◆第6次男女共同参画行動計画（平成28～32年度）とDV防止法及び女性活躍推進法に基づく基本計画に基づき、関係各課と連携して効果的な施策展開を推進する。◆新たな相談業務として男性相談やLGBT相談などへの対応も検討していく。

7 二次評価<<区の最終評価>>

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進や男女共同参画意識の向上について、関係機関との役割分担を明確にした上で、効果的に推進していく。
- ・講座事業については、他部署や外部機関との連携を図り、効率的・効果的に実施する。
- ・子どもに対する人権教育については教育委員会等関係部署と連携し、その充実について引き続き検討する。
- ・DVへの対応は、警察等関係機関と緊密な連携を図るとともに、その相談支援体制について幅広く検討する。また、DV相談窓口の認知度向上に引き続き努める。
- ・今後複雑化・多様化する人権課題について、区民ニーズを踏まえた適切な支援等を実施するとともに、その取り組みを区民に周知する。

施策 20 文化の彩り豊かな地域づくり	主管部長(課)	地域振興部長(文化観光課)
	関係部長(課)	地域振興部長(文化コミュニティ財団)

1 施策が目指す江東区の姿

区民が、さまざまな文化に触れ楽しむ機会が確保され、日常生活を心豊かに送ることができる地域社会が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①伝統文化の保存と継承	文化財や伝統文化を保護・保存するとともに、講習会の開催や小中学校の授業に取り入れるなど、伝統文化の継承に取り組みます。さらに、文化財保護推進協力員との協働及び伝統文化を伝える施設の改善などを行い、区民が伝統文化に親しむ環境を整備します。
②芸術文化活動への支援と啓発	芸術文化団体の活動を支援するとともに、区民ニーズに合った芸術文化事業を企画、誘致します。また、プロによるアマチュア指導の機会を設けるなど、区民が芸術文化活動に親しめるさまざまな取り組みを行います。
③新しい地域文化の創造と参加促進	さまざまなアーティストの活動を支援することにより、個性豊かな地域文化の創出を支援します。また、新しい地域文化の発信を支援し、区民の参加を促進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・地域のつながりや世代間の交流が薄れ、住民同士で地域の歴史や伝統文化を伝え合う機会は減少しているが、一方でシニア層を中心に改めて自分が育った歴史などについてもっと知りたいという方が増えている。 ・ゆとりの時間を利用し、地域の伝統文化や文化芸術活動などに参加したいという要望が高まっている。 ・質の高い芸術鑑賞を求める区民の需要は根強くあり、また、自ら演じる参加型の文化芸術活動を求める機運も徐々に出ています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本区の歴史文化資産は区民の貴重な財産であり、後世にわたり守られていかねばならない。今後は、こうした歴史文化資産の公開の機会を増やすなど、観光や地域の活性化に結びつく活用が求められていく。 ・区民の誰もが身近に地域の文化や伝統に触れることができる機会の一層の充実が求められる。 ・多様なジャンルの芸術鑑賞の機会の提供とともに、区民が主体的に参加する文化芸術活動の比率が増えてくることが予想される。 ・東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、江東区を訪れる国内外からの観光客等に、江東区の歴史や文化を発信していくことが求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
75 文化財や伝統文化が保存・活用されていると思う区民の割合	%	39.3	42.0	42.0	42.1			50	文化観光課
76 この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民の割合	%	53.9	54.1	55.3	54.3			65	文化観光課
77 芸術文化活動団体の施設利用件数	件	59,680 (25年度)	63,044	65,508	65,512			66,000	文化観光課
78 街かどアーティストの登録団体数	組	69	69	75	75	70		80	文化観光課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標77:62,296

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	712,986千円	621,492千円	717,469千円	761,338千円
事業費	670,381千円	583,230千円	690,044千円	730,871千円
人件費	42,605千円	38,262千円	27,425千円	30,467千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標75】 流入人口の増により本区の文化財や伝統文化を知らない住民が増えていると推測されるが、本区の文化財や伝統文化の保存と活用がされていると思う区民の割合はほぼ横ばいで推移している。今後も「文化財保護推進協力員」や民間ボランティアなどと連携し、文化財保護の普及・啓発等に努めるとともに、民族芸能・伝統工芸の継承や伝承者の育成を図るため、保存会と連携し新たな公開の場の確保に努めていく。また、歴史や伝統文化に関する情報発信拠点でもある歴史三館については、地域イベントと連携し弾力的に施設運営を行うとともに効果的なPR方法を工夫するなどにより、来館者数を伸ばしてきたが、さらなる効率性・採算性の向上を目指す。

【指標76】 一般区民を対象に、こどもから高齢者まで楽しめる多様なジャンルの公演の提供を行っているが、この1年間に美術・音楽・演劇等に接した区民の割合は横ばいである。今後は、SNS等のインターネットツールを活用したPRを展開するなど、情報発信を強化していく。

【指標77】 成果発表会など、区内アマチュア芸術活動団体の成果を発表する場の提供や、共催・協力事業などを実施し、芸術文化活動団体の施設利用件数は増加している。共催・協力事業を引き続き実施していくとともに、新たな成果発表の場など、団体の活動意欲を向上させるための施策を検討していく。

【指標78】 区内各所のイベントに、認定した街かどアーティストを派遣し、身近に芸術に親しむ機会と地域の活性化を図っている。アーティストの認定は2年ごとに行っており、平成30年度に認定を受けたアーティストの登録団体数はほぼ横ばい状況である。

(2) 施策における現状と課題

◆昭和55年の文化財保護条例制定以来、平成29年度末現在の江東区登録文化財の件数は1,059件であり、これらのうち無形文化財である民俗芸能や伝統工芸分野では、後継（継承）者の育成が喫緊の課題である。そのため、民俗芸能・伝統工芸を広く区民に披露する機会を充実させ、まず広く区民に知ってもらう必要がある。また、文化財の保護活動は行政のみで行うには限界があり、6名の文化財専門員を中心に、文化財保護推進協力員や民間ボランティアなどの地域住民と協働し文化財保護に取り組むことで、文化財の大切さを広く区民にPRするとともに、地域の声に耳を傾けながら文化財保護に取り組んでいる。◆年間約100本に及ぶバレエ、クラシック、ジャズ、ポップス、落語など多彩なジャンルの公演を提供し、区民の多様なジャンルの芸術鑑賞の要望に応えるとともに、事業協力という形で区内アマチュア芸術文化団体の活動支援を行っている。新たな地域文化の創造については、「江東のくすみ」と称される「くすみ割り人形」のような、区芸術提携団体との連携による取り組みに力を入れている。今後の課題としては、「江東の」と称されるような区民参加型の質の高い芸術文化を芸術提携団体に限らず、区内アーティスト等との連携も含めて創造していく必要がある。また、江東区の芸術文化の殿堂としての江東公会堂の対外的な認知度を高める取り組みを行う必要がある。◆地域文化施設及び歴史文化施設については、観光拠点である深川東京モダン館や亀戸梅屋敷、地域と連携し、対外的に認知度を高めていく取り組みを行う必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆区民が民俗芸能等を体感できるような公開の場を新たに創出し、本区の歴史や伝統文化に対する理解を深め、区民の文化財保護の意識の醸成を図る。◆地域の文化財保護活動のリーダーである「文化財保護推進協力員」を養成する講習会を充実させ、地域に根ざした文化財保護活動のより一層の推進を図る。◆歴史三館においては採算性・効率性はもとより、地域団体等との連携を強化し、地域に愛される施設運営を目指す。また、平成32年度「奥の細道」サミット総会開催や「奥の細道」日本遺産登録、「俳句」ユネスコ無形文化遺産登録推進協議会の加盟自治体等との活動を通して「俳句」や「芭蕉庵」をはじめ歴史文化資産の魅力を全国に発信していく。◆区内アーティスト及び東京シティ・バレエ団、東京シティ・フィルハーモニック管弦楽団芸術提携2団体等との連携を強化し、次世代の芸術の担い手を育てるため、ジュニアバレエ団、ジュニアオーケストラ、少年少女合唱団の合同公演を実施する。区内小学校を芸術提携2団体のアーティストが出張訪問しアウトリーチ・コンサートなど次世代育成事業を拡充する。また、福祉施設に向いてのアウトリーチ・コンサートを実施し、芸術文化の社会包摂プログラムを推進する。◆多彩なジャンルの芸術文化を提供するとともに、バレエとオーケストラという他自治体にはない芸術提携の強みを活かして、「オーケストラwithバレエ」のような質の高いユニークな取り組みや、プロアーティストとの協働・連携による質の高い区民参加型の芸術文化「真夏のレクイエムこうとう」などをアピールし、江東公会堂の存在価値を高めていく。

◆平成27年度に新たにオープンした豊洲文化センターのホールを活かし、区民参加型の公演を実施するなど、新しい地域文化を創造していく。

◆東京2020オリンピック・パラリンピックを見据え、地域文化施設、併設記念館及び歴史文化施設のほか、深川東京モダン館、亀戸梅屋敷及び旧中川・川の駅と連携し、日本の伝統文化を発信する事業を展開していくことにより、地域の活性化を図っていく。

7 二次評価《区の最終評価》

- 施策を実現するための3つの取り組みに対する区民ニーズの把握方法について、さらなる検討を行う。
- 各取り組みの意義や、区民メリットの一層のPRに努める。
- 観光事業やスポーツ事業など、他分野の施策と連携を図り、効果的な取り組みに努める。
- 個々の歴史文化関連施設について、効果的なPR活動を展開するとともに、利用実態を分析し、更なる効率性・採算性の向上策を検討する。

施策 21 地域資源を活用した観光振興	主管部長(課)	地域振興部長(文化観光課)
	関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿
江東区の魅力が十分に発信され、区内外からの観光客で賑わっています。また、区民におもてなしの心が醸成され、観光客が満足して何度も訪れ、商店街など地域経済が活性化しています。

2 施策を実現するための取り組み	
①観光資源の開発と発信	地域が持っている魅力を活かしながら、水辺を活用した観光を推進するなど、新たな観光資源の開発に取り組みます。また、ホームページなどあらゆる媒体を活用し、区と区民一体となって区の魅力をPRします。
②観光客の受け入れ態勢の整備	観光拠点施設等の整備や交通利便性の向上及び観光バリアフリー化の推進に取り組みます。また、おもてなしの心を持つ観光ガイドを養成するなど、人材の育成に取り組みます。
③他団体との連携による観光推進	他自治体・観光関連団体などとの連携により、新たな観光メニューづくりやシティプロモーションなど観光施策を幅広く推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」(平成26年6月)では、2020年に向けて訪日外国人旅行者数2,000万人を目指すこととしていたが、平成27年の訪日外国人旅行者数が1,974万人に達し、平成28年3月には「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において2020年の訪日外国人旅行者数の目標を年間4,000万人とすることを決定した。観光を巡る環境の変化に迅速かつ的確に対応していくため、都で平成30年2月に策定された「PRIME 観光都市・東京～東京都観光産業振興実行プラン2018」や「東京都長期ビジョン」(平成26年12月)においても観光振興に対する取り組みの強化が謳われている。 区においても、平成23年3月に策定した「江東区観光推進プラン」を見直し、観光を取り巻く社会情勢の変化等を反映させた「江東区観光推進プラン(後期)」を平成28年3月に策定した。 臨海部においては、集客力の高い商業・アミューズメント施設や東京ゲートブリッジなどランドマーク性の高い建物が建設され、本区への観光客の増加が見込まれる。 2020オリンピック・パラリンピックの開催都市が東京に決定した。 観光による地域経済活性化の期待が高まっており、本区観光資源の有効活用が求められている。また、内外に向けた効果的な観光情報の発信とPRが求められている。 平成30年3月に「江東区観光推進体制強化検討会」において、一般社団法人江東区観光協会の体制強化(組織及び情報発信の一元化)に向けた方針が明示された。 	<ul style="list-style-type: none"> 観光客誘致による地域経済の更なる活性化が求められる。 観光資源の効果的な活用と、国内外に対する積極的なPRが求められる。 新たな観光スポットを活かし本区観光行政の充実を図る必要性が高まる。 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、海外からの観光客の増加が見込まれ、その対応が求められる。 臨海部開発の進捗により、今まで以上に臨海部と内陸部との観光資源を結んだ周遊性と東京スカイツリー等からの観光客の区内への誘客が求められる。 区内外に向けた情報発信として、区の魅力を分かりやすく紹介する観光案内マップ、観光ホームページ等PRツールの充実、整備が必要とされる。 都や中央区などの東京湾隣接区では、観光資源としてだけでなく交通戦略の一環として水辺空間の活用、舟運の活性化、新規航路の設定の検討が進み、運航されている。 東京2020オリンピック・パラリンピックの終了後や豊洲市場開場後も、施設の利用や周辺地域の開発など江東区に訪れる人の増加が見込まれる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業
区内のオリンピック競技施設等に関する情報は、観光情報として、内外の観光事業者やメディア関係者から区の発信が求められていくことが予想されるが、エンブレム・デザイン同様、IOC及びJOCの情報管理により、区独自の観光情報の一部として発信することには厳格な規制がかかることが懸念される。

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
79	魅力的な観光資源があると思う区民の割合	%	71.6	73.8	71.5	72.2			75	文化観光課
80	江東区内の主要な観光・文化施設への来場者数	千人	1,442 (25年度)	1,988	1,592	1,593			2,000	文化観光課
81	観光情報ホームページへのアクセス件数	件	96,472 (25年度)	242,519	295,409	337,809			300,000	文化観光課
82	観光ガイドの案内者数	人	3,686 (25年度)	5,268	4,681	5,677			6,000	文化観光課
83	地域や他の観光関係団体等と連携して展開した事業数	件	34 (25年度)	42	51	54			50	文化観光課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標80：2,161 指標81：252,808 指標82：3,547 指標83：43

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	217,037千円	190,252千円	230,199千円	228,685千円
事業費	166,467千円	144,902千円	168,546千円	176,922千円
人件費	50,570千円	45,350千円	61,653千円	51,763千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標79】平成28年度から平成29年度は微増しており、今後も、神社・仏閣等の史跡や、臨海部を中心とした大規模娯楽施設など、多様で魅力のある観光資源を、区内外に向け情報発信していく。

【指標80】東京都現代美術館が大規模改修工事のため、平成28年5月から休館している状況であるが、他の施設の利用者数増により平成29年度と同水準を保っている。来場者の増に向けては、新規の来館者と同様にリピーターの確保も重要であり、各施設とも、常設展示のほかイベントや企画展などにより来場者の確保に取り組んでいる。

【指標81】ホームページへのアクセス件数は、平成25年度に江東区観光協会のホームページが開設されたことにより大幅に増加した。平成29年度は、平成28年度に対し、4万件以上伸びており、今後も江東区観光協会ならではの魅力的な情報発信を行い、目標値の達成に向けて取り組んでいく。

【指標82】観光ガイドの案内者数は、平成29年度は平成28年度に対して約1,000名増である。今後も、より一層マスメディア等も活用して、情報発信を強化することで、ガイドツアーの周知を図り、集客に結び付けていく。観光ガイドについては、区民団体との協働事業であり、観光ガイドの養成は区及び文化コミュニティ財団が行っており、それぞれの役割のもと観光ガイド事業の充実に取り組んでいる。

【指標83】平成29年度は目標値を上回っており、今後も、区と江東区観光協会はそれぞれの役割のもと、各関連団体と連携して事業に取り組んでいく。

(2) 施策における現状と課題

◆区は、神社・仏閣等の史跡や、臨海部を中心とした大規模娯楽施設など、多様な観光資源に恵まれ、観光地としての魅力を十分に備えており、その資源を十分に活かす体制を構築する必要がある。今後、観光客の総合的な受け入れ態勢の整備や一体的な情報発信の強化など、観光事業に対する戦略的、体系的な施策の推進が求められている。◆東京スカイツリーなど、全国からの観光客に対し本区の魅力を伝え、区内へ誘客することにより地域経済の活性化を図るとともに、区民の区への愛着を高め、持続的な地域振興につながる観光事業の推進が求められている。◆観光振興による地域経済の活性化には、新たに整備された観光拠点の活用とともに、既存の観光施設などの物的資源や文化観光ガイドなどの人的資源を有効に活用した施策の展開が求められる。そのためには、観光施策全体の中で、各事業の役割・位置付けを明確にし、目的の達成に向けて総合的かつ計画的に事業を実施する必要がある。◆平成25年に設立した江東区観光協会については、観光振興について区との役割分担・連携を明確にし、更なる観光推進の充実が求められている。◆観光キャラクターを利用したマスメディアへの露出や観光PRブースの出展の機会も増えているが、観光PR及び区の知名度・イメージ向上に資する取り組みとなっているか、その効果測定が求められる。◆東京都主導による東京湾岸における舟運事業の活性化が進められており、都内随一の水辺空間を誇る本区として、水辺の活用、舟運航路の事業化可能性について主体的に具体的なビジョンを描き、発信していく必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆観光推進プランに基づき、区が持つ多様な物的・人的資源や水辺などの地域特性を活かした総合的かつ計画的な観光施策の展開を図る。◆水辺の活用、舟運航路の事業化可能性については、河川管理等行政の関係機関、舟運事業者、水辺利用関係NPOなど多様な関係者間の協働により、実現性継続性のあるビジョンを検討する。◆観光振興には地域活力が重要であるため、観光協会・NPOなどの観光関係団体の支援・育成の充実を図るとともに、これらの団体や企業との連携・協働による観光推進体制の強化に取り組む。◆観光振興には、経済活性化に加え、区民の地域に対する愛着と誇りを醸成することに大きな意義があると考えるので、区民が地域の魅力、資源を再評価し、地域の文化をより理解できるよう施策に取り組む。◆区内には全国的にも有名な観光地域が点在するが、区としての知名度はあまり高いとはいえない。戦略的・総合的な観光事業の推進により、区の知名度向上を図り、各地域のイメージやブランド力を高めていく必要がある。これらの地域イメージ・ブランド力の向上は、リピーターによる継続的な来訪が期待されるばかりでなく、本区への転入・定住の志向が高まることも期待される。◆豊洲市場や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催など、臨海部に多く来訪する観光客に対し、東京都及び関係部署、江東区観光協会との連携のもと、インバウンド（外国人観光客）への対応、区内を周遊させる観光メニュー作りと、交通手段の確保・充実に取り組む。◆東京スカイツリーや浅草など東京東部の下町エリアへの関心の高まりに対し、近隣区と連携した観光客の誘客に取り組む。

7 二次評価《区の最終評価》

- ・江東区観光推進プランに基づき、東京2020オリンピック・パラリンピックを見据え、情報発信の強化、観光人材の育成、外国人対応の強化等、観光推進の基盤を強化する。
- ・区と江東区観光協会の役割分担を明確にし、さらなる観光振興に資するべく、区民や多様な関係機関も含めた連携強化を図り機能的に事業を実施する。
- ・区民ニーズを捉え、区民の地元への愛着心を醸成することで、観光事業をより盛り上げていく方法を検討する。

施策 22 健康づくりの推進	主管部長(課)	健康部長(健康推進課)
	関係部長(課)	健康部長(保健予防課、城東保健相談所、深川保健相談所、深川南部保健相談所、城東南部保健相談所)

1 施策が目指す江東区の姿

区民が健康に関心を持ち、疾病を予防し、自ら健康づくりに取り組める環境が整備されています。

2 施策を実現するための取り組み

①健康教育、健康相談等の充実	健康増進計画及びがん対策推進計画に基づいて、「食と健康」、「がん対策」、「歯と口の健康」、「親子で健康づくり」を進めます。また、精神保健相談や難病相談などの各種健康相談を行うとともに、健康に関する情報の整備・発信を行います。
②疾病の早期発見・早期治療	各種がん検診や健康診査の受診率・精度管理の向上に努め、検(健)診の結果、精密検査を要する人に対しては継続的な支援・指導を行います。また、各種検(健)診データを活用し、効果的な検(健)診実施体制の整備を図ります。
③食育の推進	食育推進計画(第二次)に基づいた食教育等を実施します。また、関係部課や関係団体との連携を図るとともに、食育の日・食育月間の普及啓発に取り組みます。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・国は24年7月に健康日本21(第2次)を、都は25年3月に東京都健康推進プラン21(第2次)を定め、両者ともに、総合的な目標として「健康寿命の延伸」及び「健康格差の縮小」を掲げた。そしてその実現のため、生活習慣病の改善及び発症予防、健康を支える社会環境の整備の推進等が盛り込まれた。 ・区民健康意識調査(29年度)の結果、「自分の健康に関心がある」という回答は84%、「メタボリックシンドロームを知っている」という回答は94%とともに高いが、「普段の生活習慣をよいと思う」という回答は5割に満たないことから、意識、知識と行動の間に乖離があることがうかがわれる。 ・28年12月にがん対策基本法が改正され、企業ががん患者の雇用継続への配慮に努めることや、国や地方公共団体へがん教育の推進を新たに求めること等が追加された。 ・29年10月に第3期がん対策推進基本計画が閣議決定され、がん検診の目標値の引き上げや、緩和ケア・就労支援等の「がんとの共生」が目標とされた。また、都のがん対策推進計画(第二次改定)(30年4月)では、「科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実」「患者本位のがん医療の実現」「尊厳を持って安心して暮らせる地域共生社会の構築」が示された。 ・国は、28年3月に第3次食育推進計画を策定し、食体験や共食の機会を充実させることが重要とし、健康寿命の延伸につながる食育の推進を目指している。 ・受動喫煙による健康被害への関心が継続して高い傾向にある。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会向け、受動喫煙の減少を目指した健康増進法の改正や東京都受動喫煙防止条例(仮称)の制定が議論されている。 ・19年6月に自殺対策基本法が制定された後、国・都・区が総合的に自殺対策基本法に基づく自殺対策を進めたことや、社会経済情勢における好転の兆しなどから、自殺率は低下傾向にある。 ・28年3月に自殺対策基本法が改正され、市区町村に「自殺対策計画の策定」が義務付けられた。 ・精神疾患の患者の増加により、精神保健相談の内容が多岐にわたってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防、がんの早期発見・早期治療、こころの健康問題に対し、区民の関心や要望が高まる。 ・生涯にわたり健康に暮らしていくため、検(健)診の受診勧奨等の意識啓発及び生活習慣病予防の重要性が、更に増してくる。 ・健康づくりの効果を向上させるためには、個人や家族・家庭単位での支援とともに、学校・職場等の生活の場や、地域コミュニティにおける健康増進活動への支援が必要となる。 ・健康づくり・食育・がん対策の施策の充実等によって区民の健康寿命の延伸が図られ、健康格差の縮小が期待される。 ・国の「がん対策推進基本計画」に掲げられたがん検診の目標受診率50%(精密検査受診率は90%)を達成するためには、一層の意識啓発が必要となる。 ・食に関する情報がますます氾濫する中、正しい知識を選択することが困難になってくる。健康寿命の延伸につながるため、個人にあった食を選択するとともに、実践する力が必要となってくる。 ・受動喫煙の健康被害についての対策がより一層必要となる。 ・自殺対策のさまざまな取り組みにより、区民の自殺率の低下が期待される。 ・うつ等精神疾患の増加に対し、本人のみでなく周囲の気づきやストレス対処法などによるこころの健康づくりが重要になってくる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
84 自分は健康だと思える区民の割合	%	69.4	71.1	73.0	72.0			75	保健予防課
85 運動習慣のある区民の割合	%	49.1	48.9	52.0	51.1			55	健康推進課
86 ストレス解消法を持たない区民の割合	%	20.8	22.8	23.7	22.6			15	保健予防課
87 この1年間に健康診断を受けた区民の割合	%	80.5	81.0	83.2	85.5			85	健康推進課
88 8020（ハチマルニイマル）を目指している区民の割合	%	45.3 (26年度)	62.7	78.1	80.8			80	健康推進課
89 バランスの良い食生活を実践している区民の割合	%	62.0	61.4	60.2	64.5			78	健康推進課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標88：60.7%

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	3,561,420千円	3,094,643千円	3,490,369千円	3,482,815千円
事業費	3,107,508千円	2,688,244千円	2,984,629千円	2,975,431千円
人件費	453,912千円	406,399千円	505,740千円	507,384千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

◆本区では、「健康増進計画」「がん対策推進計画」の策定及び「食育推進計画」に基づく積極的な施策の展開を図りながら健康づくりの推進に努めている。

【指標84】自分は健康だと思える区民の割合は、健診や講演会等を通じ、健康の維持増進に関する普及・啓発を行っているが、横ばい傾向である。今後も積極的な取り組みが必要である。

【指標85】運動習慣のある区民の割合は、総合的な健康づくり・体力づくり事業を健康センター等で実施しているが、ほぼ横ばい傾向であった。区民の自発的な運動習慣を促進するため、29年度に「江東区ウォーキングマップ」を作成した。

【指標86】ストレスの解消法を持たない区民の割合は、うつ予防、心の健康の重要性の普及・啓発に取り組んでいるところであるが、横ばい傾向であり、今後も積極的な取り組みが必要である。

【指標87】この1年間に健康診断を受けた区民の割合は、健康づくりへの意識啓発に努めるとともに、未受診者へ個別に受診勧奨を行う取り組みにより、目標を達成した。引続き受診割合の向上に取り組んでいく。

【指標88】8020を目指している区民の割合は、歯と口の健康週間事業や8020表彰などに取り組んできた結果、目標を達成したが、引続き積極的な取り組みを行っていく。

【指標89】バランスの良い食生活を実施している区民の割合は、食と健康展や食と健康づくり事業などを実施した結果、29年度は増加した。今後も積極的な取り組みが必要である。

(2) 施策における現状と課題

◆区民の健康づくりへの意識変化や健康づくりの環境変化に対応するとともに、各種検（健）診データを活用した課題の分析とその結果の施策への反映によって、自助・共助・公助による健康づくりの推進などの施策の展開を図る必要がある。◆全がんの75歳未満年齢調整死亡率（*）が23区内で男性3位、女性2位（平成27年）と高く、健康寿命が23区平均より低いなどの区独自の健康課題の解消に向け、積極的な施策の展開を図る必要がある。◆国民の二人に一人が一生の間に一度はがんにかかる時代であることから、区民一人ひとりががんに関する正しい知識を身につけ、がんと向き合っていけるよう、がんに関する施策を総合的に推進する必要がある。◆がん検診・健康診査の受診率向上のため、検（健）診期間の延長と個別通知の統一化及び健診会場の拡大具体的取り組みを実施してきているが、更なる検診体制の整備等一層の充実が求められている。◆8020達成者が増えるなか、70歳以上の高齢者の歯周病の問題が顕在化している。◆食の多様化が進み、栄養の偏りや食生活の乱れなどから、生活習慣病の増加が予想される。特に、中高年の男性に肥満の傾向が見られる一方、思春期女性を中心とした若年層にやせ過ぎの傾向が見られ、健全な食生活の維持が難しい。◆食と健康に対する関心は高いが、実践面での改善行動につながっていない。◆区民の自殺率は低下しているが、こころの健康の重要性の普及・啓発に積極的に取り組む等、総合的な精神保健対策の更なる継続が求められている。
*75歳以上の死亡を除くことで壮年期死亡の減少を高い精度で評価できるよう年齢構成を調整して算出した死亡率

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆江東区健康増進計画・がん対策推進計画・食育推進計画について、現計画の最終評価及び29年度の区民健康意識調査の結果等を踏まえ、がん対策推進計画及び食育推進計画を内包した、新たな健康増進計画を30年度中に策定する（計画期間：平成31年度～35年度）。◆新計画の推進に際しては、各種検（健）診データの活用や、健康づくりをサポートする人材の発掘・育成など取り組みを進める。◆健康づくり事業に関連し、健康維持や生活習慣病予防などに効果的である運動の実践・啓発を、健康センターの指定管理者である健康スポーツ公社とさらに連携を図っていく。◆がん対策についても新計画に基づき、がんに関する施策を総合的に推進していく。◆国の子宮頸がん・乳がん検診推進事業を引き続き行う。◆検（健）診の受診率及び精密検査受診率の向上を図るため、受診に関する利便性の向上をめざし、更に検（健）診の充実を図っていく。◆今後も8020表彰など8020運動の普及・啓発に積極的に取り組んでいくとともに、高齢者の口腔機能の維持・向上に対応すべく、歯科保健事業の見直しを行い、区民ニーズにより合致した効率的・効果的な施策を展開する。◆実践中心の行動変容につながる講習会を積極的に実施するなど、全ライフステージにおいて自ら取り組める「食育の実践」に向けた施策を展開する。◆栄養指導について出生児に対するサービスに比べ、産後ママの個別ケアが不足している。母子事業として「母親栄養相談（アンケート）」を行い、個別に具体的な食事のアドバイスを行っていく。◆食品表示法（27年）施行による加工食品の栄養成分表示の義務化（32年）に伴い、健康づくりに役立つ健康食品等の商品選択の消費者教育や事業者への啓発・相談を行う。◆こころの健康に関する講演会などの啓発活動及び相談支援体制の充実を図る。◆受動喫煙の健康被害については、国や都の動向を注視しつつ、施策を模索する。

7 二次評価<<区の最終評価>>

- ・区民が「自ら健康づくりに取り組む」意識を高めるために、関係機関と連携し、様々な場面で効果的な啓発活動に取り組む。
- ・区民の健康意識、ニーズ等を把握・分析し、施策の実施を図るとともに、取り組みの成果を明らかにする。
- ・「自助・共助」の観点から、区民や民間団体との役割分担を明確にした上で、協働を活かした健康づくりの取り組みを検討する。

施策 23	感染症対策と生活環境衛生の確保	主管部長(課)	健康部長(保健予防課)
		関係部長(課)	健康部長(健康推進課、生活衛生課)

1 施策が目指す江東区の姿

区民の生命や健康を脅かす健康危機に対して迅速かつ適切に対応し、生活環境衛生の確保を図ることにより、区民が快適で安全・安心に暮らせる環境が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①健康危機管理体制の整備	新型インフルエンザ等の健康危機に確実に対応するため、都と連携して医療体制を整備するとともに、関係機関と連携し訓練を実施する等、発生時の対応に万全を期します。また、日頃より区民及び医療機関に対し最新情報の提供を行い、感染症に関する正しい知識の普及・啓発に取り組みます。
②感染症予防対策の充実	乳幼児や高齢者を対象とする定期予防接種の確実な実施により、感染症のまん延を予防します。また、関係部署との連携により学校や高齢者施設などを通じ、感染症予防に関する普及・啓発活動を強化するとともに、結核対策やエイズ対策に引き続き着実に取り組みます。
③生活環境衛生の確保	食品関係営業施設及び薬局、理・美容所などの生活環境衛生施設への監視指導に加え、豊洲新市場など臨海部における新たな大規模複合施設等に対する事前指導、監視指導を徹底します。また、講習会等を通じて、区民の生活環境衛生に関する正しい知識の普及を図るとともに、迅速な情報提供を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、江東区新型インフルエンザ等対策行動計画を作成した(平成26年11月)。 ・西アフリカにおけるエボラ出血熱の大流行、70年ぶりのデング熱国内感染、ジカ熱等、新たな感染症への対応が必要となっている。 ・社会福祉施設等でのノロウイルス感染症・食中毒等の発生の増加、企業での風しんの流行など、集団内での感染症のまん延が問題になっている。 ・結核の罹患率は先進国の中では未だに高水準である。 ・平成27年3月、世界保健機関により、日本は麻しんの排除状態にあることが認定された。その後は、海外からの帰国者等を発端とした麻しんが発生している。 ・平成28年10月より乳幼児を対象とするB型肝炎ワクチンが法定化される等、近年、法定化される乳幼児対象のワクチンの種類が増え、接種スケジュールが過密化している。 ・感染症等を媒介する衛生害虫等の生息域が拡大している。 ・犬の登録件数が増加しており、登録及び狂犬病予防接種の着実な実施が求められる。 ・薬事関係施設に関し、都から事務移管が行われている。 ・最近5年間で、外国人観光客数は、2倍以上に増加している。 ・食品関係・環境衛生営業施設が、南部地域を中心に増加している。 ・食品を取り扱う大規模イベントが増加している。 ・食肉の生食による食中毒が社会問題化し規制が強化された。 ・食品の異物混入事件が数多く報道された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥インフルエンザから病原性が高い新型インフルエンザへの変異が危惧され、国際的な人の移動の活発化に伴い、未知の感染症が発生した場合、世界的な大流行となる可能性がある。 ・保育施設や高齢者施設等の増加により、様々な感染症の集団発生のリスクが高まる。 ・平成32年の青海の客船ターミナル開業による、外国からの多数の大型客船の入港や、東京2020オリンピック・パラリンピック開催などにより、海外からの感染症の流入の危険性の増大が想定され、感染症対策の強化充実が必要となる。 ・外国人や高齢者の結核発症の増加が想定される。 ・今後も定期化される予防接種の種類が増加される。 ・蚊など衛生害虫等によって、感染症が新たに起きる可能性がある。 ・近年、狂犬病の発生がないことから、予防注射の必要性が理解されず接種率が低下する恐れがある。 ・制度の見直しにより、医薬品の販売方法や施設運営への対応が求められる。 ・簡易宿所等、外国人観光客が利用する宿泊施設の相談・申請が増える。法令の改正による新たな施設も増える。 ・南部地域の発展に伴い、食品関係・環境衛生営業施設がさらに増加する。 ・短期間に営業するイベントへの食品衛生対策強化の必要性が増す。 ・カンピロバクターやノロウイルスによる食中毒の発生及び異物混入等の苦情・相談の増加が引き続き懸念される。 ・HACCPによる食品管理の義務化等規制が強化されるので、各営業者へ衛生管理手法等について啓発する必要がある。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
90	手洗い・うがい・咳エチケットを励行している区民の割合	%	64.9	63.7	60.7	68.7			80	保健予防課
91	予防接種率（麻しん・風しん1期）	%	95.8 (25年度)	96.7	97.8				98	保健予防課
92	結核罹患率（人口10万人当たり）	人	20.5 (24年)	18.2 (27年)	17.3 (26年)				15	保健予防課
93	環境衛生営業施設への理化学検査の不適合率	%	4.4 (25年度)	2.3	2.6	3.2			4	生活衛生課
94	食品検査における指導基準等不適合率	%	3.5 (25年度)	2.8	2.4	3.0			3.5	生活衛生課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標91：100 指標92：16.6 指標93：3.1 指標94：3.6

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	2,507,032千円	2,221,529千円	2,523,207千円	2,501,396千円
事業費	1,998,935千円	1,766,186千円	1,992,016千円	1,960,819千円
人件費	508,097千円	455,343千円	531,191千円	540,577千円

6 一次評価<<主管部長による評価>>

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標90】手洗い・うがい・咳エチケットの励行という感染症予防のために有効な行為は、その時点の感染症発生・流行状況に大きく左右される。

【指標91】予防接種率は、ここ数年95%以上を保ち、平成26年度には数値上は100%となったが、予防接種率の算出は、対象者と接種完了者が必ずしも一致しないため、未接種者が存在する。平成26年度に一人ひとりの子どもに合わせた予防接種スケジュールを配信する予防接種情報提供サービス「予防接種ナビ」を開始する等、引き続き未接種者への積極的な接種勧奨をはかっている。

【指標92】結核罹患率については、徐々に減る傾向を見せているものの、未だ目標に届いていない。

【指標93】環境衛生営業施設への理化学検査の不適合率は、検査の時期等により不適合数が異なり、目標値を下回っているものの、変動がある。

【指標94】食品検査における指導基準等不適合率は、検査件数により異なるが、目標値を下回って変動している。

(2) 施策における現状と課題

◆デング熱・ジカ熱等の海外からの新たな感染症の国内発生、ノロウイルス等の集団発生、食の安全等の不安が高まる中、生命と健康を自ら守ることの重要性を区民は気にかけている。マスクの着用、手洗いの徹底など感染症予防に関する知識、及び各々の疾患に関する正しい知識の普及啓発が常に必要である。◆法定予防接種の未接種者への接種勧奨等、引き続き予防接種率向上へ向け、着実に対応していくことが必要である。◆結核は過去の疾患である、との間違った認識から症状があっても受診しない患者、咳や痰等の症状があっても結核を疑わず診断に至らない医療機関が問題となっている。そのため、有症状受診の徹底や、医療機関での確実な結核診断についての、普及・啓発が必要である。◆臨海部では、数多くのイベントが催され大勢の来場者がある中、食中毒の発生が危惧され、また食品への異物混入等に関する報道が増え、区民の「食の安全・安心」への関心は高い。◆営業者への適正な対応が求められている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆平成26年11月に作成した江東区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、未知の感染症の発生時は速やかな対応ができるよう平時から万全な体制を整えておく。◆区民一人ひとりが正しい知識を持ち、自覚と予防の実践が図られるよう、感染症予防に関する区民への一層の知識の普及に努め、今後も引き続き、保育園や高齢者施設など集団施設での感染予防策の普及啓発活動を中心に、感染予防の重要性を区民に周知していく。◆新たに法定化が検討されている予防接種もあり、今後も国の動向を注視しながら、円滑に導入していく。◆結核の罹患率低下のため、早期発見による確実な治療の実施、発生時の接触者健診の充実等を引き続き確実に実施していく。◆飲食店を始めとした生活衛生関係営業施設に対する効率的かつ効果的な監視指導及び消費者への正しい知識の普及を図っていく。

7 二次評価<<区の最終評価>>

・強毒性新型インフルエンザ等の健康危機への対策について、関係機関との連携を密にするなどにより、危機発生時には的確に対応できるよう準備を行う。

・感染症等の区内における発生等の情報を的確に把握し高齢者や障害者、外国人を含む全ての区民に速やかに情報提供できる基準と仕組みづくりを検討するとともに、感染症予防策に関する知識の普及啓発に引き続き取り組む。

・豊洲新市場や東京2020オリンピック・パラリンピック競技施設等の整備に対し、的確な対応を図り、引き続き安全な生活環境衛生の確保に取り組む。

・東京2020オリンピック・パラリンピック開催や観光振興に伴う外国人旅行客の増加に対し、感染症予防策の徹底や宿泊施設等、生活環境衛生の確保に取り組む。

施策 24 保健・医療施策の充実	主管部長(課)	健康部長(健康推進課)
	関係部長(課)	健康部長(生活衛生課、保健予防課、城東保健相談所、深川保健相談所、深川南部保健相談所、城東南部保健相談所)、こども未来部長(子育て支援課)

1 施策が目指す江東区の姿

安全で安心かつ質の高い医療体制を確保するとともに、区民がライフステージやライフサイクルに応じた保健・医療サービスを受けられる環境が整備されています。

2 施策を実現するための取り組み

①保健・医療施設の整備・充実と連携の促進	高まる在宅医療に対するニーズにこたえるため、医師会等関係団体と協力し、在宅医療体制の充実を図るとともに、医療機関及び介護事業者等による連携を推進します。また、診療所等に対する医療安全情報の提供や監視指導を推進するとともに、人口増加の著しい南部地域における保健施策の充実のため、保健相談所の拡充を図ります。
②母子保健の充実	乳幼児の発育発達状況の確認、疾病や障害の早期発見、早期支援等、母子保健の根幹となる施策を医療機関や療育機関等、関係機関との更なる連携強化により確実に実施します。また、孤立した子育て等により育児支援を必要とする親が多いことから、虐待予防の観点からも新生児産婦訪問の確実な実施、乳幼児健診や発達相談等における専門相談の充実を図り、妊娠から一貫した母子保健施策を推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年6月医療介護総合確保推進法が施行され、高度急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた適切な医療を、地域において効果的かつ効率的に提供する体制づくりが求められ、平成30年4月までに、すべての区市町村が、医療と介護の連携事業を実施することとなった。 平成26年医療法が改正され、地域にふさわしい病床の機能分化・連携を推進していくため、都道府県は地域医療構想を策定することとなり、東京都は平成28年7月に策定した。 区民は受けた医療や治療の内容について、気軽に相談できる窓口を求めている。 東日本大震災以後、災害医療への関心が高まり、平成26年に、東京都は災害医療体制の見直しを行った。 平成26年3月、南部地域の人口急増に伴い高まる周産期医療や小児医療のニーズに対応するため、女性と子どもにやさしい病院として「昭和大学江東豊洲病院」を整備した。これにより、二次救急医療・周産期医療の提供や災害拠点病院としての機能が確保された。 南部地域の急速な開発等に伴い出生数が増加するとともに、初産年齢の高齢化に伴い低出生体重児等のハイリスク出産が増えている。 核家族化等により孤立した子育て世帯に対し、妊娠期からの継続した支援が必要である。 平成28年度から、厚生労働省の告示に基づき妊婦健診にHIV抗体検査及び子宮頸がん検診を追加した。 平成28年5月に発達障害者支援法が改正され、発達障害の早期発見、適切な発達支援、生活支援が求められている。 平成28年度に母子保健法が改正され、母子保健施策が乳幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資することが明記された。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後高齢者等の増加に伴い、病院と地域の医療機関の役割分担が進むことで、在宅療養に対するニーズが高まる。そのため、医師会等関係団体と協力した在宅医療体制の充実が求められている。 医療相談窓口寄せられる相談の内容は、今後一層多様化する。 昭和大学江東豊洲病院のNICU(新生児集中治療室)において、高度な新生児・周産期医療が提供されており、ハイリスク妊婦やNICUからの円滑な退院支援に係る地域医療連携の必要性などのニーズが高まる。 江東区の乳幼児数は南部地域を中心に増加傾向のまま推移することから、周産期医療や小児医療のニーズが高まる。 孤立して子育てをしている世帯に対し個々の状況に応じた支援が必要とされ、切れ目ない母子保健施策が望まれる。 発達障害児への発達支援や生活支援がより重要となってくる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
95	安心して受診できる医療機関が身近にあると思う区民の割合	%	70.2	69.6	72.8	76.1			75	健康推進課
96	乳児（4か月児）健診受診率	%	94.2 (25年度)	94.9	95.4	96.4			98	保健予防課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標96：95.4

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	1,544,491千円	1,364,503千円	1,595,160千円	1,615,830千円
事業費	1,014,729千円	890,170千円	1,026,081千円	1,044,764千円
人件費	529,762千円	474,333千円	569,079千円	571,066千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標95】安心して受診できる医療機関が身近にあると思う区民の割合は、増加傾向にあり、目標に達した。区内の動向では、平成26年に開院した昭和大学江東豊洲病院は、26年11月東京都災害拠点病院、27年9月東京都指定二次救急医療機関、27年12月周産期連携病院、29年8月地域医療支援病院に指定され、平成29年に大規模リハビリテーション専門病院が区内で開院した。

【指標96】乳児（4か月児）健診受診率は通増傾向にあるものの、医療機関での個別受診、外国籍や転入者の影響により期限までに健診が終了しない乳児が未受診となっている。未受診者に対し訪問等を通じ、個別受診勧奨を更に積極的にを行い目標値へ近づけていく。

(2) 施策における現状と課題

◆地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたり、多職種の連携等、在宅療養を円滑に行える体制づくりを進める必要がある。◆在宅医療に関する理解を促進するため、手引きの作成や区民学習会を開催している。◆区民からの医療相談には、医療機関からの説明が理解できず悩んでいる相談や苦情がある。◆昭和大学江東豊洲病院では質の高い周産期医療及び小児医療の提供、救急医療の提供や防災拠点病院としての機能が確保され、地域医療機関との連携も図られている。◆平成28年度から、区内4保健相談所において専門職による妊婦への面接及び医療機関等での産後ケアを開始し、妊娠期からの支援を充実させた。◆新生児・産婦訪問指導事業は、産後うつ病質問票の評価による産後うつ病の早期発見や、児童虐待の早期発見に果たす意義が大きくなっている。◆乳児健診は、疾病や異常の早期発見のみならず、育児支援や児童虐待の早期発見の場としても機能しており、核家族社会で果たす役割も大きくなってきている。◆発達障害の問題が明らかになりやすくとされる1歳6か月児を対象とする健康診査受診票の大幅な改定により、必要な支援を早期に開始できるようになった。また、学童期前までの母子保健対策をまとめた「母子保健事業の手引き」を作成し、地域との連携がより確実なものになるよう努めている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆在宅医療の推進については、三師会・訪問看護ステーション等関係機関及び市内連携を進め、地域包括ケアに資するよう在宅医療の施策を展開していく。◆区民の理解促進については、区民学習会やシンポジウム等を通じて在宅医療について広く啓発していく。◆医療的ケア児の支援に関しては、医師会と連携を図り小児の在宅医療を推進していく。◆医療相談窓口へ寄せられた相談や苦情を、医療機関を対象とした医療安全講習会で実例として挙げ、患者対応のさらなる向上を促している。今後も継続して患者と医療機関との信頼関係の構築に努めていく。◆昭和大学江東豊洲病院が地域医療の拠点病院として区民の安全安心を確保できるように、病院運営協議会等で必要な意見を述べていく。◆妊婦への面接及び産後の支援を通じ、出産・育児への不安を軽減し、安心して子育て出来る環境を整備していく。◆妊娠から出産、育児と一貫した母子保健施策を推進していくため、妊婦面接、新生児訪問、乳幼児健診等の結果の効率的な活用により、疾病の早期発見のみではなく子育て支援や産後うつ対策、児童虐待予防、発達障害児の早期発見・対応等に取り組んでいく。◆発達障害児対策については、医療機関関係者や保育士、幼稚園教諭等を対象に実施してきた「発達障害児対応研修会」を今後は保護者等を対象に実施する。

7 二次評価《区の最終評価》

・区内の医療保健ネットワークが十分機能するよう、昭和大学江東豊洲病院と一次医療機関や保健所等とが十分に連携し、実効性のあるネットワークづくりを推進する。

・母子保健施策については、関係機関や他部署との連携を緊密にし、疾病の早期発見や母子の孤立化防止、児童虐待予防等、妊娠から出産、育児と一貫した施策の推進に引き続き取り組む。

・在宅医療や母子保健に関する取り組みと、その窓口相談等について、区民への効果的な周知方法を検討する。

施策 25 総合的な福祉の推進	主管部長(課)	福祉部長(福祉課)
	関係部長(課)	福祉部長(長寿応援課、地域ケア推進課、介護保険課)、福祉推進担当部長(障害者支援課、塩浜福祉園)、健康部長(保健予防課)、こども未来部長(保育課)

1 施策が目指す江東区の姿

総合的な情報の提供や相談窓口の充実、生活支援サービスの拡充等により、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる環境が整っています。

2 施策を実現するための取り組み

①相談支援体制の充実・手続きの簡素化	総合的な相談窓口機能等を備えた高齢者を対象とした長寿サポートセンター(地域包括支援センター)や障害者を対象とした地域自立支援協議会の拡充を推進するとともに、保健所や民生委員等必要な機関との連携を強化します。
②在宅支援サービスの拡充	高齢者や障害者ができる限り自宅で生活できるよう、在宅支援サービスを拡充するとともに、介護予防事業に重点的に取り組むなど要介護状態にならないよう防止策を講じます。
③入所・居住型施設の整備・充実	高齢者地域包括ケア計画や障害者計画・障害福祉計画に基づき、特別養護老人ホームや障害者入所施設等の整備を着実に進めます。
④質の高い福祉サービスの提供	区報やパンフレット、ホームページ等多様な情報ツールを活用し、積極的な情報提供に努めます。また、福祉サービス第三者評価の受審を推進することにより、福祉事業者のサービスの改善・向上を図ります。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を目的として介護保険及び医療制度が改正された。 平成27年度からの介護保険制度の改正に伴い、地域支援事業の充実(在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議、生活支援サービスの充実強化)や、新しい総合事業の円滑な運営及びサービス提供者の拡充などきめ細かい対応が必要となっている。また、特別養護老人ホームの新規入所者が平成27年4月より原則要介護3以上に限定されたことなどから、在宅生活の継続に向けた体制づくりが求められている。 平成29年5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保を目的として、介護保険法等31本の法律が改正された。 介護保険の認定者数、施設及び居宅サービス利用者数を平成25年3月末と30年3月末で比べると、1.3倍、1.1倍、1.3倍となっており、介護サービスに対するニーズが高くなっている。 平成23年6月に障害者虐待防止法が制定され、平成24年10月に施行された。また、平成25年4月には、対象を難病患者等に拡大したほか、制度の谷間のない支援の提供等を目的として、障害者自立支援法が障害者総合支援法へと改正施行された。また、法施行後3年を目途とした見直しが行われ、新たな福祉サービス等が創設された。 平成25年6月に障害者差別解消法が制定され、平成28年4月に施行された。平成26年1月には障害者権利条約が批准された。 保育施設においては、第三者評価制度を積極的に活用し、情報提供を行うことで、区民が保育施設を選択する際の判断基準のひとつになっている。 区民の生活環境やライフスタイルに合わせた福祉サービスの提供や各種手続きの簡素化など利便性の向上が求められている。 平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> 区の高齢者人口は11万人を超え、増加傾向は今後も続く。介護予防事業により要支援・要介護状態の重度化の防止を図っているが、高齢者の加齢に伴い、要支援・要介護認定者及びサービス利用者が増加する。また、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯も増加し、地域社会全体で高齢者を支える総合的な支援の仕組みの強化が必要となる。 制度・分野毎の「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が分野を超えて、『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会を目指し、2020年代初頭の全国展開を目指す国の改革工程に沿って地域づくりが進められていく。 平成30年度からの介護保険制度の改正に伴い、平成30年8月より高額所得者の利用者負担の3割への引き上げ、平成30年10月より福祉用具貸与の上限額設定などが行われる。 新たなサービスの創設など、支援の充実を図る制度改正に対して柔軟な対応が求められる。 障害者差別解消法については、相談・紛争解決の体制整備や関係機関の連携に向けたさらなる取り組みが必要となるとともに、障害者の権利擁護促進が求められる。 障害者本人とその家族の高齢化により、障害者の特性に応じた多様な在宅サービスと、通所施設、入所・居住型施設の整備の要望がさらに強くなる。地域社会全体で障害者を支え、安心して生活できる総合的な支援・仕組みの強化が求められる。 福祉サービス第三者評価受審施設の増加により、福祉サービスの質の改善・向上が図られる。また、インターネット等から得られる評価結果を活用して自分に合ったサービス利用の検討ができる。なお、平成31年度から、地域密着型3サービスの受審補助率が他のサービスと同様に、現在の10/10から1/2に変更となる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
97 保健・福祉の相談窓口を知っている区民の割合	%	46	46.1	46.6	44.7			60	地域ケア推進課
98 要支援・要介護状態でない高齢者の割合	%	84.4 (25年度)	83.9	83.5	82.9			—	介護保険課
99 要介護1以上の認定者のうち、在宅サービス利用者の割合	%	65.5 (25年度)	68.1	68.0	67.8			—	介護保険課
100 入所・居住型の介護施設の定員数	人	2,575 (25年度)	2,588	2,716	2,716			2,811	長寿応援課
101 福祉サービス第三者評価受審施設数の割合	%	95.8 (25年度)	85.3	74.0	79.6			100	福祉課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したものの

【参考】26年度の指標値 指標98：84.2、指標99：67.3、指標100：2,588、指標101：78.3

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	47,101,130千円	45,372,295千円	50,989,841千円	53,370,656千円
事業費	46,176,254千円	44,543,534千円	50,013,624千円	52,388,191千円
人件費	924,876千円	828,761千円	976,217千円	982,465千円

※本施策の施策コストは、一般会計及び介護保険会計の合計である。

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標97】保健・福祉の相談窓口を知っている区民の割合は、ほぼ横ばいである。平成30年4月に冬木長寿サポートセンターをより多くの高齢者が訪れる深川ふれあいセンター内へ移転し、主に地域の高齢者に対してセンターの周知向上を図った。また、各長寿サポートセンターにおいても、独自の地域活動やPRにより、認知度の向上に取り組んでいる。

【指標98】高齢者人口の増加に伴い、加齢による要支援・要介護状態になる割合も増加傾向にあるため、指標値は微減状況が続いている。

【指標99】要介護1以上の認定者のうち、在宅サービス利用者の割合は7割に満たない値で推移している。地域包括ケアシステムの構築・介護サービスの多様化により、今後も在宅サービス利用者の割合は増加していくものと予想される。

【指標100】29年度は、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームの整備着手に向けた検討を進めたものの、入所・居住型の介護施設の定員数は2,716名のままとなった。

【指標101】受審率は前年度比5.6ポイント増加した。なお、平成29年度より認定こども園が受審対象として追加された。

(2) 施策における現状と課題

◆特別養護老人ホームは、区内に15か所整備が完了し、引き続き整備を進めていく方針である。平成30年3月末現在、入所待機者数は1,179人となっており、そのうち要介護3以上の人数は967人となっている。◆認知症高齢者グループホームは、民間事業者への建設費助成による整備の促進を図り、平成26年度に1か所竣工し、18か所となっている。◆要支援・要介護高齢者の在宅生活を支援するため、小規模多機能型居宅介護施設は、区内に4か所あるが、深川南圏域が未整備である。◆平成29年4月から長寿サポートセンターを区内21ヶ所に拡充し、体制変更に伴う積極的なPRをおこなったが、引き続き認知度の向上に取り組んでいく必要がある。◆平成25年度から地域ケア会議を、平成28年度から区民・医療・介護・福祉等の関係者による地域包括ケア全体会議を開催している。地域ケア会議では、抽出した地域課題を具体的な取り組みへ結びつけていくことが課題となっている。地域包括ケア全体会議では、「江東区版地域包括ケアシステム」の実現に向けて、多職種での連携体制の構築が課題となっている。◆介護予防事業については、平成28年度から認定者を除く高齢者全員を対象に介護予防対象者把握・啓発のための「いきいきセブンチェック」を作成したが、十分に活用されていないため、引き続き認知度向上に取り組んでいく必要がある。◆障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービスの対象が難病患者等にも拡大されたため、適切に対応していく必要がある。◆福祉サービスについては、パンフレットや区報、ホームページによる情報提供を行うとともに、サービス事業者に対する第三者評価の受審を促進し、その結果を公表してきたが、法的義務のない事業者の受審率が低い傾向にあることから、引き続き受審を勧奨し、質の高い福祉サービスを区民が利用できるよう努めていく必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆高齢者が住みなれた自宅や地域で、日常生活を営むことができるよう、多様な機能や対応が可能な介護基盤等を整備する必要がある。一方、施設整備は介護保険料の増加に影響するため、計画的に進める必要がある。◆区内15か所目となる特別養護老人ホームが平成28年11月に開設したが、引き続き、新規の施設整備計画の具体化に努めていく。◆認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設については、引き続き事業者参入を促す。◆介護保険制度の改正で、長寿サポートセンターに期待される役割がさらに大きくなるため、長寿サポートセンターの強化を図っていく。◆地域ケア会議については、引き続き地域課題の把握に努め、地域包括ケア全体会議を通じた具体的な施策提言をおこなっていく。◆総合事業の対象である高齢者に、有する能力に応じた柔軟な支援を行うことで自立意欲の向上を図り、地域で支援を必要とする他の高齢者の支え手となるよう、効果的な事業実施に取り組んでいく。◆障害者総合支援法に基づき、難病患者等も含め、より適切な障害福祉サービスを提供していく。◆質の高いサービスを安定して提供できるよう、福祉サービス第三者評価の受審を促し、事業者サービスの改善・向上を図る。また、平成31年度から、地域密着型3サービスの受審補助率が他のサービスと同様に、現在の10/10から1/2に変更となる。

7 二次評価《区の最終評価》

- ・福祉の推進にあたっては、長期的視点に立った施策の構築に取り組むとともに、目的・効果を精査した上で既存事業の整理・見直しを検討する。また、関係部署で連携をとり、施策全体としての事業展開に取り組む。
- ・各種福祉サービスについて区民ニーズの把握に努め、区民や民間団体との役割分担を明確にした上で、自助・共助促進のための仕組み、仕掛けづくりに取り組む。
- ・各種施設整備について、公有地の活用等を踏まえ、長期計画に掲げた計画の着実な実施を図る。
- ・福祉サービス第三者評価事業について、法的に受審義務のない事業者への受審促進に取り組み、施設全体のサービスの質の向上を図る。
- ・民生・児童委員制度の適切な運用を図りつつ、区民ニーズ及び地域特性に応じた相談支援体制の充実を推進する。
- ・各種法改正等の動向を踏まえ、必要な体制整備を図るとともに、実効性のある地域包括ケアシステムの構築を推進する。

施策 26 地域で支える福祉の充実	主管部長(課)	福祉部長(長寿応援課)
	関係部長(課)	福祉部長(福祉課、介護保険課)、福祉推進担当部長(障害者支援課)

1 施策が目指す江東区の姿

地域における福祉ネットワークが構築され、誰もが安心して暮らすことができ、区民の自主的な福祉活動を通じて、生きがいや交流の場づくりが進んでいます。

2 施策を実現するための取り組み

①高齢者の生きがいづくりと能力活用の支援	老人クラブ活動の育成・支援をはじめ、社会貢献活動、社会参加、健康づくり、仲間づくり等の活動を支援し、異世代との交流機会の提供に努めます。また、ボランティア活動やシルバー人材センターの充実、就業情報の提供などにより、高齢者の能力活用を推進します。
②福祉人材の育成	高齢者や障害者の福祉サービスを支える人材の確保を支援するとともに、シニア世代を含む福祉ボランティアの育成と活用を図ります。
③地域ネットワークの整備	地域住民やボランティア、民間事業者、地域包括支援センターなどの連携により、地域の見守りネットワークを整備するなど、年々増加するひとり暮らし高齢者や障害者等が安心して暮らせる仕組みを構築します。また、地域で支える福祉に対する区民の理解を深めるための意識啓発を推進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度は、サービス利用者の増加とともに介護給付費の伸びが著しいことから、制度の安定的・持続的な運営を図ることが重要な課題となっている。 ・すべての自治体が、平成29年度までに「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始した。 ・改正個人情報保護法が平成29年5月に施行され、5,000件以下の個人情報を取り扱う地域の見守り団体等も法の適用を受けることとなった。 ・事業の実施にあたり、事業者だけでなく、ボランティアやNPO等を含めた多様な主体による、交流サロンや安否確認、家事援助等の生活支援サービスの提供が求められている。 ・高齢者、現役世代、地域のそれぞれのニーズを把握し、地域資源の活用に結びつける役割をもつコーディネーターを配置し、多様な生活支援サービスを利用できる地域づくりを支援するための、協議体の設置が求められている。 ・障害者自立支援法が、平成25年4月に「障害者総合支援法」に改正された。 ・将来介護が必要になった際にどこで生活したいかを尋ねた調査では、一般高齢者で44.1%、二次予防対象者で42.1%、軽度要介護認定者で49.2%が「在宅」と回答し、要介護認定者に同様の質問をした結果、51.0%が「在宅」と回答しており、生涯を慣れ親しんだ住居で過ごすことを希望する高齢者が多い。 ・力を入れるべき高齢者施策を尋ねた調査では、「家族介護者の負担軽減」40.2%、「ひとり暮らし高齢者などを見守る地域づくり」が39.4%、「健康づくり・介護が必要にならないための支援」が38.4%と上位となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区の高齢者人口は11万人を超え、増加傾向は今後も続く。こうした中、ますます、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加が見込まれ、「自助」「互助」「共助」「公助」の推進と連携がより一層重要になってくるが、生活様式の多様化等により、これまで地域に培われてきた「互助」機能の低下が懸念される。 ・今後とも継続的に増加する介護需要に応え、所要の介護従事者を確保しなければならない状況が続く。介護従事者の処遇改善や潜在的な就労者の掘り起こしを不断に行っていかなければ、介護従事者不足のためサービス供給が不安定になる可能性がある。更に、平成27年度の介護保険制度改正により「新しい総合事業」が創設されたことから、それを担う介護人材、ボランティア等の確保がより一層重要になってくる。 ・生活の場を職場から地域に移すシニア世代が「自助」「互助」に積極的に取り組み活躍していくための仕組みづくり、コーディネーターによる調整が必要となる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
102	生きがいを感じている高齢者の割合	%	69.5	68.2	69.4	65.6			75	長寿応援課
103	福祉ボランティアの登録者数	人	6,877 (26年度)	6,873	6,259	6,133			8,134	長寿応援課
104	地域の中で家族や親族以外に相談し あったり、世話しあう人がいる区民の 割合	%	29.8	27.8	27.4	27.8			40	長寿応援課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標103：6,978

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	1,976,066千円	1,766,224千円	1,427,520千円	1,433,400千円
事業費	1,759,986千円	1,571,629千円	1,216,649千円	1,253,514千円
人件費	216,080千円	194,595千円	210,871千円	179,886千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標102】生きがいを感じている高齢者の割合が微減となっているため、より多くの高齢者が積極的に地域行事や社会貢献活動等に参加できるよう、継続的に支援していく。

【指標103】ボランティアの登録者数は減少しているが、ボランティア活動を推進するため、入門講座、養成講座、ボランティア相談、ボランティア団体への助成、及び児童・生徒のボランティア福祉体験学習等様々な事業を行い、ボランティア登録数の増加に繋げていく。

【指標104】地域とのつながりが希薄化している社会背景もあり数値が減少しているが、地域主体の高齢者見守り事業等を支援することにより、高齢者の社会的孤立を防ぐ。

(2) 施策における現状と課題

◆高齢者の健康づくり、生きがいづくりの場を確保するため、福祉会館・ふれあいセンターの改築・改修工事を順次行った。単なる居場所づくりだけでなく、介護予防活動や自主活動支援の地域拠点としていく。◆福祉人材の確保・育成のうち、人材確保については、「福祉のしごと 相談・面接会」の実施で就労に結びついた方が延251名おり、一定の効果が出ている。平成29年度より介護事業所等就労準備金助成事業を開始した。人材育成については、地域包括支援センターで介護支援専門員向け研修を実施している。さらに、平成24年度からは区内介護事業所の介護職員等を対象とした研修事業を開始し、平成29年度は15講座延524名が受講した。◆退職後のシニア層が趣味や生きがいづくり活動だけでなく、高齢者支援施策や「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の担い手として活躍できる場をつくる必要がある。◆ひとり暮らし等の高齢者が、住みなれた地域で生活するためには、高齢者見守りサポート地域活動の区内全域への拡大と、民間事業者との連携による見守り体制の構築が重要だが、個人情報への取扱いに対する過剰反応が阻害要因となっている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆平成26年度から福祉会館に指定管理者制度を導入した。平成31年度以降も民間事業者の創意を生かした施設運営を目指し導入の検討を継続する。◆福祉人材の確保・育成について、「福祉のしごと 相談・面接会」は、地域密着型の面接会として、関係団体（東京都福祉人材センター、江東区社会福祉協議会、ハローワーク木場）と連携して実施していく。また、介護職員向け研修の実施と就労希望者向けの就労支援を実施することにより、福祉人材の育成及び確保を図り、介護サービスの質の向上を目指していく。◆シニア層が地域における福祉の推進役として活躍できる体制を構築し、社会的役割を担うことにより、生きがい創出や介護予防につなげる。◆地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの一環として、平成25年度より「高齢者見守り協力事業者登録制度」を開始した。また、見守り協定を締結するなど、行政機関と住民組織による見守りだけでなく、民間事業者との連携強化を推進する。

7 二次評価《区の最終評価》

- ・法改正等による動向を踏まえながら、福祉人材の確保、人材の定着を推進し、福祉サービスの質の向上に努める。
- ・地域における福祉ネットワークについて、区民ニーズの把握に努め、関係機関との適切な役割分担のもと、引き続き整備を進める。
- ・シニア層が地域福祉の担い手として活躍できる体制構築を図り、その機会の提供に努めるとともに、機能的な事業展開を図るため、取り組みの成果について検証を行う。

施策 27 自立と社会参加の促進	主管部長(課)	福祉部長(地域ケア推進課)
	関係部長(課)	区民部長(区民課)、福祉部長(福祉課)、福祉推進担当部長(障害者支援課、塩浜福祉園)、生活支援部長(医療保険課、保護第一課、保護第二課)、健康部長(保健予防課)

1 施策が目指す江東区の姿

高齢者や障害者をはじめとした区民が安心して生活できる仕組みを通じて自立した生活と社会参加が進んでいます。

2 施策を実現するための取り組み

①権利擁護の推進	権利擁護センターを拠点として、福祉サービスの利用援助や金銭管理援助を行うとともに、成年後見制度に関する相談や利用を支援します。
②障害者の社会参加の推進	手話通訳者の派遣や移動の支援、生活訓練など各種自立支援策の推進を行うとともに、ハローワークや企業との連携を強化し、就労機会の確保に努めます。
③健康で文化的な生活の保障	相談支援体制の充実を進めるとともに、経済的な援助等を必要とする区民の自立を支援します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 江東区権利擁護センター「あんしん江東」では、成年後見制度推進機関として同制度の利用を促進するための普及啓発及び相談業務、判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難になった認知症高齢者・知的障害者等の日常生活自立支援事業を実施している。また、法人後見、法人後見監督人の受任をしている。平成24年4月の老人福祉法の改正により、市民後見人の養成、活用推進が市区町村の努力義務となった。 平成28年5月には成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、市区町村は成年後見制度の利用促進のため、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとなり、そのための基本的な計画を作成することが努力義務となった。 日常生活自立支援事業及び福祉サービスの総合相談の需要が増加している。また弁護士・司法書士による専門相談を実施しているが、区民ニーズは複雑化、多様化しており、福祉サービスの利用、権利擁護、成年後見制度、遺言、相続のほか、虐待に関連する相談も増加している。さらに身寄りのない高齢者の緊急入院による後見相談、セルフネグレクトによるゴミ問題の相談も寄せられている。 雇用情勢は依然として厳しいが、ハローワークを通じた障害者の就職件数は伸びている。平成28年度には全国ベースで3.4%増となり、8年連続で過去最高を更新している。 居宅生活を送っている生活保護受給者のうち、精神障害者、配偶者暴力、薬物依存等の問題をかかえる者への支援として生活自立支援事業を実施している。 高齢者の金銭管理について、当事者のみならず、サービス事業者や各種関係機関からも、適切な支援を求める声が強まってきている。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者人口や認知症高齢者の増加に伴い、判断能力の不十分な高齢者等が増加するため、高齢者等の権利を擁護し、福祉サービスの利用をサポートする支援体制の充実が必要になってくる。また、権利擁護センターを基軸とした関連機関との連携、総合的、一体的な支援を実施するための同センターの機能強化とともに、後見人の質や人材の確保を図るため、地域の特性を活かした後見人の支援、市民後見人候補者の育成が求められる。 家族関係が疎遠となり、身寄りがいても関わりを拒否するケースが増加し、行政以外の支援者がいない高齢者等が増えることにより、区の行政負担が増大する。 精神障害者が法定雇用率の算定基礎の対象となったことに伴い、法定雇用率が今後さらに順次引き上げられる予定であり、多くの障害者就労ニーズに対応可能なさらなる柔軟な組織運営が求められることとなる。 福祉事務所では様々な問題をかかえる被保護世帯に対して、生活自立支援員などの専門知識と経験を持つ職員が対応することで、問題解決と周囲の生活環境の安定化を継続して図っていく必要がある。 生活保護受給者や生活困窮者に対して、早期に就労支援等に結びつけ、自立に向けたきめ細かな支援が求められている。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
105 権利擁護センター、成年後見制度を知っている区民の割合	%	28.1	28.8	30.7	29.7			35	地域ケア推進課
106 区の就労・生活支援センター等を通じて就職した障害者数（累計）	人	304 (25年度)	390	470	551			460	障害者支援課
107 区の就労・生活支援センター等を通じて就職した障害者の定着率	%	58 (25年度)	55	61	60			60	障害者支援課
108 生活保護受給者等の就職決定率	%	36.1 (25年度)	52.3	40.8	37.2			38	保護第一課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標106：343、指標107：57、指標108：44.7

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	112,949,855千円	100,993,407千円	100,724,563千円	97,818,946千円
事業費	110,617,890千円	98,905,587千円	98,327,535千円	95,370,764千円
人件費	2,331,965千円	2,087,820千円	2,397,028千円	2,448,182千円

※本施策の施策コストは、一般会計、国民健康保険会計及び後期高齢者医療会計の合計である。

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標105】成年後見制度の申立て支援件数増加など制度利用が進んでいるが、指標は横ばいとなっている。今後も目標達成のため、他の事業周知の機会を捉えて実施する等、事業周知の機会をさらに増やす。

【指標106】平成30年4月1日に実施された障害者法定雇用率引き上げに伴い、民間企業が障害者雇用に積極的に取り組んでおり、当センターを通じて就職した障害者数についても、目標値を達成し、順調に推移している。

【指標107】就職した障害者については、定期的な企業訪問等定着支援を実施した結果、目標値の60%を維持している。今後とも就労移行支援事業所や特別支援学校等関係機関との連携を強化する等の取り組みにより、目標値達成の維持に努める。

【指標108】生活保護受給者等の就職決定率は、前年度と比較して低下した。これは就労準備支援事業における就職決定率が依然として低調であることに加え、生活保護受給者の就職決定率が低下したことが主な要因である。平成26年1月の就職サポートコーナーの開設以来、福祉事務所とハローワークの連携による就労支援により、早期に就労可能な生活保護受給者は就労決定につながった。しかし、一方で開設から4年余が経過し、早期に就労できる者が少なくなり、精神疾患や膝痛、腰痛といった就労阻害要因を抱える者が相対的に増加したことから、1年以上継続して就労支援を行っている者が多くなっている状況である。就職サポートコーナーの利便性を図りながら、就職サポート運営協議会を開催するなど、ハローワークとの連携強化に努めている。

(2) 施策における現状と課題

◆高齢化が進展する中、身寄りがなく認知症等により判断能力の十分でない高齢者が急増している。今後も福祉サービスの総合相談件数や日常生活自立支援事業の需要の増加が予想される。高齢者等が地域で安心して暮らしていくための相談支援体制の充実が求められる。◆障害者の自立と社会参加を推進するため、在宅支援サービスを中心とした事業展開と就労支援を進めてきた。合わせて、障害者の特性に応じた障害福祉サービスの提供や就労相談等の支援体制の充実も課題である。◆生活保護受給者等に対する就労支援員による支援や就労準備支援事業、就職サポートコーナーの開設などにより、多角的な観点からの就労支援態勢は整ってきている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆判断能力が十分でない高齢者等が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう支援するとともに、高齢者等虐待の早期発見や関係者支援のための相談体制の強化などに取り組み、高齢者等の権利擁護を推進する。また市民後見人をはじめ成年後見制度の活用を含めた権利擁護の推進や、専門相談及び福祉サービス利用に関する総合的な支援体制の充実を図る。◆障害者計画・障害福祉計画に基づき施策を推進するとともに、障害者総合支援法に基づくサービス提供体制の充実を図る。◆優先調達推進法に基づき、行政各部署における福祉施設等への業務発注機会の拡大に取り組み、利用者工賃のアップを図る。◆生活保護の必要な人には、確実に生活保護を実施するとともに、受給者の状況に応じた就労施策による自立を促進するなど、社会復帰への取り組みを進める。◆平成27年度から生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援を開始したが、今後も関係各課及び関係機関とのネットワーク会議を定期的に開催し、連携を図ることにより、生活困窮世帯の自立に向けた支援事業を効果的に実施する。

7 二次評価《区の最終評価》

- 権利擁護の推進について、高齢者や障害者のニーズを的確に把握した上で、関係機関等と連携しつつ、総合的な支援体制の一層の充実を図る。また、制度利用を促進するため、必要とする区民への効果的な周知を図る。
- 障害者の社会参加促進及び就労機会の確保について、民間企業、関係機関等との連携強化を図り、積極的に推進する。
- 国の制度改正の動向を踏まえ、自立支援に向けて必要な体制整備を図るとともに、引き続き効率的な事業執行に努める。

施策 28	計画的なまちづくりの推進	主管部長(課)	都市整備部長(都市計画課)
		関係部長(課)	都市整備部長(まちづくり推進課、地域整備課)、土木部長(管理課、施設保全課)

1 施策が目指す江東区の姿
 緑やオープンスペース、都市施設などが適切に配置され、安全性、快適性、利便性を備えた暮らしやすいまちが実現しています。また、産業環境と住環境とのバランスの取れた調和のあるまちになっています。さらに、地域特性を活かした美しいまち並みが形成されています。

2 施策を実現するための取り組み

①計画的な土地利用の誘導	区を取り巻く社会経済情勢や土地利用の変化に的確に対応するため、都市の将来像を定めた都市計画マスタープランに基づく施策を構築します。また、都市としての健全な発展を促すため、用途地域等の見直しをはじめ、地区の課題や特性を踏まえた地区計画の策定など、都市計画手法の活用を推進・誘導することにより、将来像の実現を目指します。
②区民とともに行うまちづくり	区民等が提案するまちづくりの調整や、土地利用転換時に必要な公共公益施設の整備を関係者とともに行うなど、地域と協働のまちづくりを進めます。また、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、区民・事業者・地権者等による主体的活動(エリアマネジメント)に対して支援を行います。
③魅力ある良好な景観形成	景観計画に基づいて魅力ある景観の形成を促進するため、水辺や緑、歴史的資源などとの調和を図り、より良好なまち並みの創出を誘導します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・南部地域を中心とした大規模開発による超高層住宅建設等による人口増。 ・江東区都市計画マスタープラン(改定版)策定(H23年)。 ・豊洲グリーン・エコアイランド構想策定(H23年)。 ・亀戸景観重点地区及び深川門前仲町景観重点地区の指定(H25年)。 ・寺社等の歴史的な景観から臨海部を中心とした現代的な景観も含めて、都市景観への関心が増大している。 ・地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、住民・事業者・地権者等による主体的な取り組み(エリアマネジメント)の必要性が高まっている。 ・江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画策定(H27年)。 ・環境への関心が高まり、身近な緑へのニーズが増大している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住工混在の土地利用地域が多い中で、無秩序な開発が進むと、まち並みの調和や公共施設等の配置などのバランスが崩れるとともに、まちの良さの実感やまちへの愛着が薄れて地域コミュニティの形成に支障が生じる。 ・南部地域の開発進展に伴い、他地域からのアクセス向上のため、地下鉄8号線をはじめとする南北交通等、公共交通機関の整備・充実を求める声が多くなる。 ・東京2020オリンピック・パラリンピック開催に伴い競技場周辺の開発は進むものの、南北都市軸の強化や、オリンピック・パラリンピックを契機とした深川・城東地区での取り組みなど、レガシーの創出・活用を区内全域で展開し、持続的に発展していくまちづくりを進めなければ、オリンピック・パラリンピックの効果は、一極性・一過性に限られたものとなる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業
 ・都市計画決定について、広域的観点から定めるべきまたは根幹的な都市施設等に関する都市計画は東京都が、その他のものは区が決定する。
 ・建築基準法における建築確認・検査について、延べ床10,000㎡を超える建築物は東京都の権限であり、区の権限は10,000㎡以下に限定されている。

4 施策実現に関する指標

	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
109 地区計画区域内の建築物等の届出件数	件	657 (25年度末)	736	760	776			—	都市計画課
110 地区計画区域内の建築物等敷地面積の割合	%	42.1 (25年度末)	43.9	44.6	52.0			—	都市計画課
111 水辺を活用したまちづくり団体主催のイベントへの参加者数	名	1,883 (25年度)	2,500	870	4,200			—	まちづくり推進課
112 江東区のまち並みが美しいと思う区民の割合	%	51.0	50.6	52.6	53.4			60	都市計画課
113 景観届出敷地面積の割合	%	68.7 (25年度)	75.4	82.4	83.7			—	都市計画課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
 【参考】26年度の指標値 指標109:696 指標110:43.1 指標111:1,940 指標113:72.1

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	255,028千円	223,392千円	219,044千円	238,014千円
事業費	70,119千円	57,900千円	19,089千円	50,459千円
人件費	184,909千円	165,492千円	199,955千円	187,555千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標109】平成29年度は16件の届出があり、毎年15~40件程度の届出で増加傾向である。
 【指標110】平成29年度は約47,000㎡の届出があり、敷地面積の割合が上昇している。
 【指標111】イベントへの参加者数は、雨天により減少した平成28年度を除き、年々増加傾向である。区は、区報などによるイベントの周知など、支援を行っている。
 【指標112】前期計画期間中に、計画策定時より10ポイント以上上昇し、51.0%となり前期目標値を達成した。平成27年度は50.6%と微減したが、28年度は52.6%、29年度は53.4%に上昇している。なお、区内には、計13地区の地区計画区域があり、各地域特性にふさわしい整備及び開発に関する方針を策定しており、地域差はあるが、建築物等の建築、更新等が予想され指標の数値の増加が見込まれる。また、景観重点地区を指定しきめ細かく指導ができるようになったことにより、重点地区内の景観届出件数が増加するなど景観に対する意識が醸成されている（指標113についても同様に増加が見込まれる）。

(2) 施策における現状と課題

◆まちづくりの将来像の実現に向け、都市計画マスタープランに沿ったまちづくりを誘導しており、プランに沿った開発状況の進行管理の手法が課題となる。◆本区は準工業地域が約50%を占め、その特性である住工混在の土地利用が多い中で、地権者が望むまちの姿が多様であり、個々の地域における目標が定めにくい。◆景観法に基づく景観計画届出等の手続きが開始された平成21年度以降、届出件数は年々増加傾向にある。また、景観重点地区の指定については、深川萬年橋（H19指定）に加え、平成25年4月より「亀戸」及び「深川門前仲町」を新たに景観重点地区に指定し、建築の規模によることなく景観届出を要する区域が拡大した。このため、今後も景観に係る届出やそれに伴う協議・指導等の増加が見込まれており、区民・事業者への届出制度のわかりやすい周知・意識啓発とともに、実務面できめ細かく効果的な景観指導が課題となる。◆豊洲地区においては、環境先端拠点の形成を目指すため「豊洲グリーン・エコアイランド構想」を策定し、その具体的な施策の検討の場として環境まちづくり協議会を設立した。また、地元地権者が主体となって取り組むエリアマネジメント活動に対する支援を行っている。平成24年度より構想の実現に向けた取り組みとしてコミュニティサイクルの実証実験を開始している。◆平成26年5月に江東湾岸エリアにおけるオリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画アウトラインを策定し、オリンピック・パラリンピック施設の基本設計に先立ち、東京都へ要望を提案した。平成27年6月に策定した江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画に基づき、今後、国、東京都、民間事業者と連携してまちづくりを進めていく必要がある。◆西大島地域では、一部で再開発事業の検討が開始されるなど、地域住民のまちづくりに対する関心が高まっており、地域の実情に適したまちづくりが求められている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆市街地の再開発や土地利用の転換に併せて、都市計画マスタープランに示されたあるべき将来像や各地域の土地利用方針等の実現に向けて、区民、事業者、他の行政機関に対して協力を求めるとともに開発状況の数値化に努める。道路・公園・オープンスペース等の必要な公共的空間の整備を関係者と推進する。◆地域の特性に応じた都市計画手法等の活用により、個性ある良好なまちづくりを推進する。住民主体のまちづくりを推進するため、地域住民等による主体的な公共的空間の管理や地域の活性化に向けた取り組みを行う新たな民間組織を把握し、都市計画提案制度の活用などについて支援を行う。◆景観重点地区における景観形成の状況を検証し、区全域への景観啓発・普及の手法を検討するとともに、景観とそれに関連する緑化・屋外広告物等の制度について、関係所管と連携しながら、事業者の効果的な情報発信や指導を行い、良好な景観形成への誘導に努める。◆豊洲地区において、豊洲グリーン・エコアイランド構想の実現に向けた区民・事業者・地権者等によるエリアマネジメント活動を支援するために、環境まちづくり協議会を運営していく。◆江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画に基づくまちづくりを推進し、オリンピック・パラリンピックによるまちづくりの効果を湾岸エリアにとどめることなく、区内全域に波及させていく。◆西大島地域において、まちづくり協議会から提出されたまちづくり提案書を基に、地域住民の意見が十分に反映されたまちづくり方針を策定するとともに、具体的なまちづくりに関する事業について当該方針に基づいた誘導等を行う。

7 二次評価《区の最終評価》

- ・土地利用の実態や開発動向、区民ニーズ等を的確に把握し、都市計画マスタープラン実現に向けて、民間等の土地利用を誘導するとともに、その取り組みの結果を、区民にわかりやすく説明する手法について検討する。
- ・都市計画マスタープランの着実な実施のため、その進行管理を明確にするための仕組みづくりに取り組む。
- ・都市計画提案制度の活用や民間組織による景観、緑地等の維持管理手法の拡大など、地域住民等が主体となったまちづくりを推進するための支援策を検討する。
- ・景観重点地区について、事業の効果を検証し、区全域への景観啓発・普及の手法を検討する。
- ・臨海部の新たなまちづくりにあたっては、区民・事業者とともに東京2020オリンピック・パラリンピックの開催、環境・防災という視点に立脚した取り組みを推進する。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック開催後を見据えたまちづくりについて、関係部署と連携し、区内全域に効果を展開できるよう、検討する。

施策 29 住みよい住宅・住環境の形成	主管部長(課) 都市整備部長(住宅課)
	関係部長(課) 環境清掃部長(環境保全課、清掃事務所)

1 施策が目指す江東区の姿

多様な生活様式に応じて住み続けられる、快適で安心な住まいづくりが広がっており、地域と調和の取れた住環境が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①多様なニーズに対応した住まいづくり	高齢者・障害者・子育て世帯などの多様なニーズに対応した住まいの供給を推進するため、大規模開発や公的住宅の建替え・改修時の誘導を図るとともに、民間賃貸住宅への入居支援等を実施します。
②良質な既存住宅への支援・誘導	区の居住形態の大きなウェイトを占めるマンションをはじめとした、さまざまな既存住宅の良好な維持管理や再生を促進するため、啓発・相談事業や支援事業を実施するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立った計画的な修繕やリフォームを誘導します。
③良好な住環境の推進	積極的な緑化整備や歩道状空地の確保など、より良い住環境を促進します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」改正施行 ・平成29年7月「高齢者の居住の安定確保に関する法律(通称：高齢者すまい法)」改正 ・平成30年4月「江東区営住宅条例」「江東区高齢者住宅条例」改正施行 ・平成30年10月「マンション等の建設に関する条例」改正施行 ・平成28年3月に今後10年間の住宅政策の指針となる新たな住生活基本計画(全国計画)が策定された。また、都民の良質なマンションストックの形成を目指すことを目的として良質なマンションストックの形成促進計画が策定された。 ・マンション等建設指導について、条例の運用により、公共施設整備との整合、良好な住環境形成に努めている。 ・区内には築30年を超えるマンション(分譲・賃貸)が約400棟ある。(平成26年マンション実態調査) ・「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(通称：住宅セーフティネット法)」(平成19年7月)に基づき、「江東区居住支援協議会」を平成23年9月に設立し、住宅確保要配慮者に対する「お部屋探しサポート事業」を平成29年7月より実施した。また、平成29年10月に新たな住宅セーフティネット制度として、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修や入居者への経済的支援、住宅確保要配慮者への居住支援策が図られている。 ・高齢者の増加に伴い、エレベーターのない共同住宅や段差等バリアのある戸建て住宅での生活が難しく、また家賃負担軽減のため転居を希望する高齢者が増えているため、高齢小規模世帯に相応しい住宅が求められている。このような状況の中で、高齢者等の住宅確保要配慮者(住宅困窮者)と民間賃貸住宅ストックの需給不一致による供給不足が生じている。 ・歩行喫煙等の防止に関する条例の施行後も、依然としてタバコのポイ捨てや歩行喫煙等の苦情は寄せられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存公的住宅の耐震化、バリアフリー化などが求められるなか、東京都は都営住宅の耐震化率を、平成32年度に100%とする目標を設定している。 ・今後もマンション建設の継続が見込まれ、マンション建設に対する行政指導が引き続き求められる。 ・マンション建設により、小学校等の公共施設の入居が厳しくなる地域が出てくる。 ・集合住宅において、適正な維持管理や、定期的な計画修繕を怠ったり、耐震性の劣った住宅に適切な処置が講じられないこととなれば、安全面や保安上の危険性及び衛生面において都市全体の居住環境に悪影響を及ぼすことになるため、マンション管理推進条例を検討する必要がある。 ・民間マンションの老朽化が進行する。老朽化マンションの建替え等が円滑に進むよう法改正が行われたため、建替え手続きを進めるマンションが出てくる可能性がある。 ・民間マンション居住者の高齢化が進行し、管理組合の役員のみならず手不足等のマンション管理に関する問題が顕在化し、行政の関与がより一層求められる。 ・介護、医療と連携して高齢者の生活を支援するサービス付き高齢者向け住宅の整備が求められるなか、東京都はサービス付き高齢者向け住宅を平成37年度までに28,000戸整備する目標を設定している。(平成29年度末現在、19,714戸) ・居住者の高齢化に伴い、バリアフリー化されていない自宅に住み続けることができなくなったり、ライフスタイルに合わない住宅で住みづらさを感じる居住者が発生する。また、高齢者層の住宅困窮者が増加し、公的支援を含めた幅広い居住支援の要請が高まる。 ・タバコのポイ捨てや歩行喫煙等について、一層の取り組みを進めなければ、清潔かつ安全な生活環境の保全に対する区民や企業の意識が保てなくなる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
114 住宅に満足している区民の割合	%	69.8	69.3	72.2	74.2			75	住宅課
115 集合住宅において適切に定期的な改修を実施していると回答した管理組合等の割合	%	85.5 (20年度)	—	—	—			90	住宅課
116 マンション計画修繕調査支援事業を利用するマンション管理組合等の件数	件	25 (26年度)	21	24	17			35	住宅課
117 住環境に満足している区民の割合	%	70.2	70.2	72.7	73.4			75	住宅課
118 歩道状空地の整備（延長）	m	2,504.10 (26年度)	879.95	1,329.42	844.71			—	住宅課
歩道状空地の整備（面積）	m ²	5,493.77 (26年度)	2,229.56	3,216.54	1,756.24			—	住宅課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

（指標115について、マンション実態調査における調査票の配布数に対する「集合住宅において適切に定期的な改修を実施していると回答した管理組合等」の割合を指標としていたが、調査票の回収数に対する割合に変更し、新たに目標値を設定。）

【参考】26年度の指標値 指標115：87.5 指標116：22 指標118（延長）：1,859.59、（面積）：6,067.66

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	604,666千円	542,378千円	547,410千円	553,790千円
事業費	430,150千円	386,006千円	372,566千円	379,325千円
人件費	174,516千円	156,372千円	174,844千円	174,465千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標114】【指標117】住宅及び住環境に満足している区民の割合について、着実に目標値に近づいている。マンション等の建設に関する条例により、良質な住宅の供給、良好な住宅ストックの維持管理等、住環境の整備を図っているほか、タバコのポイ捨てや歩行喫煙等の防止に向けて、みんなでまちをきれいにする条例推進委員との駅頭キャンペーンの実施、「歩きタバコ禁止・ポイ捨て禁止」と記載された路面標示シートの設置、歩行喫煙等禁止パトロール指導員による駅周辺の巡回、都営バス車内放送による条例の周知などにより、区民の意識啓発に取り組んでいる。

【指標115】集合住宅において適切に定期的な改修を実施していると回答した管理組合等の割合は、平成20年度調査が85.5%に対し平成26年度調査では87.5%と増加傾向がみられるため、引き続き適切な支援等を実施していく。

【指標116】平成27年度 21件、平成28年度 24件、平成29年度 17件のマンション管理組合の利用件数があり、進展状況としては概ね20件前後の件数で推移しており、住環境の維持管理を図る上では有効な施策である。

【指標118】歩道状空地の整備について、平成27年度 延長879.95m、面積2,229.56m²、平成28年度 延長1,329.42m、面積3,216.54m²、平成29年度 延長844.71m、面積1,756.24m²となった。マンション等の建設に関する条例に基づき、敷地面積が500m²以上のマンション建設計画に対して、引き続き歩道状空地の適切な整備を指導していく。

(2) 施策における現状と課題

◆高齢者等の住宅困窮者に対する住宅施策の充実を図るため、江東区居住支援協議会を通じた住宅関連事業者との更なる連携が必要である。また、民間賃貸住宅貸主の不安を軽減するため、既存の「見守り事業」等の入居支援策の活用促進を図る必要がある。◆平成29年7月より実施している高齢者を含めた住宅確保要配慮者に対する居住支援事業の検証を行い、改善策を検討する必要がある。◆平成29年10月から国の「新たな住宅セーフティネット制度」が開始されたことを受け、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の促進、同住宅の改修費及び家賃・家賃債務保証料の低廉化への支援に係る本区の対応を検討する必要がある。◆平成26年度に実施したマンション実態調査の結果に基づく課題整理を踏まえ、今後のマンション等建設指導やマンション管理支援施策について、引き続き検討を行う必要がある。◆民間マンション等の良好な維持管理や長寿命化と円滑な管理組合の運営が図られるよう、マンション管理組合等に対する支援を着実に推進する必要がある。◆マンション条例やみどりの条例などに基づき、みどり豊かで快適なまちづくりを進めるため、事業者・区民を適切に誘導する必要がある。◆歩行喫煙等の防止に関する条例を、より多くの区民及び区に訪れる方に知ってもらう必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆江東区居住支援協議会を含め、福祉部門や住宅関連事業者との連携を更に強化し、民間賃貸住宅における高齢者・障害者等の安心居住の確保に向けた仕組みづくりに取り組む。また、公的賃貸住宅の建替え等に際し、居住者や地域のニーズに応じた施設整備を求める。◆「新たな住宅セーフティネット制度」をはじめ、国や都の動向や今後予定しているマンション実態調査の結果などを踏まえ、住宅マスタープランの改定に取り組む。◆良質なマンションストックを形成するための、マンション管理に関する取り組みを推進する。◆住宅ストックの長寿命化への取り組みを支援・誘導する。また、既存住宅の適正な維持管理や改修・建替え等に係る計画策定を支援する。◆マンション建設指導による緑化・公開空地・歩道状空地の整備などを通じて、良好な住環境づくりを推進する。◆タバコのポイ捨てや歩行喫煙等の防止に向けて、区民及び区に訪れる方に対して引き続き周知・啓発に取り組んでいく。

7 二次評価《区の最終評価》

- 高齢者等住宅困窮者対策として、住宅ストックの有効活用を図る観点から、福祉部との連携はもとより、江東区居住支援協議会を通じた公的・民間住宅団体との連携を強化し、実効性のある仕組みづくりを進める。
- 既存住宅の適正な維持管理支援について、区民ニーズやマンション実態調査結果を分析し、効果的な方策及び周知方法を検討する。
- 関係部署との連携をさらに強化し、区民や事業者とともに良好な住環境を推進する効果的な方策を検討する。

施策 30	ユニバーサルデザインのまちづくり	主管部長(課)	都市整備部長(まちづくり推進課)
		関係部長(課)	土木部長(河川公園課、交通対策課)

1 施策が目指す江東区の姿

年齢・性別・国籍の違いや、障害の有無等にかかわらず誰もが公平かつ快適に生活できるまちづくりが進められています。

2 施策を実現するための取り組み

①ユニバーサルデザインに対する意識の啓発	ユニバーサルデザインに関する情報を積極的に発信するとともに、支えを必要とする人々との交流やふれあいの場を通して区民にユニバーサルデザインの考え方の理解が深まるよう努めます。また、小学校などで出前講座を実施し、手助けの行動につながる意識の定着を図ります。
②誰もが利用しやすい社会基盤整備への誘導・支援	民間の建築物等の建設・改築のときに、ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくり条例による助言・指導を的確に行うとともに、改修への支援を行います。また、整備後の施設へボランティア等の協力を得てユニバーサルデザインの検証を実施します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・急速な高齢化と人口増加に伴い、高齢者・障害者・外国人・子育て世帯等、支えを必要とする区民が増加している。 ・平成26年3月に東京都福祉のまちづくり推進計画(平成26～30年度)が策定され、ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりが推進されている。 ・区民への更なるユニバーサルデザインのまちづくり概念の浸透が求められている。 ・誰もが安全で安心して利用できる総合的または連続的なバリアフリー・ユニバーサルデザインの整備が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の建築物や公共施設の整備に伴い、バリアフリー、ユニバーサルデザイン化が更に進む。 ・東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、江東区の湾岸エリアにユニバーサルデザインの視点に立った競技施設が多数新設される。また、国内外から多くの観光客が訪れることになるため、公共交通機関、競技施設、公園、道路などにおいて、ユニバーサルデザイン化された面的な整備が行われる。 ・外国人観光客の急増とICT技術の進展により、分かりやすい情報発信の仕組みが求められている。 ・今後一層、誰もが使いやすく安心で安全な環境をつくるユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりが求められるため、ハード・ソフト両面からの整備を進める必要がある。 ・障害者差別解消法が平成28年4月に施行され、適切な合理的配慮の提供が進んでいる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標

	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
119 ユニバーサルデザインの理念を理解している区民の割合	%	34.1	32.5	34.9	35.4			60	まちづくり推進課
120 この1年間で、1人で出かけた際に障害物などで不便に感じた経験のある区民の割合	%	60.0	56.0	56.4	57.3			40	まちづくり推進課
121 福祉のまちづくり条例適合審査・指導件数	件	33 (25年度)	43	41	44			40	まちづくり推進課
122 だれでもトイレの整備率	%	49 (25年度)	53.9	56.5	59.2			64	河川公園課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標121:42 指標122:51.8

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	117,736千円	105,906千円	157,007千円	153,809千円
事業費	81,424千円	73,440千円	95,833千円	113,530千円
人件費	36,312千円	32,466千円	61,174千円	40,279千円

6 一次評価<< 主管部長による評価 >>

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標119】ユニバーサルデザインまちづくりワークショップや小学校への出前講座を展開し、支えを必要とする人々との交流やふれあいの場を設け努めてきた結果、昨年度から0.5%増となったが、目標値とは乖離しているため、意識啓発の対象拡大など、目標達成に向けた取組みが急務である。

【指標120】1人で出かけた際に障害物などで不便に感じた区民の割合の目標値は40%で、過去5年間は60～70%間の増減を繰り返していたが、平成27年度は初めて60%を切り、平成28年度以降、同様の結果となっている。東京都福祉のまちづくり条例及び江東区やさしいまちづくり施設整備助成による民間建築物のユニバーサルデザイン化の指導・誘導など、引き続き目標達成に向けて強化していく。

【指標121】東京都福祉のまちづくり条例による施設整備の届出実績は、平成26年度以降目標値を上回る結果となっており、新築・増改築による建築物のユニバーサルデザイン化は進展している。

【指標122】毎年4～5箇所の公衆便所を計画的に改修し、成果は、順調に増加している。

(2) 施策における現状と課題

◆平成29年度は、障害当事者を含む区民33人、外国人20人、区職員21人の協働で、ユニバーサルデザインまちづくりワークショップを8回開催した。ワークショップでは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えたボランティア意識の向上をテーマに、区内各所の多様な視点でのまちあるきや、外国人留学生との交流会でのパネル展示等の活動を行い、ボランティア像や心構え等を検討・実証した。その成果物となるボランティアマニュアルとコミュニケーション支援ボードを作成し、これを活用することでボランティア意識の向上と普及に取り組んでいく。◆やさしいまちづくり相談員（障害当事者も含めた区民）主体による出前講座は、近年の実施要望増加に応えるため、平成30年度から長期計画（後期）の実施目標を10校から15校に増加した。平成29年度は、実施目標10校を大きく上回る区内小学校23校で実施し、事業の定着と拡大が進んでいる。また、今後は新たな相談員の育成など、体制の維持継続が課題である。◆東京都福祉のまちづくり条例に基づき、新築、改修される公衆便所を「だれでもトイレ」として、区内194箇所の公衆便所のうち平成29年度で115箇所整備、進捗率は59.2%と着実に整備が進んでいる。◆身近なユニバーサルデザインを推進する目的として平成31年度までに、すべての公衆便所に洋式便器を備える。平成29年度は16箇所の公衆便所に洋式便器を整備した。◆東京都福祉のまちづくり条例による施設整備の届出実績から新築・増改築による建築物のユニバーサルデザイン化は進んでいる。◆江東区やさしいまちづくり施設整備助成の平成29年度実績は3件となった。引き続き事業の広報強化に努める。◆鉄道駅におけるバリアフリーの推進を図るため、エレベータ等の整備助成を実施してきた。平成30年度はJR越中島駅の内方線付き点状ブロック整備助成を行う。これにより、国土交通省の検討会が平成30年度までに整備するとしている利用者1万人以上の駅への設置が完了する。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆ユニバーサルデザインまちづくりワークショップについては、ユニバーサルデザインに対する意識の啓発を主な目的とし、これまでの活動内容を検証・改善させていく。平成30年度は、東京2020大会会場が集中する臨海部地区の主要地区を選定し、まちあるきによるユニバーサルデザイン調査を実施する。その調査結果を基にUD観光マップを作成する。また、平成27年度ワークショップの成果物である門前仲町・亀戸地区UD観光マップの改善に向けた検証も実施する。来年度以降は、成人向けUD意識啓発事業の検証等、区民のUD意識啓発の更なる推進のための取り組みを予定している。また、これまでの取組み実績について、分かりやすい情報提供を行うことで、まちづくりにおけるユニバーサルデザインの意味と必要性について、ワークショップ参加者のみでなく、より多くの区民の理解を深めていく。◆出前講座については、今後もやさしいまちづくり相談員が主体の実施体制を継続し、15校以上の小学校で実施する。実施校以外においても、活用ガイドと共にハンドブックとDVDを配布し、多くの児童にユニバーサルデザインを伝え、困っている人がいれば自然に声かけができ、手助けができる「心のUD」を育てていく。◆障害者と協働により商店街向けUD意識啓発事業を実施し、継続的な取組みによりUD意識を浸透させる。また、金融機関等UD窓口研修の着実な実施により、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていく。◆東京都福祉のまちづくり条例による施設整備の届出については、新築・増改築による建築物の適正なユニバーサルデザイン化を推進するために、引き続き指導・誘導を実施していく。◆既存の建築物のバリアフリー整備を助成する江東区やさしいまちづくり施設整備助成事業については、引き続き区報掲載やチラシ配布などで広報を実施するほか、福祉のまちづくり条例指導時の同時案内により広報強化し、助成実績拡大につなげ、着実に既存建築物のバリアフリー化を促進していく。

7 二次評価<< 区の最終評価 >>

・まちづくりにおけるユニバーサルデザインの意味とその必要性に関し、年齢に応じた区民へのより効果的な啓発手法を検討するとともに、取り組みの実績等について区民にわかりやすく情報提供を行う。

・ユニバーサルデザインの事業展開について、区民ニーズを的確に把握し、多様な障害や国籍・言語等も視野に入れた取り組みを検討・推進する。

・民間建築物にユニバーサルデザインを普及させるために効果的なPR方法や支援方法を検討する。

施策 31	便利で快適な道路・交通網の整備	主管部長(課)	土木部長(交通対策課)
		関係部長(課)	地域振興部長(地域振興課)、都市整備部長(都市計画課、まちづくり推進課)、土木部長(管理課、道路課、施設保全課)

1 施策が目指す江東区の姿

利便性の向上とともに安全性・快適性の視点も取り入れられた交通体系が整備されています。

2 施策を実現するための取り組み

①安全で環境に配慮した道路の整備	橋梁の長寿命化及び無電柱化を推進するとともに、都市計画道路を整備することにより、安全で快適な道路環境の創出を図ります。さらに、生活道路網の充実を図るとともに、環境負荷低減のため、歩道の透水性、遮熱性に配慮した道路整備や緑化を一層推進します。
②通行の安全性と快適性の確保	自転車駐車場の整備や放置自転車の撤去、自転車走行空間の整備検討や道路の不正使用の是正を進めることにより、安全かつ快適な通行空間を確保します。また、交通安全教育を実施することにより、自転車利用者等のルール、マナーの継続的な普及・啓発を図っていきます。
③公共交通網の充実	区の南北を結ぶ交通網の利便性を高めるため、地下鉄8号線(豊洲一住吉間)の早期事業化に向け、関係機関との協議・調整を図っていきます。また、区民の移動実態やニーズを把握した上で、バス網や新交通システムについても検討します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 急速に進む橋梁の老朽化と膨大な更新需要が発生。 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催決定。 豊洲市場開場が平成30年10月11日に決定。 オリンピック・パラリンピック会場周辺路線無電柱化事業において、辰巳・東雲地区で事業を実施中。 無電柱化を推進するため、平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」が施行、平成30年4月に「無電柱化推進計画」(国土交通省)が策定された。 東京都においても、平成29年9月に「東京都無電柱化推進条例」が施行、平成30年3月には「東京都無電柱化計画」が策定され、この中で「今後10年間の基本方針や目標」が新たに定められた。 未整備の都市計画道路の早期整備、生活道路網や地域間ネットワーク化の充実要望。 都市計画道路補助115号線の用地取得が完了し、道路拡幅工事へ着手。 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例制定、改正(平成25年7月・平成29年2月施行)及び東京都自転車走行空間整備推進計画の策定に伴う優先整備区間の決定(永代通り・晴海通り・清澄通り一部)。 自転車利用の増加。 江東区自転車利用環境推進方針の策定(平成28年3月)。 自転車活用推進法の施行(平成29年5月)。 環状第2号線の工事車両に限定した一部開通。 東京2020大会に向けて、組織委員会・東京都が「輸送運営計画V1」を策定した(平成29年6月)。 城東地区の南北交通の充実要望。 既成市街地(深川地区・城東地区)と臨海部を結ぶ交通手段の充実要望。 交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の公表(平成28年4月)。 コミュニティサイクルの実証実験期間の再延長(平成32年3月まで)。 9区でのコミュニティサイクル相互乗り入れ実験を実施するとともに、区内全域展開を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理橋梁のうち、建設後50年以上の橋梁が41%を占め、道路ネットワークの安全性と信頼性が確保されない。 豊洲市場開場やオリンピック・パラリンピック競技会場整備により通行車両が増加し、さらなる交通安全対策が求められる。 平成28年12月に施行された「無電柱化の推進に関する法律」に基づき、多くの自治体で推進計画を策定し路線展開していくことが想定される。 南部地域の発展に伴う人口増加等により、交通量が増加するとともに、駅周辺放置自転車が発生する。 自転車に係る、より充実した施策展開(走行空間・放置自転車対策・安全利用啓発・コミュニティサイクル)が求められる。 環状第2号線開通延期により、区内における工事車両等が増加する。 高齢者や障害者の移動範囲が限定される。 既成市街地(深川地区・城東地区)と臨海部間の交通手段が充実せず、区内交通網の一体感が失われる。 放射鉄道路線の混雑状況が解消されない。 南北交通の利便性が向上しない。 コミュニティサイクルのエリア拡大が進まなければまちの回遊性及び区内の移動利便性が向上しない。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
123 無電柱化道路延長（区道）	m	16,948 (25年度末)	17,139	17,749	18,171			23,210	道路課
124 都市計画道路の整備率	%	92.3 (25年度末)	92.3	92.6	92.6			—	都市 計画課
125 交通事故発生件数	件	1,260 (25年)	1,281 (27年)	1,170 (28年)	1,089 (29年)			—	交通 対策課
126 自転車事故発生件数（第1・第2当事者 合計）	件	473 (25年)	466 (27年)	385 (28年)	366 (29年)			—	交通 対策課
127 駅周辺の放置自転車数	台	1,874 (25年度)	1,405	1,120	1,110			1,510	交通 対策課
128 区内自転車駐車場の駐車可能台数	台	20,290 (25年度末)	22,427	21,322	22,599			22,910	交通 対策課
129 電車やバスで便利に移動できると思う 区民の割合	%	59.0	62.2	63.7	65.7			66	交通 対策課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標123：16,948 指標124：92.3 指標125：1,131（26年） 指標126：379（26年） 指標127：1,627 指標128：20,370

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	6,215,582千円	5,110,569千円	6,899,573千円	7,041,706千円
事業費	5,532,793千円	4,498,925千円	6,255,347千円	6,341,044千円
人件費	682,789千円	611,644千円	644,226千円	700,662千円

6 一次評価≪主管部長による評価≫

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標123】東京オリンピック・パラリンピック会場周辺路線無電柱化事業は、平成29年度より本体工事に着手しており、平成31年度の完成に向け進捗中である。また、仙台堀川公園周辺道路においては詳細設計を平成30年度に実施する予定であり、無電柱化が着実に進んでいる。

【指標124】都市計画道路は、極めて重要な基盤施設であることから、「第四次事業化計画」を定めて事業を進めており、今後もその方針に基づき整備が行われる。

【指標125】交通安全啓発事業の推進により、交通事故件数は平成28年は1,170件であったが、平成29年は1,089件と大幅に減少した。

【指標126】自転車の第1当事者（加害者）数が平成28年は65件であったが、平成29年は62件と減少した。自転車事故件数は前年に比べ減少したが、交通事故件数の約3割に自転車に関与しており、自転車利用者へのルール・マナー普及啓発の強化や自転車通行空間の早期整備が重要といえる。

【指標127】駅周辺を自転車放置禁止区域とし、重点的に放置自転車の撤去を行っている。駅周辺の放置自転車数は減少傾向にあり、指標の目標値達成に向け、効果を上げているといえる。

【指標128】平成27年度に江東区立豊洲駅地下自転車駐車場を開設した。また、区が提供する用地において、事業者（公募により選定し協定を締結）が設置・運営する形で、平成26年度に江東区有明テニスの森駅自転車駐車場、平成29年度に江東区新木場駅北自転車駐車場を開設し、南部地域の駐車可能台数の確保が進んだ。平成28年度は、亀戸駅東口自転車駐車場の建替え工事により、駐車可能台数が一時的に減っていたが、平成29年10月から運営を再開している。自転車駐車場の管理・運営に指定管理者制度を活用し、機器やスペースを有効に利用することで、駐車可能台数が増えた自転車駐車場もあり、指標の目標値達成に向け、着実に進展しているといえる。

【指標129】平成29年度は臨海部を中心にバス路線の増便等充実が図られ、調査結果は前年度よりやや上昇した。本区の公共交通機関のうち最も分担率の高い鉄軌道について、平成29年度中の新設や大幅なサービスレベル向上は行われず、今後は概ね横ばいで推移すると考えられる。

(2) 施策における現状と課題

◆区内の橋梁・道路の老朽化により膨大な更新需要が見込まれるため、ライフサイクルコストの縮減を計画的に実施していくことが重要となる。また、道路の無電柱化やバリアフリー化、さらには遮熱性舗装や緑化など環境負荷低減を視野に入れた計画的実施も重要となる。◆極めて重要な都市整備基盤である都市計画道路は、早期整備が求められている。◆交通事故件数は減少傾向にあるが、死亡事故を含む重大事故が依然として多い。◆豊洲市場の開場やオリンピック・パラリンピック競技会場の建設等に伴う通行車両の増加が予測されることから、交通安全対策の一層の強化が必要である。◆自転車が公共交通とともに身近な交通手段として重要視されるようになってきている。一方で、放置や自転車事故防止などの課題がある。◆地下鉄8号線（豊洲一住吉間）については、交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において「国際競争力の強化に資するプロジェクト」に位置付けられ、関係者と「費用負担のあり方や事業主体の選定等について合意形成を進めるべき」とされた。また、区の早期整備に向けた積極姿勢を示し、国や東京都等との合意形成を一層促進させるため、江東区地下鉄8号線建設基金に平成29年度も10億円を積立て、基金残高は50億円となった。事業化に向けては、関係者間での合意形成が不可欠である。その他バス網や新交通システムについても区民の移動実態やニーズを把握した上で、検討していく必要がある。◆コミュニティサイクルについては平成28年2月より千代田区、中央区、港区との相互乗り入れ実験を開始し、平成30年度に合計9区による相互乗り入れ実験を行っている。今後は広域連携における課題整理が必要である。また、区内全域への展開を図るため、ポート用地の確保を確実にし、さらに利用促進のため高密度化の検討を行う必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆老朽橋梁の増大に対し、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、ライフサイクルコストを縮減した修繕を行う。◆無電柱化を推進し、災害に強い快適な歩行空間の確保を図るため、平成30年度より、「江東区無電柱化推進計画」策定に向け、事業を開始する。◆老朽道路の改修時には、バリアフリー化を推進し、遮熱舗装や緑化の充実により環境対策を図っていく。◆未整備の都市計画道路について、早期整備に努める。◆交通管理者である警察署及び交通安全協会、学校等と連携し、こどもから高齢者まであらゆる世代を対象とした交通安全普及啓発事業を実施することにより、引き続き交通事故の減少を目指していく。◆江東区自転車利用環境推進方針に則り、「まもる（ルール・マナーの普及啓発）」「はしる（通行環境）」「とめる（駐車環境）」を軸としたハード・ソフト両面における自転車利用環境整備を推進し、引き続き自転車事故の減少を目指していく。◆効果的・効率的な撤去体制により、引き続き放置自転車の減少を目指していく。◆南部地域の開発等にあわせ、駅周辺の自転車駐車を整備し、放置自転車が発生しないように努める。また、自転車駐車場の整備にあたっては、多様な整備運営手法を検討・導入していく。◆路線バスなど他の交通の状況をふまえながら、コミュニティバス事業の今後のあり方を検討する。◆鉄道、バス等の交通事業者と粘り強く協議を重ね、利便性の向上を図っていく。特に地下鉄8号線（豊洲一住吉間）については、早期事業化を目指し、東京都や営業主と想定される東京メトロなどの関係機関との合意形成を図っていく。◆コミュニティサイクルの運営方法や事業収支状況の検証を行うとともに、区内全域展開に向けたポート設置等の取組を推進していく。また、広域連携の課題整理を行っていく。

7 二次評価《区の最終評価》

- ・各種施設の整備・改修について、昨今の労務費の上昇等による影響を十分に考慮した上で、長期計画に掲げた整備・改修計画の着実な実施を図るとともに、ライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減に取り組む。
- ・無電柱化事業については、整備対象、優先順位等の方針を明確化し、区民との共有を図りつつ、効率的・効果的な整備を進める。
- ・引き続き地下鉄8号線延伸事業の早期実現に向けた取り組みを進めるとともに、区内の公共交通に関する区民の移動実態やニーズを把握し、利便性の向上に向けた関係機関との協議・連携を強化させる。
- ・国や都と連携し、自転車を利用しやすい環境の整備を進めるとともに、引き続き自転車利用者の事故防止やマナー向上に取り組む。
- ・コミュニティサイクルについて、運営方法や事業収支、利用状況等の検証を行い、今後の展開についての検討を進める。

施策 32 災害に強い都市の形成	主管部長(課)	都市整備部長(建築調整課)
	関係部長(課)	総務部長(営繕課、防災課)、都市整備部長(地域整備課)、土木部長(管理課、道路課、河川公園課、施設保全課)

1 施策が目指す江東区の姿
地震や火災、洪水などの各種災害に強いまちが実現しています。

2 施策を実現するための取り組み

①耐震・不燃化の推進	平成27年度までに区立施設の耐震化100%を目指します。また、江東区耐震促進計画の見直しに合わせ、緊急輸送道路沿道建築物や住宅、民間建築物の耐震化を促進するとともに、助成事業の充実を図ります。さらに、細街路の拡幅整備を進め、災害時における延焼防止並びに避難路の確保に努めます。不燃化の推進に関しては、都が進める不燃化10年プロジェクトの目標年次までに、区内すべての町丁目において、不燃領域率70%以上の達成を図っていきます。
②水害対策の推進	高潮等による水害を防ぐ態勢を強化するため、堤防施設等の耐震改修や下水道幹線整備の早期実現を目指します。また、集中豪雨対策としての雨水貯留・浸透施設の整備を推進するとともに、荒川洪水被害を最小限にとどめるためのハザードマップの充実や、水門・排水場等の適切な維持管理に努めます。
③災害時における救援態勢の整備	防災倉庫の改修や新設を進めるとともに、物資の輸送ルート確保に努めます。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災や首都直下地震の被害想定の見直し、全国各地の災害報道等により、区民の耐震化・不燃化に対する関心はかつてない高まりを見せているが、実際に建物の耐震設計・耐震工事まで進めようとする動きは緩慢である。 ・東京都は、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化について「東京都耐震改修促進計画」の見直しを行い、平成31年度末までの目標値を90%とし、耐震化の年次計画を平成37年度末まで延期することとした。これに合わせ、「江東区耐震改修促進計画」を平成28年3月に一部改定し、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標値を、平成31年度末に90%、平成37年度末に100%とした。 ・木造住宅の耐震化に重点的に取り組むため、平成30年度から、簡易耐震診断制度の活用により老朽木造住宅の除却制度を拡充した。 ・細街路拡幅整備事業は毎年一定以上の申請件数があり、整備延長は着実に増加している。 ・防災上重要な区立施設は、平成27年度までに目標の耐震化率100%を達成した。 ・地球温暖化等による局所的集中豪雨の増加対策のため、雨水流出抑制を進めている。 ・平成27年度に江東区洪水ハザードマップを改定した。 ・平成28年3月に国土交通省では荒川水系河川整備計画が策定され、洪水対策、高潮対策が進められている。 ・平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震を受け、家庭での備蓄の重要性が改めて認識されるとともに、区の備蓄物資に対するニーズが増加及び多様化している。 ・平成27年度に単独施設である江東区中央防災倉庫と施設併設である豊洲シビックセンター防災倉庫及び新木場防災倉庫が完成した。 ・平成28年度に大島防災倉庫が入っていた都営住宅の建て替え工事に伴い、隣接の都営住宅敷地内に単独施設として大島防災倉庫を移設した。 ・木密地域は、全般的に借地・借家人が多く、土地・建物の権利関係が複雑していることに加え、地域の高齢化が進んでおり、市街地更新が進んでいない状況にある。このことから、区民からは、建て替え等を円滑に行うための制度設計や、地域の魅力を向上させ、市街地更新が円滑に進むような施策が望まれている。 ・北砂三・四・五丁目(不燃化特区)において、今後、道路・公園等のハード整備や地区計画を見据え、まちづくり方針の策定に着手した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・江東区耐震改修促進計画の見直しに伴う民間建築物(戸建木造住宅・マンション等)の耐震助成制度の充実を図るとともに、分譲マンション管理組合の合意形成や賃貸マンションの占有者などへの働きかけ等に関するノウハウを蓄積していく必要がある。 ・細街路拡幅整備は、地域防災計画においても、避難路確保や消防・救助活動等の円滑化対策として掲げられており、事業を進めていく必要がある。 ・台風の大規模化やヒートアイランド現象が原因と考えられる局所的集中豪雨や土地の高度利用による地下空間の増加などにより浸水被害が増加する。 ・臨海部を中心に人口の増加傾向が続き、地区バランスを調整するために備蓄計画の見直しが必要となる。 ・備蓄物資の種類と量について、新たな災害の教訓や区民の多様なニーズに即した対応が必要となる。 ・木密地域においては、現状の施策のみでは不燃領域率の向上を大きく見込めないため、新たな施策の適用を検討する必要がある。 ・北砂三・四・五丁目(不燃化特区)においては、道路・公園等のハード面の整備や地区計画を含めた防災まちづくりを、住民と共に進めていく必要がある。 ・不燃化推進地区については、平成28年度の実態調査を基に、防災まちづくりの機運醸成を図る必要がある。 ・水防法の改正に伴いハザードマップ(洪水・大雨(内水))の改定や新たにハザードマップ(高潮)を策定する必要がある。

<ul style="list-style-type: none"> ・不燃化推進地区においては、当該地区に対する実態調査を平成28年度に行い、その結果を地元と共有している。 ・平成27年7月に水防法が改正され、浸水想定区域が想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充された。また、内水・高潮に係る浸水想定区域を公表する制度が創設された。 ・平成30年3月に東京都が新たに想定最大規模の高潮について、高潮浸水想定区域図の公表を行った。 	
---	--

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するための区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
130 民間特定建築物耐震化率 (大規模建築物)	%	82 (24年度)	—	86 (25年度)	—			93	建築 調整課
131 民間特定建築物耐震化率 (特定緊急輸送道路沿道建築物)	%	81.9	84.1	85.7	86.0			100	建築 調整課
132 細街路拡幅整備延長	m	13,705.29 (25年度)	15,779.54	16,617.48	17,494.30			19,055	建築 調整課
133 不燃領域率70%以下の町丁目数		16 (23年度)	—	—	—			0	地域 整備課
134 浸水被害件数	件	21 (25年度)	0	0	0			0	河川 公園課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標132：14,878.51 指標134：22

5 施策コストの状況					
	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算	
トータルコスト	1,748,310千円	735,452千円	1,653,188千円	1,888,588千円	
事業費	1,564,268千円	570,769千円	1,496,744千円	1,729,486千円	
人件費	184,042千円	164,683千円	156,444千円	159,102千円	

6 一次評価《主管部長による評価》	
(1) 施策実現に関する指標の進展状況	
【指標130】民間建築物の耐震化については、江東区耐震改修促進計画の見直しを踏まえ、進捗状況の把握に努めつつ、緩やかではあるが着実に耐震化率の目標達成に向かっており、更なる施策の充実により耐震化を促進する。	
【指標131】特定緊急輸送道路沿道建築物については、耐震診断はすでに97%以上の物件で完了しており、引き続き東京都と協力して、目標達成に向け、耐震改修工事実施について所有者等への普及啓発を進めていく。	
【指標132】建築確認件数が高水準で推移していることから、細街路拡幅整備延長については増加することが想定される。	
【指標133】北砂三・四・五丁目地区(不燃化特区)においては、不燃領域率70%の達成を実現すべく、これまでの戸別訪問や老朽除却助成等の施策に加え、道路・公園等のハード面の整備や地区計画を見据え、「北砂三・四・五丁目まちづくり方針」の策定に着手した。また、不燃化推進地区においては、平成28年度に行った実態調査を踏まえ、地元と地区の課題を共有した。	
【指標134】現時点では、時間50mm以上の局所的集中豪雨の場合、下水道の許容能力を超えるため、浸水被害は避けられない。なお、区内の下水道再構築事業等は進められ平成27～29年度においては、浸水被害件数は0件となっているが、今般の記録的豪雨が全国的に報告されているように、浸水被害件数は今後増えることが想定される。	

(2) 施策における現状と課題

◆民間建築物の耐震化については、耐震診断の申請件数はあるが、耐震改修工事は、資金の課題だけではなく分譲マンションの管理組合員の合意形成の難しさから申請が伸び悩んでいる。◆建物の建替え時等に合わせた細街路拡幅整備への働きかけ等を行っており、細街路拡幅整備の整備延長は増加傾向で推移している。◆時間50mmを超える局所的な集中豪雨が多発する中、下水道整備については江東幹線整備等の再構築事業が進行中であるが、約500haと広い流域面積が完了して整備効果が現れるには時間がかかる。また、区と事業者、区民の協力による浸水対策として「江東区雨水流出抑制対策実施要綱」を定め指導を行っている。◆臨海部を中心とした人口の急増によって地区バランスが大きく変動する中、東日本大震災により明らかになったニーズや東京都の被害想定を考慮し、実態に則した備蓄物資等の配備体制の構築が必要である。また、人口増加による区民の要望も多種多様化しており、備蓄物資や資機材等の種類の検討及び保管場所の確保は今後必要である。◆北砂三・四・五丁目地区（不燃化特区）においては、目標である不燃領域率70%を達成するため、平成26・27年度においては、新防火地域・防災再開発促進地区の指定、老朽建築物の適正管理条例の施行、老朽建築物の除却や戸建て建て替え促進助成、約2,200件の戸別訪問、現地相談ステーションの運営を行い、助成対象となる建築物の件数は着実に伸びている状況である。また、今後の道路・公園等のハード整備や地区計画を見据え、平成29年度から「北砂三・四・五丁目まちづくり方針」の策定に着手した。加えて、住民主体のまちづくり協議会を通じて、防災まちづくりに関する協議を行っている。今後は、現状の施策に加え、UR都市機構等の業務推進パートナーを積極的に活用し、区民の要望に応えるための総合的な施策を進めていく必要がある。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆最新の被害想定を踏まえ、耐震改修の重要性を啓発していく。◆特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修工事について、耐震性の低い建築物（ l_s 値0.3未満）への普及啓発を重点的に実施していく。また、江東区耐震改修促進計画を踏まえた住宅や民間特定建築物の耐震助成制度の拡充を検討し、普及啓発に力を注ぐ。◆細街路拡幅整備事業の促進により、狭あい道路の拡幅を進め、防災性の向上を図る。◆下水道整備事業を受託し、再構築事業を促進させる。◆人口増加による地区バランスの変動や最新の被害想定を考慮しながら、備蓄物資や資機材等の種類と量の見直しと、それに伴う防災倉庫の配備計画を進める。◆北砂三・四・五丁目地区（不燃化特区）においては、助成制度の拡充をするとともに、平成30年度に策定するまちづくり方針を踏まえ、UR都市機構等の業務推進パートナーを積極的に活用しながら道路・公園等のハード整備や地区計画策定等、総合的な施策を進めていく。また、不燃化推進地区においては、平成28年度の実態調査を踏まえ、現在不燃化特区にて行っている有効な施策をパイロットにしながら、防災まちづくりの機運醸成を図っていく。◆洪水ハザードマップの改定、高潮ハザードマップの作成を行い、区民等へ周知する。

7 二次評価《区の最終評価》

- ・区民への的確な情報提供や意識啓発の強化を図りつつ、各種災害への対策を継続して推進していく。
- ・民間建築物耐震促進事業について、耐震改修工事につながる効果的な方策を検討する。
- ・近年多発している局所的な集中豪雨に関し、都と連携をしながら、雨水流出抑制対策の着実な実施を図る。
- ・木造住宅密集地区における不燃領域率70%の実現に向け、不燃化特区における事業の進捗状況や区民ニーズ等の分析を行い、効果的な方策を検討した上で取り組みを推進する。

施策 33 地域防災力の強化	主管部長(課)	総務部長(防災課)
	関係部長(課)	総務部長(危機管理課)、福祉部長(福祉課)

1 施策が目指す江東区の姿
 区民の防災意識の向上と、地域における防災活動や災害時における救助救援体制等の確立により、地域防災力が強化されています。

2 施策を実現するための取り組み

①防災意識の醸成	「防災マップ」「防災パンフレット」等の作成・配布及び総合防災訓練の実施による啓発活動を推進し、区民の防災に対する意識の高揚を図ります。
②災害時における地域救助・救護体制の整備	継続的に防災訓練を行い、区・防災関係機関・災害協力隊の連携を強化するとともに、災害協力隊の活動や自主防災訓練への区民参加を促進し、災害時対応の習熟を図ります。臨海部においては、大規模集合住宅に重点を置いて災害協力隊の新規結成に向けた啓発活動を促進します。また、避難行動支援プランに基づき、避難行動要支援者の避難体制の整備を図ります。
③災害時の避難所等における環境整備	高齢者、乳幼児等の要配慮者の幅広いニーズに応えるために、質を考慮した食料品や生活必需品、資機材の整備充実を図ります。また、避難所の充足を図るとともに、災害時の緊急情報を迅速に伝達するために、南部地域を含めて防災行政無線を効率的・効果的に整備します。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年4月に東京都から「首都直下地震等による東京の被害想定」が公表された。 ・南部地域を中心として大型マンションの建設が増え、人口が急増している。 ・町会・自治会活動者及び災害協力隊員の高齢化が進んでいる。 ・平成25年度に災害対策基本法が改正され、自助・共助の重要性が改めて示された。また、共助の理念に基づく取り組みの一つとして、避難行動要支援者名簿の作成が区市町村に義務付けられた。加えて、個人情報の外部提供に同意した避難行動要支援者の避難行動要支援者調査票(個別計画)の作成・更新を行うことで、同名簿の実効性が求められてきている。 ・近年の災害の教訓や法改正等を踏まえ、中央防災会議において防災基本計画の修正が、また、東京都防災会議においては東京都地域防災計画の修正が随時行われている。 ・世界各地における大規模災害の発生に加えて、首都直下地震や南海トラフ巨大地震の発生リスクも年々高まっているため、行政機関が講じる防災対策(公助)の強化を求める区民の要望が多くなっている。 ・平成28年の熊本地震発生により、区民も改めて自助・共助の重要性を認識したが、東日本大震災からの時間的要因もあり、防災意識は横ばいである。 ・弾道ミサイル発射などの緊急性の高い事案の発生やオリンピック・パラリンピックなどに向けた住民以外の来訪者に対する情報伝達の必要性から、災害時の情報伝達手段の多様化の推進が全国的に求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい集合住宅住民の町会・自治会加入率の低下や町会・自治会活動者の高齢化、夫婦共働きなどライフスタイルの多様化などにより、災害協力隊員の担い手が不足し、災害協力隊が弱体化する。 ・地域コミュニティの結びつきが希薄化し、自助・共助の活動が損なわれる。 ・高齢化に伴い避難行動要支援者名簿への登録者数増加が見込まれる。 ・避難行動要支援者調査票の作成・更新を行うにあたり、個人情報の取扱い、管理、保管方法などが災害協力隊等の負担となっているため、作成・更新活動の一部に支障を来している。 ・大地震の発生リスクが更に高まり、区民の要望がより多岐にわたることが見込まれる。 ・防災意識が高い区民がいる一方で、地震などの自然災害発生から時間が経過するとともに防災意識の低下により二極化が進行するおそれがあるため、対応を検討していく必要がある。 ・東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、情報伝達手段についての様々な技術が開発されており、現在区で導入している情報伝達手段との自動連携や、新しい情報伝達手段の導入などの検討をしていく必要がある。 ・区民はもちろんのこと、在勤(学)者や来訪者を含めた災害時の情報伝達手段について、効果的な広報を検討・実施していく必要がある。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

災害対策基本法(第42条)において、市町村は国の防災基本計画に基づいて地域防災計画を作成し、毎年検討を加えることが定められているが、その場合に都道府県の地域防災計画に抵触してはならず、地域防災計画を作成し、又は修正するときは、速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
135	家庭内で防災対策を実施している区民の割合	%	52.9	51.3	49.3	46.9			70	防災課
136	避難場所・避難所を理解している区民の割合	%	78.4	79.2	76.5	78.4			90	防災課
137	自主防災訓練の参加者数	人	38,184 (25年度)	38,948	40,195	39,638			40,000	防災課
138	災害情報の入手方法が充実していると思う区民の割合	%	44.5	44.7	50.0	47.6			55	防災課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標137：39,602

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	764,371千円	693,280千円	786,731千円	2,830,718千円
事業費	605,383千円	551,134千円	614,241千円	2,657,519千円
人件費	158,988千円	142,146千円	172,490千円	173,199千円

6 一次評価<< 主管部長による評価 >>

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標135】家庭内で防災対策を実施している区民の割合は、東日本大震災の発生等を受け平成22年度の39.6%から平成23年度は57.7%に急伸している。その後は、平成24年度の58.1%をピークとして近年は下落傾向である。目標値までギャップがある一方、東日本大震災発生からの時間的な経過等の要因はあるが、平成28年熊本地震を受け、自助・共助を中心とした防災対策への意識が横ばいである。家庭内での防災対策の実施に関して、本区では防災用品のあっせん、防災マップを始めとする各種パンフレット類の配布、ホームページにおける啓発等の取り組みを行い、防災意識の高揚に努めている。

【指標136】避難場所・避難所を理解している区民の割合は、平成22年度の74.6%から増進し、ここ数年は若干の増減はあるものの横ばいの状態である。区民に対する避難場所・避難所の啓発に関して、本区では防災マップを外国語版（英・中・韓）を含み配布しているほか、近年のスマートフォンの普及を踏まえ、平成25年度よりスマートフォン用アプリケーション「江東区防災マップ」の配信等の取り組みを行っているが、平成30年度に行われる避難場所の見直しに合わせ、防災マップ、「江東区防災マップ」アプリのリニューアルを実施し、更に周知を図っていく。

【指標137】自主防災訓練の参加者数は、平成22年度の24,829人から平成23年度は32,207人に急伸している。これは東日本大震災の発生が大きく影響しているものと推察される。以降も数値は進展を続け、平成28年度は熊本地震の影響もあり、40,195人と初めて4万人を超えたが、平成29年度は減少した。災害協力隊等による自主防災訓練の実施に関して、本区では参加記念品の支給等の支援を行っている。また、災害協力隊の活動に関しては、新規設立の啓発、被服・資機材等の貸与、活動助成金の支給、活動マニュアルの配布などの支援を行っている。

【指標138】災害情報の入手方法が充実していると思う区民の割合は、東日本大震災を受け平成23年度に前年度比4.6ポイント減の27.7%と一旦下落したものの、防災行政無線拡声子局（スピーカー）の増設、こうとう安全安心メールでの災害情報の配信や防災関連ツイッターの運用など情報伝達手法の多様化に取り組み、平成29年度では47.6%と概ね上昇傾向にある。

(2) 施策における現状と課題

◆東日本大震災の発生以降、国・都などの各主体においては、その教訓等を踏まえる形で各種計画・マニュアル類の策定・修正を繰り返し実施しており、本区においてもこれらの動向を踏まえながら江東区地域防災計画の修正、震災復興関連条例の制定、各種マニュアル類の策定や修正等を随時行っている。◆平成24年度・25年度の2度にわたる災害対策基本法の改正に伴い、自治体を始め各防災関係機関では、新たな計画下での体制整備を推進している。特に、法改正によって明文化された避難行動要支援者名簿について、本区では平成26年度に作成し、当名簿に基づく避難支援体制の強化に向け、災害協力隊等の地域団体による要支援者に対する訪問調査の実施を推進している。避難行動要支援者名簿の交付隊数及び避難行動要支援者調査票（個別計画）の作成・更新件数も年々増加しているが、今後も区内全域における取り組みの定着を図っていくこと必要である。◆自主防災組織（災害協力隊）の母体となる町会や自治会活動が高齢化やライフスタイルの多様化などの要因により担い手が不足し、停滞傾向にある反面、東日本大震災の教訓及び熊本地震で新たに明らかになった教訓・課題から、自助・共助の果たす役割の重要性が改めてクローズアップされており、共助力の源である地域コミュニティの活性化が課題となっている。平成25年度から、区立小中学校（拠点避難所）を中心とした地域連携体制の強化を目的として、学校・区・災害協力隊等で構成する「学校避難所運営協力本部連絡会」も5年目となり、災害時の体制を平常時から検討し、取り組むことで、マニュアルの内容を検証し、より実践的で、地域の実情に即したものとなってきた。今後も引き続き、近年の自然災害等で浮き彫りとなった教訓・課題を反映できる訓練を企画・立案し、実行・検証することで災害時の円滑な活動に結びつけていくことが重要である。◆国内外で地震等の災害が多数発生しており、その都度、区民の防災意識は高まりを見せ、防災・減災に向けた行政の取り組みに対し絶えず改善が求められている。本区においても、災害に脆弱な地勢や人口が50万人を超えるなど環境変化も踏まえながら、対策の一層の充実を図っていかなければならない。◆平成29年度は、防災行政無線拡声子局を4局新設し、さらに1局を従来型から広範囲型のスピーカーに付け替え、聴取範囲を広げた。◆災害時の情報伝達手段の多様化の一つとして、平成29年度より区ホームページに、こうとう安全安心メールの内容を自動連携で表示させた。◆弾道ミサイル発射情報などの緊急性の高い事案への対応や東京2020オリンピック・パラリンピックなどに向けた来訪者等を含めた情報伝達など、災害時の情報伝達方法の多様化と強化がこれまで以上に求められている。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆江東区地域防災計画（平成29年度修正）に沿って、現行対策の充実を基本に、東日本大震災の教訓や災害対策基本法を始めとする諸法令・計画を踏まえた一層の防災・減災対策の充実を図る。◆多岐にわたる取り組みの中でも「地域防災力向上」に引き続き取り組んで行くことで地域連携体制の構築、避難行動要支援者対策、避難所運営体制の強化、備蓄物資の整備、災害時協定の締結、防災に関する啓発活動等を着実に進めていく。◆災害協力隊に対し、地区別防災カルテの更新を定期的に行うよう働きかけていくことで、情報の最新化及びその時々に適した救助・救援をはじめとする防災体制を確立していく。◆計画的な備蓄物資の供給を図るための防災倉庫や格納庫等の整備、災害情報伝達手段の整備・充実など、長期計画上の主要な計画にも位置付け、ソフト・ハード両面から様々な取り組みを積極的に推進していく。◆防災行政無線拡声子局を臨海部を中心に設置を進め、聴取範囲を広げる。◆区民をはじめ、在勤（学）者・来訪者に対しても災害時に確実に情報が伝達できるよう、新しい情報伝達手段の導入や、既存の情報伝達手段との自動連携など、災害時の情報伝達手段の多様化を進める。◆平成30年度、「江東区防災マップ」アプリをリニューアルし、帰宅困難者向け機能や水害対策機能を追加することで、増加する来訪者に対応するとともに、水害発生前の避難に関する啓発を図る。

7 二次評価《区の最終評価》

・新規集合住宅への啓発活動・防災対策の整備について、引き続き地域特性を踏まえた有効な方策を検討するとともに、区民の防災意識の向上について取り組みを推進する。

・江東区地域防災計画に基づき、災害時における地域救助、救護体制の確保や高齢者等災害弱者に対する具体的対応策、民間との役割分担や協働体制の検討など、区として取り組むべき課題について、着実に実施する。

・災害時の情報伝達手段の多様化及び正確・迅速な情報提供に努め、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け増加が見込まれる国内外からの来訪者にも安全・安心なまちづくりを進める。

・地域防災における「自助・共助」の重要性を区民と共有し、区民・災害協力隊・区の役割分担を明確にした上で、それぞれが果たすべき役割や取り組み内容を区民にわかりやすく周知する。

施策 34	事故や犯罪のないまちづくり	主管部長(課)	総務部長(危機管理課)
		関係部長(課)	

1 施策が目指す江東区の姿
区民と区が連携した防犯対策により、安心して暮らせる安全なまちが実現しています。

2 施策を実現するための取り組み	
①防犯意識の醸成	生活安全ガイドブックの配布、地域における防犯のつどいや防犯教室、学校施設等での安全教室の開催等により、防犯に対する啓発に努め、防犯意識の高揚を図ります。
②地域防犯力の強化と防犯環境の整備	防犯パトロール団体への支援体制の強化や、団体間ネットワークの構築による地域防犯力の強化により、積極的な防犯活動を促進します。また、江東区パトロールカーでのパトロール活動を強化し、安全安心まちづくり推進地区への防犯カメラ設置を推進します。さらに、こうとう安全安心メールの活用などにより、犯罪の未然防止と発生時の迅速な対応を図ります。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 区内の刑法犯認知件数は、平成24年の5,725件から平成29年の4,359件と、5年間で1,366件減少している。 区内の刑法犯認知件数が減少する中で、「自転車盗」は、1,328件(前年比349件の減少)と減少するものの全体の約30%を占めている。 高齢者を狙った「振り込め詐欺」や「オレオレ詐欺」など平成29年の区内で発生した特殊詐欺被害は、被害件数127件(前年比38件の増加)、被害金額は約2億2千2百万円(前年比約1千万円の増加)と現在も多数多額の被害が発生している状況から、引き続き、被害防止対策と防犯意識の高揚を図る対策が必要な状況である。 新しい住民の町会・自治会への加入率低下と町会・自治会活動者の高齢化が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> 区内の刑法犯認知件数が増加に転ずる。 高齢者人口の増加により、高齢者を狙った「振り込め詐欺」や「利殖商法」「悪質商法」「ひったくり」等の被害が増加する。 新しい住民の町会・自治会への加入率の低下や町会自治会活動者の高齢化により、自主防犯パトロール活動が停滞する。 インターネットやスマートフォン、タブレット端末等の通信機器の普及に伴った新たな手口の詐欺被害等が増加する。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
139 治安が悪いと思う区民の割合	%	13.5	11.7	9.4	10.0			—	危機管理課
140 区内刑法犯認知件数	件	5,350 (25年度)	4,959	4,792	4,359			—	危機管理課
141 こうとう安全安心メール登録者数	人	13,395 (25年度)	18,558	19,384	22,108			19,400	危機管理課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標140:5,710 指標141:15,292

5 施策コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	134,534千円	97,107千円	126,118千円	127,364千円
事業費	119,813千円	83,945千円	112,078千円	116,287千円
人件費	14,721千円	13,162千円	14,040千円	11,077千円

6 一次評価<< 主管部長による評価 >>

(1) 施策実現に関する指標の進展状況

【指標139】区民アンケートによる体感治安の調査では、22～26年度の平均で15.2%、29年度は10.0%であるので、治安が悪いと思う区民の割合は減少してきている。

【指標140】区内刑法犯認知件数（警視庁が被害の届出等によりその犯罪発生を確認した区内の件数）は、16年の8,280件から25年の5,350件まで低下傾向にあったが、平成26年は5,710件で360件増加し、平成27年以降再度低下傾向となっている。平成29年は主に自転車盗1328件（前年比349件の減少）と車上ねらい106件（前年比41件の減少）などから、区内刑法犯認知件数が4,359件（前年比433件の減少）と減少傾向となっている。

【指標141】区民の防犯意識醸成に対する関心度が高く、登録勸奨を推進した結果、平成28年度の19,384件から平成29年度の22,108件と2,724件の増加であった。

(2) 施策における現状と課題

◆区内刑法犯認知件数は減少傾向にあり、江東区の治安はおおむね良好と言える。◆区民の防犯に対する意識の向上から、多くの町会・自治会・PTAが防犯パトロール団体に登録している。新規団体設立の働きかけだけでなく、活動しているパトロール団体に対しても、区から迅速・具体的な情報発信などを行い、活動の活性化への支援が求められる。◆東京都の補助事業を活用した、町会・自治会・商店街への防犯カメラ設置費補助金による区内の防犯カメラの稼働台数は、24年3月末の5地区85台から、30年3月末で60地区626台に大きく増加した。◆高齢者人口の増加などにより、「特殊詐欺（振り込め詐欺等）」による高齢者を狙った犯罪被害防止対策が必要である。

(3) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆年2回開催の「生活安全対策協議会」を通じ、関係機関・部署との一層の連携を図り、安全安心なまちづくりに向けた取り組みの方向性を決定し、実施していく。◆「江東区生活安全行動計画」に対応した進捗管理を行い、取り組みの方向性や具体的進捗状況を年度毎に把握する。◆防犯パトロール団体の活動の活性化を図るため、パトロール資機材の支給などのほか、「防犯パトロールリーダー研修会」を開催し、防犯や犯罪被害防止についての情報発信や啓発などソフト面での支援を行う。◆町会・自治会・商店街などの街頭防犯カメラ設置を補助し、「自転車盗」「車上ねらい」「ひったくり」などの犯罪が起こりにくい環境を整備する。◆高齢者世帯を中心に、「振り込め詐欺」など電話を使った特殊詐欺の被害を防ぐための啓発を強化する。◆こどもの安全安心に関わる不審者情報や犯罪発生情報を知らせる「こうとう安全安心メール」は防犯意識醸成に資する事業であるので、関係機関に登録勸奨の協力を求めるなど引き続き登録者の拡大に努める。

7 二次評価<< 区の最終評価 >>

・高齢化の進展や新規集合住宅の増加に伴い、町会・自治会の加入率が低下する中、地域コミュニティによる地域防犯力の向上に対し、区及び区民、都や警察等関係機関の役割分担を明確にした上で、効果的かつ具体的な事業展開を図る。

・高齢者を狙った特殊詐欺の巧妙化やスマートフォンの普及に伴う犯罪の多様化等、新たな手口による犯罪被害を防ぐため、的確な情報分析、区民ニーズの把握に努め、わかりやすい広報・啓発活動や効果的な対策を実施していく。

・庁内はもとより教育機関やその他関係機関との連携をさらに強化し、共助の仕組みづくりに取り組むとともに、本施策に関する様々な取り組みを体系的に明らかにし周知を図る。

計画の実現に向けて	1	区民の参画・協働と開かれた区政の実現	主管部長(課)	政策経営部長(企画課)
			関係部長(課)	政策経営部長(広報広聴課)、総務部長(総務課、経理課)、地域振興部長(地域振興課)

1 目指すべき江東区の姿

区、区民、NPO、ボランティア、事業者等が情報を共有しながら主体的に参画・協働することで、行政サービスの質の向上が図られるとともに、透明性と公正さを兼ね備えた行財政運営が行われています。

2 計画を実現するための取り組み

①区民参画と協働できる環境の充実	区民同士が交流する機会や場を創出するため、協働推進へ向けた環境整備を図り、参画・協働の基盤を整えます。また、地域で活動するさまざまな団体を支援し、行政活動への参画や協働を促進します。
②積極的な情報提供・共有と透明・公正な行財政運営	公文書館における保存及び利用を含む、公文書等のより一層の適切な管理と情報公開・個人情報保護制度の更なる充実を図るとともに、区報をはじめとする情報媒体について、区・区民双方向からの情報発信ができるものにするなど、より効率的な活用を図ります。さらに、総合評価方式の確立など、契約制度の充実を推進します。

3-1 計画に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 番号法の施行を受けて、平成27年度に個人情報保護条例を改正するとともに、番号利用条例を制定し、番号制度に対応した。 区に寄せられる意見・要望の件数は、東日本大震災発生の影響で平成22・23年度は非常に多かったが、現在は震災発生前と同程度となっている。 情報通信技術の急速な普及・発展に伴い、SNSをはじめとして、多様な情報媒体による情報発信が可能となっている。 平成22年度より、市民活動団体等から区と取り組む協働事業の提案を受ける「江東区協働事業提案制度」を導入し、現在も本制度を活用している。 平成23年9月、「江東区コミュニティ活動支援サイトことこみゆネット」を開設し、現在も本サイトを運用している。 	<ul style="list-style-type: none"> 行財政改革の推進により、指定管理者制度等民間事業者による区民サービス提供の機会が増える。そのため、これまで以上に適切な個人情報保護に向けた体制構築が必要となる。 区民のニーズは多様化しており、今後も引き続き、区には様々な意見・要望が寄せられると予測される。 行政事務(番号法等)の増加に伴い、その情報に含まれる個人情報について、より一層の適切な管理が求められる。 情報伝達手段が一層多様化する中、各媒体の特性を活かしながら、効果的・効率的に区政情報を発信していく必要がある。 町会・自治会、NPO・ボランティア等市民活動団体や事業者の地域における公益的活動がさらに活発化する。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 計画実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
142 江東区政が区民に対して開かれていないと思う区民の割合	%	16.2	12.6	13.9	12.6			0	企画課
143 区の協働事業の数		134 (25年度)	144	164	175			—	地域振興課
144 公募による区民参加を行っている審議会・協議会等の割合	%	28.6 (25年度)	22.1	22.1	20.3			33	企画課
145 1日当たりの区ホームページアクセス件数	件	45,334 (25年度)	56,473	48,800	39,584			54,000	広報広聴課
146 区が提供する広報媒体で区政情報を取得したことがある区民の割合	%	88.2	85.5	86.0	84.7			100	広報広聴課

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの
【参考】26年度の指標値 指標143:149 指標144:25.0 指標145:51,927

5 コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	560,725千円	492,423千円	523,506千円	535,552千円
事業費	387,767千円	337,272千円	337,938千円	372,914千円
人件費	172,958千円	155,151千円	185,568千円	162,638千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 計画実現に関する指標の進展状況

【指標142】江東区政が区民に対して開かれていないと思う区民の割合は、各種情報提供や区民協働の推進等により、平成23年度の14.0%から25年度は12.6%にまで改善したが、26年度は前年度に比べ3.6ポイント悪化した。26年度は「聞かせて！あなたのオリンピック・パラリンピック」と題し、区民からアイデアを直接聞くイベント（参加者821人）を行うなど、様々な方法で開かれた区政の実現に取り組んでおり、27年度には改善が見られ、以降横ばいで推移している。

【指標143】区の協働事業数は、平成22年度から23年度に大きく増加し、それ以降はほぼ横ばいの状況にあったが、平成28年度は前年度から13.9%増加し、平成29年度も引き続き6.7%増加した。近年では、市民活動団体数が増加傾向にあるように、市民活動団体の活動領域は拡大しているが、自主的に地域課題に取り組む団体が増えていることや、協働に適する区の事業数の状況などから、必ずしも協働事業数の増加には直接つながらない側面もある。このような状況において、協働事業提案制度の実施や職員、区民、市民活動団体など、それぞれの対象に合わせた研修、啓発セミナー等を適宜開催し、継続的な協働の理解・推進に取り組んでいる。

【指標144】公募による区民参加を行っている審議会・協議会等の割合は、平成22年度の25.9%から少しずつ増加し、25年度で28.6%となったが、公募委員の参加していた会の廃止や休止などにより、28年度は22.1%、29年度は20.3%に減少した。

【指標145】平成29年度の1日当たりの区ホームページアクセス件数は39,584件で、前年度より18.9%の減となった。これは、ホームページのリニューアル（平成29年2月）により、サイト構成やカテゴリ区分を見直した結果、利用者が情報を見つけ易くなり、不要なページの閲覧が減った事によるものである。アクセス数は減少したが、区民の利便性は向上している。

【指標146】平成29年度の区が提供する広報媒体で区政情報を取得したことがある区民の割合は84.7%で、前年度より1.3ポイント減少した。各広報媒体の特性を一層活かした情報発信を行うとともに、平成29年1月以降本格運用を始めた公式SNS（ツイッター・フェイスブック）でも、積極的に区政情報を提供していく。

(2) 現状と課題

◆「江東区政が区民に対して開かれていないと思う区民の割合」は、平成21年度以降14%前後で横ばいに推移している。目標値の達成のため、各事業における情報提供方法・情報公開範囲・区民との協働の余地等を検証し、一層の協働推進施策の推進と区政の透明性の確保を図ることが必要である。◆情報提供については、東日本大震災を契機に、災害時に迅速かつ信頼できる情報提供が行える体制の構築が強く求められている。これを受け、これまでに災害時における区報の配布協力体制の構築やホームページの更新方法の変更等を行い、災害時対応の強化を図った。◆協働の推進は、多様化・複雑化する区民ニーズに対応し、更なる区民満足度の向上を図るといった観点からも強く求められている。◆町会・自治会、NPOやボランティア等、地域で活発に活動している市民活動団体等の柔軟で先駆的な発想や専門性を公共サービスに取り入れる仕組みの浸透を図り、公共サービスの新たな担い手を育成する必要がある。市民活動団体等と区が地域の課題解決や発展に取り組む協働を推進するために、必要な環境の整備が求められている。◆行政事務（番号法等）の増加に伴い、流通する情報量も増えるため、その情報に含まれる個人情報について、漏えいを防止する等、行政に対する区民の信頼を損なうことがないように、より一層の適切な管理が求められる。◆契約制度のうち総合評価方式について、工事の品質確保、不良不適格業者の参入防止を推進しつつ、法令等に則った、適正な運用が求められる。◆公文書等については適切な管理に努めているところであるが、公文書管理法の趣旨にのっとり、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に向けた取り組み等が必要である。◆情報伝達手段が多様化する中、全戸配布を行っている区報を基幹的な広報媒体としつつも、近年急速に普及したSNSなど、新たな広報媒体による区政情報の発信が必要となっている。

(3) 今後5年間の取り組みの方向性

◆請求によらない積極的な情報提供、外部監査等、区民に対する説明責任を十分に果たし、区政の透明性を確保する取り組みを着実に進める。◆情報提供については、引き続き、年齢・ライフスタイル・情報機器の有無にかかわらず、区民に必要な情報が伝わる仕組みづくりを検討する。◆「協働」に対する区の姿勢を明確にするため、平成22年3月に策定した「江東区における区民協働推進に関する基本的考え方」を職員の共通認識とし、全庁的な協働推進への取り組みを継続する。◆「協働事業提案制度」や江東区コミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」の運用により、団体の活動の場の拡大、職員の意識改革及び地域における協働意識の醸成を図っていく。◆平成26年3月、協働推進中間支援組織について、整備する機能と担うべき運営主体について意見をまとめたことから、引き続き開設へ向けた課題の解決とスケジュール化を図っていく。◆「江東区区民協働推進会議」において、専門家、区民等の視点を取り入れながら区の協働推進施策の検討を行っていく。◆審議会・協議会について、公募委員の参画が可能か精査し、積極的に公募委員を増やす取り組みを実施する。◆特定個人情報の管理等については、全庁的な研修を行うなど、より一層の適切な管理を行っていく。◆契約制度については、社会経済情勢の変化や市況の動向等を注視し、引き続き時代に応じた適正な運用・改善に努める。◆区政を適正かつ効率的に運営し、現在及び将来の区民に対する説明責務を果たすため、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用を含めた公文書等のより一層の適切な管理を図っていく。

7 二次評価<<区の最終評価>>

- 庁内における協働の取り組みを拡大していくため、協働の目的を明確化した上で、職員に対し具体性を持った協働意識の定着を図る。
- 区民協働について、政策形成段階のみならず、PDCAサイクルのプロセスにおいてバランス良く区民が関わるように努める。
- 主体的かつ積極的な情報提供を進め、区民に対する説明責任を十分に果たし、区政の透明性を確保する取り組みを進める。
- 区報・ホームページ等、媒体ごとの特性を活かした効果的な情報提供を行うとともに、新たな広報媒体を活用した情報発信について検討する。

計画の実現に向けて	2	スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営	主管部長(課)	政策経営部長(企画課)
			関係部長(課)	政策経営部長(広報広聴課、情報システム課、オリンピック・パラリンピック開催準備課)、総務部長(総務課、職員課、経理課)、地域振興部長(地域振興課)、区民部長(区民課、豊洲特別出張所)、都市整備部長(住宅課、建築課、建築調整課)、土木部長(管理課)、教育委員会事務局次長(学校施設課)、監査事務局次長(監査事務局)

1 目指すべき江東区の姿

江東区を取り巻く環境が急激に変化する中でも、不断の改善により効率的な行財政運営が行われています。

2 計画を実現するための取り組み

①施策・事業の効率性の向上と行政資源の有効活用	アウトソーシングの進捗状況について、定期的な検証を行うとともに、民間活力の積極的な活用により職員定数の適正化を図ります。また、行政評価システムの活用や、指定管理者制度の検証と活用、PFI等の民間開放手法の検討などを進めます。さらに、新公会計制度の活用など、多様な経営管理手法の検討と活用を図るとともに、各施設の適切な改修等を行います。
②状況変化に柔軟かつ迅速に対応する組織体制の確立	さまざまな行政需要に対応できるよう、常に組織体制の改善を図るとともに、横断的な連携・協力体制が図れる組織を確立します。
③政策形成能力を備えた職員の育成	職員による自主的な調査・研究の促進や、職員の国及び他団体への長期派遣、大学や民間企業等への派遣を実施します。また、プレゼンテーション能力やマネジメント能力に資する研修を充実させます。

3-1 計画に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> ・長期計画及びアウトソーシング基本方針にもとづく定員管理・民間委託の推進等についての取り組みを進めてきた。 ・平成22年10月に策定した「江東区人材育成基本方針」に基づき、「自己啓発」「OJT」の支援、「集合研修」の3つの柱を中心に職員の資質向上を図ってきた。 ・平成27年3月に定員適正化計画を含む「江東区行財政改革計画(後期)」を策定した。 ・平成18年度より導入した指定管理者制度によって管理されている施設は、平成30年4月現在125施設となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・南部地域を中心とする人口の流入傾向は継続すると予測され、多様化する区民ニーズに適切に応えるため、効率的な行政運営や更なる職員の資質向上が求められる。 ・人口増加や東京2020オリンピック・パラリンピック開催準備によって行政需要の高まる中、定員適正化や民間活力の活用等によって、より一層スリムで効率的な行財政運営が求められる。 ・指定管理者制度導入施設の更新にあたり、優良な指定管理者を選定するため、所管課や第三者機関の的確な評価が求められる。 ・地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、これまでの臨時・非常勤職員制度の抜本的な見直し求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

・職員公務災害補償事業は、地方公務員災害補償法、地方公務員災害補償基金等に基づき実施するため区の権限が限定的である。
 ・基幹統計調査事業は、統計法に基づき各種統計調査を実施するものであるため、区の権限が限定的である。
 ・公共建設統計調査事業は、統計法・建設工事統計調査規則等に基づき実施するため、区の権限が限定的である。
 ・建築確認・指導等実施事業は、建築基準法・都建築安全条例等に基づき建築確認事務等を実施するものであるため、区の権限が限定的である。

4 計画実現に関する指標		単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課
147	外部評価によって改善に取り組んだ事業数 (累計)		84 (25年度)	112	138	186			—	企画課
148	指定管理者制度導入施設数	施設	120	120	120	122	125		—	企画課
149	職員数	人	2,755	2,773	2,756	2,751	2,720		—	企画課
150	自主企画調査実施人数	人	133 (25年度)	101	115	106			—	企画課

※指標のうち、網掛けは長期計画（後期）から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

【参考】26年度の指標値 指標147：103 指標150：137

5 コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	10,499,666千円	10,489,302千円	11,184,197千円	12,048,942千円
事業費	6,690,356千円	7,077,636千円	7,189,872千円	7,968,790千円
人件費	3,809,310千円	3,411,666千円	3,994,325千円	4,080,152千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 計画実現に関する指標の進展状況

【指標147】平成29年度に改めて開催された外部評価委員会によって改善に取り組んだ事業数は186件となっており、着実に増加している。

【指標148】平成30年度において指定管理者制度導入施設は前年比3施設増となった。

【指標149】職員数は、平成21年度2,952人から平成26年度2,755人と、197人の減となった。平成27年度は、人口増加やオリンピック開催準備など行政需要の増加により、18人増の2,773人となったものの、技能系職種等の退職不補充等により、平成28年度は2,756人、平成29年度は2,751人、平成30年度は2,720人と減少をしており、平成26年度2,755人を下回っている。

【指標150】自主企画調査実施人数は平成25年度の133人に比べ、若干減少傾向ではあるが、調査件数自体は平成25年度の35件に対し、毎年度ほぼ同数で推移しており、平成29年度も36件となっている。少数で効果的な調査が実施されている。

(2) 現状と課題

◆平成22年度に導入した外部評価を取り入れた行政評価により、25年度までに全ての施策が2回ずつ外部評価を受けた。◆平成26年度は外部評価委員会を休止し、外部評価を含む行政評価システムについて検証し、平成27年度より専門的な見地から区の取り組みを評価・検討するため、学識経験者等で構成する外部評価委員会による新たな外部評価を実施している。また、希望する区民に「外部評価モニター」として、外部評価委員会を傍聴してもらい、意見を聴取するなど、区政の透明性確保に努めている。これらの新たな行政評価システムに基づき、引き続き既存事業の改善・見直しを図る。◆人口増加や東京2020オリンピック・パラリンピック開催準備など行政需要の高まる中であっても、よりスリムで効率的な行政運営を推進することで、職員数の抑制を図る。指定管理者制度は導入から10年が経過し、制度の安定運用が行われている。◆区民ニーズに的確に応える、実行力のある区政運営を目指し、平成27年3月に「江東区行政改革計画（後期）」を策定し、平成29年3月に一部改定を行った。◆文化センター、図書館等の施設を備えた南部地域の公共・文化施設の拠点となる複合施設、豊洲シビックセンターを整備した（平成27年9月24日開設）。同施設内に設置した出張所を「豊洲特別出張所」とし、従前の出張所より、取扱業務や開所時間の拡大を実施しサービス向上を図っている。◆人材育成基本方針に基づき、職場における人材育成の活発化を図るためOJTを推進している。また、自己の能力開発に積極的に取り組めるよう自己啓発の機会の提供を行っている。

(3) 今後5年間の取り組みの方向性

◆職員の定員数について、今後も新たな行政需要に対応しつつ、定数の適正化に努める。◆指定管理者制度について、引き続き制度の円滑な運用に努める。◆「江東区行政改革計画（後期）」に基づき、民間委託の推進、定員の適正化や歳入の確保のほか、業務改善によるサービス向上の着実な推進に取り組み、計画の着実な実行に努める。◆平成30年度以降新たな施設で、指定管理者制度を導入予定である。◆豊洲シビックセンターは、南部地域の人口増に対応し、住民サービスの向上を図る。◆平成23年度に再構築が完了した基幹系システムの安定運用を推進する。◆今後も人材育成基本方針に基づき、職員の資質向上のため、「自己啓発」「OJT」「集合研修」の3つの柱を中心に内容の充実を図っていく。◆江東区オリンピック・パラリンピック開催準備プランを軸に、東京都・大会組織委員会と協力して大会開催準備を進めていく。◆平成27年度に策定した「江東区ブランディング戦略」に基づき、国内外に区の魅力を積極的に発信していく。◆臨時・非常勤職員制度は、会計年度任用職員制度の新設により必要な制度基盤を構築する。

7 二次評価《区の最終評価》

- アウトソーシング等を進めることで、定員適正化を着実に推進するとともに、オリンピック・パラリンピックの開催準備や南部地域を中心とする人口増加による行政需要の高まりに留意した、柔軟で機能的な組織体制を構築する。
- 指定管理者制度の活用や民間委託を引き続き推進するにあたり、利用者に対して満足度が高まるという側面を分かり易く説明するとともに、的確な監視体制と外部への透明性を確保する。
- 外部評価において区民モニター制度を導入したことが一定の評価を得られている。開かれた区政を実現するため、より効果的な方法を検討する。
- 職員の育成について、急激な社会・産業構造の変化に対応できるように、新たな視点での人材育成や、求められる資質能力の育成を検討する。

計画の実現に向けて	3	自律的な区政基盤の確立	主管部長(課)	政策経営部長(企画課)
			関係部長(課)	政策経営部長(財政課、オリンピック・パラリンピック開催準備課)、総務部長(総務課、人権推進課)、区民部長(課税課、納税課)、会計管理室長(会計管理室)、選挙管理委員会事務局長(選挙管理委員会事務局)、区議会事務局長(区議会事務局)

1 目指すべき江東区の姿

都区制度の見直しや道州制の導入といった一連の自治制度の変化に柔軟に対応しつつも、確固たる財政基盤を基にして、自律した区政運営が展開されています。

2 計画を実現するための取り組み

①自律的な区政基盤の強化	都区の役割分担の明確化を進め、権限や財源の移譲を進めます。また、自律に向けた江東区独自の取り組みを推進します。
②安定的な区政運営が可能な財政基盤の確立	徹底した歳出削減を推進するとともに、特別区民税等の収納率の向上を目指し、新たな財源等の確保策の実施を進めます。

3-1 計画に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)・区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 我が国の景気は、回復基調が長期にわたっており、それを受けて本区においても税収・収納率ともに堅調に推移している。 平成26年4月より、消費税率が5%から8%に引き上げられ、歳入歳出両面で影響を及ぼしている。 平成27年1月、地方公会計制度改革の方針により、発生主義・複式簿記の導入など国の統一的な基準に基づく財務書類の作成・公表が要請されたため、29年度より公表を開始した。 平成28年2月、日銀が史上初めてマイナス金利を導入した。 法人住民税法人税割を一部国税化、地方消費税清算基準の見直し、ふるさと納税による減収など、都市と地方の税源偏在是正措置が本区の財政に影響を及ぼしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費税率の引き上げ・海外情勢等、今後の景気の動向は依然として不透明であり、安定的に税収を確保するためにも収納率の向上に向けたより効果的な取り組みが求められる。 特別区税や特別区交付金は、景気動向・税制改正の影響を受け易いため、歳入環境に見合った財政運営が求められる。 いかなる区財政の現状にあっても、安定的、継続的に区民サービスを提供するため、基金及び起債を有効かつ計画的に活用することが求められる。 人口増加に対する公共施設整備の財源として基金と起債を活用していくが、そのバランスや、負担の世代間公平を考慮しつつ、財政運営を行っていく必要がある。 区民ニーズの変化にスピード感を持って対応するため、効率的・効果的な財政運営の推進とともに、新たな財源確保策に積極的に取り組むなど、財政基盤の強化が求められる。

3-2 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 計画実現に関する指標	単位	現状値 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値 31年度	指標 担当課	
151 経常収支比率	%	81.1 (25年度)	75.9	76.0	73.7			80.0	財政課	
152 公債費負担比率	%	2.5 (25年度)	2.1	1.8	1.6			5.0	財政課	
153 基金残高と起債残高との差し引き額	百万円	46,801 (25年度)	61,775	71,652	78,639			—	財政課	
154	特別区民税の収納率(現年分)	%	98.65 (25年度)	99.05	99.18	99.20			98.85	納税課
	特別区民税の収納率(滞納繰越分)	%	39.18 (25年度)	41.67	46.08	50.07			45.00	納税課
155 特別区民税の収入未済率	%	4.31 (25年度)	2.17	1.67	1.42			2.24	納税課	

※指標のうち、網掛けは長期計画(後期)から新たに追加、もしくは内容を変更したもの

(指標152について、平成26年度決算より特別区全体で通常使用する指標が「公債費負担比率」となったことに伴い変更)

【参考】26年度の指標値 指標151:78.0 指標152:2.3 指標153:52,496 指標154(現年分):98.95、(滞納繰越分):41.26 指標155:2.77

5 コストの状況

	29年度予算	29年度決算	30年度予算	31年度予算
トータルコスト	8,038,164千円	24,257,409千円	6,908,373千円	8,264,648千円
事業費	6,657,793千円	23,022,432千円	5,485,902千円	6,833,312千円
人件費	1,380,371千円	1,234,977千円	1,422,471千円	1,431,336千円

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 計画実現に関する指標の進展状況

【指標151】平成29年度決算において、経常収支比率は73.7%となり、3年連続で適正水準（70～80%）の範囲内となった。しかしながら、扶助費が右肩上がりに増加を続けていることなどから、今後の推移には十分注意する必要がある。

【指標152】平成29年度決算では公債費負担比率は1.6%と減少したものの、施設整備等にあたっては世代間の負担公平を図っていくため、適債事業には起債を活用していく必要がある。

【指標153】平成29年度決算では、前年度に引き続き基金と起債残高の差が700億円を超えた（約790億円）。これまで培ってきた財政力として、長期計画（後期）ハード事業の着実な実施や、南部地域の公共施設整備等を見据え、基金を有効に活用する必要がある。

【指標154】適正な滞納処分の徹底などの「基本方針」を基に、特別区民税の収納率（現年分）は平成27年度は99.05%、平成28年度は99.18%、平成29年度は99.20%、特別区民税の収納率（滞納繰越分）は平成27年度は41.67%、平成28年度は46.08%、平成29年度は50.07%となり、毎年右肩上がりで伸びており、高水準を維持している。

【指標155】特別区民税の収入未済率は平成27年度は2.17%、平成28年度は1.67%、平成29年度は1.42%と現状値と比べ大幅に改善している。

(2) 現状と課題

◆新たなステージに入った地方分権改革による基礎自治体への権限移譲や規制緩和に対応した区の体制づくりが必要である。◆区の歳入の6割を占める特別区税及び特別区交付金については景気変動に大きく左右されるため、弾力的な財政運営に努める必要がある。◆公共施設の整備に対し、基金・起債の計画的かつ有効な活用が必要である。◆2年後に開催される東京2020オリンピック・パラリンピックに伴う事業に要する財源に充てるため、平成27年度より基金を設置し、平成30年度は積立額の増額を行った。また、「パラリンピック促進事業」として、障害者スポーツ・アート活動に関する経費の補助や、「公共サイン維持管理事業」等の関連事業に基金を活用していく。◆人口増による多様化した区民ニーズの増加や扶助費等の伸びが著しい中、指標にある経常収支比率の目標値達成に向けた取り組みを継続していく必要がある。◆地方公会計制度について、国からの要請では、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保が求められており、これらを踏まえた財務書類（統一の基準モデル）を平成29年度に作成・公表した。◆総務省より公共施設等総合管理計画の策定要請があったことを受け、平成28年度、公共施設等の現況及び将来の見通しを踏まえたうえで、インフラ資産を含めた公共施設等の計画的な維持管理・更新を推進するための基本方針として「江東区公共施設等総合管理計画」を策定した。◆現行の長期計画の計画期間が平成31年度で終了することから、次期長期計画を策定する必要がある。◆個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定が国から求められている（平成32年度まで）。

(3) 今後5年間の取り組みの方向性

◆自主的かつ総合的な行政をより確実に実施していくため、区への対応策を検討し、都区間での協議を進める。◆中長期的に安定した財政運営を行うため、計画的な基金の積み立てとともに行財政改革計画の着実な実施により、財政の健全化を図っていく。◆区税の収納率向上のため、適正な滞納処分の強化及び徴収事務の効率化を引き続き実施していく。◆多様なニーズに応えるため導入した、クレジットカード収納やペイジー収納等の収納方法の周知を図る。◆統一の基準モデルに基づき財務書類の今後の活用方法について検討していく。◆地方分権の推進や確固たる財政基盤の確立等により、自律した区政運営の実現に取り組む。◆公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の適正管理を推進していくとともに、個別施設計画の策定を検討していく。◆多様な世代・主体の参画を得ながら、戦略的かつ実効性のある次期長期計画を策定する。

7 二次評価《区最終評価》

- ・国の地方分権改革の動向等を注視しつつ、必要に応じて区としての対応策を検討する。
- ・長期的な視点で、新公会計制度の財務書類の活用や江東区公共施設等総合管理計画に基づいた公共施設の更新・長寿命化・統廃合等を適切に実施する。
- ・オリンピック・パラリンピックへの対応については、都等との役割分担を明確化し、またその取り組みを区民に分かりやすく情報提供するなど、区民の理解を得ながら実施する。
- ・新たな収納方法の利用促進を図るなど、引き続き収納率向上に向けた取り組みを積極的に推進する。

4. 事務事業評価

施策別事務事業評価結果一覧の見方

全ての事務事業について、コスト(予算額)と行政評価結果(改善方向、改善の視点)を記載しています。行政評価システムの概要は、84、85ページをご覧ください。

(例)

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	実施を 実現する ための 取組	事務事業名称	31年度 予算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点			
									目的 妥当性	有効 性	効率 性	
				01水と緑豊かな地球環境にやさしいまち	9,829,164	9,038,505	8.7%					
				01水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成	4,155,506	3,584,941	15.9%					
				01水辺と緑のネットワークづくり	3,781,201	3,222,195	17.3%					
				0101連続性のある水辺と緑の形成	3,731,752	3,175,128	17.5%					
				1 河川公園占用許可事業	43	43	0.0%	維持	—	—	—	
				2 公園等監察指導事業	73	72	1.4%	維持	—	—	—	
				3 水辺と緑の事務所管理運営事業	58,423	56,058	4.2%	維持	—	—	—	
				4 公衆便所維持管理事業	139,485	133,372	4.6%	維持	—	—	—	
				5 河川維持管理事業	449,059	594,940	△24.5%	維持	—	—	—	
				◆ 6 水辺・潮風の散歩道整備事業	150,559	123,694	21.7%	維持	—	—	—	
				7 旧中川照明灯整備事業	61,106	34,824	75.5%	維持	—	—	—	
				◆ 8 水辺・潮風の散歩道灯改修事業	86,486	27,370	216.0%	維持	—	—	—	
				9 公共溝渠維持管理事業	4,174	4,044	3.2%	維持	—	—	—	
				10 児童遊園維持管理事業	45,697	42,457	7.6%	維持	—	—	—	
				11 遊び場維持管理事業	12,187	10,490	16.2%	維持	—	—	—	
				12 公園維持管理事業	1,547,001	1,500,868	3.1%	レベルアップ	○	—	○	
				13 魚釣場維持管理事業	21,719	20,305	7.0%	維持	—	—	—	
				14 公園等管理運営官民連携事業	25,813	22,502	14.7%	維持	—	—	—	
				15 区立公園監視カメラ設置事業	33,724	34,026	△0.9%	維持	—	—	—	
				16 豊洲ふ頭内公園ミスト設備等設置事業	40,385	0		皆増	新規	—	—	—
				◆ 17 公園灯等改修事業	157,452	154,569	1.9%	維持	—	—	—	
				◆ 18 仙台堀川公園整備事業	566,377	195,723	189.4%	維持	—	—	—	

主要事業を構成する事務事業を示しています。
◆は主要ハード事業(施設事業)、♥は主要ソフト事業(非施設事業)を表します。

事業のコストを記載しています。
長期計画の施策の大綱、基本施策、施策、施策を実現するための取り組みごとに合計額を示しています。

改善方向を記載しています。
維持:金額の増減にかかわらず事業内容を維持する事業
新規:平成31年度からの新規事業
レベルアップ:成果を向上させるために内容の充実を図る事業
見直し:コストの削減あるいは成果の減少を図る事業
廃止:平成30年度で廃止する事業
廃止(事業終了):あらかじめ設定された事業期間が終了するため廃止する事業
廃止(事務事業統合):他の事務事業に統合し廃止する事業
廃止(単年度):平成30年度の単年度事業
廃止(隔年実施):隔年実施事業のため、平成31年度は実施をしない事業

レベルアップ、見直し、廃止と評価された事業は、どのような視点で改善したかを○で示しています。
目的妥当性:事務事業の目的・成果が施策を実現するための取り組みの達成度向上に結びついているかという視点
有効性:事務事業の活動量に対してそれに見合う成果が出ているかという視点
効率性:事務事業の活動量に対してコストは適切だったか、あるいは成果を落とさずにコストを下げる方法はないかという視点

平成31年度 施策別改善方向総括表

施策名		事務事業数計	維持	新規	レベルアップ	見直し	廃止	廃止(*)
1	水辺と緑のネットワークづくり	27 (100%)	23 (85%)	3 (11%)	1 (4%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
2	身近な緑の育成	5 (100%)	5 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
3	地域からの環境保全	14 (100%)	12 (86%)	1 (7%)	1 (7%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
4	循環型社会の形成	20 (100%)	18 (90%)	0 (0%)	1 (5%)	1 (5%)	0 (0%)	0 (0%)
5	低炭素社会への転換	9 (100%)	7 (78%)	1 (11%)	1 (11%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
6	保育サービスの充実	27 (100%)	18 (67%)	1 (4%)	7 (26%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (4%)
7	子育て家庭への支援	28 (100%)	25 (89%)	1 (4%)	2 (7%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
8	確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成	42 (100%)	35 (83%)	0 (0%)	6 (14%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (2%)
9	安心して通える楽しい学校(園)づくりの推進	40 (100%)	25 (63%)	3 (8%)	8 (20%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (10%)
10	地域や教育関係機関との連携による教育力の向上	6 (100%)	5 (83%)	0 (0%)	1 (17%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
11	地域ぐるみの子育て家庭への支援	6 (100%)	6 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
12	健全で安全な社会環境づくり	18 (100%)	10 (56%)	5 (28%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (17%)
13	地域の人材を活用した青少年の健全育成	11 (100%)	11 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
14	区内中小企業の育成	21 (100%)	19 (90%)	0 (0%)	1 (5%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (5%)
15	環境変化に対応した商店街振興	7 (100%)	5 (71%)	0 (0%)	2 (29%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
16	安心できる消費者生活の実現	7 (100%)	6 (86%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (14%)
17	コミュニティの活性化	16 (100%)	14 (88%)	0 (0%)	2 (13%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
18	地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進	20 (100%)	16 (80%)	2 (10%)	1 (5%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (5%)
19	男女共同参画社会の実現	11 (100%)	10 (91%)	1 (9%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
20	文化の彩り豊かな地域づくり	7 (100%)	7 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
21	地域資源を活用した観光振興	7 (100%)	7 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
22	健康づくりの推進	30 (100%)	28 (93%)	1 (3%)	1 (3%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
23	感染症対策と生活環境衛生の確保	19 (100%)	18 (95%)	0 (0%)	1 (5%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
24	保健・医療施策の充実	22 (100%)	19 (86%)	1 (5%)	2 (9%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
25	総合的な福祉の推進	120 (100%)	110 (92%)	2 (2%)	4 (3%)	0 (0%)	1 (1%)	3 (3%)
26	地域で支える福祉の充実	22 (100%)	21 (95%)	0 (0%)	1 (5%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
27	自立と社会参加の促進	112 (100%)	102 (91%)	1 (1%)	7 (6%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (2%)
28	計画的なまちづくりの推進	10 (100%)	9 (90%)	1 (10%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
29	住みよい住宅・住環境の形成	16 (100%)	13 (81%)	0 (0%)	1 (6%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (13%)
30	ユニバーサルデザインのまちづくり	5 (100%)	5 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
31	便利で快適な道路・交通網の整備	47 (100%)	41 (87%)	1 (2%)	1 (2%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (9%)
32	災害に強い都市の形成	12 (100%)	7 (58%)	1 (8%)	3 (25%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (8%)
33	地域防災力の強化	21 (100%)	19 (90%)	0 (0%)	2 (10%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
34	事故や犯罪のないまちづくり	1 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
計画的なまちづくりの推進	区民の参画・協働と開かれた区政の実現	13 (100%)	11 (85%)	0 (0%)	2 (15%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営	69 (100%)	66 (96%)	0 (0%)	3 (4%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	自律的な区政基盤の確立	31 (100%)	29 (94%)	0 (0%)	1 (3%)	1 (3%)	0 (0%)	0 (0%)
合計		899 (100%)	782 (87%)	26 (3%)	64 (7%)	2 (0%)	1 (0%)	24 (3%)

※廃止(*)は、あらかじめ定めた事業期間が終了したことによる事業廃止等(事業終了、事務事業統合、単年度実施、隔年実施)
 ※維持の中には隔年実施事業を含みます。
 ※端数処理の関係上、各割合の合計が100%にならないことがあります。

平成31年度 施策別事務事業評価結果一覧

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	実施の取組	実施の実現	事務事業名称	31年度 予算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
01	水と緑豊かな地球環境にやさしいまち				9,829,164	9,038,505	8.7%				
01	水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成				4,155,506	3,584,941	15.9%				
01	水辺と緑のネットワークづくり				3,781,201	3,222,195	17.3%				
0101	連続性のある水辺と緑の形成				3,731,752	3,175,128	17.5%				
	1	河川公園占用許可事業			43	43	0.0%	維持	—	—	—
	2	公園等監察指導事業			73	72	1.4%	維持	—	—	—
	3	水辺と緑の事務所管理運営事業			58,423	56,058	4.2%	維持	—	—	—
	4	公衆便所維持管理事業			139,485	133,372	4.6%	維持	—	—	—
	5	河川維持管理事業			449,059	594,940	△ 24.5%	維持	—	—	—
	◆ 6	水辺・潮風の散歩道整備事業			150,559	123,694	21.7%	維持	—	—	—
	7	旧中川照明灯整備事業			61,106	34,824	75.5%	維持	—	—	—
	◆ 8	水辺・潮風の散歩道灯改修事業			86,486	27,370	216.0%	維持	—	—	—
	9	公共溝渠維持管理事業			4,174	4,044	3.2%	維持	—	—	—
	10	児童遊園維持管理事業			45,697	42,457	7.6%	維持	—	—	—
	11	遊び場維持管理事業			12,187	10,490	16.2%	維持	—	—	—
	12	公園維持管理事業			1,547,001	1,500,868	3.1%	レベルアップ	○	—	○
	13	魚釣場維持管理事業			21,719	20,305	7.0%	維持	—	—	—
	14	公園等管理運営官民連携事業			25,813	22,502	14.7%	維持	—	—	—
	15	区立公園監視カメラ設置事業			33,724	34,026	△ 0.9%	維持	—	—	—
	16	豊洲ふ頭内公園ミスト設備等設置事業			40,385	0	皆増	新規	—	—	—
	◆ 17	公園灯等改修事業			157,452	154,569	1.9%	維持	—	—	—
	◆ 18	仙台堀川公園整備事業			566,377	195,723	189.4%	維持	—	—	—
	◆ 19	(仮称)白河三丁目公園整備事業			24,429	0	皆増	新規	—	—	—
	◆ 20	亀戸平岩公園整備事業			32,863	0	皆増	新規	—	—	—
	◆ 21	公園改修事業			229,042	179,441	27.6%	維持	—	—	—
	◆ 22	児童遊園改修事業			45,655	40,330	13.2%	維持	—	—	—
0103	みんなで作る水辺と緑と自然				49,449	47,067	5.1%				
	1	荒川クリーンエイド事業			52	51	2.0%	維持	—	—	—
	2	苗圃及び区民農園維持管理事業			28,240	25,521	10.7%	維持	—	—	—
	3	自然とのつきあい事業			9,146	10,745	△ 14.9%	維持	—	—	—
	4	和船運行事業			3,901	2,918	33.7%	維持	—	—	—
	5	みどりのボランティア活動支援事業			8,110	7,832	3.5%	維持	—	—	—
02	身近な緑の育成				374,305	362,746	3.2%				
0201	公共施設の緑化				32,227	19,087	68.8%				
	◆ 1	CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業			32,227	19,087	68.8%	維持	—	—	—
0202	歩行者が快適さを感じる道路緑化				315,842	298,926	5.7%				
	1	街路樹等維持管理事業			315,842	298,926	5.7%	維持	—	—	—
0203	区民・事業者・区による緑化推進				26,236	44,733	△ 41.3%				
	♥ 1	CITY IN THE GREEN 民間緑化推進事業			13,541	31,902	△ 57.6%	維持	—	—	—
	2	みどりのまちなみづくり事業			4,398	5,280	△ 16.7%	維持	—	—	—
	3	緑の基本計画改定事業			8,297	7,551	9.9%	維持	—	—	—
02	環境負荷の少ない地域づくり				5,673,658	5,453,564	4.0%				
03	地域からの環境保全				92,753	65,718	41.1%				
0301	環境意識の向上				50,471	39,889	26.5%				
	♥ 1	環境学習情報館運営事業			25,349	14,154	79.1%	レベルアップ	○	—	—
	2	環境学習情報館維持管理事業			18,525	18,756	△ 1.2%	維持	—	—	—
	3	環境フェア事業			6,183	6,183	0.0%	維持	—	—	—
	4	ハニープロジェクト事業			414	796	△ 48.0%	維持	—	—	—
0302	計画的な環境保全の推進				16,055	2,933	447.4%				
	1	環境審議会運営事業			2,190	1,977	10.8%	維持	—	—	—
	2	江東エコライフ協議会運営事業			971	956	1.6%	維持	—	—	—
	3	環境基本計画改定事業			12,894	0	皆増	新規	—	—	—
0303	公害等環境汚染の防止				26,227	22,896	14.5%				

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策 取り 組む ため の 現	事務事業名称	31年度 予算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
								目的 妥当性	有効 性	効率 性
		1	大気監視指導事業	16,260	13,431	21.1%	維持	—	—	—
		2	水質監視指導事業	1,160	1,192	△ 2.7%	維持	—	—	—
		3	騒音振動調査指導事業	2,724	2,579	5.6%	維持	—	—	—
		4	有害化学物質調査事業	1,752	1,569	11.7%	維持	—	—	—
		5	焼却残灰検査事業	3,106	3,106	0.0%	維持	—	—	—
		6	アスベスト分析調査助成事業	502	301	66.8%	維持	—	—	—
		7	環境測定事業	723	718	0.7%	維持	—	—	—
		04 循環型社会の形成		5,235,190	5,074,342	3.2%				
		0401 循環型社会への啓発		10,682	9,441	13.1%				
		1	使わなくなった机・イス等を利用した海外支援事業	232	267	△ 13.1%	維持	—	—	—
		2	一般廃棄物処理基本計画推進管理事業	1,545	1,394	10.8%	維持	—	—	—
		3	ごみ減量推進事業	8,905	7,780	14.5%	レベルアップ	○	—	—
		04025R(リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル)の推進		5,224,508	5,064,901	3.2%				
		1	清掃事務所管理運営事業	65,647	66,352	△ 1.1%	維持	—	—	—
		2	清掃一部事務組合分担金	1,455,910	1,390,140	4.7%	維持	—	—	—
		3	大規模事業用建築物排出指導事業	1,443	1,324	9.0%	維持	—	—	—
		4	粗大ごみ再利用事業	75	75	0.0%	維持	—	—	—
		5	ごみ収集運搬事業	1,745,341	1,661,017	5.1%	見直し	—	—	○
		6	動物死体処理事業	7,701	7,535	2.2%	維持	—	—	—
		7	有料ごみ処理券管理事業	30,815	30,497	1.0%	維持	—	—	—
		8	ごみ出しサポート事業	10	10	0.0%	維持	—	—	—
		9	清掃車両管理事業	24,847	54,115	△ 54.1%	維持	—	—	—
		10	一般廃棄物処理業者等指導事業	255	244	4.5%	維持	—	—	—
		♥11	資源回収事業	1,446,836	1,367,583	5.8%	維持	—	—	—
		♥12	集団回収団体支援事業	103,450	110,267	△ 6.2%	維持	—	—	—
		♥13	集団回収システム維持事業	3,739	3,963	△ 5.7%	維持	—	—	—
		14	本庁舎外施設資源回収事業	14,793	14,479	2.2%	維持	—	—	—
		♥15	不燃ごみ資源化事業	110,265	116,835	△ 5.6%	維持	—	—	—
		16	エコ・リサイクル基金積立金	174,074	197,532	△ 11.9%	維持	—	—	—
		17	緑のリサイクル事業	39,307	42,933	△ 8.4%	維持	—	—	—
		05 低炭素社会への転換		345,715	313,504	10.3%				
		0501 再生可能エネルギー等の利用促進		331,923	300,752	10.4%				
		♥1	地球温暖化防止設備導入助成事業	41,465	41,470	△ 0.0%	レベルアップ	○	○	—
		2	マイクロ水力発電設備維持管理事業	2,764	2,720	1.6%	維持	—	—	—
		3	電力の地産地消による環境学習事業	325	0	皆増	新規	—	—	—
		4	みどり・温暖化対策基金積立金	222,236	217,123	2.4%	維持	—	—	—
		5	風力発電施設等維持管理事業	65,133	39,439	65.1%	維持	—	—	—
		0502 エネルギー使用の合理化の推進		861	607	41.8%				
		1	急速充電器整備事業	861	607	41.8%	維持	—	—	—
		0503 パートナーシップの形成		12,931	12,145	6.5%				
		1	江東エコキッズ事業	3,842	3,798	1.2%	維持	—	—	—
		2	カーボンマイナスアクション事業	8,488	7,749	9.5%	維持	—	—	—
		3	エコリーダー養成事業	601	598	0.5%	維持	—	—	—
		02 未来を担うこどもを育むまち		73,381,692	67,756,660	8.3%				
		08 安心してこどもを産み、育てられる環境の充実		48,106,401	43,761,030	9.9%				
		06 保育サービスの充実		31,467,329	28,252,858	11.4%				
		0601 保育施設の整備		31,265,989	28,072,489	11.4%				
		1	保育所管理運営事業	4,856,608	4,680,007	3.8%	レベルアップ	○	—	○
		2	保育所公設民営化移行事業	1,081	24,428	△ 95.6%	維持	—	—	—
		3	私立保育所扶助事業	11,096,988	8,993,769	23.4%	レベルアップ	○	○	—
		4	私立保育所補助事業	6,222,515	5,149,922	20.8%	レベルアップ	○	○	—
		5	認定こども園扶助事業	282,512	256,526	10.1%	維持	—	—	—
		6	認定こども園補助事業	222,749	226,339	△ 1.6%	維持	—	—	—
		7	地域型保育扶助事業	1,198,911	1,134,040	5.7%	レベルアップ	○	○	—
		8	地域型保育補助事業	557,585	543,586	2.6%	レベルアップ	○	○	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	実施の取組	施策を実施するための	事務事業名称	31年度 予算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
		9		私立保育所等施設整備資金融資事業	4,680	5,289	△ 11.5%	維持	—	—	—
		◆10		私立保育所整備事業	2,766,803	2,840,881	△ 2.6%	レベルアップ	○	○	—
		◆11		新制度移行化事業	179,252	254,805	△ 29.7%	維持	—	—	—
		12		保育室運営費補助事業	27,405	27,347	0.2%	維持	—	—	—
		13		家庭福祉員補助事業	11,863	11,587	2.4%	維持	—	—	—
		14		認証保育所運営費等補助事業	2,468,040	2,823,629	△ 12.6%	維持	—	—	—
		15		江東区保育ルーム運営事業	73,915	74,049	△ 0.2%	維持	—	—	—
		16		保育施設特別支援事業	6,294	6,297	△ 0.0%	維持	—	—	—
		17		保育の質の向上事業	1,831	3,804	△ 51.9%	維持	—	—	—
		18		地域子育て支援事業	12,727	12,563	1.3%	維持	—	—	—
		19		保育従事者確保支援事業	652,037	387,226	68.4%	維持	—	—	—
		20		定期利用保育事業	113,703	71,658	58.7%	維持	—	—	—
		21		グループ保育室運営費補助事業	0	16,739	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
		◆22		豊洲保育園改築事業	392,784	130,202	201.7%	維持	—	—	—
		◆23		辰巳第二保育園改築事業	89,388	231,465	△ 61.4%	維持	—	—	—
		◆24		大島保育園改築事業	26,318	166,331	△ 84.2%	維持	—	—	—
		0602多様な保育サービスの提供		201,340	180,369	11.6%					
		1		企業主導型保育施設整備誘導事業	65	0	皆増	新規	—	—	—
		2		非定型一時保育事業	120,225	120,217	0.0%	維持	—	—	—
		3		病児・病後児保育事業	81,050	60,152	34.7%	レベルアップ	—	○	—
		07子育て家庭への支援		16,639,072	15,508,172	7.3%					
		0701子育て支援機能の充実		1,098,601	384,847	185.5%					
		1		こども・子育て支援事業計画推進事業	16,489	14,634	12.7%	維持	—	—	—
		2		KOTOハッピー子育てトレーニング事業	1,765	2,169	△ 18.6%	維持	—	—	—
		3		子ども家庭支援センター管理運営事業	349,187	304,980	14.5%	レベルアップ	—	○	—
		4		ファミリーサポート事業	25,941	23,739	9.3%	維持	—	—	—
		◆5		児童向け複合施設整備事業	440,822	35,056	1157.5%	維持	—	—	—
		◆6		(仮称)有明子ども家庭支援センター整備事業	260,032	0	皆増	新規	—	—	—
		7		児童館子育てひろば事業	1,765	1,669	5.8%	維持	—	—	—
		8		幼稚園親子登園事業	2,600	2,600	0.0%	維持	—	—	—
		0702多様なメディアによる子育て情報の発信		7,224	7,691	△ 6.1%					
		1		子育て支援情報発信事業	7,224	7,691	△ 6.1%	維持	—	—	—
		0703子育て家庭への経済的支援		15,533,247	15,115,634	2.8%					
		1		外国人学校保護者負担軽減事業	12,480	12,480	0.0%	維持	—	—	—
		2		児童育成手当支給事業	974,850	985,193	△ 1.0%	維持	—	—	—
		3		児童扶養手当支給事業	1,386,723	1,451,608	△ 4.5%	維持	—	—	—
		4		児童手当支給事業	7,727,468	7,637,349	1.2%	維持	—	—	—
		5		ひとり親家庭等医療費助成事業	151,379	157,701	△ 4.0%	維持	—	—	—
		6		子ども医療費助成事業	2,878,203	2,866,126	0.4%	維持	—	—	—
		7		母子家庭等自立支援事業	15,909	17,134	△ 7.1%	維持	—	—	—
		8		母子生活支援施設運営費補助事業	116,374	126,348	△ 7.9%	維持	—	—	—
		9		母子緊急一時保護事業	1,440	1,440	0.0%	維持	—	—	—
		10		認可外保育施設等保護者負担軽減事業	608,980	328,380	85.4%	レベルアップ	○	○	—
		11		私立幼稚園就園奨励事業	585,429	271,752	115.4%	維持	—	—	—
		12		幼稚園類似施設就園奨励事業	24,137	10,984	119.7%	維持	—	—	—
		13		私立幼稚園等保護者負担軽減事業	320,417	473,946	△ 32.4%	維持	—	—	—
		14		幼稚園類似施設等保護者負担軽減事業	17,865	22,840	△ 21.8%	維持	—	—	—
		15		奨学資金貸付事業	32,241	38,080	△ 15.3%	維持	—	—	—
		16		小学校就学援助事業	339,451	362,503	△ 6.4%	維持	—	—	—
		17		小学校特別支援学級等児童就学奨励事業	2,663	2,345	13.6%	維持	—	—	—
		18		中学校就学援助事業	333,572	345,354	△ 3.4%	維持	—	—	—
		19		中学校特別支援学級等生徒就学奨励事業	3,666	4,071	△ 9.9%	維持	—	—	—
		04知・徳・体を育む魅力ある学び舎づくり		22,143,329	20,970,225	5.6%					
		08確かな学力・豊かな人間性・健やかな体の育成		8,002,989	7,480,180	7.0%					
		0801学習内容の充実		4,890,261	4,577,787	6.8%					

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策 取り組 の 実施 の 現	事務事業名称	31年度 予算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
								目的 妥当性	有効 性	効率 性
		1	教科書採択事業	1,273	891	42.9%	維持	—	—	—
		2	研究協力校運営事業	7,626	7,970	△ 4.3%	維持	—	—	—
		3	外国人講師派遣事業	200,123	206,383	△ 3.0%	レベルアップ	—	○	—
		4	中学生海外短期留学事業	27,473	27,243	0.8%	維持	—	—	—
		♥5	確かな学力強化事業	479,842	477,826	0.4%	維持	—	—	—
		6	学校力向上事業	65,941	42,149	56.4%	レベルアップ	○	○	—
		7	俳句教育推進事業	7,032	7,015	0.2%	維持	—	—	—
		8	オリンピック・パラリンピック教育推進事業	38,040	41,194	△ 7.7%	維持	—	—	—
		9	教科担任制講師配置事業	2,755	1,489	85.0%	維持	—	—	—
		10	小学校管理運営事業	1,409,660	1,432,609	△ 1.6%	維持	—	—	—
		11	小学校特色ある学校づくり支援事業	22,211	22,313	△ 0.5%	維持	—	—	—
		12	小学校コンピューター教育推進事業	570,935	550,551	3.7%	レベルアップ	○	○	—
		13	小学校副読本支給事業	14,495	14,550	△ 0.4%	維持	—	—	—
		14	小学校就学事務	1,794	1,551	15.7%	維持	—	—	—
		15	小学校校務情報通信環境管理事業	563,475	358,748	57.1%	維持	—	—	—
		16	中学校管理運営事業	753,543	756,184	△ 0.3%	レベルアップ	○	○	—
		17	中学校特色ある学校づくり支援事業	9,600	9,600	0.0%	維持	—	—	—
		18	中学校コンピューター教育推進事業	293,877	283,605	3.6%	維持	—	—	—
		19	中学校副読本支給事業	3,025	8,999	△ 66.4%	維持	—	—	—
		20	中学校就学事務	866	904	△ 4.2%	維持	—	—	—
		21	中学校校務情報通信環境管理事業	295,770	189,592	56.0%	維持	—	—	—
		22	幼稚園管理運営事業	113,291	132,130	△ 14.3%	レベルアップ	○	—	—
		23	幼稚園特色ある教育活動支援事業	1,600	1,600	0.0%	維持	—	—	—
		24	幼稚園就園事務	6,014	2,691	123.5%	維持	—	—	—
			0802 思いやりの心の育成	205,344	73,507	179.4%				
		1	健全育成事業	6,839	6,905	△ 1.0%	維持	—	—	—
		2	小学校移動教室運営事業	105,953	0	皆増	維持	—	—	—
		3	移動教室付添看護事業	7,967	7,825	1.8%	維持	—	—	—
		4	中学校移動教室運営事業	74,488	0	皆増	維持	—	—	—
		5	修学旅行付添看護事業	6,967	6,781	2.7%	維持	—	—	—
		6	日光高原学園管理運営事業	3,130	25,597	△ 87.8%	維持	—	—	—
		7	富士見高原学園管理運営事業	0	26,399	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
			0803 健康・体力の増進	2,778,800	2,673,077	4.0%				
		1	部活動振興事業	58,920	40,442	45.7%	レベルアップ	○	—	—
		2	小学校プール安全対策事業	6,888	7,097	△ 2.9%	維持	—	—	—
		3	小学校給食運営事業	1,571,010	1,553,890	1.1%	維持	—	—	—
		4	小学校保健衛生事業	302,016	287,844	4.9%	維持	—	—	—
		5	中学校プール安全対策事業	1,023	1,102	△ 7.2%	維持	—	—	—
		6	中学校給食運営事業	632,141	581,593	8.7%	維持	—	—	—
		7	中学校保健衛生事業	143,432	138,270	3.7%	維持	—	—	—
		8	幼稚園保健衛生事業	63,370	62,839	0.8%	維持	—	—	—
			0804 教員の資質・能力の向上	128,584	155,809	△ 17.5%				
		1	教職員研修事業	6,154	5,777	6.5%	維持	—	—	—
		2	教育調査研究事業	4,063	4,063	0.0%	維持	—	—	—
		3	教育センター管理運営事業	118,367	145,969	△ 18.9%	維持	—	—	—
			09 安心して通える楽しい学校(園)づくりの推進	13,924,132	13,274,655	4.9%				
			0901 個に応じた教育支援の推進	502,519	457,690	9.8%				
		1	日本語指導員派遣事業	28,422	26,254	8.3%	維持	—	—	—
		2	学習支援事業	104,730	103,382	1.3%	維持	—	—	—
		3	土曜・放課後学習教室事業	33,463	35,010	△ 4.4%	維持	—	—	—
		♥4	幼小中連携教育事業	59,696	59,985	△ 0.5%	維持	—	—	—
		5	小学校特別支援教育事業	153,631	132,135	16.3%	レベルアップ	○	—	—
		6	中学校日本語クラブ運営事業	9,164	9,161	0.0%	維持	—	—	—
		7	中学校特別支援教育事業	60,409	41,146	46.8%	レベルアップ	○	○	—
		8	幼稚園特別支援教育事業	53,004	50,617	4.7%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取組の 実施 する ため の 現	事務事業名称	31年度 予算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
				0902いじめ・不登校対策の充実	93,001	88,021	5.7%				
			1	適応指導教室事業	15,293	15,257	0.2%	維持	—	—	—
			2	スクールカウンセラー派遣事業	29,813	27,204	9.6%	レベルアップ	○	—	—
			3	スクールソーシャルワーカー活用事業	20,353	20,161	1.0%	維持	—	—	—
			4	エンカレッジ体験活動事業	1,010	912	10.7%	維持	—	—	—
			5	スクールロイヤー活用事業	2,112	0	皆増	新規	—	—	—
			6	教育相談事業	24,420	24,487	△0.3%	維持	—	—	—
				0903教育施設の整備・充実	13,328,612	12,728,944	4.7%				
			1	私立幼稚園施設整備資金融資事業	1,558	1,764	△11.7%	維持	—	—	—
			2	学校施設改築等基金積立金	3,505,928	3,302,022	6.2%	維持	—	—	—
			3	学校安全対策事業	18,801	40,207	△53.2%	維持	—	—	—
			4	小学校校舎維持管理事業	1,120,632	928,191	20.7%	レベルアップ	○	—	○
		◆	5	数矢小学校増築事業	28,600	0	皆増	新規	—	—	—
		◆	6	平久小学校増築事業	316,343	252,811	25.1%	維持	—	—	—
		◆	7	扇橋小学校増築事業	229,814	262,300	△12.4%	維持	—	—	—
		◆	8	東川小学校増築事業	393,730	51,190	669.2%	維持	—	—	—
		◆	9	豊洲西小学校増築事業	496,600	83,634	493.8%	維持	—	—	—
		◆	10	第二亀戸小学校増築事業	93,032	0	皆増	新規	—	—	—
		◆	11	香取小学校改築事業	2,487,492	1,091,510	127.9%	維持	—	—	—
		◆	12	小学校大規模改修事業	319,229	2,012,416	△84.1%	維持	—	—	—
		◆	13	小学校校舎改修事業	708,193	501,480	41.2%	レベルアップ	○	—	—
		◆	14	南陽小学校増築事業	0	276,804	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
		◆	15	東雲小学校増築事業	0	272,171	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
		◆	16	有明小学校増築事業	0	293,436	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
		◆	17	第五大島小学校改築事業	0	1,745,092	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
			18	中学校校舎維持管理事業	476,737	390,213	22.2%	レベルアップ	○	—	○
		◆	19	第二大島中学校改築事業	87,899	49,867	76.3%	維持	—	—	—
		◆	20	中学校大規模改修事業	838,500	65,712	1176.0%	維持	—	—	—
		◆	21	中学校校舎改修事業	371,140	339,664	9.3%	レベルアップ	○	—	—
		◆	22	日光高原学園改修事業	1,124,499	51,788	2071.4%	維持	—	—	—
			23	園舎維持管理事業	35,560	30,670	15.9%	維持	—	—	—
			24	私立幼稚園等運営費扶助事業	382,084	292,727	30.5%	維持	—	—	—
		◆	25	幼稚園大規模改修事業	255,273	382,868	△33.3%	維持	—	—	—
		◆	26	園舎改修事業	36,968	10,407	255.2%	レベルアップ	○	—	—
				10地域や教育関係機関との連携による教育力の向上	216,208	215,390	0.4%				
				1001地域に根ざした教育の推進	42,155	33,764	24.9%				
			1	学校支援地域本部事業	42,155	33,764	24.9%	レベルアップ	○	○	—
				1002開かれた学校(園)づくり	173,287	180,860	△4.2%				
			1	学校選択制度運用事業	5,450	5,330	2.3%	維持	—	—	—
			2	学校公開安全管理事業	4,344	4,223	2.9%	維持	—	—	—
			3	教育委員会広報事業	6,586	6,503	1.3%	維持	—	—	—
			4	豊洲西小学校体育館棟地域開放事業	156,907	164,804	△4.8%	維持	—	—	—
				1003教育関係機関との協力体制の構築	766	766	0.0%				
			1	PTA研修事業	766	766	0.0%	維持	—	—	—
				05こどもの未来を育む地域社会づくり	3,131,962	3,025,405	3.5%				
				11地域ぐるみの子育て家庭への支援	48,264	48,420	△0.3%				
				1101児童虐待防止対策の推進	42,942	43,229	△0.7%				
			1	児童虐待対応事業	19,532	19,611	△0.4%	維持	—	—	—
			2	児童家庭支援士訪問事業	2,331	2,324	0.3%	維持	—	—	—
			3	こどもショートステイ事業	19,389	19,460	△0.4%	維持	—	—	—
			4	養育支援訪問事業	1,690	1,834	△7.9%	維持	—	—	—
				1102地域・家庭における教育力の向上	5,322	5,191	2.5%				
			1	障害児(者)の親のための講座事業	154	149	3.4%	維持	—	—	—
			2	家庭教育学級事業	5,168	5,042	2.5%	維持	—	—	—
				12健全で安全な社会環境づくり	2,876,525	2,805,733	2.5%				

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策 取組 の 実施 の 現 状	事務事業名称	31年度 予算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
								目的 妥当性	有効 性	効率 性
			1201こどもが安全で健やかに過ごすことができる場の確保	2,679,768	2,607,753	2.8%				
			1 こども食堂支援事業	2,939	0	皆増	新規	—	—	—
		♥	2 放課後子どもプラン事業	1,849,699	1,707,052	8.4%	維持	—	—	—
			3 学校開放事業	6,076	6,328	△ 4.0%	維持	—	—	—
			4 ウィークエンドスクール事業	5,733	6,202	△ 7.6%	維持	—	—	—
			5 児童館管理運営事業	343,424	393,099	△ 12.6%	維持	—	—	—
			6 学童クラブ管理運営事業	321,017	312,195	2.8%	維持	—	—	—
			7 私立学童クラブ補助事業	40,227	40,059	0.4%	維持	—	—	—
			8 こどもまつり事業	15,712	21,100	△ 25.5%	維持	—	—	—
			9 児童会館管理運営事業	0	56,426	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
		◆	10 きっずクラブ香取改築事業	31,372	21,566	45.5%	維持	—	—	—
		◆	11 辰巳児童館改修事業	39,600	0	皆増	新規	—	—	—
		◆	12 豊洲四丁目学童クラブ改修事業	9,339	0	皆増	新規	—	—	—
		◆	13 東雲第三学童クラブ改修事業	5,313	0	皆増	新規	—	—	—
		◆	14 南砂六丁目学童クラブ改修事業	9,317	0	皆増	新規	—	—	—
		◆	15 きっずクラブ五大改築事業	0	4,538	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
		◆	16 きっずクラブ二砂改修事業	0	39,188	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
			1202こどもの安全を確保する地域環境の創出	196,757	197,980	△ 0.6%				
			1 こども110番の家事業	1,152	1,651	△ 30.2%	維持	—	—	—
			2 児童交通安全事業	195,605	196,329	△ 0.4%	維持	—	—	—
			13地域の人材を活用した青少年の健全育成	207,173	171,252	21.0%				
			1301青少年の健全育成における関係機関・団体の連携の強化	17,833	32,423	△ 45.0%				
			1 成人式運営事業	8,392	7,908	6.1%	維持	—	—	—
			2 青少年問題協議会運営事業	2,251	2,357	△ 4.5%	維持	—	—	—
			3 青少年育成啓発事業	7,190	22,158	△ 67.6%	維持	—	—	—
			1302青少年団体の育成や青少年指導者の養成	189,340	138,829	36.4%				
			1 青少年対策地区委員会活動事業	8,709	8,737	△ 0.3%	維持	—	—	—
			2 青少年団体育成事業	4,278	5,296	△ 19.2%	維持	—	—	—
			3 青少年指導者講習会事業	20,875	5,320	292.4%	維持	—	—	—
			4 青少年相談事業	6,205	5,919	4.8%	維持	—	—	—
			5 少年の自然生活体験事業	9,491	9,403	0.9%	維持	—	—	—
			6 青少年委員活動事業	5,850	6,888	△ 15.1%	維持	—	—	—
			7 青少年交流プラザ管理運営事業	127,125	90,620	40.3%	維持	—	—	—
			8 青少年指導者海外派遣事業	6,807	6,646	2.4%	維持	—	—	—
03			民の力で築く元気に輝くまち	9,609,171	8,709,243	10.3%				
			06健全で活力ある地域産業の育成	1,229,454	1,186,862	3.6%				
			14区内中小企業の育成	917,247	919,440	△ 0.2%				
			1401経営力・競争力の強化	209,017	250,392	△ 16.5%				
			1 公衆浴場助成事業	50,450	32,976	53.0%	維持	—	—	—
			2 中小企業活性化協議会運営事業	27	27	0.0%	維持	—	—	—
			3 中小企業景況調査事業	3,328	3,309	0.6%	維持	—	—	—
			4 中小企業施策ガイド発行事業	866	866	0.0%	維持	—	—	—
			5 経営相談事業	5,816	5,817	△ 0.0%	維持	—	—	—
			6 産業展事業	4,565	4,482	1.9%	維持	—	—	—
			7 中小企業団体活動支援事業	7,258	12,550	△ 42.2%	維持	—	—	—
			8 勤労者共済支援事業	17,502	17,502	0.0%	維持	—	—	—
			9 産学公連携事業	9,350	6,350	47.2%	維持	—	—	—
			10 新製品・新技術開発支援事業	18,490	15,490	19.4%	維持	—	—	—
			11 販路開拓支援事業	29,585	25,442	16.3%	維持	—	—	—
			12 江東ブランド推進事業	33,018	30,197	9.3%	レベルアップ	○	—	—
			13 産業会館管理運営事業	28,762	28,532	0.8%	維持	—	—	—
		◆	14 産業会館改修事業	0	66,852	皆減	廃止(単年度)	—	—	—
			1402後継者・技術者の育成	189,261	188,351	0.5%				
			1 産業表彰事業	2,995	2,870	4.4%	維持	—	—	—
			2 産業スクーリング事業	6,882	6,327	8.8%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	実施の取組	施策の実現	事務事業名称	31年度 予算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
		3		インターンシップ事業	3,048	3,048	0.0%	維持	—	—	—
		4		中小企業雇用支援事業	176,836	176,106	0.1%	維持	—	—	—
		1403 創業への支援			518,969	480,697	8.0%				
		1		中小企業融資事業	473,270	438,954	7.8%	維持	—	—	—
		2		創業支援資金融資事業	37,472	34,241	9.4%	維持	—	—	—
		3		創業支援事業	8,227	7,502	9.7%	維持	—	—	—
		15 環境変化に対応した商店街振興			278,289	237,869	17.0%				
		1501 利用しやすい商店街の拡充			101,444	98,620	2.9%				
		1		商店街連合会支援事業	21,214	16,384	29.5%	レベルアップ	○	○	—
		2		商店街活性化総合支援事業	35,205	37,205	△ 5.4%	維持	—	—	—
		3		江東お店の魅力発掘発信事業	45,025	45,031	△ 0.0%	維持	—	—	—
		1502 商店街イメージの改革			176,845	139,249	27.0%				
		1		商店街イベント補助事業	98,737	70,155	40.7%	維持	—	—	—
		2		商店街装飾灯補助事業	15,202	10,083	50.8%	維持	—	—	—
		3		魅力ある商店街創出事業	30,906	27,011	14.4%	レベルアップ	○	○	—
		4		地域連携型商店街事業	32,000	32,000	0.0%	維持	—	—	—
		16 安心できる消費者生活の実現			33,918	29,553	14.8%				
		1601 消費者情報の提供の充実			6,625	6,557	1.0%				
		1		消費者展事業	1,423	1,398	1.8%	維持	—	—	—
		2		消費者講座事業	1,244	1,274	△ 2.4%	維持	—	—	—
		3		消費者情報提供事業	2,698	2,625	2.8%	維持	—	—	—
		4		消費者団体育成事業	1,260	1,260	0.0%	維持	—	—	—
		1602 消費者保護体制の充実			27,293	22,996	18.7%				
		1		消費者相談事業	25,374	21,187	19.8%	維持	—	—	—
		2		消費者センター管理運営事業	1,919	1,603	19.7%	維持	—	—	—
		3		計量器事前調査事業	0	206	皆減	廃止(隔年実施)	—	—	—
		07 個性を尊重し、活かしあう地域社会づくり			7,471,924	6,663,791	12.1%				
		17 コミュニティの活性化			689,703	571,690	20.6%				
		1701 コミュニティ活動への参加の促進			113,848	109,717	3.8%				
		1		町会自治会活動事業	109,546	102,267	7.1%	維持	—	—	—
		2		コミュニティ活動支援事業	4,302	7,450	△ 42.3%	維持	—	—	—
		1702 コミュニティ活動の情報発信			1,954	2,104	△ 7.1%				
		1		コミュニティ活動情報発信事業	1,954	2,104	△ 7.1%	維持	—	—	—
		1703 コミュニティ活動の環境整備			504,592	398,558	26.6%				
		1		広報板維持管理事業	1,485	1,238	20.0%	維持	—	—	—
		2		住居表示管理事業	3,080	5,954	△ 48.3%	維持	—	—	—
		3		公共サイン維持管理事業	237,986	148,369	60.4%	レベルアップ	○	○	—
		4		町会自治会会館建設助成事業	36,700	22,500	63.1%	レベルアップ	○	○	—
		5		区民館管理運営事業	40,364	38,116	5.9%	維持	—	—	—
		6		地区集会所管理運営事業	19,026	14,953	27.2%	維持	—	—	—
		7		保養施設借上事業	118,255	117,770	0.4%	維持	—	—	—
		◆		地区集会所改修事業	47,696	49,658	△ 4.0%	維持	—	—	—
		1704 世代、国籍を超えた交流の促進			69,309	61,311	13.0%				
		1		姉妹都市・区内在住外国人交流事業	4,040	4,040	0.0%	維持	—	—	—
		2		外国人相談事業	255	245	4.1%	維持	—	—	—
		3		区民まつり事業	45,642	44,654	2.2%	維持	—	—	—
		4		江東花火大会事業	18,256	11,356	60.8%	維持	—	—	—
		5		隅田川花火大会事業	1,116	1,016	9.8%	維持	—	—	—
		18 地域で参加・還元できる生涯学習・スポーツの推進			6,618,824	5,930,284	11.6%				
		1801 誰もが参加できる生涯学習・スポーツ機会の提供			6,557,654	5,872,988	11.7%				
		1		人権学習事業	799	887	△ 9.9%	維持	—	—	—
		2		生涯学習情報提供事業	384	237	62.0%	維持	—	—	—
		3		少年運動広場維持管理事業	7,992	8,276	△ 3.4%	維持	—	—	—
		4		スポーツ推進委員活動事業	5,773	7,422	△ 22.2%	維持	—	—	—
		5		地域文化施設管理運営事業	1,503,713	1,337,129	12.5%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	実施策	取り組むための実施策の実現	事務事業名称	31年度 予算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
			6	スポーツ施設管理運営事業	2,046,267	2,004,429	2.1%	維持	—	—	—
		◆	7	夢の島競技場改修事業	1,574,415	697,585	125.7%	維持	—	—	—
		◆	8	夢の島野球場改修事業	101,420	0	皆増	維持	—	—	—
		◆	9	深川庭球場改修事業	77,402	0	皆増	新規	—	—	—
		◆	10	荒川・砂町庭球場改修事業	0	147,828	皆減	維持	—	—	—
		◆	11	東大島文化センター改修事業	0	632,086	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
			12	知的障害者学習支援事業	13,536	13,893	△2.6%	維持	—	—	—
			13	学童疎開資料室運営事業	295	80	268.8%	維持	—	—	—
			14	図書館管理運営事業	1,220,344	1,018,704	19.8%	レベルアップ	○	○	—
			15	図書館読書活動推進事業	5,314	4,432	19.9%	維持	—	—	—
			1802	継続的な生涯学習・スポーツ活動への支援	61,170	57,296	6.8%				
			1	文化・スポーツ顕彰事業	948	944	0.4%	維持	—	—	—
			2	スポーツ推進計画策定事業	6,489	0	皆増	新規	—	—	—
			3	区民スポーツ普及振興事業	41,049	43,672	△6.0%	維持	—	—	—
			4	江東シーサイドマラソン事業	12,350	12,350	0.0%	維持	—	—	—
			5	優秀選手及び功労者表彰事業	334	330	1.2%	維持	—	—	—
			19	男女共同参画社会の実現	163,397	161,817	1.0%				
			1901	男女平等意識の向上	3,731	3,706	0.7%				
			1	男女共同参画啓発事業	3,466	3,386	2.4%	維持	—	—	—
			2	男女共同参画苦情調整事業	265	320	△17.2%	維持	—	—	—
			1902	性別によらないあらゆる活動への参加拡大	126,328	125,564	0.6%				
			1	男女共同参画推進センター管理運営事業	79,647	85,776	△7.1%	維持	—	—	—
			2	男女共同参画推進センター一時保育事業	12,676	12,677	△0.0%	維持	—	—	—
			3	パルカレッジ事業	1,682	1,709	△1.6%	維持	—	—	—
			4	男女共同参画学習事業	23,382	23,176	0.9%	維持	—	—	—
			5	男女共同参画活動援助事業	1,566	1,286	21.8%	維持	—	—	—
			6	男女共同参画審議会運営事業	1,041	940	10.7%	維持	—	—	—
			7	男女共同参画行動計画策定事業	6,334	0	皆増	新規	—	—	—
			1903	仕事と生活の調和の推進	317	314	1.0%				
			1	ワーク・ライフ・バランス推進啓発事業	317	314	1.0%	維持	—	—	—
			1904	異性に対するあらゆる暴力の根絶	33,021	32,233	2.4%				
			1	男女共同参画相談事業	33,021	32,233	2.4%	維持	—	—	—
			08	地域文化の活用と観光振興	907,793	858,590	5.7%				
			20	文化の彩り豊かな地域づくり	730,871	690,044	5.9%				
			2001	伝統文化の保存と継承	323,958	309,571	4.6%				
			1	文化財保護事業	34,229	33,919	0.9%	維持	—	—	—
			2	文化財公開事業	15,153	15,723	△3.6%	維持	—	—	—
			3	文化財講習会事業	923	927	△0.4%	維持	—	—	—
			4	郷土資料刊行事業	923	1,465	△37.0%	維持	—	—	—
			5	文化財保護推進協力員活動事業	1,201	1,201	0.0%	維持	—	—	—
			6	歴史文化施設管理運営事業	271,529	256,336	5.9%	維持	—	—	—
			2002	芸術文化活動への支援と啓発	406,913	380,473	6.9%				
			1	江東公会堂管理運営事業	406,913	380,473	6.9%	維持	—	—	—
			21	地域資源を活用した観光振興	176,922	168,546	5.0%				
			2101	観光資源の開発と発信	120,317	113,985	5.6%				
		♥	1	観光PR事業	12,714	12,703	0.1%	維持	—	—	—
			2	観光推進事業	22,629	20,879	8.4%	維持	—	—	—
			3	江東区観光協会運営補助事業	64,687	59,605	8.5%	維持	—	—	—
			4	観光イベント事業	20,287	20,798	△2.5%	維持	—	—	—
			2102	観光客の受け入れ態勢の整備	54,633	52,610	3.8%				
		♥	1	シャトルバス運行事業	34,737	32,681	6.3%	維持	—	—	—
			2	観光拠点運営補助事業	19,896	19,929	△0.2%	維持	—	—	—
			2103	他団体との連携による観光推進	1,972	1,951	1.1%				
			1	東京マラソンイベント参加事業	1,972	1,951	1.1%	維持	—	—	—
			04	ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち	154,993,483	155,560,534	△0.4%				

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策 取り組 めるた めの実 現	事務事業名称	31年度 予算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
								目的 妥当性	有効 性	効率 性
09	健康で安心して生活できる保健・医療体制の充実	◆		5,981,014	6,002,726	△ 0.4%				
	22	健康づくりの推進		2,975,431	2,984,629	△ 0.3%				
		2201	健康教育、健康相談等の充実	1,499,660	1,610,630	△ 6.9%				
			1 健康増進事業	2,629	8,401	△ 68.7%	維持	—	—	—
			2 歯と口の健康週間事業	766	766	0.0%	維持	—	—	—
			3 がん対策推進事業	1,932	3,187	△ 39.4%	維持	—	—	—
			4 たばこ対策事業	2,214	0	皆増	新規	—	—	—
			5 衛生統計調査事業	2,235	1,754	27.4%	維持	—	—	—
			6 保健相談所管理運営事業	125,464	222,074	△ 43.5%	維持	—	—	—
			7 心身障害者施設等健康相談事業	7,476	7,522	△ 0.6%	維持	—	—	—
			8 自殺総合対策・メンタルヘルス事業	5,167	5,073	1.9%	維持	—	—	—
			9 公害健康被害認定審査事業	41,677	42,875	△ 2.8%	維持	—	—	—
			10 公害健康被害補償給付事業	1,158,659	1,167,891	△ 0.8%	維持	—	—	—
			11 公害健康リハビリテーション事業	4,383	4,332	1.2%	維持	—	—	—
			12 難病対策事業	10,620	11,090	△ 4.2%	維持	—	—	—
			13 精神保健相談事業	12,409	12,414	△ 0.0%	維持	—	—	—
			14 健康センター管理運営事業	122,363	121,585	0.6%	維持	—	—	—
			15 栄養相談事業	1,666	1,666	0.0%	維持	—	—	—
		2202	疾病の早期発見・早期治療	1,469,726	1,368,396	7.4%				
			1 歯科衛生相談事業	19,672	23,045	△ 14.6%	維持	—	—	—
			2 健康診査事業	367,065	335,109	9.5%	維持	—	—	—
			3 胃がん検診事業	172,273	130,481	32.0%	レベルアップ	○	○	—
			4 子宮頸がん検診事業	169,790	170,609	△ 0.5%	維持	—	—	—
			5 肺がん検診事業	61,604	59,998	2.7%	維持	—	—	—
			6 乳がん検診事業	181,107	180,765	0.2%	維持	—	—	—
			7 大腸がん検診事業	326,683	317,326	2.9%	維持	—	—	—
			8 前立腺がん検診事業	8,214	6,806	20.7%	維持	—	—	—
			9 眼科検診事業	20,375	19,333	5.4%	維持	—	—	—
			10 生活習慣病予防健康診査事業	8,206	8,242	△ 0.4%	維持	—	—	—
			11 歯周疾患検診事業	68,549	66,889	2.5%	維持	—	—	—
			12 保健情報システム管理運用事業	65,306	48,911	33.5%	維持	—	—	—
			13 成人保健指導事業	882	882	0.0%	維持	—	—	—
		2203	食育の推進	6,045	5,603	7.9%				
			1 食育推進事業	2,005	1,827	9.7%	維持	—	—	—
			2 食と健康づくり事業	4,040	3,776	7.0%	維持	—	—	—
23	感染症対策と生活環境衛生の確保	◆		1,960,819	1,992,016	△ 1.6%				
		2301	健康危機管理体制の整備	37,599	37,647	△ 0.1%				
			1 感染症診査協議会運営事業	3,098	3,096	0.1%	維持	—	—	—
			2 感染症対策事業	3,255	3,256	△ 0.0%	維持	—	—	—
			3 感染症医療給付事業	29,705	29,770	△ 0.2%	維持	—	—	—
			4 新型インフルエンザ等対策事業	1,541	1,525	1.0%	維持	—	—	—
		2302	感染症予防対策の充実	1,809,061	1,839,234	△ 1.6%				
			1 公害健康インフルエンザ助成事業	2,295	2,388	△ 3.9%	維持	—	—	—
			2 予防接種事業	1,789,389	1,820,414	△ 1.7%	レベルアップ	○	○	—
			3 エイズ対策事業	2,195	2,157	1.8%	維持	—	—	—
			4 結核健診事業	14,735	13,829	6.6%	維持	—	—	—
			5 結核DOTS事業	447	446	0.2%	維持	—	—	—
		2303	生活環境衛生の確保	114,159	115,135	△ 0.8%				
			1 環境衛生監視指導事業	18,305	18,747	△ 2.4%	維持	—	—	—
			2 環境衛生教育事業	300	300	0.0%	維持	—	—	—
			3 食品衛生監視指導事業	41,541	42,365	△ 1.9%	維持	—	—	—
			4 食中毒対策事業	5,905	5,832	1.3%	維持	—	—	—
			5 食品衛生教育事業	1,498	1,381	8.5%	維持	—	—	—
			6 狂犬病予防事業	5,499	4,199	31.0%	維持	—	—	—
			7 動物愛護啓発事業	6,012	6,281	△ 4.3%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	実施	取り組むための実施	事務事業名称	31年度 予算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
			8	そ族昆虫駆除事業	29,958	30,816	△ 2.8%	維持	—	—	—
			9	医事・薬事衛生監視指導事業	3,680	3,711	△ 0.8%	維持	—	—	—
			10	給食施設指導事業	1,461	1,503	△ 2.8%	維持	—	—	—
				24 保健・医療施策の充実	1,044,764	1,026,081	1.8%				
				2401 保健・医療施設の整備・充実と連携の促進	174,356	163,925	6.4%				
			1	土曜・休日医療診療・調剤事業	106,419	101,740	4.6%	維持	—	—	—
			2	休日歯科診療事業	21,476	20,402	5.3%	維持	—	—	—
			3	こどもクリニック事業	17,830	17,874	△ 0.2%	維持	—	—	—
			4	在宅医療連携推進事業	20,269	16,565	22.4%	維持	—	—	—
			5	歯科保健推進事業	4,822	4,822	0.0%	維持	—	—	—
			6	骨髄移植ドナー支援事業	1,050	0	皆増	新規	—	—	—
			7	医療相談窓口事業	2,490	2,522	△ 1.3%	維持	—	—	—
				2402 母子保健の充実	870,408	862,156	1.0%				
			1	地区母子連絡会運営事業	170	170	0.0%	維持	—	—	—
			2	妊娠出産支援事業	86,496	93,217	△ 7.2%	維持	—	—	—
			3	両親学級事業	18,358	17,975	2.1%	維持	—	—	—
			4	新生児・産婦訪問指導事業	25,939	26,468	△ 2.0%	維持	—	—	—
			5	身体障害児療育指導事業	5,053	5,073	△ 0.4%	維持	—	—	—
			6	母子健康手帳交付事業	2,242	2,122	5.7%	維持	—	—	—
			7	未熟児及び妊娠高血圧症候群等医療給付事業	37,004	37,004	0.0%	維持	—	—	—
			8	療育医療給付事業	2,833	697	306.5%	レベルアップ	—	○	—
			9	乳児健康診査事業	105,625	90,511	16.7%	レベルアップ	○	○	—
			10	一歳六か月児健康診査事業	63,931	64,074	△ 0.2%	維持	—	—	—
			11	三歳児健康診査事業	41,157	38,507	6.9%	維持	—	—	—
			12	妊婦健康診査事業	434,570	441,715	△ 1.6%	維持	—	—	—
			13	心の発達相談事業	5,096	4,703	8.4%	維持	—	—	—
			14	母親栄養相談事業	1,795	1,782	0.7%	維持	—	—	—
			15	特定不妊治療費助成事業	40,139	38,138	5.2%	維持	—	—	—
				10 誰もが自立し、安心して暮らせる福祉施策の推進	149,012,469	149,557,808	△ 0.4%				
				25 総合的な福祉の推進	52,388,191	50,013,624	4.7%				
				2501 相談支援体制の充実・手続きの簡素化	802,001	805,592	△ 0.4%				
			1	民生委員推薦会運営事業	398	383	3.9%	維持	—	—	—
			2	民生・児童委員活動事業	43,260	41,592	4.0%	維持	—	—	—
			3	介護給付費等支給審査会運営事業	6,563	6,256	4.9%	維持	—	—	—
			4	地域自立支援協議会運営事業	439	440	△ 0.2%	維持	—	—	—
		介	5	地域包括支援センター運営事業	749,331	755,004	△ 0.8%	維持	—	—	—
		護	6	地域ケア会議推進事業	2,010	1,917	4.9%	維持	—	—	—
				2502 在宅支援サービスの拡充	32,761,970	30,754,946	6.5%				
			1	社会福祉協議会事業費助成事業	152,533	158,749	△ 3.9%	維持	—	—	—
			2	裁判員制度参加支援事業	66	79	△ 16.5%	維持	—	—	—
			3	身体障害者緊急通報システム設置事業	911	1,064	△ 14.4%	維持	—	—	—
			4	重度脳性麻痺者介護事業	28,453	28,448	0.0%	維持	—	—	—
			5	心身障害者紙おむつ支給事業	36,496	34,474	5.9%	維持	—	—	—
			6	心身障害者福祉電話事業	1,690	2,120	△ 20.3%	維持	—	—	—
			7	心身障害者寝具乾燥消毒・水洗い事業	1,016	939	8.2%	維持	—	—	—
			8	心身障害者出張調髪サービス事業	5,542	5,710	△ 2.9%	維持	—	—	—
			9	緊急一時保護事業	3,393	3,532	△ 3.9%	維持	—	—	—
			10	心身障害者家具転倒防止器具取付事業	176	210	△ 16.2%	維持	—	—	—
			11	重度障害者等在宅リハビリテーション支援事業	9,265	9,265	0.0%	維持	—	—	—
			12	重症心身障害児(者)在宅スパイト支援事業	8,010	5,712	40.2%	維持	—	—	—
			13	介護給付等給付事業	8,361,440	7,480,986	11.8%	維持	—	—	—
			14	高額障害福祉サービス費給付事業	6,188	4,473	38.3%	維持	—	—	—
			15	相談支援給付事業	104,666	93,608	11.8%	維持	—	—	—
			16	自立支援医療費給付事業	711,217	749,367	△ 5.1%	維持	—	—	—
			17	療養介護医療費給付事業	88,616	77,652	14.1%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策 取り組 の 実施 状況	事務事業名称	31年度 予算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
								目的 妥当性	有効 性	効率 性
			18 心身障害者日常生活用具給付事業	108,237	93,319	16.0%	維持	—	—	—
			19 身体障害者住宅設備改善給付事業	12,882	13,362	△ 3.6%	維持	—	—	—
			20 訪問介護利用者負担軽減事業	158	159	△ 0.6%	維持	—	—	—
		◆	21 小規模多機能型居宅介護施設整備事業	62,437	70,020	△ 10.8%	維持	—	—	—
			22 認知症高齢者支援事業※1	0	748	皆減	廃止(事務事業統合)	—	—	—
			23 高齢者寝具乾燥消毒・水洗い事業	1,999	2,000	△ 0.0%	維持	—	—	—
			24 高齢者出張調髪サービス事業	21,877	21,879	△ 0.0%	維持	—	—	—
			25 高齢者紙おむつ支給事業	208,285	184,998	12.6%	維持	—	—	—
			26 出張三療サービス事業	8,476	10,318	△ 17.9%	維持	—	—	—
			27 食事サービス事業	56,446	66,054	△ 14.5%	維持	—	—	—
			28 高齢者福祉電話事業	25,644	29,607	△ 13.4%	維持	—	—	—
			29 非常ベル及び自動消火器設置事業	1,173	1,280	△ 8.4%	維持	—	—	—
			30 補聴器支給事業	21,106	17,968	17.5%	維持	—	—	—
			31 高齢者生活支援ホームヘルパー派遣事業	795	994	△ 20.0%	維持	—	—	—
			32 家族介護慰労金支給事業	400	500	△ 20.0%	維持	—	—	—
			33 高齢者日常生活用具給付事業	13,406	12,751	5.1%	維持	—	—	—
			34 高齢者住宅設備改修給付事業	123,014	131,692	△ 6.6%	維持	—	—	—
			35 高齢者家具転倒防止器具取付事業	3,087	2,794	10.5%	維持	—	—	—
			36 高齢者緊急通報システム設置事業	11,651	11,469	1.6%	維持	—	—	—
			37 シルバーステイ事業	32,645	32,717	△ 0.2%	維持	—	—	—
			38 法人立施設短期入所送迎助成事業	0	7,004	皆減	廃止	—	—	○
			39 介護保険施設管理事業	137,832	120,390	14.5%	維持	—	—	—
			40 地域密着型介護施設管理運営事業	113,832	107,293	6.1%	維持	—	—	—
			41 精神・育成自立支援医療費給付事業	13,055	12,991	0.5%	維持	—	—	—
			42 居宅介護サービス給付費	18,578,770	17,560,680	5.8%	維持	—	—	—
			43 居宅介護福祉用具購入費	54,760	57,720	△ 5.1%	維持	—	—	—
			44 居宅介護住宅改修費	72,825	62,223	17.0%	維持	—	—	—
			45 居宅介護サービス計画給付費	1,641,750	1,516,800	8.2%	維持	—	—	—
			46 介護予防サービス給付費	592,284	516,084	14.8%	維持	—	—	—
			47 介護予防福祉用具購入費	20,460	20,184	1.4%	維持	—	—	—
			48 介護予防住宅改修費	52,143	51,615	1.0%	維持	—	—	—
			49 介護予防サービス計画給付費	89,250	95,400	△ 6.4%	維持	—	—	—
			50 特定入所者介護予防サービス費	1,085	960	13.0%	維持	—	—	—
			51 介護予防・生活支援サービス事業	958,681	1,016,967	△ 5.7%	レベルアップ	○	○	○
			52 介護予防ケアマネジメント事業費	138,710	195,929	△ 29.2%	維持	—	—	—
			53 介護予防把握事業	887	887	0.0%	維持	—	—	—
			54 介護予防普及啓発事業	5,153	5,077	1.5%	維持	—	—	—
			55 一般介護予防教室事業	4,953	4,758	4.1%	維持	—	—	—
			56 介護予防グループ活動事業	3,342	3,339	0.1%	維持	—	—	—
			57 地域介護予防活動支援事業	4,570	4,821	△ 5.2%	維持	—	—	—
			58 地域リハビリテーション活動支援事業	2,088	2,088	0.0%	維持	—	—	—
			59 高齢者家族介護教室事業	2,031	2,040	△ 0.4%	維持	—	—	—
			60 高齢者生活支援体制整備事業	13,614	13,138	3.6%	維持	—	—	—
			61 認知症高齢者支援事業	15,196	11,143	36.4%	レベルアップ	○	○	○
			62 在宅医療・介護連携推進事業	8,010	402	1892.5%	レベルアップ	○	○	○
			63 住宅改修支援事業	614	720	△ 14.7%	維持	—	—	—
			64 総合事業審査支払手数料	2,679	3,276	△ 18.2%	維持	—	—	—
			2503 入所・居住型施設の整備・充実	11,450,571	11,640,040	△ 1.6%				
			1 ミドルステイ事業	3,458	3,458	0.0%	維持	—	—	—
			2 心身障害者入所措置事業	2,875	2,893	△ 0.6%	維持	—	—	—
			3 知的障害者入所更生施設(バサー・ジュいなぎ)整備事業	1,500	1,500	0.0%	維持	—	—	—
			4 知的障害者入所更生施設(愛幸)整備事業	3,000	3,000	0.0%	維持	—	—	—
			5 知的障害者入所更生施設(やすらぎの杜)整備事業	3,000	3,000	0.0%	維持	—	—	—
		◆	6 障害者多機能型入所施設整備事業	1,373	0	皆増	新規	—	—	—
			7 知的障害者ショートステイ推進事業	949	949	0.0%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	実施の取組	施策を実施する現在の状況	事務事業名称	31年度 予算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
		8		障害者グループホーム接護事業	16,750	17,890	△ 6.4%	維持	—	—	—
		9		リバーハウス東砂管理運営事業	65,545	56,941	15.1%	維持	—	—	—
		10		心身障害者生活寮運営費助成事業	16,130	16,130	0.0%	維持	—	—	—
		11		精神障害者グループホーム運営費助成事業	10,947	11,842	△ 7.6%	維持	—	—	—
		12		知的障害者入所更生施設(恩方育成園)整備事業	0	3,750	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
	◆	13		特別養護老人ホーム等(コスモス)整備事業	17,800	17,800	0.0%	維持	—	—	—
	◆	14		特別養護老人ホーム等(三井陽光苑)整備事業	14,200	14,200	0.0%	維持	—	—	—
	◆	15		特別養護老人ホーム等(あじさい)整備事業	9,600	9,600	0.0%	維持	—	—	—
	◆	16		特別養護老人ホーム等(芳香苑)整備事業	2,000	2,000	0.0%	維持	—	—	—
	◆	17		特別養護老人ホーム等(カメリア)整備事業	2,000	2,000	0.0%	維持	—	—	—
	◆	18		認知症高齢者グループホーム整備事業	137,000	220,650	△ 37.9%	維持	—	—	—
	◆	19		都市型軽費老人ホーム整備事業	100,000	100,000	0.0%	維持	—	—	—
		20		民営化介護保険施設運営支援事業	434,000	450,000	△ 3.6%	維持	—	—	—
	◆	21		特別養護老人ホーム等(らん花園)整備事業	0	19,400	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
		22		養護老人ホーム入所措置事業	234,368	243,233	△ 3.6%	維持	—	—	—
		23		特別養護老人ホーム入所措置事業	1,416	1,416	0.0%	維持	—	—	—
		24		特別養護老人ホーム入所調整事業	1,714	1,700	0.8%	維持	—	—	—
	介護	25		施設介護サービス給付費	9,470,946	9,504,288	△ 0.4%	維持	—	—	—
	介護	26		特定入所者介護サービス費	900,000	932,400	△ 3.5%	維持	—	—	—
		2504 質の高い福祉サービスの提供			7,373,649	6,813,046	8.2%				
	♥	1		福祉サービス第三者評価推進事業	65,481	72,078	△ 9.2%	維持	—	—	—
		2		社会福祉法人認可・指導監査事業	1,080	1,064	1.5%	維持	—	—	—
		3		障害福祉サービス等適正化事業	597	0	皆増	新規	—	—	—
		4		認定調査等事業	32,393	31,131	4.1%	維持	—	—	—
		5		障害者計画進行管理事業	9,606	640	1400.9%	維持	—	—	—
		6		高齢者保健福祉計画進行管理事業	8,664	4,480	93.4%	維持	—	—	—
		7		介護サービス利用者負担軽減事業	5,862	6,199	△ 5.4%	維持	—	—	—
		8		介護保険会計繰出金	5,588,696	5,042,142	10.8%	レベルアップ	○	○	○
		9		介護保険運営事業	20,053	18,137	10.6%	維持	—	—	—
		10		国民健康保険連合会負担金	262	259	1.2%	維持	—	—	—
		11		賦課徴収事務	53,822	52,877	1.8%	維持	—	—	—
		12		介護認定審査会運営事業	60,438	50,402	19.9%	維持	—	—	—
		13		認定調査等事業	253,083	251,060	0.8%	維持	—	—	—
		14		被保険者啓発事業	11,154	6,996	59.4%	維持	—	—	—
		15		審査支払手数料	32,356	28,836	12.2%	維持	—	—	—
		16		高額介護サービス費	836,460	827,560	1.1%	維持	—	—	—
		17		高額医療合算介護サービス費	154,000	183,150	△ 15.9%	維持	—	—	—
		18		財政安定化基金拠出金	1	1	0.0%	維持	—	—	—
		19		高額介護予防サービス費	2,268	1,800	26.0%	維持	—	—	—
		20		高額医療合算介護予防サービス費	4,480	2,500	79.2%	維持	—	—	—
		21		介護費用適正化事業	15,748	15,129	4.1%	維持	—	—	—
		22		介護給付費準備基金積立金	2,145	1,605	33.6%	維持	—	—	—
		23		第一号被保険者保険料還付金	15,000	15,000	0.0%	維持	—	—	—
		24		返納金	200,000	200,000	0.0%	維持	—	—	—
		26 地域で支える福祉の充実			1,253,514	1,216,649	3.0%				
		2601 高齢者の生きがいづくりと能力活用の支援			1,091,782	1,066,014	2.4%				
		1		シルバー人材センター管理運営費補助事業	63,599	61,981	2.6%	維持	—	—	—
		2		敬老の集い事業	11,893	10,772	10.4%	維持	—	—	—
		3		敬老祝金支給事業	73,570	67,993	8.2%	維持	—	—	—
		4		ふれあい入浴事業	112,302	121,420	△ 7.5%	維持	—	—	—
		5		老人クラブ支援事業	50,118	50,104	0.0%	維持	—	—	—
		6		高齢者代表訪問事業	372	465	△ 20.0%	維持	—	—	—
		7		高齢者総合福祉センター管理運営事業	65,383	64,074	2.0%	維持	—	—	—
		8		老人福祉センター管理運営事業	187,745	183,624	2.2%	維持	—	—	—
		9		福祉会館管理運営事業	155,484	140,303	10.8%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取り組むための施策の実現	事務事業名称	31年度 予算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
			10	児童・高齢者総合施設管理運営事業	357,216	351,178	1.7%	維持	—	—	—
			11	福祉部作業所管理事業	100	100	0.0%	維持	—	—	—
			12	地域交流サロン運営費助成事業	14,000	14,000	0.0%	維持	—	—	—
				2602福祉人材の育成	108,694	98,007	10.9%				
			1	ボランティアセンター運営費助成事業	45,796	37,981	20.6%	維持	—	—	—
			2	手話通訳者・協力員養成事業	6,728	5,480	22.8%	レベルアップ	○	○	—
			3	障害者特定相談支援事業所就業・定着促進事業	3,860	7,720	△ 50.0%	維持	—	—	—
			4	介護従事者確保支援事業	51,358	45,461	13.0%	維持	—	—	—
			5	シニア世代地域活動あと押し事業	952	1,365	△ 30.3%	維持	—	—	—
				2603地域ネットワークの整備	53,038	52,628	0.8%				
			1	ヘルプカード・ヘルプマーク発行事業	167	12	1291.7%	維持	—	—	—
			2	声かけ訪問事業	9,658	10,670	△ 9.5%	維持	—	—	—
			3	電話訪問事業	5,748	5,625	2.2%	維持	—	—	—
		♥	4	高齢者地域見守り支援事業	37,455	36,311	3.2%	維持	—	—	—
			5	高齢者あんしん情報キット配布事業	10	10	0.0%	維持	—	—	—
				27自立と社会参加の促進	95,370,764	98,327,535	△ 3.0%				
				2701権利擁護の推進	55,239	50,821	8.7%				
		♥	1	権利擁護推進事業	30,611	34,166	△ 10.4%	維持	—	—	—
		♥	2	成年後見制度利用支援事業	12,264	6,888	78.0%	維持	—	—	—
		♥	3	心身障害者区長申立支援事業	733	733	0.0%	維持	—	—	—
			4	障害者虐待防止事業	383	389	△ 1.5%	維持	—	—	—
		♥	5	高齢者区長申立支援事業	1,897	1,369	38.6%	維持	—	—	—
			6	高齢者虐待防止事業	9,013	6,938	29.9%	維持	—	—	—
		♥	7	精神障害者区長申立支援事業	338	338	0.0%	維持	—	—	—
				2702障害者の社会参加の推進	4,521,139	4,730,821	△ 4.4%				
			1	勤労障害者表彰事業	134	134	0.0%	維持	—	—	—
			2	身体・知的障害者相談事業	931	931	0.0%	維持	—	—	—
			3	高次脳機能障害者支援促進事業	5,491	5,417	1.4%	維持	—	—	—
			4	点訳サービス事業	967	1,003	△ 3.6%	維持	—	—	—
			5	障害者就労支援庁内実習事業	216	216	0.0%	維持	—	—	—
			6	心身障害者福祉手当支給事業	1,596,198	1,648,478	△ 3.2%	維持	—	—	—
			7	人工肛門用器具等購入費助成事業	2,003	2,025	△ 1.1%	維持	—	—	—
			8	障害者就労・生活支援センター運営事業	12,162	12,136	0.2%	維持	—	—	—
			9	障害福祉サービス・障害児通所支援事業運営費助成事業	258,523	255,199	1.3%	維持	—	—	—
			10	障害者日中活動系サービス推進事業	286,446	280,451	2.1%	維持	—	—	—
			11	障害者常設販売コーナー庁内出店事業	973	973	0.0%	維持	—	—	—
			12	障害者福祉大会事業	2,661	2,632	1.1%	維持	—	—	—
			13	リフト付福祉タクシー運行事業	30,000	30,000	0.0%	維持	—	—	—
			14	福祉タクシー利用支援事業	269,631	275,067	△ 2.0%	維持	—	—	—
			15	自動車燃料費助成事業	22,557	21,944	2.8%	維持	—	—	—
			16	中等度難聴児補聴器給付事業	1,370	1,370	0.0%	維持	—	—	—
			17	障害者(児)施設安全対策整備費補助事業	4,500	9,600	△ 53.1%	維持	—	—	—
			18	パラリンピック促進事業	31,438	6,500	383.7%	レベルアップ	○	○	—
			19	障害者施設自主生産品開発支援事業	2,250	0	皆増	新規	—	—	—
			20	臨海部障害児通所支援施設整備事業	0	5,000	皆減	廃止(単年度)	—	—	—
			21	補装具給付事業	104,452	92,462	13.0%	維持	—	—	—
			22	移動支援給付事業	315,594	457,194	△ 31.0%	維持	—	—	—
			23	更生訓練費給付事業	632	666	△ 5.1%	維持	—	—	—
			24	手話通訳者派遣事業	14,720	14,727	△ 0.0%	維持	—	—	—
			25	要約筆記者派遣事業	1,153	1,153	0.0%	維持	—	—	—
			26	自動車改造費助成事業	1,339	1,339	0.0%	維持	—	—	—
			27	自動車運転教習費助成事業	660	660	0.0%	維持	—	—	—
			28	地域活動支援センター事業	92,273	91,902	0.4%	維持	—	—	—
			29	障害者福祉センター管理運営事業	286,845	289,997	△ 1.1%	維持	—	—	—
			30	障害児(者)通所支援施設管理運営事業	1,175,020	1,170,561	0.4%	レベルアップ	○	—	○

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取り組むための施策の実現	事務事業名称	31年度 予算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
		◆	31	ワークセンターつばさ改修事業	0	51,084	皆減	廃止(単年度)	—	—	—
				2703健康で文化的な生活の保障	90,794,386	93,545,893	△ 2.9%				
			1	基礎年金事業	4,057	4,026	0.8%	維持	—	—	—
			2	在日無年金定住外国人等特別給付金支給事業	1,450	1,630	△ 11.0%	維持	—	—	—
			3	国民健康保険基盤安定繰出金	1,288,966	1,305,916	△ 1.3%	維持	—	—	—
			4	保険者支援分国民健康保険基盤安定繰出金	724,327	728,521	△ 0.6%	維持	—	—	—
			5	旧軍人及び戦没者遺族等援護事業	353	353	0.0%	維持	—	—	—
			6	行旅死・病人取扱事業	15,817	15,817	0.0%	維持	—	—	—
			7	婦人相談事業	17,997	17,943	0.3%	維持	—	—	—
			8	中国残留邦人生活支援事業	513,680	490,959	4.6%	維持	—	—	—
			9	受験生チャレンジ支援貸付相談事業	8,579	8,568	0.1%	維持	—	—	—
			10	生活困窮者自立相談等支援事業	51,584	56,502	△ 8.7%	維持	—	—	—
			11	まなびサポート事業	26,023	21,153	23.0%	レベルアップ	—	○	—
			12	後期高齢者医療保険基盤安定繰出金	831,428	819,252	1.5%	維持	—	—	—
			13	入院助産事業	18,142	18,509	△ 2.0%	維持	—	—	—
			14	家庭・ひとり親相談事業	19,516	22,647	△ 13.8%	維持	—	—	—
			15	生活保護事務	94,070	97,123	△ 3.1%	維持	—	—	—
			16	入浴券支給事業	27,480	31,050	△ 11.5%	維持	—	—	—
			17	就労促進事業	37,351	35,159	6.2%	維持	—	—	—
			18	生活自立支援事業	17,672	17,509	0.9%	維持	—	—	—
			19	生活保護事業	20,202,449	20,410,745	△ 1.0%	維持	—	—	—
			20	国民健康保険会計繰出金	1,899,698	2,280,115	△ 16.7%	レベルアップ	—	○	—
			21	後期高齢者医療会計繰出金	4,533,536	4,252,039	6.6%	レベルアップ	—	○	—
			22	国民健康保険運営事業	264,577	221,003	19.7%	維持	—	—	—
			23	国民健康保険運営協議会運営事業	582	582	0.0%	維持	—	—	—
			24	被保険者啓発事業	20,996	22,591	△ 7.1%	維持	—	—	—
			25	国民健康保険団体連合会負担金	6,330	4,355	45.4%	維持	—	—	—
			26	徴収事業	36,380	38,820	△ 6.3%	維持	—	—	—
			27	一般被保険者療養給付費	28,708,666	29,562,840	△ 2.9%	維持	—	—	—
			28	退職被保険者等療養給付費	188,560	486,813	△ 61.3%	維持	—	—	—
			29	一般被保険者療養費	507,900	668,300	△ 24.0%	維持	—	—	—
			30	退職被保険者等療養費	5,775	12,844	△ 55.0%	維持	—	—	—
			31	審査支払手数料	130,563	106,038	23.1%	維持	—	—	—
			32	一般被保険者高額療養費	4,320,320	4,707,070	△ 8.2%	維持	—	—	—
			33	退職被保険者等高額療養費	52,077	95,768	△ 45.6%	維持	—	—	—
			34	一般被保険者高額介護合算療養費	8,000	8,000	0.0%	維持	—	—	—
			35	退職被保険者等高額介護合算療養費	534	534	0.0%	維持	—	—	—
			36	一般被保険者移送費	1,000	1,026	△ 2.5%	維持	—	—	—
			37	退職被保険者等移送費	500	513	△ 2.5%	維持	—	—	—
			38	出産育児一時金	246,120	264,600	△ 7.0%	維持	—	—	—
			39	支払手数料	89	133	△ 33.1%	維持	—	—	—
			40	葬祭費	49,000	56,000	△ 12.5%	維持	—	—	—
			41	結核・精神医療給付金	42,874	42,415	1.1%	維持	—	—	—
			42	一般被保険者医療給付費分納付金	10,915,848	11,190,447	△ 2.5%	維持	—	—	—
			43	退職被保険者等医療給付費分納付金	34,231	85,529	△ 60.0%	維持	—	—	—
			44	一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金	3,109,100	3,222,588	△ 3.5%	維持	—	—	—
			45	退職被保険者等後期高齢者支援金等分納付金	9,583	24,700	△ 61.2%	維持	—	—	—
			46	介護納付金分納付金	1,247,849	1,345,778	△ 7.3%	維持	—	—	—
			47	財政安定化基金拠出金	1	1	0.0%	維持	—	—	—
			48	退職者医療共同事業拠出金	15	18	△ 16.7%	維持	—	—	—
			49	健診・保健指導事業	457,460	446,932	2.4%	レベルアップ	—	○	—
			50	保養施設開設事業	3,761	3,818	△ 1.5%	維持	—	—	—
			51	医療費通知事業	34,890	40,017	△ 12.8%	維持	—	—	—
			52	訪問保健指導事業	10,572	10,625	△ 0.5%	維持	—	—	—
			53	財政安定化基金償還金	1	1	0.0%	維持	—	—	—

(国民健康保険会計分)

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取り組むための実施策	事務事業名称	31年度 予算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点					
									目的 妥当性	有効 性	効率 性			
				54 一般被保険者保険料還付金	75,912	109,256	△ 30.5%	維持	—	—	—			
				55 退職被保険者等保険料還付金	1,000	1,000	0.0%	維持	—	—	—			
				56 保険給付費等交付金償還金	59,819	1	5981800.0%	維持	—	—	—			
				57 その他償還金	1	622,931	△ 100.0%	維持	—	—	—			
				58 後期高齢者医療制度運営事業	24,029	40,975	△ 41.4%	維持	—	—	—			
				59 徴収事業	29,003	29,360	△ 1.2%	維持	—	—	—			
				60 葬祭費	214,200	196,700	8.9%	維持	—	—	—			
				61 療養給付費負担金	3,718,491	3,469,725	7.2%	維持	—	—	—			
				62 保険料等負担金	4,296,708	4,216,938	1.9%	維持	—	—	—			
				63 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	831,428	819,252	1.5%	維持	—	—	—			
				64 審査支払手数料負担金	115,065	109,265	5.3%	維持	—	—	—			
				65 財政安定化基金拠出金負担金	1	1	0.0%	維持	—	—	—			
				66 保険料未収金補てん分負担金	18,255	6,393	185.5%	維持	—	—	—			
				67 保険料所得割減額分負担金	7,159	6,957	2.9%	維持	—	—	—			
				68 葬祭費負担金	155,000	142,500	8.8%	維持	—	—	—			
				69 後期高齢者医療広域連合事務費分賦金	162,876	156,990	3.7%	維持	—	—	—			
				70 高齢者健康診査事業	324,212	298,886	8.5%	レベルアップ	—	○	—			
				71 保養施設助成事業	152	152	0.0%	維持	—	—	—			
				72 保険料還付金	8,900	8,500	4.7%	維持	—	—	—			
				73 還付加算金	846	876	△ 3.4%	維持	—	—	—			
				74 広域連合交付金返納金	3,000	3,000	0.0%	維持	—	—	—			
				05 住みよさを実感できる世界に誇れるまち				11,387,650	8,965,898	27.0%				
				11 快適な暮らしを支えるまちづくり				6,884,358	6,742,835	2.1%				
				28 計画的なまちづくりの推進				50,459	19,089	164.3%				
2801 計画的な土地利用の誘導				38,337	5,136	646.4%								
			1 都市計画審議会運営事業	1,367	1,364	0.2%	維持	—	—	—				
			2 国土利用計画法届出経由等事業	70	70	0.0%	維持	—	—	—				
			3 都市計画調整事業	5,242	3,702	41.6%	維持	—	—	—				
			4 都市計画マスタープラン改定事業	31,658	0	皆増	新規	—	—	—				
2802 区民とともに行うまちづくり				4,749	8,135	△ 41.6%								
			1 まちづくり推進事業	1,179	4,565	△ 74.2%	維持	—	—	—				
			2 水彩都市づくり支援事業	570	570	0.0%	維持	—	—	—				
			3 環境まちづくり推進事業	3,000	3,000	0.0%	維持	—	—	—				
2803 魅力ある良好な景観形成				7,373	5,818	26.7%								
			1 屋外広告物許可事業	210	161	30.4%	維持	—	—	—				
			2 違反屋外広告物除却事業	2,466	2,434	1.3%	維持	—	—	—				
			3 都市景観形成促進事業	4,697	3,223	45.7%	維持	—	—	—				
29 住みよい住宅・住環境の形成				379,325	372,566	1.8%								
2901 多様なニーズに対応した住まいづくり				308,108	301,193	2.3%								
			1 区営住宅維持管理事業	88,914	72,633	22.4%	維持	—	—	—				
			◆ 2 区営住宅改修事業	68,179	77,968	△ 12.6%	維持	—	—	—				
			3 区営住宅整備基金積立金	1,117	1,627	△ 31.3%	維持	—	—	—				
			4 都営住宅募集事業	1,691	1,675	1.0%	維持	—	—	—				
			5 高齢者住宅管理運営事業	144,196	129,045	11.7%	維持	—	—	—				
			6 お部屋探しサポート事業	4,011	3,682	8.9%	レベルアップ	—	○	—				
			7 優良民間賃貸住宅借上事業	0	14,563	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—				
2902 良質な既存住宅への支援・誘導				12,986	13,151	△ 1.3%								
			1 マンション共用部分リフォーム支援事業	1,149	1,318	△ 12.8%	維持	—	—	—				
			♥ 2 マンション計画修繕調査支援事業	9,644	9,189	5.0%	維持	—	—	—				
			3 マンション管理支援事業	1,964	1,874	4.8%	維持	—	—	—				
			4 住宅リフォーム業者紹介事業	229	225	1.8%	維持	—	—	—				
			5 住宅修築資金融資あっせん事業	0	545	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—				
2903 良好な住環境の推進				58,231	58,222	0.0%								
			1 みんなでまちをきれいにする運動事業	56,677	56,791	△ 0.2%	維持	—	—	—				
			2 アダプトプログラム事業	1,207	1,084	11.3%	維持	—	—	—				

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	実施の取組	施策を実施する目的	事務事業名称	31年度 予算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
		3		美化推進ポスターコンクール事業	236	236	0.0%	維持	—	—	—
		4		マンション等建設指導・調整事業	111	111	0.0%	維持	—	—	—
				30ユニバーサルデザインのまちづくり	113,530	95,833	18.5%				
		3001		ユニバーサルデザインに対する意識の啓発	7,885	7,774	1.4%				
		♥	1	ユニバーサルデザイン推進事業	7,885	7,774	1.4%	維持	—	—	—
		3002		誰もが利用しやすい社会基盤整備への誘導 支援	105,645	88,059	20.0%				
		◆	1	だれでもトイレ整備事業	70,048	59,670	17.4%	維持	—	—	—
		◆	2	公衆便所洋式化事業	29,916	19,859	50.6%	維持	—	—	—
			3	ユニバーサルデザイン整備促進事業	5,348	1,864	186.9%	維持	—	—	—
			4	鉄道駅総合バリアフリー推進事業	333	6,666	△ 95.0%	維持	—	—	—
				31 便利で快適な道路・交通網の整備	6,341,044	6,255,347	1.4%				
		3101		安全で環境に配慮した道路の整備	4,841,172	4,728,038	2.4%				
			1	公共用地調査測量事業	7,775	7,699	1.0%	維持	—	—	—
			2	道路事務所管理運営事業	59,359	56,705	4.7%	維持	—	—	—
			3	道路台帳管理事業	15,723	15,392	2.2%	維持	—	—	—
			4	道路区域台帳整備事業	26,279	26,816	△ 2.0%	維持	—	—	—
			5	地籍調査事業	18,608	20,157	△ 7.7%	維持	—	—	—
			6	無電柱化推進計画策定事業	16,297	19,000	△ 14.2%	維持	—	—	—
			7	道路維持管理事業	324,164	316,373	2.5%	維持	—	—	—
			8	道路清掃事業	228,726	213,377	7.2%	維持	—	—	—
		◆	9	道路改修事業	828,807	761,781	8.8%	レベルアップ	○	—	—
		◆	10	都市計画道路補助115号線整備事業	296,022	250,081	18.4%	維持	—	—	—
		◆	11	都市計画道路補助199号線整備事業	83,508	17,997	364.0%	維持	—	—	—
		◆	12	東京オリンピック・パラリンピック会場周辺路線無電柱化事業	453,748	685,473	△ 33.8%	維持	—	—	—
		◆	13	仙台堀川公園周辺路線無電柱化事業	141,916	24,595	477.0%	維持	—	—	—
		◆	14	東京オリンピック・パラリンピック会場周辺路線遮断機整備事業	265,874	179,934	47.8%	維持	—	—	—
			15	私道整備助成事業	100,000	100,000	0.0%	維持	—	—	—
			16	橋梁維持管理事業	40,007	25,708	55.6%	維持	—	—	—
		◆	17	橋梁塗装補修事業	148,747	142,564	4.3%	維持	—	—	—
		◆	18	橋梁点検調査事業	103,935	0	皆増	維持	—	—	—
		◆	19	橋梁耐震調査事業	0	32,865	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
		◆	20	清水橋改修事業	202,984	600	33730.7%	維持	—	—	—
		◆	21	東富橋改修事業	800	40,176	△ 98.0%	維持	—	—	—
		◆	22	御船橋改修事業	333,753	294,915	13.2%	維持	—	—	—
		◆	23	巽橋改修事業	58,735	0	皆増	新規	—	—	—
		◆	24	新高橋改修事業	0	63,300	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
		◆	25	弁天橋改修事業	0	600	皆減	廃止(単年度)	—	—	—
		◆	26	雲雀橋改修事業	0	248,000	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
			27	街路灯維持管理事業	288,513	278,171	3.7%	維持	—	—	—
		◆	28	街路灯改修事業	575,157	565,419	1.7%	維持	—	—	—
			29	防犯灯維持管理助成事業	19,305	19,305	0.0%	維持	—	—	—
			30	交通安全施設維持管理事業	63,927	76,660	△ 16.6%	維持	—	—	—
			31	掘さく道路復旧事業	40,532	44,682	△ 9.3%	維持	—	—	—
			32	移管道路改修事業	97,971	199,693	△ 50.9%	維持	—	—	—
		3102		通行の安全性と快適性の確保	486,266	480,972	1.1%				
			1	交通傷害保険事業	2,791	2,851	△ 2.1%	維持	—	—	—
			2	交通災害見舞金支給事業	1,000	1,000	0.0%	維持	—	—	—
			3	交通安全普及啓発事業	12,897	13,154	△ 2.0%	維持	—	—	—
			4	道路占用許可事業	424	1,679	△ 74.7%	維持	—	—	—
			5	公有地等管理適正化事業	15,636	15,633	0.0%	維持	—	—	—
			6	道路監察指導事業	7,403	7,322	1.1%	維持	—	—	—
			7	公益事業者占用管理事業	4,775	4,697	1.7%	維持	—	—	—
			8	放置自転車対策事業	180,803	193,360	△ 6.5%	維持	—	—	—
			9	自転車駐車場管理運営事業	51,560	56,121	△ 8.1%	維持	—	—	—
			10	民営自転車駐車場補助事業	10,000	10,000	0.0%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	実施策	取組の ための 実施 策を 実現 する ため の 現	事務事業名称	31年度 予算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 の 妥当 性	有 効 性	効 率 性
			11	自転車通行空間整備事業	141,270	116,008	21.8%	維持	—	—	—
			12	コミュニティサイクル推進事業	57,707	59,147	△ 2.4%	維持	—	—	—
			8103	公共交通網の充実	1,013,606	1,046,337	△ 3.1%				
			1	地下鉄8・11号線建設促進事業	951	1,013	△ 6.1%	維持	—	—	—
			2	地下鉄8号線建設基金積立金	1,000,000	1,000,000	0.0%	維持	—	—	—
			3	江東区コミュニティバス運行事業	12,655	45,324	△ 72.1%	維持	—	—	—
			12	安全で安心なまちの実現	4,503,292	2,223,063	102.6%				
			32	災害に強い都市の形成	1,729,486	1,496,744	15.5%				
			8201	耐震・不燃化の推進	1,326,847	1,251,338	6.0%				
		♥	1	民間建築物耐震促進事業	899,599	893,976	0.6%	レベルアップ	○	○	—
		◆	2	細街路拡幅整備事業	130,441	143,997	△ 9.4%	維持	—	—	—
		♥	3	不燃化特区推進事業	285,819	213,365	34.0%	レベルアップ	○	○	—
			4	耐震・不燃化推進事業	10,988	0	皆増	新規	—	—	—
			8202	水害対策の推進	369,735	222,719	66.0%				
			1	水防対策事業	54,452	26,470	105.7%	レベルアップ	○	○	—
			2	下水道整備受託事業	265,211	136,470	94.3%	維持	—	—	—
			3	高潮対策事業	110	110	0.0%	維持	—	—	—
			4	水門維持管理事業	38,248	36,854	3.8%	維持	—	—	—
			5	公園橋・樋管耐震調査事業	0	14,613	皆減	廃止(事業終了)	—	—	—
			6	排水場維持管理事業	11,714	8,202	42.8%	維持	—	—	—
			8203	災害時における救援態勢の整備	32,904	22,687	45.0%				
			1	防災・備蓄倉庫維持管理事業	30,934	21,715	42.5%	維持	—	—	—
			2	船着場維持管理事業	1,970	972	102.7%	維持	—	—	—
			33	地域防災力の強化	2,657,519	614,241	332.7%				
			8301	防災意識の醸成	42,014	46,476	△ 9.6%				
			1	危機管理訓練事業	25,547	25,351	0.8%	維持	—	—	—
			2	危機管理啓発事業	16,467	21,125	△ 22.0%	維持	—	—	—
			8302	災害時における地域救助・救護体制の整備	2,137,307	146,756	1356.4%				
			1	被災者支援事業	4,813	4,813	0.0%	維持	—	—	—
			2	防災会議運営事業	6,563	6,575	△ 0.2%	維持	—	—	—
			3	職員危機管理態勢確立事業	6,199	6,064	2.2%	維持	—	—	—
			4	消防団育成事業	9,495	9,453	0.4%	維持	—	—	—
		♥	5	民間防災組織育成事業	56,498	56,460	0.1%	維持	—	—	—
			6	災害対策資機材整備事業	26,936	34,266	△ 21.4%	維持	—	—	—
			7	消火器整備事業	12,237	14,183	△ 13.7%	維持	—	—	—
			8	防災基金積立金	2,000,033	34	5882350.0%	レベルアップ	○	—	—
			9	地区別防災カルテ推進事業	3,818	3,818	0.0%	維持	—	—	—
			10	災害救助活動事業	855	855	0.0%	維持	—	—	—
			11	国民保護協議会運営事業	2,826	2,821	0.2%	維持	—	—	—
			12	小災害り災者応急援助事業	1,748	2,096	△ 16.6%	維持	—	—	—
			13	災害弔慰金支給事業	5,000	5,000	0.0%	維持	—	—	—
			14	災害援護資金貸付事業	29	59	△ 50.8%	維持	—	—	—
			15	避難行動支援事業	257	259	△ 0.8%	維持	—	—	—
			3303	災害時の避難所等における環境整備	478,198	421,009	13.6%				
			1	災害情報通信設備維持管理事業	340,838	305,084	11.7%	維持	—	—	—
		◆	2	災害情報通信設備整備事業	24,668	36,060	△ 31.6%	維持	—	—	—
			3	備蓄物資整備事業	79,900	47,374	68.7%	レベルアップ	○	—	—
			4	拠点避難所公衆無線LAN維持管理事業	32,792	32,491	0.9%	維持	—	—	—
			34	事故や犯罪のないまちづくり	116,287	112,078	3.8%				
			3402	地域防犯力の強化と防犯環境の整備	116,287	112,078	3.8%				
		♥	1	生活安全対策事業	116,287	112,078	3.8%	レベルアップ	○	○	—
			06	計画の実現に向けて	15,175,016	13,013,712	16.6%				
			41	区民の参画・協働と開かれた区政の実現	372,914	337,938	10.3%				
			4102	積極的な情報提供・共有と透明・公正な行財政運営	372,914	337,938	10.3%				
			1	情報公開・個人情報保護制度運営事業	2,369	2,962	△ 20.0%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	実施の取組	施策を実施するための	事務事業名称	31年度 予算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
		2		外部監査事業	9,224	9,057	1.8%	維持	—	—	—
		3		区報発行事業	183,605	166,611	10.2%	レベルアップ	○	○	—
		4		広報誌発行事業	1,463	6,675	△ 78.1%	維持	—	—	—
		5		CATV放送番組制作事業	134,631	118,919	13.2%	維持	—	—	—
		6		FM放送番組制作事業	8,584	5,963	44.0%	レベルアップ	○	○	—
		7		法律・行政相談事業	5,223	5,203	0.4%	維持	—	—	—
		8		広聴事業	2,438	2,557	△ 4.7%	維持	—	—	—
		9		ホームページ運営事業	10,920	10,162	7.5%	維持	—	—	—
		10		こうとう情報ステーション運営事業	1,900	1,978	△ 3.9%	維持	—	—	—
		11		こうとうPRコーナー運営事業	2,412	3,010	△ 19.9%	維持	—	—	—
		12		広報事務	6,412	4,841	32.5%	維持	—	—	—
		13		世論調査事業	3,733	0	皆増	維持	—	—	—
		42スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営			7,968,790	7,189,872	10.8%				
		4201 施策・事業の効率性の向上と行政資源の有効活用			7,916,614	7,143,984	10.8%				
		1		区政功労者表彰事業	5,397	5,561	△ 2.9%	維持	—	—	—
		2		永年勤続職員感謝状贈呈事業	948	1,215	△ 22.0%	維持	—	—	—
		3		庁有車管理事業	41,358	40,898	1.1%	維持	—	—	—
		4		総務事務	238,239	216,822	9.9%	維持	—	—	—
		5		文書事務	94,237	71,672	31.5%	維持	—	—	—
		6		営繕事務	21,805	18,310	19.1%	維持	—	—	—
		7		緊急雇用創出事業	7,348	8,738	△ 15.9%	維持	—	—	—
		8		オリンピック・パラリンピック開催準備事業	69,649	30,270	130.1%	レベルアップ	○	○	—
		9		職員福利厚生事業	64,469	64,968	△ 0.8%	維持	—	—	—
		10		職員安全衛生事業	116,967	114,199	2.4%	維持	—	—	—
		11		職員公務災害補償事業	39,543	40,069	△ 1.3%	維持	—	—	—
		12		職員寮維持管理事業	1,070	1,169	△ 8.5%	維持	—	—	—
		13		人事事務	356,511	186,555	91.1%	維持	—	—	—
		14		給与事務	1,631	1,021	59.7%	維持	—	—	—
		15		契約・検査事務	1,298	1,298	0.0%	維持	—	—	—
		16		会計事務	34,235	34,025	0.6%	維持	—	—	—
		17		用品事務	12,898	13,348	△ 3.4%	維持	—	—	—
		18		庁舎維持管理事業	490,800	646,564	△ 24.1%	維持	—	—	—
		19		総合区民センター維持管理事業	151,312	119,645	26.5%	維持	—	—	—
		20		豊洲シビックセンター維持管理事業	332,071	300,327	10.6%	維持	—	—	—
		21		駐車場管理事業	5,701	18,395	△ 69.0%	維持	—	—	—
		22		財産管理事業	17,129	29,972	△ 42.8%	維持	—	—	—
		23		土地開発公社負担金	150	150	0.0%	維持	—	—	—
		24		電子自治体構築事業	1,327,830	1,005,991	32.0%	維持	—	—	—
		♥25		SPORTS & SUPPORTS ブランディング推進事業	27,810	25,979	7.0%	レベルアップ	○	○	—
		26		国際交流員活用事業	6,381	6,160	3.6%	維持	—	—	—
		27		電子計算事務	2,993,052	2,659,839	12.5%	維持	—	—	—
		28		出張所管理運営事業	54,264	53,122	2.1%	維持	—	—	—
		29		証明書自動交付サービス事業	30,946	36,923	△ 16.2%	維持	—	—	—
		30		総合窓口事業	183,080	180,136	1.6%	維持	—	—	—
		31		区民部管理事務	892	1,161	△ 23.2%	維持	—	—	—
		32		個人番号カード交付事業	543,948	551,843	△ 1.4%	維持	—	—	—
		33		戸籍管理事業	7,830	9,283	△ 15.7%	維持	—	—	—
		34		住民記録事業	17,050	21,292	△ 19.9%	維持	—	—	—
		35		印鑑登録事業	2,465	3,465	△ 28.9%	維持	—	—	—
		36		統計調査事務	2,730	948	188.0%	維持	—	—	—
		37		基幹統計調査事業	17,570	25,729	△ 31.7%	維持	—	—	—
		38		地域振興管理事務	910	2,241	△ 59.4%	維持	—	—	—
		39		監査委員運営事業	22,825	22,930	△ 0.5%	維持	—	—	—
		40		監査事務局運営事業	2,353	2,156	9.1%	維持	—	—	—
		41		福祉部管理事務	11,642	10,434	11.6%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策 取組 の ため の 現	事務事業名称	31年度 予算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
								目的 妥当性	有効 性	効率 性
		42	障害者福祉事務	18,102	17,681	2.4%	維持	—	—	—
		43	高齢者福祉事務	7,009	10,534	△ 33.5%	維持	—	—	—
		44	児童福祉事務	4,386	3,852	13.9%	維持	—	—	—
		45	入園事務	82,296	52,134	57.9%	維持	—	—	—
		46	保健所事務	43,056	41,116	4.7%	維持	—	—	—
		47	環境清掃部管理事務	1,980	1,967	0.7%	維持	—	—	—
		48	清掃事務	1,186	1,052	12.7%	維持	—	—	—
		49	商工管理事務	3,003	1,917	56.7%	維持	—	—	—
		50	土木管理事務	15,813	13,336	18.6%	維持	—	—	—
		51	公共建設統計調査事業	458	453	1.1%	維持	—	—	—
		52	交通対策事務	1,083	801	35.2%	維持	—	—	—
		53	道路橋梁管理事務	2,503	1,661	50.7%	維持	—	—	—
		54	都市整備事務	2,328	2,966	△ 21.5%	維持	—	—	—
		55	建築確認・指導等実施事業	26,194	26,031	0.6%	維持	—	—	—
		56	建築審査会運営事業	2,516	2,108	19.4%	維持	—	—	—
		57	建築紛争調停委員会運営事業	959	969	△ 1.0%	維持	—	—	—
		58	教育委員会運営事業	13,501	13,547	△ 0.3%	維持	—	—	—
		59	教育委員会事務局運営事業	19,933	19,971	△ 0.2%	維持	—	—	—
		60	学校跡地施設管理事業	500	547	△ 8.6%	維持	—	—	—
		61	学校施設管理事務	25,011	74,121	△ 66.3%	維持	—	—	—
		62	教育指導事務	205,573	191,568	7.3%	レベルアップ	○	—	—
		63	放課後支援管理事務	880	829	6.2%	維持	—	—	—
		64	国庫支出金返納金	20,000	20,000	0.0%	維持	—	—	—
		65	都支出金返納金	60,000	60,000	0.0%	維持	—	—	—
			4203政策形成能力を備えた職員の育成	52,176	45,888	13.7%				
		1	職員研修事業	38,890	32,783	18.6%	維持	—	—	—
		2	職員報発行事業	1,319	1,399	△ 5.7%	維持	—	—	—
		3	職員等提案制度事業	3,967	3,706	7.0%	維持	—	—	—
		4	職員自主企画調査事業	8,000	8,000	0.0%	維持	—	—	—
			43自律的な区政基盤の確立	6,833,312	5,485,902	24.6%				
			4301自律的な区政基盤の強化	1,226,355	861,024	42.4%				
		1	議会運営事業	627,388	607,971	3.2%	維持	—	—	—
		2	行政調査事業	1,914	252	659.5%	維持	—	—	—
		3	政務活動事業	105,200	100,800	4.4%	維持	—	—	—
		4	区議会だより発行事業	17,306	17,690	△ 2.2%	維持	—	—	—
		5	区議会事務局運営事業	25,675	40,103	△ 36.0%	維持	—	—	—
		6	人権推進事業	11,668	12,644	△ 7.7%	維持	—	—	—
		7	平和都市宣言趣旨普及事業	2,228	2,320	△ 4.0%	維持	—	—	—
		8	長期計画進行管理事業	29,641	14,991	97.7%	レベルアップ	○	○	—
		9	港湾・臨海部対策事業	1,967	2,048	△ 4.0%	維持	—	—	—
		10	企画調整事務	7,946	8,380	△ 5.2%	維持	—	—	—
		11	選挙管理委員会運営事業	12,950	12,928	0.2%	維持	—	—	—
		12	選挙管理委員会事務局運営事業	809	463	74.7%	維持	—	—	—
		13	明るい選挙推進委員活動事業	2,438	2,166	12.6%	維持	—	—	—
		14	選挙啓発ポスターコンクール事業	596	268	122.4%	維持	—	—	—
		15	選挙執行事業	378,628	37,999	896.4%	維持	—	—	—
		16	特別区競馬組合分担金	1	1	0.0%	維持	—	—	—
			4302安定的な区政運営が可能な財政基盤の確立	5,606,957	4,624,878	21.2%				
		1	財政調整基金積立金	1,800,711	1,200,527	50.0%	維持	—	—	—
		2	減債基金積立金	176,638	191,070	△ 7.6%	維持	—	—	—
		3	公共施設建設基金積立金	1,108	411	169.6%	維持	—	—	—
		4	東京オリンピック・パラリンピック基金積立金	800,000	800,000	0.0%	維持	—	—	—
		5	予算事務	10,916	10,763	1.4%	維持	—	—	—
		6	自動車臨時運行許可事業	121	20	505.0%	維持	—	—	—
		7	納税功労者表彰事業	322	335	△ 3.9%	維持	—	—	—

※◆は主要ハード、♥は主要ソフト事業を表す

施策の大綱	基本施策	施策	取組の 実施 の 現	事務事業名称	31年度 予算額 (千円)	30年度 予算額 (千円)	前年比 増減	改善方向	改善の視点		
									目的 妥当性	有効 性	効率 性
			8	納税奨励事業	3,169	3,553	△ 10.8%	維持	—	—	—
			9	過誤納税金還付金及び還付加算金	210,000	190,000	10.5%	維持	—	—	—
			10	賦課事業	146,148	163,285	△ 10.5%	維持	—	—	—
			11	徴収事業	134,682	135,492	△ 0.6%	見直し	○	—	○
			12	特別区債元金	1,998,568	1,570,426	27.3%	維持	—	—	—
			13	特別区債利子	319,968	354,923	△ 9.8%	維持	—	—	—
			14	一時借入金利子	2,425	2,425	0.0%	維持	—	—	—
			15	特別区債管理事務	2,181	1,648	32.3%	維持	—	—	—
07 給与費等					27,144,824	27,409,448	△ 1.0%				
08 予備費					650,000	870,000	△ 25.3%				
総計					302,171,000	291,324,000	3.7%				

長期計画 31年度主要ハード・ソフト事業予算額

(単位:千円)

	ハード事業 ◆ 〔施設事業〕	ソフト事業 ♥ 〔非施設事業〕	合計
01 水と緑豊かな地球環境にやさしいまち	1,325,090	1,744,645	3,069,735
02 未来を担うこどもを育むまち	12,037,652	2,389,237	14,426,889
03 区民の力で築く元気に輝くまち	1,800,933	47,451	1,848,384
04 ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち	346,410	148,779	495,189
05 住みよさを実感できる世界に誇れるまち	3,817,238	1,375,732	5,192,970
06 計画の実現に向けて	0	27,810	27,810
合計	19,327,323	5,733,654	25,060,977

※1 平成31年度より、認知症高齢者支援事業(介護保険会計分)に統合

5. 事業の見直し

(平成31年度当初予算)

平成30年度行政評価の結果を受け、平成31年度当初予算において各事業の見直しを行い、効果的・効率的な区政運営に努めていきます。

※ 本項における見直し内容は、事業内の個別の取り組みに関する見直し等を含んでいるため、事業全体の改善方向を評価する事務事業評価結果とは一致していません。

1 水と緑豊かな地球環境にやさしいまち

事業名	ごみ収集運搬事業		
見直し内容	技能系職員の退職不補充により、委託作業員を拡大。		
事業費	1,745,341 千円	(見直し影響額:	△ 5,537 千円)

2 未来を担う子どもを育むまち

事業名	保育所管理運営事業〔区立保育園の民営化〕		
見直し内容	大島第五保育園の民営化を実施。		
事業費	4,856,608 千円	(見直し影響額:	△ 29,879 千円)

事業名	小学校校舎維持管理事業		
見直し内容	退職不補充により、用務業務委託校を4校追加。		
事業費	1,120,632 千円	(見直し影響額:	△ 57,829 千円)

事業名	中学校校舎維持管理事業		
見直し内容	退職不補充により、機械警備校を1校追加。		
事業費	476,737 千円	(見直し影響額:	△ 7,897 千円)

4 ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち

事業名	法人立施設短期入所送迎助成事業
見直し内容	30年度をもって事業を廃止。
事業費	0千円 (見直し影響額: △7,004千円)

計画の実現に向けて

事業名	徴収事業
見直し内容	訪問・調査業務の外部委託化を実施。
事業費	134,682千円 (見直し影響額: △1,300千円)

6. 參考資料

平成22年7月1日

22江政企第996号

(目的)

第1条 この要綱は、江東区長期計画の分野別計画に定める施策（以下単に「施策」という。）に対する行政評価の実施について必要な事項を定め、もって行政資源を有効活用するとともに、区民にわかりやすい行政運営を実施することを目的とする。

(対象)

第2条 行政評価の対象は、江東区長期計画における次に掲げる事項とする。

- (1) 施策
- (2) 事務事業
- (3) その他区長が必要と認める事項

(施策評価)

第3条 施策を主管する部長（以下「主管部長」という。）は、施策に属する事務事業等を所管する部長（以下「関係部長」という。）と調整のうえ、施策を対象とする評価（以下「施策評価」という。）の一次評価（以下「一次評価」という。）を実施する。

2 江東区外部評価委員会設置要綱（平成22年4月23日22江政企第416号）により設置された江東区外部評価委員会は、一次評価の結果のうち、区長が必要と認める施策について、施策評価の外部評価（以下「外部評価」という。）を実施する。

3 区長は、外部評価の結果（外部評価を実施しない施策については一次評価の結果）を経て、施策評価の二次評価（以下「二次評価」という。）を実施する。

(二次評価の取扱い)

第4条 政策経営部企画課長（以下「企画課長」という。）は、二次評価の結果の原案を作成する。

2 二次評価の結果の原案は、江東区長期計画推進委員会設置要綱（平成22年5月26日22江政企第222号）により設置された長期計画推進委員会

における審議を経た後、江東区庁議等の設置及び運営に関する要綱（昭和40年4月1日）により設置された経営会議に提出し、審議を行う。

- 3 前項の審議を経て、江東区庁議等の設置及び運営に関する要綱により設置された庁議において、施策評価を決定する。
- 4 主管部長及び関係部長は、施策評価に基づき、施策の実現に向けた取組みのあり方の見直しを図るものとする。

（事務事業評価）

第5条 長期計画における施策に定める「施策を実現するための取り組み」の主管課長（以下「主管課長」という。）は、事務事業を所管する課長（以下「関係課長」という。）と調整のうえ、事務事業を対象とする評価（以下「事務事業評価」という。）の一次評価（以下「事務事業一次評価」という。）を実施する。

- 2 企画課長は、事務事業一次評価の結果を踏まえ、事務事業評価の二次評価（以下「事務事業二次評価」という。）を実施する。
- 3 事務事業二次評価の結果は、長期計画推進委員会における審議を経た後、経営会議に提出し、審議を行う。
- 4 前項の審議を経て、事務事業評価は、庁議において決定する。
- 5 関係課長は、事務事業評価に基づき、事務事業の見直しを図るものとする。

（区民への公表）

第6条 区長は、行政評価の終了後行政評価の結果を区民へ公表するものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は政策経営部長が定める。

江東区長期計画の展開 2019

平成31年3月 印刷物登録番号(30)65号

編集発行 江東区政策経営部企画課
東京都江東区東陽4-11-28
電話(3647)9111(代表)

印刷所 エビス印刷工業株式会社
東京都江東区清澄3-9-10
電話(3641)8014